

令和6年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人
公認会計士 山下 康彦

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（１）生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について

監査対象局等：生活文化スポーツ局
公益財団法人東京都私学財団

（２）政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について

監査対象団体：公益財団法人東京都歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団
公益財団法人東京都つながり創生財団

2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について	6	59	65
政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について	6	16	22
合計	12	75	87

目 次

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について.....	1
第1 包括外部監査の概要.....	3
1 外部監査の種類	3
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	3
3 監査対象年度	3
4 監査対象局等	3
5 外部監査の実施期間	3
6 包括外部監査人及び補助者	3
（1）包括外部監査人	3
（2）補助者	3
7 特定の事件を選定した理由	4
8 外部監査の方法	5
（1）基本的な視点	5
（2）主な監査手続	5
9 指摘・意見の件数	8
10 利害関係	8
第2 監査対象の事業内容.....	9
I 生活文化スポーツ局の概要について.....	9
1 役割	9
2 事業体系図	9
3 計画	12
（1）事業計画・方針	12
（2）大規模施設等の新築・改築・改修	12
II 生活文化スポーツ局の各部における事業について.....	15
1 都民生活部	15
（1）事業内容	15
（2）所管施設	25
（3）予算概要	27
2 私学部	28
（1）事業内容	28
（2）予算概要	33
（3）私学財団の概要	35
3 文化振興部	40
（1）事業内容	40

(2) 所管施設	42
(3) 予算概要	44
4 スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部	45
(1) 事業内容	45
(2) 所管施設	53
(3) 予算概要	57
第3 監査の結果.....	59
I 生活文化スポーツ局全体について.....	59
(1) 生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン	59
(2) 生活文化スポーツ局内の内部統制	61
(3) 生活文化スポーツ局所管施設の施設別財務情報	64
II 都民生活部の事業について.....	68
1 多文化共生に係る施策	68
(1) 多文化共生推進指針	68
(2) 太田記念館の運営	70
2 男女平等に係る施策	73
(1) 東京都男女平等参画推進総合計画	73
(2) 女性も男性も輝くTOKYO会議	78
(3) 男女平等参画施策に係るウェブサイトの運営	81
3 東京ウィメンズプラザの運営	83
(1) 計画及び目標管理	83
(2) 施設利用	85
(3) 相談事業	93
(4) 女性活躍推進事業	94
(5) 災害時対応	96
(6) 財産管理	97
4 補助・助成事業	99
(1) 実績報告に係る審査等	99
III 私学部の事業について.....	101
(1) 中長期計画な事業計画の策定	101
(2) 学校法人に対する現地指導・調査	104
(3) 多額の不用額が生じた補助事業	106
(4) 補助金の執行における流用手続	111
(5) 私学財団に対する補助事業に係る検査	115
(6) 高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託	121
(7) 東京都育英資金貸付事業	130

IV 文化振興部の事業について.....	138
(1) 東京文化戦略 2030.....	138
(2) 文化振興事業の財務情報	147
(3) 文化施設の管理運営の方法	149
(4) 寄附金	160
(5) 補助金・助成金の手続	162
V スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業について.....	164
(1) 東京都スポーツ推進総合計画	164
(2) T O K Y Oスポーツレガシービジョン	171
(3) スポーツ施設の利用促進	173
(4) スポーツ施設の改修	182
(5) スポーツ施設の指定管理	184
(6) 補助金	188
(7) 東京スタジアムの施設利用権	194
(8) 一時滞在施設の備蓄品管理	196
(9) 公有財産台帳の管理	197

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について..... 199

第1 包括外部監査の概要.....	201
1 外部監査の種類	201
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	201
3 監査対象年度	201
4 監査対象団体	201
5 外部監査の実施期間	201
6 包括外部監査人及び補助者	201
(1) 包括外部監査人	201
(2) 補助者	201
7 特定の事件を選定した理由	202
8 外部監査の方法	202
(1) 基本的な視点	202
(2) 主な監査手続	203
9 指摘・意見の件数	204
10 利害関係	204
第2 監査対象の事業内容.....	205
I 公益財団法人東京都歴史文化財団.....	205

1	歴史文化財団の概要	205
2	歴史文化財団の事業	206
(1)	公益目的事業	206
(2)	収益事業	209
3	歴史文化財団の財務状況	210
II	公益財団法人東京都交響楽団	212
1	都響の概要	212
2	都響の事業	213
(1)	自主公演	213
(2)	共催・提携公演	213
(3)	青少年のための演奏	214
(4)	その他の事業	214
3	都響の財務状況	216
III	公益財団法人東京都つながり創生財団	218
1	つながり創生財団の概要	218
2	つながり創生財団の事業	219
(1)	多文化共生社会づくりに関する事業	219
(2)	財団の運営基盤の整備	222
3	つながり創生財団の財務状況	223
第3	監査の結果	225
I	公益財団法人東京都歴史文化財団について	225
1	指定管理者としての対応	225
(1)	指定管理者の提案課題	225
2	歴史文化財団の事業	227
(1)	各施設の管理運営目標と予算との関係	227
(2)	負担金・助成金制度	243
(3)	施設の利用料金	245
(4)	文化施設の貸会議室等の有効利用	249
(5)	寄附金等	253
3	歴史文化財団の事務執行	257
(1)	物品管理	257
II	公益財団法人東京都交響楽団について	258
1	都響の事業	258
(1)	都響の演奏会事業	258
(2)	中期経営計画	262
(3)	都響のリスク管理とガバナンス体制	264

(4) 特定資産の積立て	266
2 都響の事務執行	269
(1) 楽器購入資金貸付金	269
(2) 物品の現物管理	271
(3) 有償配布用CD等の管理	272
(4) 公演案内のチラシ	273
Ⅲ 公益財団法人東京都つながり創生財団について.....	275
(1) 経営計画の策定	275
(2) 固定資産の管理	279
(3) 決算プロセス	280

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の 執行について

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について

3 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象局等

生活文化スポーツ局
公益財団法人東京都私学財団

5 外部監査の実施期間

令和6年6月27日から令和7年2月12日まで

6 包括外部監査人及び補助者

（1）包括外部監査人

公認会計士 山下 康彦

（2）補助者

公認会計士	浜田	陽介	公認会計士	木子	裕美
公認会計士	屋島	伸彦	公認会計士	来栖	寛明
公認会計士	三枝	和臣	公認会計士	平野	清秀
公認会計士	遠部	佳孝	公認会計士	太田	雅紀
公認会計士	川越	靖彦	公認会計士	森田	省吾
公認会計士	吉田	峻介	公認会計士	菅田	裕之
公認会計士	土屋	紗喜子	その他	高橋	瑠美
公認会計士	柏崎	あゆみ			

7 特定の事件を選定した理由

都は新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定した。都による文化振興に関する施策は、江戸東京の文化を都民が享受するに留まらず、国内外の多様な文化資源をそれぞれに、また結び付けて世界へ発信していくアーティスト等をサポートする重要な機能を担っている。芸術文化により都民の生活を豊かにするだけでなく、我が国の成長戦略とも結びつく可能性を持っているとも考えられ、その重要性は一段と増している。

また、都はスポーツの振興、スポーツ施設の管理運営など、スポーツに関する施策を総合的に展開している。東京2020大会のレガシーを様々な点で生かしていく上でも今後の施策が重要となってくる。スポーツ振興は様々なイベント等を通じて文化振興とも親和性が高いと考えられ、社会環境の変化を背景に、文化振興ともどもその重要性を増している。

社会環境の変化という点では少子化の影響も重要な要素である。東京都の15歳未満人口の増減率は全国の都道府県の中で最も維持されているものの、近い将来には減少していくことが見込まれている。貧困も一層重い課題となってきた。こうした環境において学校の経営は公私によらず課題が多いと考えられるが、特に私学については、個別の法人ごとの事情を背景にした課題が多く含まれている可能性があり、都による私学振興に関する施策はその重要性を増している。

上記の施策に加え、多文化共生及び男女平等参画の推進は上記施策をより活力のある有用なものとするため重要な基盤であり、併せて都民の関心も高いと考えられる。ついてはこれらの事業について、事務が関係法令に則り、経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することは非常に意義のあることと考え、生活文化スポーツ局の事業を令和6年度の包括外部監査対象事件に選定した。

加えて、公益財団法人東京都私学財団は、育英資金事業等の私学振興を生活文化スポーツ局と一体となっており、重要な役割を果たしていることから、同財団における事務の執行についても併せて監査することが有効と考え、監査対象とした。

8 外部監査の方法

(1) 基本的な視点

生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性（合規性）の観点に加え、いわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、生活文化スポーツ局が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、都に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。生活文化スポーツ局の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。生活文化スポーツ局が行っている事業の中には、例えば、文化振興やスポーツ振興のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。

都が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

なお、公益財団法人東京都私学財団の監査に当たっては、東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例で引用する地方自治法第199条に規定された範囲内に基づき、監査範囲を設定している。具体的には、同財団の監査範囲は、補助金、利子補給及び委託契約に限定している。

(2) 主な監査手続

ア ヒアリング

(ア) 各種事業の内容等について、生活文化スポーツ局の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

(イ) 公益財団法人東京都私学財団の各担当者に対して、補助金、利子補給及び委託契約の管理等について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

(ア) 東京ウィメンズプラザの視察

東京ウィメンズプラザを訪問し、当該施設や実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(イ) 味の素スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザ及び東京都パラスポーツトレーニングセンターの視察

味の素スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザ及び東京都パラスポーツトレーニングセンターを訪問し、各施設の概要や課題等を把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、指定管理のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(ウ) 有明アリーナの視察

有明アリーナを訪問し、施設の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、P F I のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(エ) 公益財団法人東京都私学財団の視察

公益財団法人東京都私学財団を訪問し、実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

エ 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめる。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与している

かといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

オ 報告書の作成

本報告書では、監査の結果の冒頭に生活文化スポーツ局全体について意見を記載している。主に、生活文化スポーツ局3か年のアクションプランや施設別財務情報の公表内容の充実に対する意見である。

その後、各部の事業に対する指摘・意見を記載している。まず、都民生活部の事業では、主に多文化共生や男女平等参画に係る施策、東京ウィメンズプラザの運営について取り上げている。

次に、私学部の事業では、主に私立学校教育助成、公益財団法人東京都私学財団に対する業務委託、東京都育英資金事業について取り上げている。

その後、文化振興部の事業では、主に文化振興事業について取り上げている。

最後に、スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業では、主に東京都スポーツ推進総合計画やTOKYOスポーツレガシービジョン、スポーツ施設について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における各団体等の記載については、表題を除き、以下の略称を用いる。

正式名称	略称
公益財団法人東京都私学財団	私学財団
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響
公益財団法人東京都つながり創生財団	つながり創生財団
東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市 東京を目指して～	東京文化戦略 2030

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
生活文化スポーツ局の事業に関する事務の執行について	6	59	65

10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 生活文化スポーツ局の概要について

1 役割

生活文化スポーツ局は、社会情勢の様々な変化に柔軟に対応しながら、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担っている。

東京の更なる成長の創出とより安全・安心で豊かな都民生活の実現に向け、関係各局と密接に連携しながら、以下の分野をはじめとした施策を広く展開している。

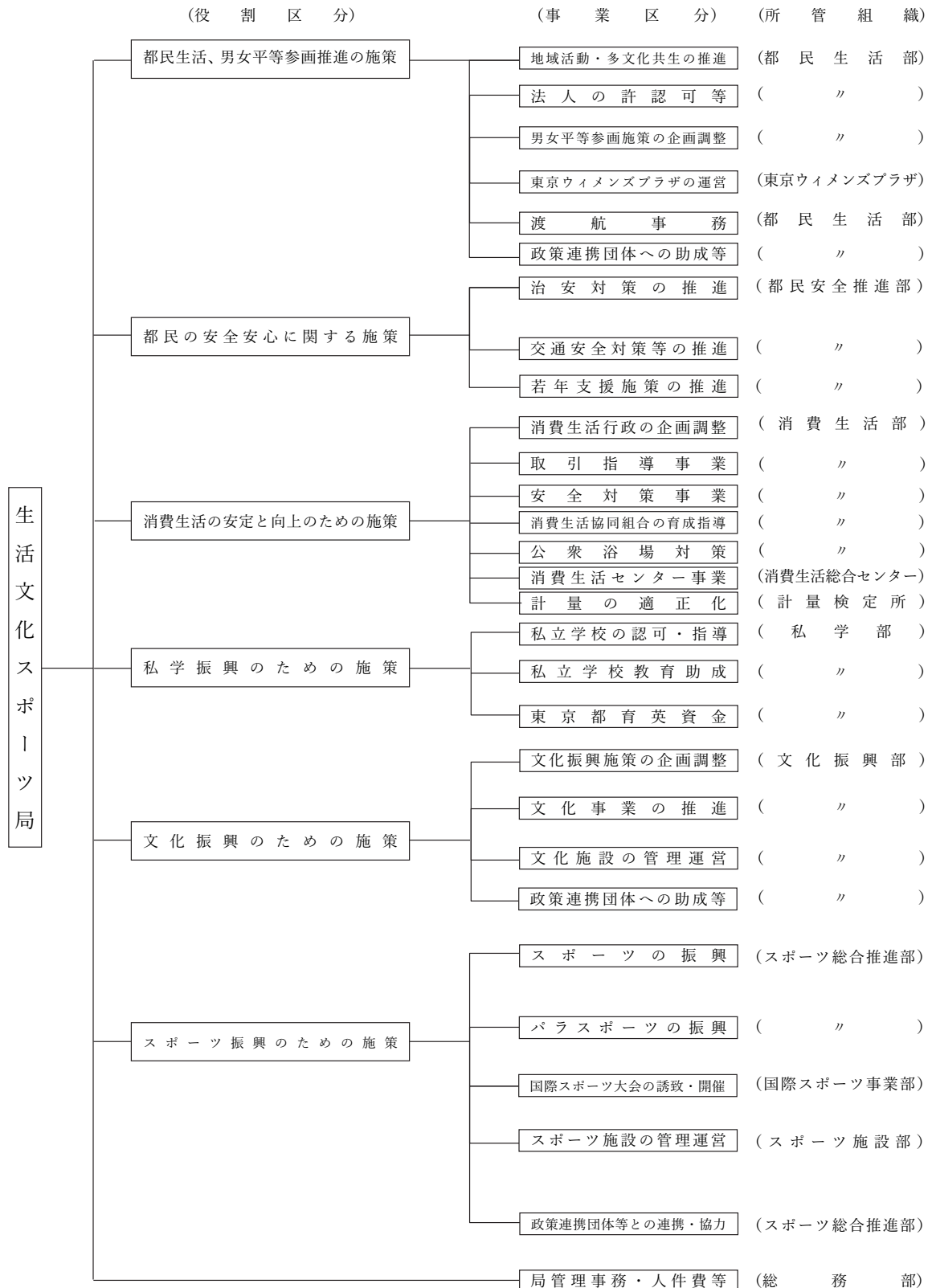
施策	内容
都民生活、男女平等参画推進の施策	多文化共生社会づくりの推進、男女平等参画社会の実現を目指した各種施策の推進及び女性の活躍推進に向けた気運醸成
私学振興のための施策	私立学校の認可事務及び経常費補助や保護者負担軽減補助等の助成策による、私立学校の振興支援
文化振興のための施策	東京の文化を創造するための環境整備、都立文化施設の管理運営、文化施策の展開
スポーツ振興のための施策	スポーツ・パラスポーツ振興のための各種施策の推進、スポーツ施設の管理運営

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人抜粋

2 事業体系図

生活文化スポーツ局の事業体系図は、以下のとおりである。

図A-1-1 生活文化スポーツ局の事業体系図



(主 業)

- ……………共助社会づくりの推進(ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援)、結婚支援、多文化共生社会づくりの推進、東京都太田記念館の管理運営
- ……………公益法人認定法に基づく公益社団法人・公益財団法人の認定及び監督等の事務、宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務、特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務
- ……………男女平等参画に関する施策の総合的推進、女性の活躍推進に関する施策の実施、生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の推進に関する施策の実施、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進
- ……………男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業、配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援等の事業の実施
- ……………都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施
- ……………(公財) 東京都つながり創生財団への助成、運営支援の実施
- ……………安全安心条例に基づく防犯環境の整備や防犯ボランティアの活動支援、子供の安全対策、在住外国人等の安全・安心施策の推進、有害情報等からの保護、再犯防止等の推進、非行少年等の立ち直り支援、身近な犯罪の防止対策、外国人不法就労防止対策、外国人滞在支援対策、暴力団排除対策
- ……………子供・高齢者・外国人等の交通安全教育、飲酒運転対策、交通事故相談、自転車安全利用の普及啓発、放置自転車対策、ITS等を活用した集中的な渋滞対策
- ……………若者総合相談センター「若ナビα」の運営、地域における若者の自立等支援体制の整備(区市町村補助、地域支援者向け講習会、「若ぼた+」等)、地域における青少年健全育成の推進、青少年健全育成審議会の運営、有害情報等からの保護、いじめ問題対策
- ……………消費生活対策審議会の事務局、基本計画の策定等各種企画調整事務の実施、ホームページ「東京くらしWEB」及びSNS等による都民に向けた情報発信、消費生活調査員調査等の実施
- ……………不適正取引行為を行う事業者に対する法令等に基づく行政処分等の実施、法令等に基づく商品・サービス等の表示調査、指導、措置等の実施
- ……………危害・危険情報の収集・分析、商品等の安全性に関する調査、情報提供等の実施
- ……………消費生活協同組合法に基づく指導・監督の実施
- ……………公衆浴場対策協議会の事務局、公衆浴場利用機会の確保のための各種助成施策の実施
- ……………消費生活相談、被害救済、相談テスト、情報提供、消費者教育、消費者活動支援等の実施
- ……………各種特定計量器等の検定・検査等及び普及啓発等の実施
- ……………学校教育法及び私立学校法等に基づき私立学校(幼・小・中・義務教育・高・中等教育・特別支援・専修・各種)及び学校法人の認可・指導認可等について諮問する東京都私立学校審議会の運営、東京都所轄の学校法人に対し学校法人会計基準に関する指導
- ……………私立学校振興助成法に基づき、私立の幼・小・中・高(全日・定時)・特別支援・通信制に対し経常費補助を実施、保護者の経済的負担の軽減を目的とする助成の実施、学校施設設備に関する補助等、各種補助の実施
- ……………(公財) 東京都私学財団が実施する東京都育英資金事業に対する補助の実施、東京都育英資金の返還事務
- ……………文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための東京都芸術文化評議会の運営等、「東京文化戦略2030」の推進、文化振興施策のための総合的企画、各方面との連絡調整及び各種調査、「東京都平和の日」記念行事などの事業を実施
- ……………東京の魅力と活力の創出を図るため、「東京文化戦略2030」事業等の各種文化事業を実施、「アーツカウンシル東京」の取組を充実させること等による文化振興施策の戦略的展開、アーティストへの各種支援策を実施するとともに、公共空間を活動の場として提供
- ……………文化施設(東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京都庭園美術館、トーキョーアーツアンドスペース、東京都渋谷公園通りギャラリー)の管理運営
- ……………(公財) 東京都歴史文化財団、(公財) 東京都交響楽団への助成・運営支援
- ……………東京都スポーツ振興審議会、東京都スポーツ推進総合計画、TOKYOスポーツレガシービジョン等の企画調整、各種スポーツ大会・スポーツイベント、スポーツ情報の発信等、地域スポーツクラブや区市町村等への支援、競技スポーツの振興、ジュニア選手の育成や強化等、大会レガシー継承事業、アーカイブ資産の活用、ボランティアの参画、レガシー設置物等
- ……………パラスポーツ体験プログラム、TOKYOパラスポーツ月間事業等、都立特別支援学校活用促進事業、パラスポーツ人材の活動活性化事業等、東京パラアスリート強化事業、パラスポーツ団体体制強化支援事業等
- ……………東京マラソン、東京レガシーハーフマラソン、GRAND CYCLE TOKYO、東京2025世界陸上、東京2025デフリンピック、ビジョン2025等の推進等
- ……………スポーツ施設(東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、夢の島公園アーチェリー場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター、東京都障害者スポーツセンター、味の素スタジアム、有明アリーナ)の管理運営、スポーツ施設の維持補修、整備
- ……………(公財) 東京都スポーツ文化事業団、(一財) 東京マラソン財団、(株) 東京スタジアム、(公財) 東京都スポーツ協会、(公社) 東京都障害者スポーツ協会、(公財) 東京2025世界陸上財団との連携・協力

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要から監査人抜粋

3 計画

(1) 事業計画・方針

ア 東京都多文化共生推進指針

日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する多文化共生社会実現に向けた指針（平成 28 年 2 月策定）

イ 東京都男女平等参画推進総合計画

男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画で以下 2 つの計画からなる。（令和 4 年 3 月改定）

（ア）東京都女性活躍推進計画

（イ）東京都配偶者暴力対策基本計画

ウ 東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～

2040 年代における東京のあるべき姿を描き、都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した 2022 年度から 2030 年度までの長期計画（令和 4 年 3 月策定）

エ 東京都スポーツ推進総合計画

スポーツ基本法に基づき、スポーツを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして策定（平成 30 年 3 月策定）

オ TOKYO スポーツレガシービジョン

東京 2020 大会の成果をどのようにスポーツの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すものとして策定（令和 4 年 1 月策定）

カ 新規恒久施設の施設運営計画

東京 2020 大会で都が新たに整備する競技施設が、大会後も都民共有の財産として末永く親しまれ、有効活用されるよう、大会後の施設運営の指針として策定（平成 29 年 4 月策定）

(2) 大規模施設等の新築・改築・改修

都有施設は、都の行政運営を支える基本となる施設であり、都民が様々な行政サービスを受けることができる身近な施設である。また、災害発生時には、防災拠点としての役割を果たすなど、都民のみならず、東京を訪れる人々にとっても重要な施設である。

これらの都有施設は、良質な社会資本ストックとして次世代に継承していくため、維持更新を計画的かつ着実にやっていく必要がある。

都有施設は、昭和 40 年代後半から 50 年代及び平成一桁の時期にその多くが整備され、前者については、施設そのものの老朽化が進行しており、後者については、電気、空調、給排水などの設備を中心とした改修時期を迎えている。

そこで都は、平成 21 年 2 月に「主要施設 10 ヶ年維持更新計画」、平成 27 年 3 月に「第二次主要施設 10 ヶ年維持更新計画」、令和 4 年 3 月に「第三次主要施設 10 ヶ年維持更新計画」を策定した。生活文化スポーツ局が所管する文化施設及びスポーツ施設についても、この計画に基づき、施設の劣化状況等を考慮し、都有財産の効果的な活用の観点から、計画的な改築・改修工事を実施しており、東京 2020 大会に向けては、施設の新築工事も実施した。

主な施設とその整備状況は、以下のとおりである。

○対象施設（令和 6 年 8 月現在）

・文化施設

施設名	新築	改築	改修	備考
東京都江戸東京博物館			○	大規模改修工事中
東京都美術館			○	計画中
東京都庭園美術館		○	○	新館改築終了、本館大規模改修終了
東京都写真美術館			○	大規模改修終了
東京都現代美術館			○	大規模改修終了
東京文化会館			○	計画中
東京芸術劇場			○	計画中

・スポーツ施設

施設名	新築	改築	改修	備考
東京体育館			○	計画中
駒沢オリンピック公園総合運動場		○	○	屋内球技場等改築終了、体育館大規模改修工事中、陸上競技場計画中
東京武道館			○	計画中
東京辰巳アイスアリーナ			○	アイスアリーナ転用工事中
有明テニスの森公園テニス施設			○	有明コロシアム大規模改修終了
味の素スタジアム			○	計画中
海の森水上競技場	○			
夢の島公園アーチェリー場	○			
カヌー・スラロームセンター	○			

施設名	新築	改築	改修	備考
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	○			
東京アクアティクスセンター	○			
有明アリーナ	○			
有明アーバンスポーツパーク	○			都工事完了、P F I 事業者工事中

令和 6 年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

Ⅱ 生活文化スポーツ局の各部における事業について

生活文化スポーツ局は、都民生活・男女平等参画推進の施策、私学振興のための施策、文化振興のための施策、スポーツ振興のための施策の4つの機能を担っているが、以下のとおり、それぞれの施策について所管組織が分かれている。

表A-2-1 生活文化スポーツ局の各部の所管組織

生活文化スポーツ局の機能	所管組織
都民生活・男女平等参画推進の施策	1. 都民生活部
私学振興のための施策	2. 私学部
文化振興のための施策	3. 文化振興部
スポーツ振興のための施策	4. スポーツ総合推進部・スポーツ施設部

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

1 都民生活部

都民生活部は、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、多文化共生社会づくりの推進、男女平等参画に関する施策の推進及び女性の活躍推進の気運醸成などを行っている。主な事業は、以下のとおりである。

(1) 事業内容

ア 多文化共生の推進

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、「東京都多文化共生推進指針」を平成28年2月に策定するとともに、つながり創生財団と連携し、多文化共生社会づくりの推進に資する以下の事業を展開している。

(ア) 在住外国人向け生活情報の提供

東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供する「東京都多文化共生ポータルサイト」の運営を行うとともに、東京での暮らしに有用な情報を掲載した生活情報冊子「Life in TOKYO:Your Guide」を6言語で発行している。

(イ) 多文化共生コーディネーター研修

教育や医療など各分野における外国人支援の知識を有し、様々な団体との連携を各地域で包括的にコーディネートできる専門人材を育成するとともに、多文化共生に係る最新情報の提供や受講者間の人的ネットワーク構築を目的としたフォローアップ研修を、つながり創生財団と共催で実施している。

(ウ) 外国人相談窓口の運営

外国人等からの電話相談を 15 言語で受け付け、適切な窓口等につなぐ「東京都多言語相談ナビ (TMC Navi)」をつながり創生財団に設置している。令和 6 年 6 月よりフリーダイヤル化し、悩みを抱え孤立し相談先のない方への対応を強化している。

令和 4 年 3 月には「ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口」を設置し、ウクライナ避難民及びその支援者等からの相談にも対応している。

また、区市町村等の窓口が言語対応できない場合に通訳サポートを実施しているほか、令和 6 年 4 月には「東京都外国人相談サポートサイト (T-NETs)」を立ち上げ、相談員同士のつなぎ先や支援情報の共有等を通じて、区市町村や国際交流協会など地域の相談窓口との連携を強化し、相談体制の更なる充実を図っている。

(エ) 「やさしい日本語」の活用促進

外国人に情報を伝える上で有益な「やさしい日本語」の意義等を都民や区市町村等へ効果的に普及啓発するため、つながり創生財団と連携し、活用促進を図っている。

(オ) 地域日本語教育の推進

地域日本語教育の充実化を図るため、つながり創生財団、区市町村と連携し、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進している。

令和 4 年度には、東京における地域日本語教育の目標や、目指すべきレベルなどを「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」として整理し、各地域が本あり方を踏まえた取組ができるよう支援している。

また、つながり創生財団において、令和 3 年度に構築した地域日本語教室のデータベース「東京日本語教室サイト」を運営し、都内各地域の日本語教室の広報支援を行うほか、令和 6 年度からは新たに同財団に地域日本語教育コーディネーターを配置し、区市町村等が実施する地域日本語教育事業の課題について把握するとともに、その解決に向けた検討を共に行うなど地域日本語教育の体制づくりを支援している。

(カ) 東京都防災（語学）ボランティア

災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

(キ) 外国人への防災情報の提供

言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者等が災害時に適切な行動がとれるよう、外国語による防災知識の普及や情報提供体制の充実を図っている。

(ク) 日本語を母語としない子ども等への支援

日本語を母語としない子どもとその保護者の困りごとや相談に寄り添い、必要な情報や支援が行き届くよう、学校、地域、NPO、行政機関等が連携した体制を構築するため、区市町村が多文化キッズコーディネーターを設置する取組を支援している。

・令和5年度補助対象自治体 2区

(ケ) 在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している（助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成）。

・令和5年度助成対象事業数 13件

(コ) ネットワークを活かした多文化共生社会づくりの促進

東京都における多文化共生社会づくりを促進するため、都内の国際交流協会、外国人支援団体、国際協力団体等が加盟するネットワークにおいて、つながり創生財団と連携し、課題の共有、情報交換、研修会の実施、多文化共生に関するイベントの開催などを行っている。

(サ) 東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舍である。

平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。

イ 男女平等参画施策の企画調整

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することや、国、道府県、区市町村との連携会議の開催等により、情報交換を行い連携の推進を図っている。

(ア) 男女平等参画施策の企画調整

a 東京都男女平等参画推進会議

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

b 国及び区市町村等との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

(イ) 東京都男女平等参画審議会の運営

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

(ウ) 総合計画の推進

a 東京都男女平等参画推進総合計画

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和4年3月に改定した。同計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されており、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定したものである。

都が女性活躍を更に加速させ、男女平等参画社会の実現をリードするため、取り組むべき方向性と具体的施策を示すものであり、「社会の仕組みづくり」を着実に進めるとともに、仕組みが十分活用されるよう、人々の行動変容を促す「意識改革」を目指している。

b 女性も男性も輝くTOKYO会議

東京都男女平等参画推進総合計画の推進に関して、都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場とするとともに、総合計画の達成状況の把握等を行う第三者機関として「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置している。

c 年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、庁内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表している。

(エ) 女性の活躍推進の気運醸成

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

a 女性の活躍推進に向けた取組の推進・発信

「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信や女性活躍推進に向けた取組等に関する検討や提案を行っている。

b TOKYOメンターカフェ

女性のちょっとした悩みや不安に、仕事や子育て等の経験のある都民がメンターとしてアドバイスをする相談サイト「TOKYOメンターカフェ」を開設している。

(オ) 審議会等における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、多様な価値観や発想を反映させることが必要である。このため、東京都男女平等参画基本条例において都の審議会等の委員構成について「男女いずれの性も40%以上」とするクォータ制を導入するなど、女性委員の任用率向上を図っている。

(カ) ライフ・ワーク・バランスの推進

a Webサイト「TEAM家事・育児」の運営

男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報を発信し、当事者夫婦だけでなく、若者や企業経営者、職場の上司や同僚など社会全体に対して男性の家事・育児参画に向けた気運醸成を図っている。

(キ) 配偶者等暴力対策

a 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

b 東京都配偶者暴力対策基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画である「東京都配偶者暴力対策基本計画」を、令和4年3月に改定した。改定に当たっては、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて取りまとめている。

c 配偶者暴力被害者支援に向けた啓発

配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料を作成し、都民及び関係機関の理解を深めるため、様々な機会を活用して広く配布し、啓発を行っている。

d 配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業

配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に交付金を交付し、配偶者暴力被害者等支援の充実を図っている（対象事業実施に要する経費の10分の10を交付）。

・令和5年度交付対象事業数 4件

e 配偶者暴力加害者プログラム

国が策定した「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を踏まえ、被害者支援の一環として、加害者プログラムを実施する民間団体への補助を実施している。

ウ 東京ウィメンズプラザの運営

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

(ア) 講座・研修

a 都内男女平等参画推進センター職員等の研修（男女平等推進担当職員研修）

地域の男女平等参画推進センターに対する支援強化のため、新任職員等を対象に研修を実施している。

b 区市町村相談員養成講座

区市町村の相談員等の育成を図るため実施している。

(イ) 民間活動支援

東京ウィメンズプラザフォーラムとして、講演会、ワークショップ等を通じて、都と民間団体等が一体となって情報を発信し、都民の男女平等参画意識の醸成を図る。

(ウ) 情報提供事業

a 図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報（図書・資料・新聞・雑誌等）を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言（レファレンスサービス）を行っている。

- ・所蔵図書 約 71,000 冊（令和 6 年 3 月 31 日現在）
- ・利用者 22,906 名（令和 5 年度実績）
- ・レファレンスサービス 434 件（令和 5 年度実績）
- ・図書貸出登録者数 1,003 名（令和 6 年 3 月 31 日現在）

b インターネットによる情報提供

東京ウィメンズプラザの実施事業について、ホームページで情報提供を行うとともに、男女平等参画に関する普及啓発を図っている。

(エ) 相談事業

a 一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、様々な悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者と共に問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

- ・相談方法 電話、必要に応じて面接

b 特別相談

(a) 法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。

- ・相談方法 面接

(b) 精神科医師による面接相談

精神科医師による医学的、心理学的指導の実施

(c) 男性相談

男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

- ・相談方法 専用回線による電話相談で外部の相談員が対応し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

c スーパーバイズ

(a) スーパーバイズ（東京ウィメンズプラザ相談員向け）

解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けている。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、当所相談員の対応能力向上を図っている。

(b) スーパーバイズ（区市町村相談員向け）

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、スーパーバイズを実施している。

(オ) 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を持ち、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

a 相談事業

(a) 被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。なお、令和3年度より三者間多言語通訳サービスを活用し、5言語による相談を実施している。

(b) 特別相談

- ・配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

- ・精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

- ・男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等

を実施している。

(c) LINEを活用したDV相談

電話による相談を苦手としメールやSNSに慣れている若年層等の相談環境を整備するため、令和3年度より無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したDV相談を実施し、被害防止や救済等様々な支援につなげている。

(d) 自助グループ活動支援

配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

(e) 配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催

配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

b 民間活動支援

(a) DV防止等民間活動助成事業

民間における配偶者暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者暴力の防止及び被害者支援を図っている。

- ・自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成 15 件（令和5年度実績）

- ・助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成

- ・アドバイザーの派遣 9 件（令和5年度実績）

(b) 配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するため、研修を実施している。

c 配偶者暴力対策区市町村支援事業

(a) コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

(b) 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進

区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

(c) 区市町村との連携

都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

(カ) 女性の活躍推進

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジに向けて、女性活躍推進及び男女平等参画推進に関するセミナー等を開催する。

(キ) 東京ウィメンズプラザの管理運営

a 施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

・総入館者数 (令和5年度実績) 118,771人

表A-2-2 東京ウィメンズプラザの施設利用状況

	利用件数(件)	利用人員(人)	利用率(%)
ホー ル	366	38,852	44.1
視 聴 覚 室	1,534	20,357	52.4
第一会議室	1,076	12,283	55.2
第二会議室	1,048	7,479	54.0
第三会議室	500	2,340	51.3
合 計	4,524	81,311	52.0

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

b 都内男女平等参画(女性)センター館長等会議の開催

男女平等参画(女性)センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

エ 政策連携団体への助成等

多文化共生社会づくりや共助社会づくりを推進する事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的として設立したつながり創生財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。(つながり創生財団の概要については、「政策連携団体(公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団)の経営管理について」第2,Ⅲ,1を参照)

（２）所管施設

ア 東京ウィメンズプラザ

（ア）東京ウィメンズプラザの概要

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置された。

東京ウィメンズプラザにおける主な事業は、１（１）ウに記載のとおりである。

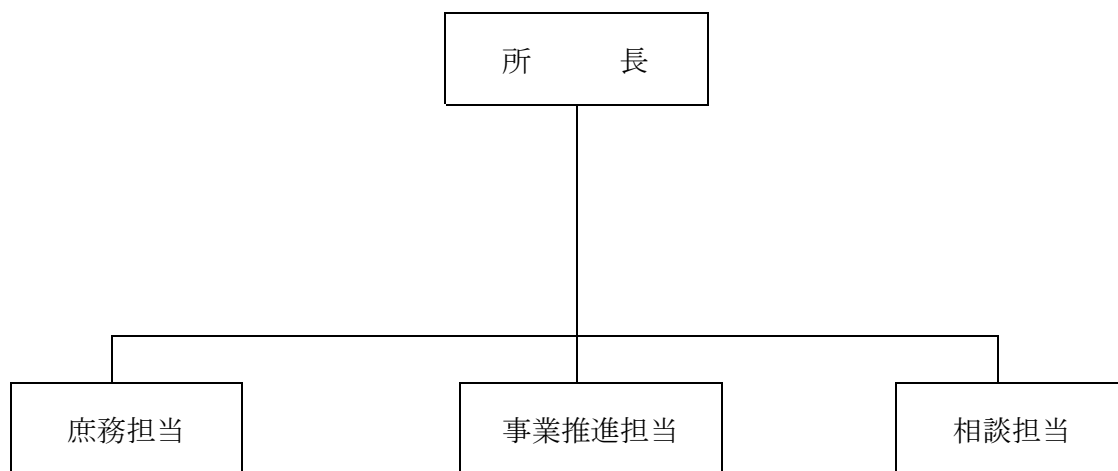
東京ウィメンズプラザの施設の概要、組織図及び沿革は、表Ａ－２－３、図Ａ－２－１及び表Ａ－２－４のとおりである。

表Ａ－２－３ 東京ウィメンズプラザの施設の概要

所在地	東京都渋谷区神宮前 5-53-67
開館年月	平成 7 年 11 月
施設内容	ホール、視聴覚室、会議室、講師控室、保育室、ワーキングルーム、交流コーナー、ロッカー
管理運営形態	都直営
開館時間	月曜日～土曜日： 9 時～21 時、日曜日・休日： 9 時～17 時 （図書資料室の開館時間） 月曜日～土曜日： 9 時～20 時、日曜日・休日： 9 時～17 時
入館料	無料
設置根拠	東京ウィメンズプラザ条例（平成 7 年 3 月 16 日条例第 20 号）

都民生活部東京ウィメンズプラザ施設概要、東京ウィメンズプラザホームページより監査人作成

図A-2-1 東京ウィメンズプラザの組織図・人員（令和5年4月1日時点）



職 員 3
管理専門員 1
アシスタント職 1

職 員 3
専門員（主任）3
専門員 8
管理専門員 1
アシスタント職 1

職 員 3
相談専門員（主任）3
相談専門員 19
専門員（主任）2
管理専門員 1

都提供資料より監査人抜粋

表A-2-4 東京ウィメンズプラザの沿革

昭和54年4月	東京都婦人情報センターを都立日比谷図書館内に開設
昭和59年6月	東京都飯田橋庁舎に移転
平成元年4月	「東京ウィメンズプラザの基本構想」発表
平成4年4月	東京都婦人情報センターを東京都女性情報センターと改称
平成4年7月	財団法人東京女性財団を設立し、管理・運営を委託
平成7年11月	東京ウィメンズプラザ開館
平成11年6月	男女共同参画社会基本法 施行
平成12年3月	東京都男女平等参画基本条例 制定
平成13年4月	東京ウィメンズプラザ直営化
平成13年10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行
平成14年4月	東京ウィメンズプラザに配偶者暴力相談支援センター機能を設置

都提供資料より監査人作成

(3) 予算概要

表A-2-5のとおり、生活文化スポーツ局の令和5年度当初予算において、都民生活費は20億54百万円であり、このうち約5割を東京ウィメンズプラザの運営が占める。

また、表A-2-6のとおり、東京ウィメンズプラザの運営に係る当初予算額10億30百万円のうち、普及啓発や相談業務が8割以上を占める。

表A-2-5 都民生活費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
地域活動・多文化共生の推進等	569,184	27.7%	441,423
男女平等参画施策の企画調整	271,648	13.2%	208,991
東京ウィメンズプラザの運営	1,029,787	50.1%	1,018,547
政策連携団体への助成等	183,519	8.9%	127,138
合計	2,054,138	100%	1,796,099

都提供資料より監査人作成

表A-2-6 都民生活費のうち東京ウィメンズプラザの運営に係る
令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
普及啓発・相談業務	881,205	85.6%	874,229
配偶者暴力相談支援センター	148,582	14.4%	144,318
合計	1,029,787	100%	1,018,547

都提供資料より監査人作成

2 私学部

(1) 事業内容

私立学校は、公立と異なり私人の寄附財産等によって成り立っており、その運営も各設置者が建学の精神に基づき自立的に行っている。現在、都内の学校に在籍する児童・生徒のうち、私立学校に在学する割合は、高等学校で5割を超え、幼稚園で約9割、専修学校・各種学校でほぼ10割となっており、私立学校が都の公教育に果たす役割は大きい。私学部は、このような都内の私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として各種の事務事業を推進している。主な事業は、以下のとおりである。

ア 私立学校の認可・指導事務

学校教育法及び私立学校法等に基づき、都知事が所轄する私立学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）や学校法人に関する認可・指導等を行っている。

(ア) 私立学校の公共性と自主性

私立学校は、公教育機関として国・公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っている。すなわち、私立学校にも国・公立学校と同様に憲法、教育基本法及び学校教育法が適用され、学校の設置基準も国・公立と私立で変わらない。

しかし、私立学校は、国・公立と異なり私人の寄付財産等により設立され、その運営も自立的に行われる性格をもっており、私立学校制度を規定する私立学校法が適用される。

私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べ、所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、教育に関する学識経験者からなる私立学校審議会の意見を聴かなければならないとしている。

(イ) 所轄庁の権限等

私立学校の設置・廃止・設置者変更等の認可及び学校法人の設立の認可等とともに、学則変更、校地・校舎の取得又は処分、学校法人の役員変更届等の受理、その他これらの事務に伴う指導等を行っている。

学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、

- a 学校の設置・廃止・設置者変更等の認可（学校教育法第4条、第130条、第134条第2項）
- b 学校の閉鎖命令（学校教育法第13条）
- c 学校法人の設立認可（私立学校法第31条）
- d 学校法人の解散命令（私立学校法第62条）

- e 学校法人に対する措置命令（私立学校法第 60 条第 1 項）
- f 学校法人が措置命令に従わないときの役員の解任勧告（私立学校法第 60 条第 9 項）
- g 学校法人に対する報告徴収、立入検査（私立学校法第 63 条）
- h 教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること（私立学校法第 6 条）

等が規定されているが、学校教育法第 14 条に規定している設備・授業等の変更命令については、私立学校の自主性の観点から、私立学校には適用されないこととなっている（私立学校法第 5 条）。

なお、これらの私立学校に関する認可事務等のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校に係るもの（外国人を専ら対象とする学校、市地域にある資格免許の指定のある学校及び町村地域にある学校に係るものを除く。）については、条例により区及び市の処理する事務としている。

（ウ）東京都私立学校審議会

私立学校法に基づいて設置されている知事の諮問機関で、私立学校の設置、廃止、設置者変更等及び学校法人設立の認可等について審議する。また、私立学校に関する重要事項について知事に建議することができる。

- ・設置年度 昭和 25 年度
- ・根拠法令等 私立学校法第 9 条
- ・委員数 20 人（学識経験者 5 人、私立学校関係者 15 人）
- ・事業実績（令和 5 年度） 開催回数 11 回
- ・答申件数（令和 5 年度） 61 件（設置計画承認を除く。）

（エ）学校法人会計基準の指導

私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和 48 年度から学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）による会計処理を全面適用し指導を行っている。

- ・研修会の実施 年 1 回
- ・現地指導実績（令和 5 年度） 42 法人

イ 私立学校教育への助成事業

私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減、経営の健全化等を図るため各種の助成を行っている。

表A－2－7 私立学校教育助成実績（令和4年度、5年度）

（単位：千円）

事業名	令和5年度	令和4年度	増（△）減
経常費補助	122,618,490	124,012,166	△1,393,676
私立高等学校経常費補助	68,660,293	69,682,664	△1,022,371
私立中学校経常費補助	27,837,339	27,546,414	290,925
私立小学校経常費補助	6,987,232	6,890,715	96,517
私立幼稚園経常費補助	16,607,040	17,499,066	△892,026
私立特別支援学校等経常費補助	2,398,148	2,276,895	121,253
私立通信制高等学校経常費補助	128,438	116,413	12,025
保護者負担軽減	51,506,287	51,489,277	17,011
私立高等学校等就学支援金	19,582,350	20,700,054	△1,117,704
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	329,545	289,643	39,902
私立高等学校等特別奨学金補助	13,444,295	13,004,759	439,536
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,199,430	1,336,109	△136,679
私立中学校等特別奨学金補助	1,826,192	－	1,826,192
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	1,381	1,680	△299
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	5,956	7,249	△1,293
私立幼稚園等施設等利用費負担金	6,922,396	7,760,146	△837,750
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	2,767,168	2,872,910	△105,742
私立専修学校授業料等減免費用負担金	5,426,249	5,515,528	△89,279
私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	0	575	△575
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	1,325	624	701
その他補助	28,839,458	27,260,026	1,579,432
私立幼稚園教育振興事業費補助	726,711	832,338	△105,627
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	575,456	582,352	△6,896
私立幼稚園等特色教育等推進補助	50,508	43,470	7,038
私立幼稚園等施設型給付費負担金	7,488,174	6,726,997	761,177
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	415,629	141,089	274,540
私立幼稚園預かり保育推進補助	965,664	949,118	16,546
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	1,765,313	1,526,551	238,762
私立高等学校都内生就学促進補助	457,806	466,439	△8,633
私立専修学校教育振興費補助	318,901	300,035	18,866

私立専修学校特別支援教育事業費補助	152,760	139,819	12,941
私立専修学校職業実践専門課程推進補助	303,640	311,260	△7,620
私立外国人学校教育運営費補助	79,710	76,668	3,042
私立学校安全対策促進事業費補助	1,888,314	1,211,602	676,712
私立学校教育振興資金融資利子補給	175,072	198,710	△23,638
私立学校デジタル教育環境整備費補助	2,517,354	1,848,790	668,564
私立専修学校教育環境整備費補助	351,477	355,580	△4,103
産業・理科教育施設設備整備費補助	35,819	60,691	△24,872
私立学校省エネ設備等導入事業費補助	2,168,768	2,483,898	△315,130
私立幼稚園等環境整備費補助	284,486	395,200	△110,714
認定こども園整備費等補助	388,825	994,858	△606,033
私立学校教育研究費補助	69,813	70,136	△323
私立学校退職手当補助	4,066,100	4,072,114	△6,014
私立学校教職員共済費補助	1,786,725	1,757,006	29,719
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	1,806,435	1,715,305	91,130
合計	202,964,235	202,761,468	202,767

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

(ア) 経常費補助

私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園等、特別支援学校及び通信制高等学校）を設置する学校法人及び学校法人化を志向する個人立等の幼稚園の設置者に対し、経常費の一部を補助している。

(イ) 保護者負担軽減

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内の私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を助成する私立高等学校等就学支援金や、高等学校等就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費の一部を補助する私立高等学校等就学支援金学校事務費補助等の事業を実施している。

(ウ) その他補助

都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、学校教育法附則第6条に規定する幼稚園（学校法人化を志向する幼稚園を除く。）の設置者に対し、運営費の一部を補助する私立幼稚園教育振興事業費補助や、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震診断、耐震化工事（非構造部材の耐震対策工事を含む。）

及びアスベスト対策工事に要する経費の一部を補助する私立学校安全対策促進事業費補助などの事業を実施している。

また、私立学校における教育環境整備及び経営安定を図るための資金を長期・低利な条件で貸し付けている私学財団の銀行借入利息に対して、都は利子補給を行っている。平成 30 年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた額を補助することとしている。

(エ) 国庫補助に係る法定受託事務

前述の都補助に伴う事務のほか、都内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校等に対する各種の国庫補助についての周知、指導、申請書の受理、現地調査、額の確定等の事務を行っている。

(オ) 東京都私立学校助成審議会

東京都私立学校助成審議会条例に基づいて設置されている知事の附属機関で、私立学校に対する補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議している。

- ・ 設置年度 昭和 33 年度
- ・ 根拠法令等 東京都私立学校助成審議会条例
- ・ 委員数 15 人
- ・ 事業実績（令和 5 年度） 開催回数 1 回

ウ 東京都育英資金事業

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に、修学に必要な学資金の一部（奨学金）を貸し付ける事業を行う私学財団に対し、貸付事業費を補助している。

平成 17 年度の新規貸付分以降は、私学財団に事業を移管して実施し、都は、平成 20 年度で貸付事業を終了した。

育英資金の返還は、貸付終了後 6 か月据え置き、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法によって返還する。

なお、都は、平成 16 年度までに採用した奨学生に対する返還事務を行っている。

（２）予算概要

私学部の事業に関する予算は、学務費の私立学校振興費及び育英資金費から構成される。令和５年度当初予算の私立学校振興費合計額は２,１８８億１１百万円、育英資金費合計額は２億７４百万円であり、学務費の合計額は２,１９０億８５百万円となる。これは、生活文化スポーツ局の当初予算合計額２,７８６億６７百万円の７８.６％を占めている。

ア 私立学校振興費

私立学校振興費については、表Ａ－２－８のとおりである。

管理費は、私立学校振興事務等に従事する職員の職員費及び管理事務費に要する経費から構成されている。

また、助成費の内訳は、表Ａ－２－９のとおりである。

表Ａ－２－８ 私立学校振興費に係る令和５年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
管理費	1,503,881	0.7%	1,156,201
助成費	217,307,119	99.3%	202,964,235
合計	218,811,000	100%	204,120,436

生活文化スポーツ局ホームページより監査人作成

表Ａ－２－９ 私立学校振興費の助成費に係る令和５年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事業名	当初予算額		決算額
私立高等学校經常費補助	67,023,364	30.8%	68,660,293
私立中学校經常費補助	28,778,773	13.2%	27,837,339
私立小学校經常費補助	7,678,637	3.5%	6,987,232
私立幼稚園經常費補助	16,701,288	7.7%	16,607,040
私立特別支援学校等經常費補助	2,881,258	1.3%	2,398,148
私立通信制高等学校經常費補助	115,207	0.1%	128,438
私立高等学校等特別奨学金補助	14,175,546	6.5%	13,444,295
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,575,440	0.7%	1,199,430
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	3,242,945	1.5%	2,767,168
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	8,536	0%	5,956
私立学校安全対策促進事業費補助	3,996,338	1.8%	1,888,314
私立学校教育振興資金融資利子補給	236,817	0.1%	175,072
私立専修学校教育環境整備費補助	375,845	0.2%	351,477

事業名	当初予算額		決算額
私立学校デジタル教育環境整備費補助	3,868,777	1.8%	2,517,354
認定こども園整備費等補助	1,018,554	0.5%	388,825
私立幼稚園等施設型給付費負担金	7,176,242	3.3%	7,488,174
私立幼稚園等一時預かり事業費補助	1,393,429	0.6%	1,765,313
私立幼稚園等特色教育等推進補助	42,755	0%	50,508
私立幼稚園教育振興事業費補助	727,338	0.3%	726,711
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	693,056	0.3%	575,456
私立専修学校教育振興費補助	320,086	0.1%	318,901
私立専修学校特別支援教育事業費補助	174,130	0.1%	152,760
私立専修学校職業実践専門課程推進補助	375,350	0.2%	303,640
私立外国人学校教育運営費補助	90,915	0%	79,710
私立幼稚園預かり保育推進補助	935,524	0.4%	965,664
私立高等学校都内生就学促進補助	504,336	0.2%	457,806
私立学校退職手当補助	4,215,379	1.9%	4,066,100
私立学校教職員共済費補助	1,940,353	0.9%	1,786,725
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	2,102	0%	1,325
私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	1,997,879	0.9%	1,806,435
私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	3,511	0%	0
私立中学校等特別奨学金補助	4,000,000	1.8%	1,826,192
私立学校教育研究費補助等	2,912,770	1.3%	2,975,896
私立幼稚園等施設等利用費負担金	7,620,206	3.5%	6,922,396
私立専修学校授業料等減免費用負担金	6,639,860	3.1%	5,426,249
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	332,927	0.2%	329,545
私立高等学校等就学支援金	23,531,646	10.8%	19,582,350
合計	217,307,119	100%	202,964,235

生活文化スポーツ局ホームページより監査人作成

イ 育英資金費

育英資金費については、以下のとおりである。

表A-2-10 育英資金費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳

(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
東京都育英資金	274,000	100%	218,668
合計	274,000	100%	218,668

都提供資料より監査人作成

(3) 私学財団の概要

ア 私学財団の概要

(ア) 私学財団の沿革と業務内容

私学財団は、平成 15 年 4 月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団として設立された団体で、平成 23 年 4 月には、公益法人制度改革に基づき財団法人から公益財団法人に移行している。私学財団は、東京都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を行い、もって都内私立学校教育の充実と振興を図り、東京都教育文化の高揚に資することを目的としており、都は、財団の事業に対して補助を行うことにより、私学の振興を図っている（カッコ内は都の補助事業名）。

- a 施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資
 - ・振興資金融資事業（私立学校教育振興資金融資利子補給）
- b 教育環境等の改善・充実のための助成
 - ・私立専修学校教育環境整備費助成事業（私立専修学校教育環境整備費補助）
 - ・私立専修学校等耐震化事業費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）
 - ・私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）
 - ・私立学校耐震化普及啓発事業（私立学校安全対策促進事業費補助）
 - ・私立学校体育館空調設備新規導入費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）
 - ・私立学校災害時対応環境整備費助成事業（私立学校安全対策促進事業費補助）
 - ・私立学校デジタル教育環境整備費助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助）
 - ・私立高等学校新入生端末整備費助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助）
 - ・私立学校授業目的公衆送信補償金助成事業（私立学校デジタル教育環境整備費補助）
 - ・私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業（私立学校省エネ設備等導入事業費補助）
 - ・私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）

- ・私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）
 - ・私立高等学校外部検定試験料助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）
- c 都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成
- ・入学支度金貸付資金融資事業（私立高等学校等入学支度金貸付利子補給）
 - ・私立高等学校等授業料軽減助成金事業（私立高等学校等特別奨学金補助）
 - ・私立中学校等授業料軽減助成金事業（私立中学校等特別奨学金補助）
 - ・私立高等学校等奨学給付金助成事業（私立高等学校等奨学給付金事業費補助）
 - ・私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成事業（私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助）
 - ・東京都育英資金貸付事業（育英資金事業費補助）
 - ・私立高等学校海外留学推進助成事業（私立学校グローバル人材育成支援事業費補助）
- d 教職員の退職金支給に必要な資金の交付
- ・教職員退職資金事業（私立学校退職手当補助）
- e 教職員に対する研修会及び公開講座の企画及び実施
- ・教職員研修事業（私立学校教育研究費補助）
- f 学校教育に関する調査研究、助成及び普及啓発
- ・私立学校研究助成事業（私立学校教育研究費補助）

表A－2－1 1 私学財団の概要

設立	平成15年4月 財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人 東京都私学退職金社団が組織統合して財団法人 東京都私学財団として発足 平成23年4月 公益財団法人に移行
基本財産	1,375,000 千円
出捐者	東京都（200,000 千円 14.5%） 東京都私立幼稚園連合会 東京私立初等学校協会 一般財団法人東京私立中学高等学校協会 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行
理事長	長塚 篤夫（順天中学高等学校長）
役員・評議員	理事 24 名、監事 3 名、評議員 26 名
事務局職員数	51 名（臨時職員の人数を除く、令和 6 年 3 月 31 日現在） （うち都派遣職員 13 名）

令和 6 年版生活文化スポーツ局事業概要より監査人作成

表A－2－1 2 私学財団の主な沿革

昭和40年12月	社団法人東京都私学退職金社団設立
昭和56年6月	財団法人東京都私立学校教育振興会設立
平成14年12月	両法人による統合に関する協定書締結
平成15年4月	両法人が統合し財団法人東京都私学財団が発足
平成23年4月	都の公益認定を得て公益財団法人へ移行

私学財団ホームページより監査人作成

(イ) 私学財団の財務状況の推移

私学財団の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表A-2-13の正味財産増減計算書、表A-2-14の貸借対照表のとおりである。

表A-2-13 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	15,689	13,751	14,377
②特定資産運用益	283,667	296,499	305,830
③受取入会金	15	40	100
④受取会費	83,032	82,570	82,311
⑤事業収益	9,259,399	9,187,070	9,078,337
⑥受取補助金等	22,314,343	25,289,112	28,142,037
⑦特定資産評価益	1,226,086	0	19,883,577
⑧準備金戻入額	0	18,061	0
⑨受取寄付金	510	500	200
⑩雑収益	3,279	2,021	2,274
経常収益 計	33,186,020	34,889,623	57,509,044
(2) 経常費用			
①事業費	33,087,334	34,815,449	57,450,795
②管理費	27,778	26,924	28,729
経常費用 計	33,115,112	34,842,374	57,479,524
当期経常増減額	70,908	47,249	29,520
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①引当金戻入益	3,000	2,000	0
経常外収益 計	3,000	2,000	0
(2) 経常外費用			
①引当金繰入額	0	0	1,000
経常外費用 計	0	0	1,000
当期経常外増減額	3,000	2,000	△1,000
当期一般正味財産増減額	73,908	49,249	28,520
一般正味財産期首残高	1,952,721	2,026,630	2,075,879
一般正味財産期末残高	2,026,630	2,075,879	2,104,399

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 受取補助金等			
①教育振興事業受取東京都補助金	35,010	121,339	213,266
②育英資金受取東京都補助金	169,140	183,394	188,932
(2) 引当金戻入益			
①貸倒引当金戻入益	36,027	38,075	17,065
(3) 補助金等返還額			
①育英資金東京都補助金返還額	△ 892,447	△ 1,018,093	△ 1,030,179
(4) 一般正味財産への振替額			
①一般正味財産への振替額	△ 212,204	△ 227,174	△ 248,045
当期指定正味財産増減額	△ 864,475	△ 902,459	△ 858,960
指定正味財産期首残高	14,112,135	13,247,660	12,345,202
指定正味財産期末残高	13,247,660	12,345,202	11,486,242
Ⅲ 正味財産期末残高	15,274,290	14,421,081	13,590,640

私学財団「財務諸表」より監査人作成

表A－２－１４ 令和３年度から令和５年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産	16,257,216	14,405,013	16,327,276
2. 固定資産	177,243,003	174,640,054	194,070,947
(1) 基本財産	1,375,000	1,375,000	1,375,000
(2) 特定資産	161,584,286	160,619,504	179,337,222
(3) その他固定資産	14,283,717	12,645,550	13,358,725
資産合計	193,500,219	189,045,067	210,398,223
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	15,986,376	14,093,989	15,689,805
2. 固定負債	162,239,553	160,529,997	181,117,777
負債合計	178,225,929	174,623,986	196,807,583
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	13,247,660	12,345,202	11,486,242
2. 一般正味財	2,026,630	2,075,879	2,104,399
正味財産合計	15,274,290	14,421,081	13,590,640
負債及び正味財産合計	193,500,219	189,045,067	210,398,223

私学財団「財務諸表」より監査人作成

3 文化振興部

(1) 事業内容

東京には、江戸時代からの歴史と伝統文化の蓄積がある。また、多くの文化施設や文化団体、アーティストが集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、様々な文化活動が行われている。さらに、文化活動を支援する企業や団体も多い。

文化振興部は、東京 2020 大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続可能な社会・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、東京芸術文化評議会での議論を経て、令和 4 年 3 月に東京文化戦略 2030 を策定し、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した未来の東京を実現するため、文化振興のための施策を総合的に展開している。主な事業は、以下のとおりである。

ア 文化振興施策の企画調整

(ア) 東京芸術文化評議会の運営等

文化首都・東京を実現するための文化振興施策についての提言を行う東京芸術文化評議会の運営事務を行っている。東京芸術文化評議会は、東京の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、平成 18 年 12 月に設置された知事の附属機関であり、当該評議員は、文化振興に関し見識を有する者のうちから、知事が任命する 15 名以内で構成され、任期は 2 年である。また、特定の事項を調査審議するための専門部会を有し、課題に対する検討体制の強化を図っている。

(イ) 文化振興施策の企画調整

文化振興施策のための総合的企画、文化庁との連絡調整、全国主要都道府県及び大都市文化行政連絡会議等の広域連絡会議、その他区市町村や文化団体等との連絡調整や文化活動等に関する各種調査等を行っている。

(ウ) 記念行事の実施

名誉都民や東京都栄誉賞などの顕彰制度の実施、「都民の日」、「東京都平和の日」記念行事の実施、隅田川花火大会の開催、東京空襲犠牲者名簿の作成や東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑の建設、東京空襲関連資料の管理等を行う東京空襲メモリアル事業を実施している。

イ 文化事業の推進

アーツカウンシル東京と共同して芸術文化創造・発信事業などの実施や、文化庁等との連絡調整を行うほか、次のような各種文化事業を実施している。

(ア) 各種文化事業や記念行事の実施

舞台芸術の振興として、都民芸術フェスティバル、子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業、島しょ芸術文化振興事業、TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL（サラダ音楽祭）を実施している。

東京芸術文化評議会の提言に基づく施策を推進する機関として、平成24年11月に歴史文化財団内にアーツカウンシル東京を設置し、平成27年4月には、同財団内の東京文化発信プロジェクト室と統合して事業を再編、更に令和4年度からは、同財団事務局と一体化し、同財団全体の企画戦略を担うこととなった。

アーツカウンシル東京は、芸術文化に精通した専門家で構成されており、行政と民間の活動現場を橋渡しすることを通じて、戦略的な文化の創造・発信及び文化都市の形成を目指した事業に取り組んでいる。

さらに、都立公園等における野外芸術作品の設置及び保守管理や、昭和初期を代表する文化的・建築史的建物である旧小笠原邸の保存活用等を行っている。

(イ) アール・ブリュット等の推進

アートを通して、ダイバーシティの理解促進や包容力のある共生社会の実現に寄与するため、アール・ブリュット等をはじめとする様々な作品の展示や、対話的で創造的な交流プログラムを、東京都渋谷公園通りギャラリーを拠点として展開するほか、拠点外における普及啓発活動を実施する。

(ウ) アーティスト等の支援の実施

世界で活躍できる現代美術の中堅アーティストを表彰し、海外での活動や展覧会の実施などを継続的に支援するTokyo Contemporary Art Awardや、国内外の若手芸術家・グループの育成を図るため、作品の展示や芸術家同士及び作家と都民等との交流を実施するトーキョーアーツアンドスペース（TOKAS）の運営、公共空間を活動の場として提供するヘブンアーティスト事業、都立施設の壁面等をペインティングの場として開放するストリートペインティング、都の遊休施設を活用し、舞台芸術の練習・創作の場を提供する東京舞台芸術活動支援センター（水天宮ピット）の管理運営等に取り組んでいる。

ウ 文化施設の管理運営

東京都における芸術文化の振興を図るため、条例によって設置された文化施設7館の管理運営を行っている。展覧会や公演等により歴史資料や芸術作品に接する機会を都民に提供するほか、貴重な資料・作品の収集、調査研究、教育普及活動、他の文化施設との連携した取組の推進や国際的な施設間交流などを展開している。

また、各館の経年劣化を踏まえ、大規模改修によって施設設備の更新を図るとともに、時代・社会のニーズに応じた機能向上や多言語対応・開館時間延長などを推進している。

エ 政策連携団体への助成等

東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的として設立した歴史文化財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。（歴史文化財団の概要については、「政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について」第2，Ⅰ，1を参照）

また、交響楽を通じて都民の情操を豊かにするとともに、音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的として設立した都響に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。（都響の概要については、「政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について」第2，Ⅱ，1を参照）

（2）所管施設

東京都における芸術文化の振興を図るため、文化施設を設置している。本報告書では、以下のとおり、都の文化施設を美術館や博物館などの「美術館・博物館系文化施設」と、劇場や会館などの「ホール系文化施設」に分けて記載する。

類型	文化施設
美術館・博物館系文化施設	東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館
ホール系文化施設	東京文化会館、東京芸術劇場

ア 美術館・博物館系文化施設

（ア）東京都江戸東京博物館

a 本館

開館年月日	平成5年3月28日
設置根拠	東京都江戸東京博物館条例
所在地	東京都墨田区横網1-4-1
概要	江戸東京の文化を保存し次代に継承するとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これからの東京の都市と生活を考える場として東京都江戸東京博物館を設置し、運営している。 ※令和4年4月1日から令和8年春(予定)まで大規模改修のため休館

b 分館 江戸東京たてもの園

開館年月日	平成 5 年 3 月 28 日
設置根拠	東京都江戸東京博物館条例
所在地	東京都小金井市桜町 3-7-1
概要	現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元、保存・展示した野外博物館である。収蔵建造物を貴重な文化遺産として次代に継承するとともに、建造物内部での生活民俗資料等の展示や、街なみの一端を再現することにより、変遷する建築文化や生活文化への都民の理解に資するために設置し、運営している。

(イ) 東京都美術館

開館年月日	大正 15 年 5 月 1 日
設置根拠	東京都美術館条例
所在地	東京都台東区上野公園 8-36 (都立上野恩賜公園内)
概要	都民のための美術の振興を図るため、東京都美術館を設置し、「アートへの入口」となることを目指した運営をしている。

(ウ) 東京都庭園美術館 (旧朝香宮邸)

開館年月日	昭和 58 年 10 月 1 日
設置根拠	東京都庭園美術館条例
所在地	東京都港区白金台 5-21-9
概要	東京都庭園美術館は、昭和 8 年に朝香宮邸として建てられた建物を活用し、緑豊かで広大な庭園とアール・デコ様式の建物、美術作品とを合わせて鑑賞できる都民の憩いの場として開館した。平成 27 年 7 月に、旧朝香宮邸 4 棟 1 基が国の重要文化財 (建造物) として指定された。令和 3 年 4 月 1 日より東京都庭園美術館条例を施行。

(エ) 東京都写真美術館

開館年月日	平成 7 年 1 月 21 日 (平成 2 年 6 月 1 日第一次施設開館)
設置根拠	東京都写真美術館条例
所在地	東京都目黒区三田 1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内
概要	都民が写真と映像文化に親しむ、新たな文化創造の場として、東京都写真美術館を設置し、運営している。

(オ) 東京都現代美術館

開館年月日	平成7年3月18日
設置根拠	東京都現代美術館条例
所在地	東京都江東区三好 4-1-1 (都立木場公園内)
概要	都民が優れた現代美術を中心とする美術作品に接する場として、また創造・交流活動の場として、東京都現代美術館を設置し、運営している。

イ ホール系文化施設

(ア) 東京文化会館

開館年月日	昭和36年4月7日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都台東区上野公園 5-45 (都立上野恩賜公園内)
概要	都が開都500年記念事業として建設。都民に音楽・バレエ等の鑑賞の機会を提供するとともに、次世代の輝きと可能性を感じ育てる場とすることを目的として東京文化会館を設置し、運営している。

(イ) 東京芸術劇場

開館年月日	平成2年10月30日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都豊島区西池袋 1-8-1
概要	都民に親しまれる音楽・演劇・歌劇・舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として東京芸術劇場を設置し、運営している。平成21年7月から野田秀樹氏が芸術監督を務めている。 ※令和6年9月30日から令和7年7月中(予定)まで大規模改修のため休館

(3) 予算概要

令和5年度生活文化スポーツ局の当初予算において、文化振興費は177億13百万円であり、そのうち文化施設の管理運営が約4割を占めている。

表A-2-14 文化振興費に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
文化振興施策の企画調整	3,926,121	22.2%	3,332,667
文化事業の推進	5,863,832	33.1%	5,502,083
文化施設の管理運営	6,446,310	36.4%	6,446,310
政策連携団体への助成等	1,476,740	8.3%	1,397,983
合計	17,713,003	100%	16,679,043

都提供資料より監査人作成

4 スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部

(1) 事業内容

スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部は、東京都スポーツ推進総合計画に加え、TOKYOスポーツレガシービジョンを基本に、スポーツとのつながりが日常に溶け込む「スポーツフィールド・東京」の実現に向けた施策を総合的に展開している。主な事業は、以下のとおりである。

ア スポーツの振興

(ア) スポーツ振興施策の企画調整

a 東京都スポーツ振興審議会

東京都におけるスポーツ振興施策を総合的、体系的に推進するため、スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関する重要事項等について、知事等の諮問に応じて調査審議し、これら事項について建議する。

b 東京都スポーツ推進総合計画

スポーツ基本法第10条に基づく、東京都のスポーツ推進計画である。

c TOKYOスポーツレガシービジョン

東京2020大会の成果をどのようにスポーツの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すため取りまとめたものである。

(イ) 生涯スポーツの振興とスポーツムーブメントの創出

各種スポーツ大会の開催及び国民体育大会等への東京都代表選手の派遣を行う。また、都民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するとともに、大規模スポーツ大会やプロスポーツチームが主催する試合等のスポーツ観戦の機会を提供する。

a 各種スポーツ大会・スポーツイベント等

都民体育大会（※1）、都民生涯スポーツ大会（※2）、都民スポレクふれあい大会、東京都市町村総合体育大会（※3）、全国青年大会、シニア健康スポーツフェスティバルTOKYO、全国健康福祉祭（ねんりんピック）東京都選手団派遣事業、東京みんなのスポーツ塾、ラグビーワールドカップ2023を契機としたスポーツ気運醸成事業、プロスポーツチーム等との連携事業、アーバン・フィットネス推進事業、だれでもフィットネス推進事業 等

※1 令和6年7月から「東京都スポーツ大会」に改称

※2 令和6年7月から「スポーツフェスティバル東京」に改称

※3 第56回大会から「東京都市町村総合スポーツ大会」に改称

b 参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業

スポーツフェスタ、TOKYOウォーク、TOKYO ROKUTAI
FEST 2023

c スポーツ観戦事業

主催者と連携を図りながら大規模スポーツ大会等やプロスポーツチーム等が主催する試合に都民を招待することにより、スポーツを実際にみる機会を創出する。

d 都民等へのスポーツ情報の発信

スポーツTOKYOインフォメーション、スポーツ東京案内（都内スポーツ情報案内サイト「SPOPITA」、指導者派遣）、スポーツ気運継承事業

(ウ) 地域におけるスポーツの推進

a TOKYOスポーツ施設サポーターズ事業

都民が身近なところでスポーツを実施できる場を確保し、都民のスポーツ環境を維持できるよう、スポーツ施設を所有している大学や企業等と協定を締結し、その活動に支障のない範囲で、有償でスポーツ施設を貸し出してもらう事業を実施している。

b 地域スポーツクラブの設立・育成支援等

地域の日常的なスポーツ活動の場として、都民の誰もが参加できる地域スポーツクラブの設立と、安定した活動を支援する。

・地域スポーツクラブ設立支援事業、地域スポーツクラブ支援事業、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組への協力

c 地域スポーツ団体との連携

シニアスポーツ振興事業

d 地域スポーツ活動の促進

地域スポーツを支える人材の育成、スポーツ功労者等の表彰

e スポーツ大会等への後援名義の使用承認

都内で開催されるスポーツ大会等の中で、公益性があり、都のスポーツ振興の推進に寄与する行事について、後援名義の使用を承認している。

f 東京都スポーツ推進企業認定制度

社員のスポーツ活動を推進する取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定する。

g 区市町村におけるスポーツ振興施策への支援

東京 2020 大会のレガシーであるスポーツ気運の高まりを活用し、区市町村が実施するスポーツ振興等事業に対して支援する。(スポーツ実施促進補助事業(地域スポーツ推進事業)、スポーツ空間バージョンアップ補助事業)

(エ) 競技力向上

a 競技スポーツの振興

国民体育大会(※)への選手・役員派遣等、アスリートの競技力強化、スポーツ・インテグリティの理解促進事業、東京育ちアスリート応援事業、競技団体組織基盤強化支援事業

※ 第 78 回大会から「国民スポーツ大会」に改称

b ジュニア選手の育成や強化等

トップアスリート発掘・育成事業、ジュニア選手・育成強化事業、ジュニア育成地域推進事業

c アスリートの競技力強化をサポートするための事業(パフォーマンスサポート事業)

d トップアスリートの功績を称える表彰

都民スポーツ大賞、東京スポーツ奨励賞

e スポーツ国際交流事業

ジュニアスポーツアジア交流大会、東京国際ユース(U-14)サッカー大会、柔道指導者派遣

(オ) スポーツを通じた被災地交流事業

東日本大震災における被災地復興支援でこれまで築いてきた都と被災地との絆をレガシーとして、スポーツを通じて、より一層の交流を深めるための事業を実施している。

(カ) 大会後のレガシーの継承

- a 大会レガシー継承事業
- b 東京 2020 大会アーカイブ資産等の活用
- c ボランティアレガシー
- d レガシー設置物

イ パラスポーツの振興

東京都スポーツ推進総合計画及び「未来の東京」戦略に基づき、「理解促進・普及啓発」「場の開拓／人材の育成」「競技力向上」の視点から、パラスポーツ振興に向けた施策を展開している。

(ア) 理解促進・普及啓発

- a パラスポーツ専門ポータルサイトTOKYOパラスポーツ・ナビ

都内のパラスポーツイベント情報や、公共スポーツ施設のバリアフリー情報などを掲載したパラスポーツ専門ポータルサイト「TOKYOパラスポーツ・ナビ」を運営する。

- b チャレスポ！TOKYO

障害のある人にもない人にもパラスポーツを知ってもらい、理解と共感を深めてもらうとともに、障害のある人にスポーツの楽しさや効用を知ってもらい、スポーツを始めるきっかけを提供する。

- c スポーツの効用等に関するコンテンツ発信事業

スポーツや運動に関心を持たない障害のある人に向けて、当事者の体験や専門的な見地等から効用等を示す動画を発信する。

- d パラスポーツ普及啓発プロジェクト「TEAM BEYOND」

パラスポーツのファン・サポーターを増やし、パラスポーツへの関心を高めるための総合的な普及啓発事業を実施する。

- e 都内におけるパラスポーツ国際大会の開催促進

パラスポーツの一層の振興を図るため、都内で開催されるパラスポーツの国際大会の開催を促進する。

- f 障害者のスポーツに関する意識調査

今後のパラスポーツ振興に資する施策展開の基礎資料として活用する。

g パラスポーツスタートガイド

専用ウェブサイトを経営しパラスポーツに関する情報等を発信する。

h TOKYOパラスポーツチャンネル

都内やその近郊で実施されるパラスポーツ大会をケーブルテレビ等で中継・配信する。

i パラスポーツ体験プログラム

パラスポーツの魅力を体験できるプログラムを区市町村や大学等と連携して実施し、都民へパラスポーツの理解促進を図る。

j 「TOKYOパラスポーツ月間」事業

東京 2020 パラリンピックを開催した 8 月・9 月を「TOKYOパラスポーツ月間」と位置付け、多様な主体と連携し、パラスポーツ体験や観戦など様々な取組を集中的に展開する。

k 区市町村スポーツ実施促進事業（パラスポーツ推進事業）

パラスポーツへの関心向上や障害のある人のスポーツ実施促進につなげるために区市町村が行う事業を支援する。

(イ) 場の開拓（開拓整備事業）

a パラスポーツ地域サポート事業

パラスポーツ事業のノウハウを持つアドバイザーによる事業の企画・実施の支援などを行う。

b パラスポーツコンシェルジュ事業

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会において、パラスポーツを支援したいという民間企業等の意向を選手や競技団体につなぐための相談窓口を設けるとともに、障害のある人に対してスポーツに関する情報提供や助言を行う。

c 都立特別支援学校活用促進事業

障害のある人や障害者スポーツ団体等が、身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都立特別支援学校の体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲で平日夜間や土日・祝日に開放し、活用を促進する。

d 動画を活用した運動・QOL向上事業

自宅や障害者福祉施設などの身近な場所で気軽に取り組める運動を動画で広く紹介する。

e 障害者のスポーツ施設利用促進事業

身近な地域のスポーツ施設における障害のある人の利用に際して、施設管理者が配慮すべきポイントを掲載した「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」について、区市町村及び民間のスポーツ施設での活用を図る。

f TOKYOユニバーサルウォーキング普及事業

既存のウォーキングアプリに障害者が使いやすい機能を付加し、身近な場所での活用を促すことで、障害者の日常的なウォーキングを促進する。

g パラスポーツリモート参加事業

遠隔操作によりコミュニケーションが可能な分身ロボットを活用し、外出困難な重度障害者等が様々なスポーツ活動に参加できる機会を提供する。

h デジタル技術を活用したパラスポーツ（eパラスポーツ）事業

外出が困難であるものの、体を動かす意欲のある障害のある人に、自身で操作できるよう個々の状態に合わせて加工した機器を福祉施設等に提供するとともに、障害のある人となない人が交流できる機会を創出する。

i 障害児・者の運動習慣定着支援事業

障害者の日中の居場所である福祉施設や放課後等デイサービスなどを対象に指導者を派遣し、利用者の障害種別や程度等に応じた運動を定期的を実施する。

j スポーツ空間バージョンアップ補助事業

誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のバージョンアップに係る取組を支援する。

k 区市町村スポーツ実施促進事業（パラスポーツ推進事業）

パラスポーツへの関心向上や障害のある人のスポーツ実施促進につなげるために区市町村が行う事業を支援する。

(ウ) 支える人材の育成（人材育成事業）

a パラスポーツセミナー

区市町村職員やスポーツ推進委員、医療福祉関係者等を対象にセミナーを開催し、地域のパラスポーツ事業を支える人材の育成を図る。

b 初級・中級パラスポーツ指導員養成講習会

パラスポーツの現場で実際に指導・支援に当たる人材を養成し、地域におけるパラスポーツの取組を促進する。

c パラスポーツ人材の活動活性化事業

障害者スポーツボランティアポータルサイト「T O K Y O 障スポ&サポート」を通じてボランティア人材にイベント等の情報を提供し、活動機会の拡充を図るなど、パラスポーツ人材の活動促進、資質向上を行う。

d パラスポーツ研修キャラバン事業

パラスポーツ振興の担い手となる団体が主催する研修会等に講師を派遣し、主体的にその構成員に向けてパラスポーツの知識・情報を付与する仕組みを構築する。

(エ) 競技力向上

a パラスポーツ次世代ホープ発掘事業

競技体験等を通じて競技スポーツとのマッチングを行う発掘プログラムを開催する。

b パラスポーツ競技活動支援事業

選手の強化育成や指導者の養成等を目的とした各団体の自主的な取組を支援することで競技力向上を促す。

c 東京都障害者スポーツ強化練習会

全国障害者スポーツ大会での東京都選手の活躍を目標に、正式競技の強化練習会等を開催し、選手の競技力を強化する。

d 東京パラアスリート強化事業

東京ゆかりのパラアスリートやジュニアパラアスリートの強化を行う。

e パラスポーツ団体体制強化支援事業

都内で活動するパラスポーツ競技団体が、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」に適合する団体となるよう複合的な支援を行う。

f パラスポーツ人材地域活動促進事業

講習会を企画する団体等とアスリート等のマッチングを行う。

g 東京都障害者スポーツ大会

パラスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進する。

h パラスポーツオープン競技大会の開催

東京都障害者スポーツ大会において、障害のない人も参加できる競技をオープン競技として実施する。

i 全国障害者スポーツ大会への選手・役員派遣

東京都障害者スポーツ大会・関東ブロック予選会等を経て選出された選手や役員で構成される選手団を、本大会へ派遣する。

j パラスポーツ競技用具ニーズ調査

義足や車椅子利用者に関する統計や先行研究がほとんどないため、義足や車椅子利用者のニーズ等を把握するための調査を実施する。

k デフスポーツ競技団体都内活動促進事業

日本パラリンピック委員会（J P C）に加盟するデフスポーツ中央競技団体が都内で実施する強化合宿や普及啓発活動等に対し、財政的支援を実施する。

l 後援名義の使用承認

公益性があり、選手の競技力向上など、都のパラスポーツの推進に寄与する行事について、後援名義の使用を承認する。

（２）所管施設

ア スポーツ施設

スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与することを目的として施設を設置している。

（ア）東京体育館

開館年月日	昭和 31 年 8 月 15 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	渋谷区千駄ヶ谷
概要	都民の生涯スポーツの普及・振興を図るため、個々の体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるように、全都的総合体育施設としての特徴をいかした施設の貸出及び個人公開を行うとともに、各種スポーツ事業を実施している。

（イ）駒沢オリンピック公園総合運動場

開館年月日	昭和 39 年 12 月 1 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	世田谷区駒沢公園
概要	公園の自然豊かな環境の中で、都民が多様なスポーツに親しめる環境を整備し、施設提供のほか、スポーツ・レクリエーションの普及や資料収集等、施設の特性をいかした事業を展開している。

（ウ）東京武道館

開館年月日	平成 2 年 2 月 10 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	足立区綾瀬
概要	武道の普及振興を図る東京都の中心拠点として、大規模武道競技大会へ施設を提供するとともに、武道振興及び都民の健康増進のための各種事業、情報提供、指導者研修等を実施している。

（エ）有明テニスの森公園テニス施設

開館年月日	昭和 58 年 5 月 14 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区有明
概要	センターコート「有明コロシウム」のほか、ショーコート、インドアコート、屋外コートを備えた国内有数のテニス競技施設である。

(オ) 若洲海浜公園ヨット訓練所

開館年月日	平成3年7月6日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区若洲
概要	若洲海浜公園ヨット訓練所は、基礎的なヨットの帆走技術を習得できる施設である。

(カ) 武蔵野の森総合スポーツプラザ

開館年月日	平成29年11月25日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	東京都調布市西町
概要	味の素スタジアムと合わせて多摩の一大スポーツ拠点を形成し、競技大会や地域スポーツの拠点として多摩のスポーツ振興に貢献すること、大規模イベント等の会場として、地域のにぎわいに貢献することを目的として運営している。

(キ) 海の森水上競技場

竣工日	令和元年5月31日
再開業日	令和4年4月29日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区海の森
概要	東京港中央防波堤内側及び外側埋立地間の水路に整備された施設で、2,000mの競技コースを備えた水上競技場。国際大会が開催できるローイングの競技場及び育成・強化の拠点として活用するほか、都民に様々な水上スポーツ、水上レジャーに親しむ機会を提供している。

(ク) 夢の島公園アーチェリー場

竣工日	平成31年2月28日
再開業日	令和3年10月31日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江東区夢の島
概要	アーチェリーの主要な競技大会の会場としての利用のほか、夢の島公園と一体となった芝生広場として、各種イベント・レクリエーション等を楽しむ憩いの場として活用している。

(ケ) カヌー・スラロームセンター

竣工日	(競技コース) 令和元年 5 月 31 日 (管 理 棟) 令和元年 12 月 17 日
再開業日	令和 4 年 7 月 23 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	江戸川区臨海町
概要	都立葛西臨海公園に隣接する国内初の人工カヌースラロームコース。カヌーをはじめとした水上競技の国際・国内大会の開催のほか、アスリートの強化育成拠点としての運営、そのほか広く水上スポーツ体験やラフティングなどの水上レジャーへの参加の機会を提供している。

(コ) 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場

竣工日	令和元年 6 月 27 日
再開業日	令和 4 年 6 月 18 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	品川区八潮 (メインピッチ) 大田区東海 (サブピッチ)
概要	都立大井ふ頭中央海浜公園内に整備された、ホッケーをはじめ、様々なスポーツで利用できる多目的球技場。数少ない公共のホッケー競技場として、ホッケーの競技力強化と普及・振興の場であるとともに、屋外スポーツ施設が集積した大井ふ頭中央海浜公園が一体となり、あらゆる都民がスポーツに親しめる機会を提供している。

(サ) 東京アクアティクスセンター

竣工日	令和 2 年 2 月 28 日
再開業日	令和 5 年 4 月 1 日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	東京都江東区辰巳
概要	都立辰巳の森海浜公園内に整備された日本水泳の中心となる世界最高水準の水泳場。日本水泳界の中心として、国内外の競技大会の実施や次世代アスリートの強化・育成の場を提供するとともに、子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供している。

(シ) 東京都パラスポーツトレーニングセンター

開所年月日	令和5年3月21日
設置根拠	東京都スポーツ施設条例
所在地	調布市西町（味の素スタジアム内）
概要	東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、東京都におけるパラスポーツの競技力向上の拠点、普及振興の場を提供している。

(ス) 東京都障害者総合スポーツセンター

開館年月日	昭和61年5月10日
設置根拠	東京都障害者スポーツセンター条例
所在地	北区十条台
概要	障害者の健康増進と社会参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエーション、講習会等の場を提供する障害者専用のスポーツ施設である。区部に東京都障害者総合スポーツセンター、市部に東京都多摩障害者スポーツセンターがある。

(セ) 東京都多摩障害者スポーツセンター

開館年月日	昭和59年5月24日
設置根拠	東京都障害者スポーツセンター条例
所在地	国立市富士見台
概要	(ス) 東京都障害者総合スポーツセンター 概要参照

(ソ) 味の素スタジアム

開業年月日	平成13年3月10日
所在地	調布市西町
概要	多摩地域のみならず全都的なスポーツの拠点として調布基地跡地に建設された。サッカーJリーグチームのホームグラウンドとして知られるほか、スポーツ以外にもコンサート、試乗会、フリーマーケットなど多彩なイベントを開催している。

(タ) 有明アリーナ

竣工日	令和元年12月9日
開業日	令和4年8月20日
所在地	江東区有明
概要	東京の新たなスポーツ・文化の拠点として、15,000席の施設規模を生かしたスポーツイベントの開催や、グローバルで最先端のライブエンターテインメントなどを提供している。

イ スポーツ施設の指定管理

平成 15 年の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度により、公の施設である体育施設の管理を民間の団体にも委託できるようになり、生活文化スポーツ局では現在、所管する 16 施設のうち、14 施設に指定管理者制度を導入している。該当する施設は、以下のとおりである。

東京体育館	夢の島公園アーチェリー場
駒沢オリンピック公園総合運動場	カヌー・スラロームセンター
東京武道館	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
有明テニスの森公園テニス施設	東京アクアティクスセンター
若洲海浜公園ヨット訓練所	東京都パラスポーツトレーニングセンター
武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都障害者総合スポーツセンター
海の森水上競技場	東京都多摩障害者スポーツセンター

(3) 予算概要

スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業に関する予算について、スポーツの振興に係る予算は表 A-2-15 のとおり 36 億 15 百万円であり、競技力向上や地域におけるスポーツの推進に係る費用が多くなっている。パラスポーツの振興に係る予算は表 A-2-16 のとおり 19 億 84 百万円であり、パラスポーツの理解促進・普及啓発に係る費用が多くなっている。スポーツ施設の管理運営に係る予算は表 A-2-17 のとおり 131 億 09 百万円であり、スポーツ施設の管理運営や整備が行われている。

表 A-2-15 スポーツの振興に係る令和 5 年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
スポーツ振興施策の企画調整	358,577	9.9%	275,825
スポーツムーブメントの創出	675,785	18.7%	536,419
地域におけるスポーツの推進	920,500	25.5%	580,942
競技力向上	1,327,888	36.7%	1,127,254
大会後のレガシーの継承	332,740	9.2%	276,798
合計	3,615,490	100%	2,797,238

都提供資料より監査人作成

表A－2－16 パラスポーツの振興に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
理解促進・普及啓発	839,490	42.3%	720,512
場の開拓、人材育成	671,742	33.8%	604,395
競技力向上	473,293	23.8%	335,412
合計	1,984,525	100%	1,660,319

都提供資料より監査人作成

表A－2－17 スポーツ施設の管理運営に係る令和5年度当初予算額及び決算額の内訳
(単位：千円)

事項	当初予算額		決算額
スポーツ施設の管理運営	6,166,711	47.0%	5,644,261
スポーツ施設の整備	6,942,671	53.0%	5,880,466
合計	13,109,382	100%	11,524,727

都提供資料より監査人作成

第3 監査の結果

I 生活文化スポーツ局全体について

(1) 生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン

ア 概要

生活文化スポーツ局は、局主要事業の事業実施計画として、ホームページにて「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」を公表している。

このアクションプランは、平成27年度包括外部監査報告書における意見2-1に対する措置として策定された「生活文化局事業プラン」（計画期間：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の後継となるものであり、現在は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間としたものが公表されている。平成27年度包括外部監査報告書における意見2-1に対する措置には、以下のとおり記載されている。

平成28(2016)年12月に、東京都が策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が掲げる都民ファーストの視点、「セーフティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の3つのシティを踏まえ、生活文化局でも、3つのシティの実現に向けて、局事業を着実に推進するとともに、都民の方に事業内容を分かりやすくお知らせするため、平成30(2018)年3月に「生活文化局事業プラン」を策定し、局ホームページにおいて公表した。（計画期間：2018年度～2020年度）

策定に当たっては、事業内容を理解しやすくするため、写真やグラフを使用するとともに、客観的な指標として、「外国人おもてなし語学ボランティアの育成」や「就学前の児童を持つ父親の家事・育児時間の増加」など具体的な数値目標（18目標）を掲げた。

アクションプランの具体的な内容は、都の長期計画である「未来の東京」戦略における3か年のアクションプランにおける生活文化スポーツ局が所管する取組と同一となっている。

なお、「未来の東京」戦略の各戦略と生活文化スポーツ局の部署の対応関係は以下のとおりとなっている。

表B－1－1 「未来の東京」戦略の各戦略と生活文化スポーツ局の部署の対応関係

戦略	対応部署
戦略1：子供の笑顔のための戦略	都民生活部、消費生活部、私学部、スポーツ総合推進部
戦略2：子供の「伸びる・育つ」応援戦略	都民安全推進部、私学部、スポーツ総合推進部
戦略3：女性の活躍推進戦略	都民生活部、都民安全推進部
戦略4：アクティブ Chōju 社会実現戦略	都民生活部、スポーツ総合推進部
戦略6：ダイバーシティ・共生社会戦略	都民生活部、都民安全推進部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部
戦略7：「住まい」と「地域」を大切にする戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、スポーツ総合推進部
戦略8：安全・安心なまちづくり戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部
戦略9：都市の機能をさらに高める戦略	都民安全推進部
戦略10：スマート東京・TOKYODataHighway戦略	都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部
戦略14：ゼロエミッション東京戦略	消費生活部
戦略15：文化・エンターテインメント都市戦略	消費生活部、文化振興部
戦略16：スポーツフィールド東京戦略	都民生活部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部
戦略20：都政の構造改革戦略	消費生活部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」について、有効性・経済性の観点から、生活文化スポーツ局の中長期的な計画として適切な目標設定がなされ、PDCAサイクルによる管理運用がなされているか担当者にヒアリング等を実施した。

まず、「生活文化スポーツ局3か年のアクションプラン」における目標設定は、

局の主要事業について取りまとめられている。これらは「未来の東京」戦略と内容を共通にしているが、「未来の東京」戦略は局の主要事業を都全体の視点で編成したものであるため、結果的に「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」の内容と同一となっているとのことであった。

また、「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」における P D C A サイクルに関しても、局の主要事業として毎年度実施された結果を取りまとめたものである。これら主要事業の取組状況が、「未来の東京」戦略の所管局である政策企画局により集約されるため、こちらも「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」と「未来の東京」戦略は内容的に同一となっているとのことであった。

一方で、「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」がどのようなものなのか、また、内容を同一にする「未来の東京」戦略との関連性は、局ホームページ上に特段の説明は付されていない。

（意見 1－1）「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」について

「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」における目標設定や事業、各事業の実績等は、「未来の東京」戦略における生活文化スポーツ局所管事業と内容的には同一となっている。

都の長期計画である「未来の東京」戦略には生活文化スポーツ局の主要事業が盛り込まれているため、結果的に「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」と「未来の東京」戦略の内容が同一となること自体は合理性があるものの、同アクションプランと「未来の東京」戦略の記載が同一である理由や両者の関連性は局ホームページ上に説明がなく、都民からすると「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」の意義や位置付けについて正確に理解することが難しいものと思われる。

したがって、「生活文化スポーツ局 3 か年のアクションプラン」について、局がどのように策定し活用しているのか、「未来の東京」戦略と関連付けて局ホームページに明示的に記載することを検討されたい。

（２）生活文化スポーツ局内の内部統制

ア 概要

生活文化スポーツ局は、都の知事部局の一つとして、地方自治法第 150 条に基づき、内部統制の取組を行っている。内部統制は、都の財務に関する事務を適正に行うためにルールを決め、それに従って仕事を進め、点検や改善を行う取組である。地方公共団体の内部統制は、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によれば、全庁的な内部統制と業務レベルの内

部統制に大別される。

都は、「東京都内部統制基本方針」及び「東京都内部統制推進要綱」に基づき、内部統制の整備・運用及び評価を実施している。生活文化スポーツ局は制度所管部門ではないため、業務レベルの運用状況についての自己評価を行う。具体的には、評価対象期間における内部統制の対象とする会計・物品・契約・財産の4つの事務区分に応じた評価シートを作成し、事務の運用状況について自己点検により不備の有無を把握し、不備がある場合には、その後の不備の改善が適切に実施されたかといった点を評価項目としている。

局長は、評価シートに記載のある不備について、是正措置及び再発防止策を講じた結果を制度所管部門の局等の長に提出する。制度所管部門の局等の長は、提出された評価シートに記載のある不備について、必要と認めた場合には速やかに是正措置及び再発防止策を講じることを求め、その結果を確認した上で自己評価を行い、取りまとめて総務局長に提出する。

令和5年度の生活文化スポーツ局の評価シートについて、自己評価の結果、不備は識別されていない。なお、令和6年7月16日に作成された令和5年度の東京都内部統制評価報告書によると、推進要綱に規定する評価作業を実施した限り、都の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断されている。また、不備の是正に関する事項についても、記載すべき事項はない旨が記載されている。

イ 監査の結果

都の内部統制制度において、令和5年度の生活文化スポーツ局の自己評価の結果、不備は識別されていない。

しかしながら、自己評価は局内の事務処理における運用状況を点検し評価するものであり、結果的に内部統制制度上の不備と位置付けられなくとも、事務処理の誤りなどを識別することがある。そうした事務処理の誤りについては、事務執行における有効性や効率性の観点から課題を示唆する可能性があるため、令和5年度における自己評価の詳細について、担当者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、令和5年度における自己評価の過程で、内部統制制度上の不備は識別されていないものの、東京都物品管理規則に基づく自己検査において以下の事務処理誤りを識別したとのことであった。

表B－1－2 令和5年度物品管理に関する自己検査における識別事項

項目	内容
出納手続	物品受払簿について、物品管理者が受領しているのに受払簿への記載がないものがあった。
出納手続	購入等に伴う受入れ時に「全品受け即払い」に○印が漏れていた。
出納手続	物品出納通知書の誤記及び訂正印漏れがあった。
出納手続	印刷物の契約について、物品管理規則第41条各号に該当しないにもかかわらず、出納手続きが漏れていた。
供用中の物品	供用備品等状況確認実施計画書について、確認日・確認印や規則第72条に基づく例外措置の令和5年度分の別紙の作成が漏れていた。
供用中の物品	供用備品等状況確認実施計画書について、「照合方法・手順等」欄が記載されていなかった。
帳簿と状況確認	物品受払簿と物品の現在高（数量）が一致していなかった。
帳簿と状況確認	・消耗品出納簿（タクシーチケット）で、保管枚数の記帳が漏れていた。 ・物品受払簿の訂正印が漏れていた。 ・物品管理者別物品一覧表で、引き継ぎの署名が漏れていた。
帳簿と状況確認	物品受払簿（郵券・備品管理者別物品一覧表）の引き継ぎが漏れていた。

都提供資料より監査人作成

上記の事務処理誤りについて、担当者によると要因はいずれも単純なケアレスミスであり影響も大きくないため、統制上の不備を示唆するものではないとのことであった。また、それぞれの事務処理誤りについて、発生した経緯や有効な防止策などを局内で展開するようなことは実施していないとのことであった。

しかし、上記の事務処理誤りについて発生部署を確認すると、同様の事案が複数の部署で発生していた。個々の事案について単純なケアレスミスであるとしても、複数の部署で同様の発生が確認されているため、適切なチェック体制や運用上の留意がなければ、今後も同様の誤りが発生し続けることが想定される。

こうした状況については、内部統制制度上の不備があるとまでは言えないとしても、運用上の留意点として再発防止策等を局内に周知することが、適切な対応であると考えられる。

（意見1－2）自己検査における検出事項の周知について

令和5年度の物品管理の分野の自己検査において識別された事務処理誤りについて、担当者によると要因はいずれも単純なケアレスミスであるため、それぞれの事務処理誤りについて各部署において再発防止の取組を実施していたが、発生した経緯や有効な防止策等を文書等により局内で展開することは実施していないとのことであった。

しかし、事務処理誤りの項目及び発生部署を一覧すると、同様の事案が複数の部署で発生している事実が確認された。個々の事案について単純なケアレスミスであるとしても適切なチェック体制や運用上の留意がなければ、今後も同様の誤りが発生し続けることが想定される。

こうした状況については、内部統制制度上の不備があると言えないとしても、運用上の留意点として再発防止策等を局内に周知することが適切な対応であると考えられる。また、誤りの事例を局内に周知することで、事務処理の誤りを極力減らすことに努める組織風土、統制環境の醸成にもつながる。

したがって、局全体の事務手続の効率性を向上させる観点からも、自己検査における検出事項の周知を検討されたい。

（３）生活文化スポーツ局所管施設の施設別財務情報

ア 概要

生活文化スポーツ局は、「生活文化局 事業概要 令和３年版」の別紙として、令和５年１１月に「施設別財務情報」を公表している。

この施設別財務情報の公表は、平成２７年度の包括外部監査報告書の「（意見２－３）生活文化局所管の施設別の財務情報について」を受けての改善措置である。平成２７年度の包括外部監査の意見２－３では、施設別財務情報を作成する体制の構築、及び施設別財務情報の適切な利活用が意見として付されている。当該意見の背景として、同報告書意見２－３７において、指定管理者の財務情報には、当該指定管理者の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのストック情報や費用などのフロー情報が計上されていないことから、コストの規模、利用者１人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関する分析を行うことができない状況にあり、ＰＤＣＡサイクルにおけるCheck及びActionが十分に機能しているとは言えない。したがって各施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も適切に活用されておらず、各施設の管理運営の財源を負担している都民に対して説明責任を十分に果たしていないとの認識が示されている。

令和５年１１月に公表された施設別財務情報は、生活文化スポーツ局（令和３年度時点では生活文化局）が所管する施設について、令和３年度の都の財務情報を基に作成しているものであり、博物館や美術館などの文化施設については、指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算して作成しているものである。

施設別財務情報にて公表されている内容と、貸借対照表及び行政コスト計算書の勘定科目は、以下のとおりである。

表B－１－３ 施設別財務情報（令和３年度）

【貸借対照表】

（単位：千円）

施設名称	資産			負債			正味財産
		流動資産	固定資産		流動負債	固定負債	
旅券課（バスポートセンター）	0	0	0	281,028	27,385	253,644	△ 281,028
東京ウィメンズプラザ	73,418	0	73,418	87,216	8,499	78,717	△ 13,798
大田記念館	1,421,987	0	1,421,987	6,299	614	5,685	1,415,688
消費生活総合センター	106,156	0	106,156	339,172	33,051	306,122	△ 233,017
計量検定所	5,232,335	0	5,232,335	600,819	58,547	542,273	4,631,516
東京都江戸東京博物館*	46,208,569	1,669,965	44,538,604	807,135	800,273	6,862	45,401,434
東京都写真美術館*	4,697,692	559,435	4,138,257	153,267	144,956	8,311	4,544,425
東京都現代美術館*	23,544,743	741,181	22,803,563	221,701	199,139	22,561	23,323,043
東京都美術館*	12,911,579	1,183,764	11,727,815	332,654	292,378	40,276	12,578,924
東京文化会館*	864,606	675,433	189,173	742,782	724,368	18,413	121,825
東京芸術劇場*	23,265,822	1,015,701	22,250,122	924,187	903,826	20,361	22,341,635
東京都庭園美術館*	13,584,772	193,788	13,390,984	177,034	171,846	5,188	13,407,737

【行政コスト計算書】

（単位：千円）

施設名称	収入	費用	収支
旅券課（バスポートセンター）	284,570	1,417,573	△ 1,133,003
東京ウィメンズプラザ	18,626	1,073,546	△ 1,054,920
大田記念館	6,255	48,787	△ 42,532
消費生活総合センター	11,271	809,065	△ 797,795
計量検定所	111,472	1,134,594	△ 1,023,122
東京都江戸東京博物館*	3,239,471	4,433,560	△ 1,194,089
東京都写真美術館*	1,067,382	1,269,263	△ 201,881
東京都現代美術館*	1,486,298	2,490,217	△ 1,003,919
東京都美術館*	1,157,331	1,200,388	△ 43,058
東京文化会館*	1,607,388	1,767,000	△ 159,612
東京芸術劇場*	2,650,356	2,700,739	△ 50,383
東京都庭園美術館*	646,862	671,356	△ 24,493

* 博物館や美術館等の文化施設については指定管理者と都の財務情報を合算して作成

都提供資料より監査人一部改変

平成 27 年度包括外部監査の意見 2－3 については、施設別財務情報の公表をもって令和 6 年 2 月に改善済となっており、その措置内容は「施設の管理担当部署及び指定管理者と協議しながら検証を重ね、局が所管する全ての施設別の令和 3 年度決算の財務情報を作成し、令和 5 年 11 月に公表した。都民に公開することで、広くその理解を図っていく。」とされている。

イ 監査の結果

生活文化スポーツ局の令和 3 年度の「施設別財務情報」（都の財務情報と、文化施設については指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算）が令和 5 年 11 月に公表されたことで、都民や一般情報利用者は、同局が所管する施設ごとの資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の数値を利用できるようになった。

しかし、貸借対照表と行政コスト計算書について、資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、施設別の建

物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、各施設の収入（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）や各施設での費用の内訳についての把握や比較などを、都民や一般情報利用者が行うことができないと考えられる。加えて、令和3年度時点ではスポーツ関連部署は異なる組織であったためスポーツ関連施設は含まれておらず、現行の生活文化スポーツ局としての所管施設全体は網羅されていない形となっている。

以上を踏まえつつ、都における他の財務情報の開示状況をみると、会計管理局が公表している「東京都の財務諸表（概要版）」では、企業会計の手法にならない複式簿記・発生主義による新公会計制度に基づいて作成された都の財務諸表について、「新公会計制度を導入することにより、単式簿記・現金主義による従来の官庁会計制度に比べ、行政運営の結果に関する説明責任をより一層果たすことができ、施策内容の検証など、マネジメントへの活用も可能となる」との趣旨説明とともに、財務諸表のポイント、貸借対照表・行政コスト計算書の主な内容や前年度との比較が説明されている。加えて、財務諸表から分かる指標として、有形固定資産減価償却率（減価償却累計額／有形固定資産の取得原価）などの指標の10年間の推移と共に都の分析・評価結果が公表されている。

また、建設局では、政策連携団体の財務情報を含めた駐車場・公園・動物園・霊園に係る施設別財務情報を公表しており、貸借対照表の固定資産や負債、行政コスト計算書の行政収入や行政費用について、以下のような勘定科目が区分掲記されている。

- ・貸借対照表

固定資産：有形固定資産・無形固定資産・その他（重要物品、建設仮勘定等）

負債：都債・借入金等、賞与引当金、退職給与引当金

- ・行政コスト計算書

行政収入：利用料・使用料・手数料等、その他（分担金・負担金・諸収入等）

行政費用：給与関係費、物件費、維持補修費、補助費等、投資的経費、

その他（扶助費、減価償却費等）

（意見１－３）施設別財務情報の公表内容の充実について

生活文化スポーツ局の令和３年度の施設別財務情報（都の財務情報と、文化施設については指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算）が、令和５年１１月に公表されたことで、都民は、同局が所管する施設ごとの資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の数値を利用できるようになった。

しかし、貸借対照表と行政コスト計算について、資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、施設別の建物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、各施設の収入源（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）や各施設での費用の内訳についての把握や比較などを、都民や一般情報利用者が行うことができないと考えられる。加えて、令和３年度時点ではスポーツ関連部署は異なる組織であったためスポーツ関連施設は含まれておらず、現行の生活文化スポーツ局としての所管施設全体は網羅されていない形となっている。

都民や一般情報利用者へ有用性のある情報提供を行い、生活文化スポーツ局の事業に対する理解を促す説明責任を更に果たすために、令和４年度以降のスポーツ関連施設も含めた施設別財務情報についても毎年度、作成及び公表されたい。

作成する上では、より理解に資するよう貸借対照表と行政コスト計算書の勘定科目について、例えば、建物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、主要な収入源（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）、主要な費用の内訳をより明瞭に開示することを検討されたい。また、「利用者１人当たりのコスト」、「固定資産の老朽化率」などの指標も併せて開示するなど、都民や一般情報利用者の目線に寄り添った公表内容も検討されたい。

Ⅱ 都民生活部の事業について

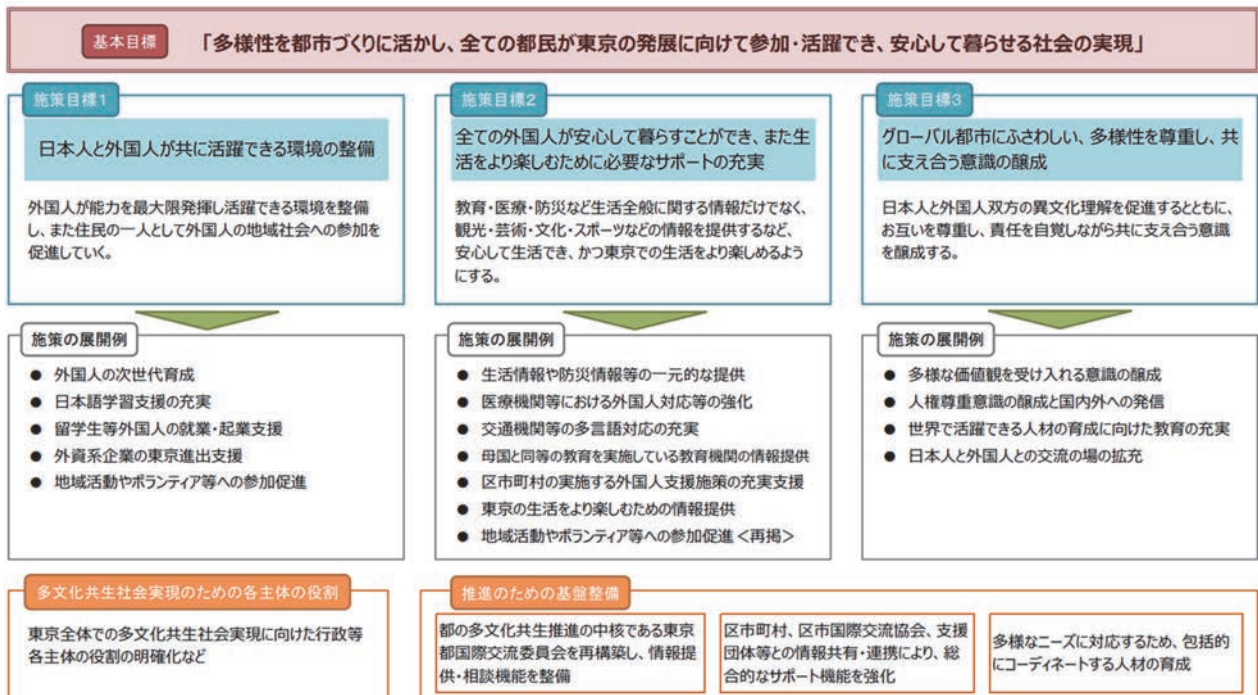
1 多文化共生に係る施策

(1) 多文化共生推進指針

ア 概要

「多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」(以下「多文化共生推進指針」という。)は、東京都の在住外国人の増加を受け、東京都がグローバル都市として持続的に発展するためには、外国人が日本人と共に東京の一員として活躍していくことが必要であるとの考えから、多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、平成28年2月に策定されたものである。指針の概要は、以下のとおりである。

図B-2-1 多文化共生推進指針の概要



都提供資料より監査人抜粋

まず基本目標として、「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げ、その下で具体的に3つの施策目標が掲げられている。

第一の施策目標は、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」である。展開例としては、外国人の次世代育成や日本語学習支援の充実等が挙げられている。

第二の施策目標は、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」であり、具体的な施策として、生活情報や防災情報等の一元的な提供や区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援を例に挙げている。

第三の施策目標として、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」が掲げられており、世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実や多様な価値観を受け入れる意識の醸成などを施策の展開例としている。

また、指針では、各主体（都、区市町村、国などの行政や、関連団体や都民、企業など）の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていくことについても言及されている。

指針の改定については、生活文化スポーツ局が設置する多文化共生推進委員会にて令和5年度より検討が実施されている。多文化共生推進委員会は、外国人に係る都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化スポーツ局長に進言及び助言するものとされ、外国人及び日本人の学識経験者、N G O等で構成されている。

イ 監査の結果

多文化共生推進指針について、指針がどのように多文化共生社会実現に向けた事業に活用されているか、また、指針の効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和5年度の取組について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

まず、指針の活用に関して担当者にヒアリングを実施したところ、指針は都の多文化共生社会づくり推進のための基本的な考え方を示したものであり、生活文化スポーツ局は、指針に掲げる基本目標及び施策目標に基づき、多文化共生社会づくりの施策を展開しているとの回答があった。一方、指針に記載のある施策は一例であって、全ての施策を実施するものではないとのことであった。

また、指針の効果検証を実施しているか若しくは実施予定であるかに関して担当者にヒアリングを実施したところ、基本的な考え方を示したものであり、そもそも指針には効果検証の視点は入っていないとのことであった。また、施策は様々な局にまたがっており、総括自体も難しく、各事業で効果検証すべきと考えているとのことであった。

さらに、指針は作成から8年以上が経過していることから、記載項目の見直しを検討されているかについて質問を行ったところ、近年の在住外国人を取り巻く社会情勢や生活環境等の変化を踏まえ、現在、多文化共生推進委員会において指針の見直しについて議論しているとのことであった。

一方、多文化共生推進委員会について、令和５年度の議事録及び会議資料を確認したところ、会議資料には、「都の主な多文化共生施策（全体像）」として施策の一覧は記載されているものの、委員会の場で全ての事業に関して網羅的に議論することは困難であると考えられる。

（意見２－１）多文化共生推進委員会への情報提供について

担当者によると、多文化共生推進指針は、都の多文化共生社会づくり推進のための基本的な考え方を示したものであり、指針に掲げる基本目標及び施策目標について効果検証の視点は入っていないとのことである。また、施策は様々な局にまたがっており、総括自体も難しく、各事業で効果検証すべきと考えているとのことであり、こうした指針の性質からすると、指針そのものの効果検証が困難という点は否めない。

他方、都の多文化共生施策の推進に関する事項について検討し、生活文化スポーツ局長に進言及び助言するものとして多文化共生推進委員会があり、多文化共生推進指針が効果検証になじまないとしても、同委員会の機能を充実させることは重要であると考えられる。

ここで、令和５年度の委員会の資料を確認すると、「都の主な多文化共生施策（全体像）」として施策の一覧が記載されているものの、委員会の場で全ての事業に関して網羅的に議論することは困難である。そのため、例えば「コミュニケーション支援」「外国人の生活支援」といった分野ごとに都の取組の内容や進捗状況、課題などを委員会の場で紹介することで、今後の施策の検討に有意義なフィードバックを得ることができると考えられる。

したがって、多文化共生推進委員会の機能をより充実したものとできるよう、多文化共生推進委員会における都からの情報提供を拡充させることを検討されたい。

（２）太田記念館の運営

ア 概要

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舍である。

平成２年４月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成１４年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。

太田記念館の令和３年度から令和５年度までの収支実績は、以下のとおりである。

表B－2－1 太田記念館の収支実績（令和3年度～令和5年度）

（単位：円）

区分	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳出	太田記念館建物維持管理			
	一般需用費	3,695,359	4,699,680	3,468,074
	役務費	122,350	115,752	269,526
	備品購入費	0	413,600	0
	委託料	39,820	38,720	14,190
	会館管理運営委託	22,536,019	22,834,130	24,184,380
	委託料	22,536,019	22,834,130	24,184,380
	合計	26,393,548	28,102,212	27,936,170
歳入	特定財源内訳	6,255,362	7,773,370	7,526,307
	財産収入	5,803,200	7,147,700	6,908,600
	諸収入	452,162	625,670	617,707
	合計	6,255,362	7,773,370	7,526,307

都提供資料より監査人作成

歳出は、外部業者への管理運営業務の委託が大部分を占めている。

歳入は、宿舍の利用者による賃借料の支払が財産収入として計上されている。

また、宿舍の稼働状況は以下のとおりである。

表B－2－2 太田記念館の稼働状況（令和3年度～令和5年度）

（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員（a）	41	41	41	41	41
入居者数（b）	40	6	12	22	20
稼働率（b/a）	98%	15%	29%	54%	49%

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

太田記念館の財務状況を確認すると、歳出に対して歳入が少なく、令和4年度及び令和5年度は、賃貸料を主とする歳入が歳出の3割程度となっている。

そこで、賃貸料の算定の考え方について担当者にヒアリングを実施したところ、周辺の留学生宿泊施設の利用料との均衡を考慮しつつ、満室の場合に委託費等の2分の1の水準となるように設定しているとのことであった。

また、太田記念館の稼働状況が、現状おおむね半数程度しか入居がない点について見解をヒアリングした。担当者によると、新型コロナウイルス感染症の影響で留学生の人数が大きく減少し、その影響で一時的に稼働率が著しく減少したものの、現在は回復途上であるとのことであった。

これらについては、以下の2点において課題があると考えられる。

まず、賃貸料の水準について、委託費等の2分の1の水準を一貫して用いているとのことだが、日本での生活における経済的負担を軽減し、安心して充実した留学生活を送ってもらうという留学生寮の趣旨を踏まえた上で、歳出の超過分は政策的に徴収しないと決定する範囲が生じること自体は一定の合理性がある。しかし、現在の賃貸料は満室を想定した水準であるため、近年稼働率が5割を下回っており、2分の1の水準を満たせない状況にある。上記のとおり、令和4年度及び令和5年度は、賃貸料を主とした歳入が歳出の3割程度となっている。

また、稼働率についても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったにせよ、令和4年から令和5年度においては人流の回復がみられていることから、稼働率の低下については新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因を十分検討し、対応を行う必要があるものと考えられる。

（意見2－2）太田記念館の賃貸料及び稼働率について

太田記念館における賃貸料の水準について、委託費等の2分の1の水準を一貫して用いている。日本での生活における経済的負担を軽減し、安心して充実した留学生活を送ってもらうという留学生寮の趣旨を踏まえた上で、歳出の超過分は政策的に徴収しないこと自体に異論はない。しかし、現在の賃貸料は満室を想定した水準であるため、近年稼働率が5割を下回っており、2分の1の水準を満たせない状況にある。

また、稼働率についても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったにせよ、令和4年度から令和5年度においては人流の回復がみられていることから、稼働率の低下については新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因を十分検討し、対応を行う必要があるものと考えられる。

したがって、今後の賃貸料の算定に当たっては、改めて考え方を整理するとともに、太田記念館の本来の設立目的を達成した上で、稼働率の向上に向けて有効な取組を検討されたい。

2 男女平等に係る施策

(1) 東京都男女平等参画推進総合計画

ア 概要

都は、平成12年3月に東京都男女平等参画基本条例（以下「基本条例」という。）を制定し、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、平成14年1月には、都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、以降5年ごとに計画の改定を行い、取組を進めてきた。

令和3年4月、都は知事の附属機関である東京都男女平等参画審議会に対し、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「東京都男女平等参画推進総合計画」（以下「総合計画」という。）の改定に当たっての基本的考え方を諮問し、令和4年1月に答申を受けた。当該答申を踏まえ、令和4年3月に改定版の総合計画が公表されている。

総合計画は、女性活躍推進法第6条に基づく「女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく「配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画及び基本条例第8条に基づく行動計画として策定しているものである。

令和4年3月の改定では、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」を計画の基本的な考え方とするとともに、以下3つの柱を掲げ、具体的な施策・事業を都及び都民・事業者の別にまとめている。

【第1の柱】ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

【第2の柱】男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

【第3の柱】配偶者暴力対策

生活文化スポーツ局では、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し公表している。年次報告は、東京都の男女平等参画データ、都民・事業者の取組事業、東京都の男女平等参画施策等で構成されている。

また、都の推進体制は総合計画で以下のとおり定められており、生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課が所管部署となっている。

表B-2-3 東京都男女平等参画推進総合計画における都の推進体制

番号	事業名	事業概要
302	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
303	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。
304	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表する。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行う。

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 総合計画における局の施策及び数値目標

総合計画は都及び都民・事業者の取組から構成されており、都の施策に関しても各部局が所管する施策が挙げられている。また、事業の一部については数値目標と目標年度を定めている。このうち、生活文化スポーツ局が所管する事業についてみると、女性活躍推進計画において生活文化スポーツ局が関連する数値目標は、各局が共通で取り組む「審議会等における女性委員の任用率 40%以上」（目標年度：令和4年度末）のみである。

番号	事業名	数値目標	目標年度	令和4年度実績
222	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率 40%以上	令和4年度末	45.7% (令和5年4月1日現在)

総合計画の女性活躍推進計画において生活文化スポーツ局が所管する事業には、例えば以下のようなものがある。

番号	事業名	事業概要
181	区市町村への支援	区市町村支援の一環として、区市町村と連携し、住民向けの普及啓発を行う。
224	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備する。
266	シニアスポーツ振興事業	高齢者のスポーツ実施率向上を図り、その健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたスポーツ振興事業を実施する。

また、総合計画には、「未来の東京」戦略に記載のある数値目標として総合計画に関連があると思われる数値目標が列挙されているが、当該数値目標が総合計画及びその事業・数値目標とどのように関連しているかが記載されていない。

「未来の東京」戦略は基本的に令和12年（2030年）までを計画期間とする基本計画である一方、総合計画は令和8年度（2026年度）までを計画期間とするため、目標期間も異なる。

他方、配偶者暴力対策基本計画に関しては、生活文化スポーツ局が所管する数値目標は、以下のとおりである。

番号	項目	数値目標	目標年度	令和5年度実績
1	区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	27 団体	令和8年度末	20 団体
2	配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数	年間目標 20 団体	-	19 団体

配偶者暴力対策基本計画に関する数値目標について、担当者に目標の根拠をヒアリングしたところ、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数については、計画策定時、設置済17団体と検討の考えがある10団体を合わせた27団体を、令和8年度までの目標としたとのことであった。

また、配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数については、計画策定時、配偶者暴力対策の庁内連絡会議を設置している47団体から上記の27団体を除いた20団体を目標としたとのことであった。

（意見2－3）東京都男女平等参画推進総合計画における女性活躍推進計画の数値目標について

東京都男女平等参画推進総合計画における女性活躍推進計画では、生活文化スポーツ局が関連する数値目標は各局が共通で取り組む「審議会等における女性委員の任用率40%以上」（目標年度：令和4年度末）のみである。

事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るようにするためには、個々の事業に可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要となる。また、総合計画にも記載のとおり、都民に分かりやすい目標を設定し、東京都男女平等参画基本条例に基づいて、年次報告を作成し公表することで計画に対する都民・事業者の理解の促進や取組の活性化にもつながるものと思われる。

目標の設定に際しては、事業の結果としてのアウトプット指標、事業の成果としてアウトカム指標の両方を設定することが一般的には望ましい。一方で、総合計画は都のみならず都民・事業者が主体として事業を構成するものであるため、都が政策目標を立てて主体的に行うものと、都及び都民・事業者全体の事業活動の結果として成果が表れるものがあり、アウトプット指標やアウトカム指標を設定できる事業と設定が困難な事業とが存在することを考慮することが求められる。

したがって、より有効なPDCAサイクルの仕組みを構築し、都民の理解を促進する観点から、事業ごとの性質に応じて可能な限り目標設定を行うことを検討されたい。

（意見２－４）東京都男女平等参画推進総合計画と「未来の東京」戦略の関連性について

東京都男女平等参画推進総合計画には、「未来の東京」戦略に記載のある数値目標として総合計画に関連があると思われる数値目標が列挙されているが、当該数値目標が総合計画及びその事業・数値目標とどのように関連しているかが明記されていない。

「未来の東京」戦略は基本的に令和12年（2030年）までを計画期間とする基本計画である一方、総合計画は令和８年度（2026年度）までを計画期間とするため、目標期間も異なる。しかし、政策目標やその実現に向けた施策は都民に対して整合的に示されることが望ましい。

現状はそれぞれの計画の数値目標が並列されており、相互の関連性が明確でないと言えるため、両計画の位置付けと関連性が都民の目線から明瞭となるよう、総合計画において整理し説明を加えることを検討されたい。

（イ）年次報告

総合計画における数値目標の達成状況を含む都の男女平等参画施策の実施状況報告は、年次報告として都のホームページに公表されているが、現在公表されているものは令和３年度が最新となっており、令和４年度及び令和５年度は計画値として女性活躍推進関連の主な施策、男女平等参画事業一覧が公表されているにとどまる。

今後の公表予定について担当者に確認したところ、現在内容の精査中で具体的な公表予定は未定とのことであった。

(意見 2－5) 東京都男女平等参画推進総合計画における年次報告について

東京都男女平等参画推進総合計画における数値目標の達成状況を含む都の男女平等参画施策の実施状況報告は、年次報告として都のホームページに公表されているが、現在公表されているものは令和 3 年度が最新となっており、令和 4 年度及び令和 5 年度は計画値として女性活躍推進関連の主な施策、男女平等参画事業一覧が公表されているにとどまる。

年次報告においては、都民・事業者の取組実績は令和 5 年度まで公表されており、都の取組実績が公表されていない現状は、都民・事業者による計画やその進捗に対する理解の観点からも、計画に対する都の取組姿勢を示す観点からも妥当でない。

したがって、令和 4 年度及び令和 5 年度における各局の事業実績を取りまとめ、早急に公表することを検討されたい。

(ウ) 生活文化スポーツ局の総合調整機能

総合計画において、都における計画の推進体制は以下のとおり定められており、生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課が所管部署となっている。

番号	事業名	事業概要
302	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
303	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。
304	年次報告の公表	基本条例第 11 条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行う。

ここで、総合計画における数値目標や事業の策定に係る所管局としての役割について担当者にヒアリングを実施したところ、基本的には各局が所管する計画等における男女平等参画関連施策やその目標を照会し、計画に盛り込むことが可能と回答があった事業を 3 本の柱の各項目に分類して計画を構成しているとのことであった。

（意見 2－6）東京都男女平等参画推進総合計画における局の役割について

担当者によると、東京都男女平等参画推進総合計画における都の数値目標や事業の策定に係る所管局としての役割は、基本的には各局が所管する計画等における男女平等参画関連施策やその目標を照会し、計画に盛り込むことが可能と回答があった事業を 3 本の柱の各項目に分類して計画を構成しているとのことである。

各局の事業は、それぞれの局が所管する計画等に由来するものであるため、総合計画の所管が生活文化スポーツ局であるとはいえ、一方的に他局における事業の改廃や数値目標の設定を促すまでの役割を果たすことは難しいと思われる。

しかし、単純に各局の計画等に由来する事業を合算するのみでは、各施策が総合計画の政策目標を達成する上で効果的かつ効率的な編成となっているか評価することが困難である。

そのため、制度所管局である生活文化スポーツ局が、各局の事業を 3 本の柱の各項目に分類するだけでなく、そこから一歩進み、都内部における計画の取りまとめ及び P D C A サイクルの実施に際して主体的に総合調整機能を果たしていく必要があると考えられる。

したがって、次期計画の改定に当たっては、局として一層の取組を検討されたい。

（2）女性も男性も輝く T O K Y O 会議

ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）の推進に関して、都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その達成状況を把握する第三者機関として、女性も男性も輝く T O K Y O 会議（以下「輝く T O K Y O 会議」という。）を設置している。これは「東京都男女平等参画を進める会」及び「東京都女性活躍推進会議」を整理・統合したもので、平成 29 年度から各年度 1 回から 2 回実施されている。

輝く T O K Y O 会議は、その設置要綱で以下の所掌事項を挙げている。

第 2 輝く T O K Y O 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合計画の取組及び進行管理に関すること。
- （2）総合計画の推進に向けた第三者機関としての達成状況の把握、意見及び助言に関すること。
- （3）女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信に関すること。
- （4）女性活躍推進に向けた取組に関する検討及び提案に関すること。
- （5）その他、設置目的の達成のために必要と認められること。

輝くTOKYO会議の委員は、主に男女平等参画分野に関連する業界団体や民間団体に所属する者から構成されており、コーディネーターとして学識経験者も参画している。事務局である生活文化スポーツ局都民生活部の職員、オブザーバーとして総合計画に関連する各局の職員も参加している。

会議の進め方は、女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画の各章をテーマとして設定した上で、事務局である生活文化スポーツ局が事前にコーディネーター及び各委員に概要報告、意見・提案の聴取を行い、会議へ報告する。輝くTOKYO会議は、第三者機関として総合計画の達成状況を把握する。また、生活文化スポーツ局は、概要報告の内容及び会議での意見・提案を公表するとともに、当該年度の事業や翌年度の事業に反映する。

イ 監査の結果

令和5年7月6日に開催された令和5年度第1回輝くTOKYO会議の議事録及び会議資料を確認した結果、次の3点を確認した。

1点目として、同会議は総合計画の3つの柱のうち【第2の柱】「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」をテーマとしているが、それ以外の柱に関する報告は特段なされていない。確かに女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画の各章、すなわち3つの柱からテーマを設定することは令和4年度第2回輝くTOKYO会議により決定された方針であるが、令和5年度の輝くTOKYO会議の開催実績は1回であり、3つの柱がテーマとして一巡するのに2年以上かかることが想定される。この状況は、総合計画の達成状況をタイムリーに把握するという第三者機関の役割を果たす上で十分とは言えない可能性がある。

2点目として、総合計画の進捗状況として報告されている現状・課題について、「未来の東京」戦略における数値目標に対する現状の数値が報告されている一方、総合計画に定める数値目標の進捗は特段報告されていない。確かに「未来の東京」戦略における数値目標も総合計画に記載はされているものの、前述のとおり総合計画における数値目標との関連性は明記されていない。輝くTOKYO会議は総合計画の達成状況を把握するための第三者機関である以上、その役割を果たす上では、総合計画の事業として直接数値目標を定めている事業について進捗状況を報告する必要があると言える。

3点目として、輝くTOKYO会議の議事録には、外部委員の意見・提案が記載されており、過年度の意見・提案が当該年度の事業や翌年度以降の事業にフィードバックされている事例があるものの、それが会議資料として参照できるようになっていない。

（意見２－７）女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議におけるテーマ設定について

令和５年度第１回女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議は、東京都男女平等参画推進総合計画の３つの柱のうち【第２の柱】「男女平等参画の推進に向けたマイノリティチェンジ」をテーマとしているが、それ以外の柱に関する報告は特段なされていない。令和５年度の同会議の開催実績は１回であり、３つの柱がテーマとして一巡するのに２年以上かかることが想定される。この状況は、同会議が、同計画の達成状況をタイムリーに把握するという第三者機関の役割を果たす上で十分とは言えない可能性がある。

したがって、女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議が東京都男女平等参画推進総合計画の進捗を適時適切に把握できるよう、事務局として、同計画の達成状況をタイムリーに把握できるように運営方法の見直しをされたい。また、同会議の開催頻度については、開催回数を複数回とすることや、テーマとなっている柱以外にも現状や課題の概要を把握できる会議資料を付すことを検討されたい。

（意見２－８）女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議における現状・課題の報告について

女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議において東京都男女平等参画推進総合計画の進捗状況として報告されている現状・課題について、「未来の東京」戦略における数値目標に対する現状の数値が報告されている一方、総合計画に定める数値目標の進捗は特段報告されていない。確かに「未来の東京」戦略における数値目標も総合計画に記載はされているものの、総合計画における数値目標との関連性は明記されていないため、総合計画の進捗を把握する上で、「未来の東京」戦略における数値目標は必ずしも妥当な指標とは言えないと思われる。

同会議は、総合計画の達成状況を把握するための第三者機関である以上、その役割を果たす上では、総合計画の事業として直接数値目標を定めている事業について、進捗状況を報告する必要がある。

したがって、女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議に、総合計画において数値目標を掲げている事業の進捗状況を報告することを検討されたい。

（意見２－９）女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議における外部委員の意見・提案のフィードバックについて

女性も男性も輝くＴＯＫＹＯ会議の議事録には、外部委員の意見・提案が記載されている。過年度の意見・提案を当該年度の事業や翌年度以降の事業にどのように反映したかというフィードバックの事例はあるものの、当該事例について議事録や会議資料において具体的な記載がなされていない。

同会議の機能として、意見・提案を公表するとともに、都や事業者がその意見・

提案を当該年度の事業や翌年度の事業に反映することが挙げられている以上、外部委員が計画の進捗状況を把握した上で発した意見・提案をどのように次のアクションへ反映させたかを明示することは、東京都男女平等参画推進総合計画全体のPDCAサイクルを有効に機能させる上で重要であると考えられる。

したがって、都において女性も男性も輝くTOKYO会議における過去の意見・提案をどのように事業に反映したかというフィードバックの内容を議事録に記載し、公表することを検討されたい。

(3) 男女平等参画施策に係るウェブサイトの運営

ア 概要

都民生活部では、男女平等参画施策の情報提供や、女性活躍推進に向けた機運醸成等の目的から、複数のウェブサイトを運営している。

イ 監査の結果

都民生活部では、男女平等参画施策のため複数のウェブサイトを運営しており、それぞれの役割・機能について担当者にヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

- ・東京都女性活躍推進ポータルサイト

都の女性活躍推進に関する情報を紹介するサイト

- ・TOKYOライフ・ワーク・バランス

都・国・区市町村等のライフ・ワーク・バランスに関する取組等の情報発信をするサイト

- ・TOKYOメンターカフェ

女性のちょっとした悩みや不安を気軽に都民メンターに相談できるサイト

- ・TEAM家事・育児

男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報発信をするサイト

- ・WILLキャリアッジ

若者が気軽に楽しみながらキャリアデザインを知るための情報発信をするサイト

なお、令和5年度に各サイトの役割の見直しを実施した結果、上記のうち「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」及び「WILLキャリアッジ」は、都民生活部が運営している他のサイトと内容が重複しているため、運営を終了している。

各サイトの開設を検討するに当たって既に都が運営しているサイトの内容や

役割と比較し重複の有無を確認する手順について担当者にヒアリングを実施したところ、特段の手順はないとのことであった。

また、「東京都女性活躍推進ポータルサイト」の運営終了に伴い、都の男女平等参画施策に係るポータルの機能を果たすサイトは都の男女平等参画のホームページとなっているが、同サイトでは各種リンクが一覧されているものの、それぞれのリンク先でどのような情報が得られるかという記載に乏しく、都民に対するガイドの機能は、必ずしも十分ではないと考えられる。

（意見２－１０）男女平等参画施策に係るウェブサイトの運営について

事業に係る施策を実施するに当たり、当該施策に関連する情報を広く発信したり収集したりするためにサイトを運営することは有用である。しかし、同様の目的を有したサイトを複数運営することによって、それぞれのサイト間で情報の重複や齟齬が生じ、利用者の利便性を阻害する要因になり得る。また、サイトの運営に必要な予算や人員が分散することになり、効果的・効率的な施策の実施の面からも問題がある。

ウェブサイトの開設に当たっては、既に運営されているサイトとの比較を行い、その内容や役割が重複していないか、確認するポイントを整理することが望ましい。その上で、現行運営するサイトについても、都民の利便性を高めるために、それぞれのサイトでどのような情報が得られるかという記載を、都のホームページ運営方針の範囲内で充実させることを検討されたい。

3 東京ウィメンズプラザの運営

(1) 計画及び目標管理

ア 概要

東京ウィメンズプラザ処務規程第9条において、東京ウィメンズプラザ所長は、毎年3月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、生活文化スポーツ局都民生活部長（以下「都民生活部長」という。）の承認を受けなければならないと定められている。

年間事業計画の具体的な内容は、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）に記載の事業と紐づいており、総合計画の年次報告における都の男女平等参画事業一覧としてホームページでも公表されている。

また、同規程第10条において、所長は、前月分の事業の実績及び概要を都民生活部長に報告することとされている。東京ウィメンズプラザでは、当該規定に基づき、毎月の各種相談件数及び施設の利用率を同一の表で報告している。

イ 監査の結果

(ア) 東京ウィメンズプラザの事業計画について

東京ウィメンズプラザの年間事業計画は、総合計画に記載の事業と紐づいているため、総合計画のうち東京ウィメンズプラザの事業と記載されている箇所を閲覧し、東京ウィメンズプラザ全体の事業に係る進捗管理に資する内容となっているかを確認した。

総合計画における女性活躍推進関連施策において、東京ウィメンズプラザに関連する事業は、以下のとおりである。

表B-2-4 東京都男女平等参画推進総合計画における
東京ウィメンズプラザに関連する事業

番号	事業名	事業概要	令和5年度事業規模
189	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行っていく。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施する。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、エックス等を利用して、情報提供
191	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供する。	蔵書数 約7.0万冊

番号	事業名	事業概要	令和5年度事業規模
192	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考える場を提供する。	東京ウィメンズプラザフォーラム 年1回
212	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援する。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等
299	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施する。	・総相談件数 28,000 件 (DV 相談 5,000 件含む) ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談

都提供資料より監査人作成

ここで、上記施策については、東京ウィメンズプラザの運営に係る目標管理という観点から、掲載されている事業について、総合計画の性質上、定量的な目標がないものが散見される。

(意見2-11) 東京ウィメンズプラザの計画及び進捗管理について

東京ウィメンズプラザの事業計画は、東京都男女平等参画推進総合計画に記載の事業と紐付いているが、総合計画においては、その性質上、数値目標や定量化された事業規模の記載も限定的である。

この点、組織としての東京ウィメンズプラザの計画及び進捗管理を考慮した場合、東京ウィメンズプラザの事業計画と総合計画の記載事項を同一のものとして捉えると、定量的な目標設定が十分ではないと考えられる。

東京ウィメンズプラザの事業を網羅的に総合計画に掲載することは難しいと考えられるが、定量的な目標設定が可能な事業については、事業計画において目標設定を行うことが、PDCAサイクルの実施に資するものと考えられる。

したがって、東京ウィメンズプラザ処務規程に基づく事業計画について、上記の視点を踏まえて策定することを検討されたい。

(イ) 東京ウィメンズプラザの事業報告

東京ウィメンズプラザの事業報告は、東京ウィメンズプラザ処務規程によれば、前月分の事業の実績及び概要を都民生活部長に報告することとされている。東京ウィメンズプラザでは、当該規定に基づき、毎月の各種相談件数及び施設の利用率を同一の表で報告している。

監査人が令和5年度の事業報告を閲覧したところ、相談件数及び施設の利用率が記載されており、前年度同月比の増減は記載されているものの、前年度から

の増減理由や推移の分析は特段なされていない。

（意見 2－1 2）東京ウィメンズプラザの事業報告について

東京ウィメンズプラザの事業報告は、前月分の事業の実績及び概要を生活文化スポーツ局都民生活部長に報告することとされており、同報告には相談件数及び施設の利用率と、それぞれ前年度同月比の増減は記載されているものの、前年度からの増減理由や推移の分析は特段なされていない。

事業報告をより有効に活用する観点から、事業報告を毎月のPDCAサイクルの実施と位置付け、前年同月や前月の実績と比較して分析を実施することで、次月以降の事業実施に有用な視点が得られるものと思われる。

上記を踏まえ、事業報告のより有効な活用方法について検討されたい。

（２）施設利用

ア 概要

（ア）概要

東京ウィメンズプラザは、ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。貸出施設等を使用できる団体・グループは、次の２つの要件を満たすものとされている。

- a 東京都内に活動の拠点があること。
- b 非営利の団体・グループであること。

ただし、ホール及びその附帯設備については、営利団体であっても、営利を目的としていない事業を実施する場合は、使用可能となっている（目的外利用）。

令和５年度の総入館者数は 118,771 人、施設別の利用状況は以下のとおりである。

表 B－2－5 東京ウィメンズプラザの施設利用状況（施設別）

	利用件数（件）	利用人員（人）	利用率（％）
ホール	366	38,852	44.1
視聴覚室	1,534	20,357	52.4
第一会議室	1,076	12,283	55.2
第二会議室	1,048	7,479	54.0
第三会議室	500	2,340	51.3
合計	4,524	81,311	52.0

都提供資料より監査人作成

東京ウィメンズプラザの貸出施設の利用に当たっては、利用団体・グループ登録制度が存在する。以下の登録要件を満たす団体（以下「登録団体」という。）は、施設予約システムによる電子抽選に参加可能となるとともに、同システムにより使用申請を行うことが可能となる。また、登録していない団体・グループより使用申請受付開始月が早くなるといったメリットを享受できる。

- a 東京都内に活動の拠点があること。
- b 非営利団体・グループであること。
- c 男女平等参画に関する活動を行っていること。

令和５年度における利用状況を、団体区分別、目的別で集計した結果は、以下のとおりである。

表Ｂ－２－６ 東京ウィメンズプラザの施設利用状況（団体の登録区分別、目的別）

（単位：件）

	目的内	目的外	全体
登録団体	893	129	1,022
未登録団体	893	773	1,666
都関係団体	212	13	225
合計	1,998	915	2,913

都提供資料より監査人作成

（イ）施設の利用方法

東京ウィメンズプラザの利用方法については、東京ウィメンズプラザ運営要綱に定められている。

貸出施設等の使用申請受付開始日は以下のとおりであり、登録団体については受付開始日が早くなっている。

表Ｂ－２－７ 東京ウィメンズプラザの貸出施設等の使用申請受付開始日

貸出施設等	使用申請受付開始日
ホール及びその附帯設備	使用月の６月前の月の初日。ただし、登録団体にあつては、使用月の１２月前の月の初日
視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、保育室及びそれらの附帯設備	ホールと併せて使用するときは使用月の６月前の月の初日、その他の場合は使用月の３月前の月の初日。ただし、登録団体にあつては、ホールと併せて使用するときは使用月の１２月前の月の初日、その他の場合は使用月の６月前の月の初日

講師控室	ホールと併せて使用するときには使用月の6月前の月の初日、視聴覚室、会議室と併せて使用するときには使用月の3月前の月の初日。ただし、登録団体にあっては、ホールと併せて使用するときには使用月の12月前の月の初日、その他の場合は使用月の6月前の月の初日。単独で使用するときは、使用月の1月前の初日
------	---

都提供資料より監査人作成

貸出施設等を使用しようとする者は、使用申請受付開始日の午後1時以降に、電話により仮予約を行うことができる。また、電話により貸出施設等の仮予約を行った者は、仮予約をした日から2週間後の日（その日が使用日よりも後の場合には、使用日）までに、来館して東京ウィメンズプラザ所長に使用申請書を提出しなければならない。

この際、登録団体は施設予約システムによる使用申請及び電子抽選に参加することができる。登録団体は、使用申請受付開始月の前月20日から電子抽選に応募でき、使用申請受付開始月の初日に抽選結果を確認し、10日以内に使用申請を行う。

一方、登録団体以外は、使用申請受付期間内で貸出施設が空いている場合、利用することができる（空室利用）。具体的には、施設予約窓口へ電話又は来館による仮予約を行い、2週間以内に使用申請を行う必要がある。

使用料の納入期限及び納入方法は、以下のとおりである。期限までに納入がない場合は、申請者の責めによらない事情等の特別な事情がある場合を除き、予約は取り消される。

貸出施設等	使用料納入期限	納入方法
ホール	・使用日の90日前の日 ・申請日から使用日までの期間が90日に満たない場合は、申請日から14日以内 ・申請日が使用日まで14日以内の場合は、使用日	窓口入金 又は 口座振込
視聴覚室、会議室、ビデオ編集室及び講師控室並びに附帯施設	使用日	窓口入金

窓口入金は、東京ウィメンズプラザに来所して支払うこととなるが、現金払い以外にキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済）を備えている。

使用申請後、使用料が支払われた後（口座振込により支払われた場合は口座入金を確認した後）に、使用承認書が交付される。

(ウ) 施設の使用料

東京ウィメンズプラザの貸出施設等の使用料は、東京ウィメンズプラザ条例第5条にて別表に定める額の範囲内において規則で定めるとされている。具体的には、東京都ウィメンズプラザ条例施行規則第4条に定められており、以下のとおりである。

表B-2-8 東京ウィメンズプラザの施設使用料

・施設使用料

(単位：円)

施設名			全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール（246 席）			146, 200	48, 700	60, 900	60, 900
視聴覚室 100 名	分割しないで使用		19, 600	6, 500	8, 100	8, 100
	分割して使用	A	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
		B	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
		C	6, 400	2, 100	2, 700	2, 700
第一会議室 80 名	分割しないで使用		10, 400	3, 400	4, 300	4, 300
	分割して使用	A	4, 800	1, 600	2, 000	2, 000
		B	5, 600	1, 800	2, 300	2, 300
第二会議室 50 名	分割しないで使用		8, 000	2, 600	3, 300	3, 300
	分割して使用	A	3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
		B	4, 500	1, 500	1, 900	1, 900
第三会議室（和室） 20 名			3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
第一講師控室 4 名			1, 100	300	400	400
第二講師控室 8 名			1, 900	600	800	800
ビデオ編集室			1, 200	400	500	500

・ 附帯設備使用料

(単位：円)

施設名	付帯設備名	全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール	拡大投影装置 (OHC)	4,500	1,500	1,800	1,800
	映写装置 (ビデオ)	8,300	2,700	3,400	3,400
	映像投影機 (プロジェクター)	13,900	4,600	5,800	5,800
	ビデオカメラ・調整卓	12,800	4,200	5,300	5,300
	ピアノ	7,300	2,400	3,000	3,000
視聴覚室	映写装置 (天吊りプロ ジェクター、ビデオ)	28,500	9,500	11,800	11,800
	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
第一 会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第二 会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第三 会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200

東京ウィメンズプラザホームページより監査人作成

(エ) 施設の稼働率

東京ウィメンズプラザにおける貸出施設及び附帯設備の利用率の推移は、表B-2-9及び表B-2-10のとおりである。

表B-2-9 東京ウィメンズプラザの貸出施設利用率の推移

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホ ー ル	22.0	38.3	44.1
視 聴 覚 室	35.3	46.0	52.4
第一会議室	32.2	48.3	55.2
第二会議室	34.0	53.1	54.0
第三会議室	31.3	48.3	51.3
合 計	32.4	47.5	52.4

都提供資料より監査人作成

表B-2-10 東京ウィメンズプラザの附帯設備利用率の推移

(単位：％)

施設名	付帯設備名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール	拡大投影装置（OHC）	3.0	1.2	1.0
	映写装置（ビデオ）	0.0	0.0	0.0
	映像投影機（プロジェクター）	55.1	52.6	56.1
	ビデオカメラ・調整卓	0.0	0.0	0.0
	ピアノ	33.8	22.8	20.6
視聴覚室	映写装置（天吊りプロジェクター、ビデオ）	4.1	5.9	7.1
	卓上映写機（プロジェクター）	11.9	14.8	13.4
第一会議室	音響装置	13.7	18.4	21.0
第二会議室	音響装置	6.4	10.0	8.6

(注) 卓上映写機（プロジェクター）は視聴覚室と各会議室の利用実績の合算である。

都提供資料より監査人作成

また、東京ウィメンズプラザにおける貸出施設及び附帯設備の貸出による施設使用料収入の推移は、表B-2-11及び表B-2-12のとおりである。

表B-2-11 貸出施設の貸出による使用料収入の推移

(単位：千円)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール	8,946	18,622	16,978
視聴覚室	2,069	2,577	2,756
第一会議室	1,009	1,454	1,773
第二会議室	777	1,142	1,246
第三会議室	346	532	572
第一講師控室	126	147	171
第二講師控室	185	302	310
合計	13,458	24,777	23,806

都提供資料より監査人作成

表B-2-12 附帯設備施設の貸出による使用料収入の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
付帯設備の使用料収入合計	884	1,500	1,900

(注) 施設予約システムにおいて項目別の集計をしていないため、内訳別の使用料収入は不明。

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 施設の利用方法

貸出施設等の利用方法について、都民の利用のしやすさや効果的かつ効率的な施設運営の観点から、関連規程の閲覧及び実務上の運用に関して担当者にヒアリングを実施した。

アに記載のとおり、使用料の支払について、ホール以外の利用に関しては窓口での支払となっている。これは実務上、貸出施設等の使用日に来所して支払を行い、そのまま使用承認を得て施設を使用するという流れを想定しているが、仮に事前に支払を行おうとする場合も窓口にて支払を行う必要があり、利用者の利便性と窓口業務の効率化の観点で改善の余地があると判断した。

(意見 2－13) 東京ウィメンズプラザの施設利用に係る支払方法について

東京ウィメンズプラザの貸出施設等の使用料の支払について、ホール以外の使用に関しては窓口での支払となっている。これは実務上、貸出施設等の使用日に来所して支払を行い、そのまま使用承認を得て施設を使用するという流れを想定しているが、仮に事前に支払を行おうとする場合も窓口にて支払を行う必要がある。

これでは、使用者の利便性という観点からは、事前支払のために来所することによる移動コストや振込以外の事務処理を行う事務コストを負担させることとなり、東京ウィメンズプラザ側の窓口業務の効率化の観点でも、窓口における現金の準備や精算、管理、預金口座への預入等の事務コストが生じるため、課題がある。

「未来の東京」戦略においても都民が実感できるQOS（クオリティ・オブ・サービス）向上への重点的な改革の推進が強調されており、使用者の利便性の向上は、施設の稼働率向上のみならず、都民やその団体による男女平等参画社会実現に向けた活動の後押しにもつながることとなる。

したがって、東京ウィメンズプラザにおける使用料の支払について、口座振込やクレジットカード払いなど、来所せずとも事前に支払ができるよう、使用者のニーズをアンケートなどで把握し、それに応じて運営要綱の改定やオンライン決済手段の導入を検討されたい。

(イ) 施設の稼働率について

東京ウィメンズプラザの貸出施設等の稼働率については、平成 27 年の包括外部監査報告書において以下の意見が付されている。

(意見 2-16) 貸出施設の利用率について

東京ウィメンズプラザでは、ホールや会議室等の貸出事業を実施しているが、その施設全体の利用率がここ数年 60%前後と低迷しているため、この利用率を改善すべく、ホームページのデザインを一新するなどの対策を講じている。しかしながら、その貸出施設が好立地であり、平成 27 年度において利用率の上昇の兆しが見られるものの、改善策の効果はいまだ十分ではないことから、有効性・経済性の観点より、貸出施設の利用率を向上させるために、更なる改善策を講じる体制を構築することとされたい。

この点、直近 3 年の施設の稼働率は、令和 3 年度が 32.4%、令和 4 年度が 47.5%、令和 5 年度が 52.4%となっている。

確かに直近は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共施設等の利用は一般的に落ち込んだと言えるが、人流の回復が見られた令和 5 年度の実績も 52%と、平成 27 年度包括外部監査報告書の意見が前提とした 60%前後の稼働率の状況と大きく変わってはいないものと思われる。

(意見 2-14) 東京ウィメンズプラザの施設の稼働率について

東京ウィメンズプラザにおける貸出施設等の稼働率は、令和 3 年度が 32.4%、令和 4 年度が 47.5%、令和 5 年度が 52.4%となっている。

確かに直近は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共施設等の利用は一般的に落ち込んだと言えるが、人流の回復が見られた令和 5 年度の実績も 52.4%と、平成 27 年度における包括外部監査で意見が付された 60%前後の稼働率の状況と大きく変わってはいないものと思われる。一方、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルは大きく変化してきている。

これらを踏まえると、従来同様の取組だけでは利用者の利便性の観点からは十分とは言えない。

したがって、稼働率の向上のため、利用者に対するアンケートなどにより導入が望ましい設備といったよりきめ細かなニーズを把握し、それに応じた対応や広報の強化を検討されたい。

(3) 相談事業

ア 概要

(ア) 相談事業

東京ウィメンズプラザでは、一般相談（電話及び面接）、特別相談（面接、精神科医及び弁護士）、男性のための悩み相談（電話及び面接）、DV専用相談（電話）、LINE DV相談、多言語によるDV相談という大きく6つの相談業務を実施している。なお、相談事業には、東京ウィメンズプラザ相談員向けのケースカンファレンスと、区市町村相談員向けに外部の専門家を招いて指導・助言を提供するスーパーバイズも含まれる。

相談業務のうち、男性のための悩み相談、LINE DV相談、多言語によるDV相談の通訳については外部業者へ委託し、それ以外については都が直接雇用する相談員が業務に当たっている。

(イ) 相談実績

以下のとおり、相談実績は年々増加傾向にある。東京ウィメンズプラザでは、相談数の増加を受け、令和3年度から電話相談を1回線増（計5回線）したほか、相談体制強化として誰もが相談しやすい体制の整備を目指し、外国語によるDV相談及びLINE DV相談を開始した。また、DV専用ダイヤルも新設している。

表B-2-13 東京ウィメンズプラザ相談事業の対応件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般・DV・多言語	26,274	26,963	29,357
特別相談	102	137	125
男性相談	753	997	1,319
LINE DV相談	1,193	1,091	920
合計	28,322	29,188	31,721

都提供資料より監査人作成

(ウ) スーパーバイズ実績

令和5年度は、区市町村の女性相談支援員等が参加するスーパーバイズを毎月1回開催しており、それぞれの女性相談支援員が担当する困難事例等について、外部専門家からのアドバイスも踏まえた事例検討や意見交換等を行うほか、参加した女性相談支援員同士が相互に情報交換等を実施している。

イ 監査の結果

相談需要が増えている中で、相談需要に適切に対応できる相談体制が整備されているかという観点から、関連書類の閲覧と担当者にヒアリングを実施した。

まず、令和5年度の電話応答率を確認したところ、一般相談は22.6%、男性相談は60.7%であった。電話相談事業に関しては、おおむね50%程度の応答率を目標としているとのことであり、一般相談については、目標に比して非常に低い数値となっている。原因としては、スキルの高い相談専門員の新たな確保が困難であること、特定の時間帯への集中、1件当たりの相談時間の長さが挙げられ、抜本的な対策が求められる。

（意見2－15）一般相談の電話応答率の向上について

一般相談の応答率は、令和5年度でわずか22.6%であり、都民からのニーズに応えられている状況とは言えない。よって、応答率の向上を含む相談業務の質の向上に向けて更なる体制の強化が必要と考える。

応答率の向上には、まずは架電に関する詳細なデータを分析した上で、現状の不足部分を洗い出し、適切な対応を検討することから着手されたい。

（4）女性活躍推進事業

ア 概要

東京ウィメンズプラザでは、女性活躍推進事業の一環として都民向けに各種セミナーを企画・開催している。令和5年度の実績については、以下のとおりである。

	日付	セミナー名	対象者	参加者数
男性の家事・育児参画促進セミナー	6月17日(土)	「男性の家事・育児 なぜ？いつ？なにをすれば？のヒント」	男性の家事・育児参画についてもっと知りたい方、育業を活用したいプレパパ・プレママなど	156名
女性のためのキャリアアップセミナー	9月30日(土) 10月14日(土) 10月15日(日)	リーダーに向けて一歩踏み出すあなたを応援！女性のためのキャリアアップセミナー	リーダー・管理職になることに迷いや不安を感じる女性	計217名

東村山市共催 女性 活躍推進事業	2月3日（土）	「”ねばならない” にとられない！ わたしたちの家事 分担」	パートナーとの家 事分担について見 直しにつながるヒ ントが欲しい方な ど、テーマに興味 がある方	69名
働く女性のメンタル ヘルス講演会	3月3日（日）	「ありのままの自 分を認める！折れ ない、ブレない「自 分」の育て方」	働いている女性、企 業の人事担当者な どテーマに関心 のある方	324名

イ 監査の結果

セミナーの企画から実施、結果の分析及び次回セミナーへの反映について、PDCAサイクルが有効に回り、都民のニーズに見合ったセミナーが企画、実施されているのかという観点から、セミナーの企画書や報告書の閲覧及び関連する事項についてヒアリングを実施した。

担当者によると、まずは年度予算を要求し、その後、企画書を作成しているとのことであった。なお、企画書を作成する際には、前回のセミナーの報告書を踏まえ改善点を洗い出すことに留意しているとのことであった。また、実施に当たっては外部業者へ委託し、実施後には委託先に詳細な実施報告書の提出を求めているとのことである。

ここで、実際に令和5年度の企画書を閲覧したところ、セミナー開催の背景や概要、講師の詳細などの記載がある一方、予算の記載や目標参加人数の記載がないことが分かった。この場合、会場や講師の候補といった企画書の内容が予算の範囲内か、目標参加人数を達成する上で十分かといった点について同一の企画書上で検討できず、業務の効率性に課題があると思われる。

（意見2-16）予算や目標参加人数の記載について

現状において、セミナー企画書には予算の記載や目標参加人数の記載がない。セミナーの企画段階では、既にセミナーごとに予算配分や目標参加人数は設定されているが、当該情報は、企画書とは別の資料に記載されている。

そのため、会場や講師の候補といった企画書の内容が予算の範囲内か、目標参加人数を達成する上で十分かといった点について同一の企画書上で検討できないことは、業務の効率性に改善の余地があると思われる。

したがって、予算や参加人数を企画書に記載することを検討されたい。

（５）災害時対応

ア 概要

東京ウィメンズプラザでは、災害時の来訪者の安全確保など、緊急時の職員の適切、迅速な対応に資するため、「東京ウィメンズプラザ緊急対応の手引き」（以下「手引き」という。）を策定している。手引きには、以下のマニュアルが含まれている。

- （ア）東京ウィメンズプラザ防災マニュアル（火災）
- （イ）東京ウィメンズプラザ防災マニュアル（地震）
- （ウ）傷病事故の対応
- （エ）個人情報等に関する事故の対応
- （オ）土曜・日曜・祝日及び夜間の緊急時対応マニュアル
- （カ）その他
 - ・DV加害者等の対応について
 - ・窓口等における対応について

また、各マニュアルには伝達・報告図が含まれており、事故等が発生した際の伝達・報告経路が記載されている。

イ 監査の結果

手引きを閲覧し、その改訂状況や訓練への適用状況について担当者にヒアリングを実施した。手引きには緊急時の伝達・報告に資するための伝達・報告図が含まれているが、その日付はそれぞれ以下のとおりであり、連絡先として記載されているのは、当時の所長等の役職者の連絡先となっている。

- ・火災発生時等における対応 平成 28 年 4 月 1 日
- ・事故発生時の伝達・報告図 平成 28 年 4 月 1 日
- ・個人情報等に関する事故発生時の伝達・報告図 平成 27 年 12 月 1 日

（意見 2－17）「東京ウィメンズプラザ緊急対応の手引き」の改訂について

「東京ウィメンズプラザ緊急対応の手引き」について、緊急対応時の伝達・報告図に記載されている各連絡先が現在のものでない。記載されている情報が変更された際は、その都度か、都度でないにしても頻度をもって定期的に更新する必要がある。

上記手引きについて、各連絡先の情報を最新のものに更新するとともに、定期的な更新を行う旨及び具体的な更新頻度を手引きの一項目として定めることを検討されたい。

（６）財産管理

ア 概要

都では、所有する物品の照合について、東京都物品管理規則第 42 条に「会計管理者は、第 6 条第 2 項の規定により定める重要物品について、毎年度 3 月末日現在の状況を取りまとめて整理しなければならない。」と規定されており、重要物品のみ毎年度末に照合することとしている。ここで、重要物品とは、同規則第 6 条第 2 項より「会計管理者は、前項に規定する物品の区分を明らかにするとともに、重要な物品（以下「重要物品」という。）を定めなければならない。」とされており、実際の運用としては、取得価格 100 万円以上の物品を重要物品として取り扱っている。

東京ウィメンズプラザの管理する物品のうち重要物品は総額 34 百万円（帳簿価額）であり、ホール内のピアノ、図書資料室内の絵画、マイクロフィルムなどがある。

また、物品の保管に当たっては、同規則第 20 条第 2 項「出納員は、備品の保管に当たっては、当該備品に備品表示票を貼り付け、又は会計管理者が別に定める方法により、必要な表示をしなければならない。」とされている。実際の照合に当たっては、物品と物品に貼付された備品表示票が物品台帳と一致しているかを突合することとなる。

イ 監査の結果

（ア）物品の照合

東京ウィメンズプラザにおける物品の現物照合について、令和 5 年度の実施状況を確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

その結果、東京ウィメンズプラザでは、複数の担当者が担当ごとに物品と備品表示票が物品台帳と一致しているかを確認し、最終的には全ての重要物品の突合結果を報告書に取りまとめ、上長まで回覧していた。

（イ）物品の実在性

物品台帳に登録のある物品について、その実在性及び管理を確かめる観点から、東京ウィメンズプラザに所在する以下 5 件の現物と物品台帳との整合性を確認した結果、重要物品であるピアノ、絵画及びマイクロフィルムについては、適切に管理されていることを確認した。

しかし、物品のうち移動ラックについては、物品台帳と異なる番号の備品表示票が貼付されていた。

表B－2－14 東京ウィメンズプラザにおいて監査人が手続の対象とした物品等

物品管理番号	品目	取得価格
L01-000671	移動ラック	412,000
J95-002784	ピアノ	12,540,250
J95-002644	絵画	12,000,000
J96-003267	マイクロフィルム	1,305,800
L01-000037	長机	235,664

都提供資料より監査人作成

異なる番号の備品表示票が貼付されている理由を担当者に質問したところ、平成13年度に東京ウィメンズプラザの管理・運営が財団法人東京女性財団への委託から都の直営に変更された際、都の管理シールへの貼り替え漏れが生じたためであり、認識はしていたが貼り替えを失念していたとの説明があった。

（指摘2－1）備品表示票の貼付について

物品台帳と現物との整合性を確認した結果、移動ラックについて物品台帳と異なる番号の備品表示票が貼付されていた。

備品表示票は、東京都物品管理規則第20条第2項に規定されているとおり、全ての物品に正しく貼付される必要があり、今回の発見事項は同規定違反の状態である。また、そもそも備品表示票は現物が物品台帳に登録されたものと同一であることを示すものであり、貼付されていなかったり、別の番号が貼付されていたりする場合には、不正に流用された場合に発見できないリスクがある。

したがって、早期に正しい備品表示票の貼付を行うとともに、改めて全ての物品について正確な備品表示票が貼付されているか確認されたい。

4 補助・助成事業

(1) 実績報告に係る審査等

ア 概要

都民生活部が有する補助・助成事業のうち、令和5年度の補助金及び助成金の交付決定額と確定額の一覧は、以下のとおりである。

表B-2-15 都民生活部における補助金・助成金の交付決定額・確定額（令和5年度）

事業名	交付決定額 (千円)	確定額 (千円)	執行率 (%)
東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金	50,000	9,583	19.2
多文化キッズコーディネーター設置支援補助金	32,000	7,584	23.7
東京都在住外国人支援事業助成金	30,000	25,907	86.4
東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金	30,000	27,035	84.5
配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金	2,000	438	21.9
東京ウィメンズプラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業助成金	14,000	10,491	74.9
公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金	649,465	519,454	80.0
公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金	183,519	127,138	69.3

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

各補助金については、事業実施後に補助対象団体より実績報告がなされ、都民生活部が審査を行うことにより最終的な補助金の額を確定する。審査は必要に応じて現地調査等を伴うこととされるが、この審査は補助業務の成果が交付決定の内容及び条件に適合するかを確認する重要な手続であり、例えば補助対象外の経費が実績報告に含まれていないかなどについて、十分なチェックが求められる。

つながり創生財団に対する補助金は、「公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱」及び「公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱」に定められている。

いずれの要綱でも、補助業務が完了した際には実績報告の提出を求め、審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で補助金の額を確定することを定めている。

また、「東京都補助金等交付規則の施行について」では、実績報告書のみでは判断の資料として不十分な場合は、必要な書類を添付せしめるものとされている。

これらの規定を踏まえ、つながり創生財団からの実績報告を閲覧し、審査の実施について担当者にヒアリングを実施したところ、審査に係るチェックリストやマニュアルは作成されていないとのことであった。また、審査の過程で現地調査を行い、証憑の確認やヒアリング等も実施して確認書を作成しているが、確認書にはつながり創生財団から提出された収支報告書と、同財団が保有する領収書等の証憑記載金額とが一致している旨の記載があるものの、実施した手続きの内容や対象範囲は記載されていなかった。

（意見２－１８）補助金の実績報告に係る審査等について

つながり創生財団に対する補助金に関して、「公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱」及び「公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱」では補助業務が完了し、実績報告を受けた場合には、審査及び必要に応じて現地調査等を行う旨が定められている。

この点、当該審査に係るチェックリストやマニュアルは作成されておらず、審査の過程で現地調査を行い、証憑の確認やヒアリング等も実施して確認書を作成しているが、確認書にはつながり創生財団から提出された収支報告書と、同財団が保有する領収書等の証憑記載金額とが一致している旨の記載があるものの、実施した手続きの内容や対象範囲は記載されていなかった。

実績報告の審査を実効性あるものとする上で、例えば、一定額（割合）以上の支出については証憑を直接確認するなど、具体的な実施手続をあらかじめチェックリストやマニュアルで定めることは有用であると考えられる。また、現地調査については、実施した手続、範囲及びその結果を残すことで、審査に有用な資料となるだけでなく、将来の審査及び現地調査の際に参照することもできる。

以上の点を踏まえ、補助金の実績報告に係る審査について、チェックリストやマニュアルの整備を行うとともに、現地調査の確認書については記載を充実させることを検討されたい。

Ⅲ 私学部の事業について

(1) 中長期計画な事業計画の策定

ア 概要

私学部は、都内私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として、以下に示す各種の事務事業を推進している。

- ・私立学校の認可・指導
- ・私立学校教育への助成（経常費補助、保護者負担軽減補助、その他補助）
- ・東京都育英資金（育英資金の貸付・返還事務）

これらの事業を効果的かつ効率的に推進するに当たっては、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業計画を策定することが有用である。平成 27 年度包括外部監査においても以下の意見が付されており、平成 30 年 2 月には「包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容」にて、以下に示す措置が講じられていた。

平成 27 年度包括外部監査報告書

（意見 2－36）中長期的な事業計画の策定と P D C A サイクルによる事業管理について

（中略）

私学部は、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定した上で、事業計画や長期の見通し等の情報を提供することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討するなど補助事業の実績を評価し、適宜必要な改善策を講ずるための P D C A サイクルによる事業管理の体制を構築することとされたい。

包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容

（措置の概要）

平成 29 年度に、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定するとともに、私学財団に情報提供を行った。また、私学部としての事業計画の内容を盛り込んだ生活文化局の中長期計画を平成 29 年度内に策定する。

平成 30 年度から、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価し、結果を次年度以降の事業に反映していく。また、それらの情報についても、随時私学財団と情報共有していく。

イ 監査の結果

平成 27 年度包括外部監査の意見に対する措置としては、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定するとともに、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価し、結果を次年度以降の事業に反映していくことが定められていた。担当者に措置の実行状況を確認したところ、3 か年のアクションプラン（令和 5 ～ 7 年度）を作成して目標水準・計画の進捗を確認しているとのことであった。

表 B－3－1 私学部における 3 か年のアクションプラン（令和 5 ～ 7 年度）

プロジェクト名	取組名	年次計画、課題及び方向性		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
妊娠・出産・子育て 全力応援プロジェクト	私立高等学校等における授業料支援等	支援等の実施、 新たに私立中 学校授業料支 援を開始	支援等の実施	支援等の実施
新たな「東京型教育 モデル」推進プロジ ェクト	私立学校におけるデ ジタル教育環境整備	経費を補助	経費を補助	経費を補助
新たな「東京型教育 モデル」推進プロジ ェクト	体験活動の充実（私 立学校分）	チームビルデ ィング系の体 験や他者理解・ 共生社会を育 む体験等、各学 校における体 験活動の機会 を提供	継続実施	継続実施
「GLOBAL Student」 プロジェクト	海外留学支援 ※都による留学支援	1,461 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)	1,443 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)	1,345 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)
「GLOBAL Student」 プロジェクト	私立高等学校海外留 学推進補助等	補助等の実施	補助等の実施	補助等の実施
学校や社会全体で 子供を支えるプロ ジェクト	私立高等学校等にお ける授業料支援等	支援等の実施、 新たに私立中 学校授業料支 援を開始	支援等の実施	支援等の実施
耐震化徹底プロジ ェクト	私立学校等の耐震化	経費を補助	経費を補助	経費を補助
TOKYO Data Highway プロジェクト	私立学校におけるデ ジタル教育環境整備	経費を補助	経費を補助	経費を補助
都庁デジタルガバ メントプロジェクト	私立高等学校等就学 支援金の申請手続等 の電子化	電子申請開始・ 運用	システムを運 用	システムを運 用
夢に向かって羽ば たける土壌づくり プロジェクト	海外留学支援 ※都による留学支援	1,461 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)	1,443 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)	1,345 人 (都立・私立高校、都立産 技高専、都立大)

都提供資料より監査人作成

担当者によれば、この3か年のアクションプランは、私学部としての目標水準を設定した中長期的な事業計画に該当するものであり、私学部の実施する事業のうち、学校規模等に応じて運営費の補助を行う経常費補助や、学校設置者からの申請や届出に基づいて認可等の事務処理を行う事業など、目標を設定した進捗管理には馴染まない事業を除いて策定したとのことであった。

なお、平成27年度包括外部監査の意見に対する措置としては、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価する必要があるが、アクションプランでは「支援等の実施」や「経費を補助」といった簡易な記載となっている。

（意見3-1）私学部全体としての中長期的な事業計画の策定について

私学部は、都内私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として、各種の事務事業を推進しているが、事業の効果的かつ効率的な推進に当たっては、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業計画を策定することが有用である。平成27年度包括外部監査の意見に対する措置でも、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定し、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価して結果を次年度以降の事業に反映していくとされていた。

担当者によれば、中長期的な事業計画として3か年のアクションプラン（令和5～7年度）を作成して目標水準・計画の進捗を確認しているとのことだが、アクションプランでは「支援等の実施」や「経費を補助」といった簡易な記載であることに加えて、全ての事業が掲げられているわけでもない。

目標管理を行うことで継続的な事業の改善につながり、ひいては都内私立学校の振興に資するため、アクションプランに掲げる事業をはじめとして、その他の事業についても可能な限りで具体的な数値目標を設定して、進捗状況の評価や改善ができるように中長期的にPDCAサイクルを回す仕組みを強化されたい。

（２）学校法人に対する現地指導・調査

ア 概要

私学部では、私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和48年度から学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による会計処理を全面適用し、現地指導を行っている。当該現地指導は、主として私立学校振興助成法第12条を根拠として実施するものであり、私学部では主に都が補助金を交付する学校法人に対する現地調査と同時に実施している。

イ 監査の結果

学校法人会計基準の現地指導及び都が補助を交付する学校法人に対する現地調査については、定期的な指導・調査の対象とする母集団が限定的であることに加え、実施計画（実施スケジュール、件数等を含む）に関する明文化されたルールがなく、実務上の慣習に従って各年度の実施対象が決定されていた。

（ア）現地指導・調査の対象

私学部が経常費補助金を交付した学校法人（令和5年度においては607法人）のうち、数年間で一巡予定とする定期的な現地指導・調査を行う対象とされていたのは、小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人（123法人）のみであった。担当者によれば、大学等を設置する国所轄法人（105法人）は、法令等で計算書類に公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付が求められていること、幼稚園のみを設置する学校法人（379法人）は相対的に規模が小さいことなどから、限られた職員で現地指導・調査を行うために、定期的に行う対象を限定しているとのことであった。

（イ）現地指導・調査の実施計画

現地指導・調査の実施計画（実施方針、スケジュール、件数を含む）については、明文化されたルールがなく、定期的な指導・調査の対象である小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人については、おおむね3年から5年で現地指導・調査を一巡するとの説明であった。しかし、一巡させるための実施スケジュールが作成されておらず、実態としては長期にわたって実施していない法人もあった。

また、過去の実績は以下のとおりであり、年度ごとに実施件数が異なっていた。幼稚園のみを設置する学校法人については、数年間で一巡予定とする定期的な指導・調査の対象ではないものの、必要に応じて指導・調査を実施している状況であった。

表B－3－2 現地指導・調査の実績（都所轄法人）

（単位：法人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小中高設置	40	38	26	14	3
幼のみ設置	20	20	20	4	49
合計	60	58	46	18	52

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小中高設置	0	0	30	25
幼のみ設置	0	0	19	17
合計	0	0	49	42

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度及び令和 3 年度は実施せず。

都提供資料より監査人作成

（意見 3－2）学校法人に対する現地指導・調査の実施状況について

私学部では、私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和 48 年度から学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）による会計処理を全面適用し、主に私学部が補助金を交付する学校法人に対する現地調査と同時に現地指導を行っている。

当該指導・調査については、定期的に指導・調査を行う対象が限定的であることに加え、実施計画に関する明文化されたルールがなく、実務上の慣習に従って当年度の実施対象を決定している状況であった。具体的には、幼稚園のみを設置する学校法人と大学等を設置する国所轄法人は、数年間で一巡予定とする定期的な指導・調査の対象から除かれていた。また、定期的に行う対象である小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人についても、数年間で一巡させるスケジュールは作成しておらず、結果として実施件数は年度ごとに異なっていた。

現地指導・調査は、私立学校の業務、財産の状況、帳簿などについて検査を行う重要な取組である。また、特に幼稚園のみを設置する学校法人の場合、規模が小さいために会計処理や補助金業務等を行う人員体制が十分でない可能性があり、管理が不十分であっても看過されるリスクがある。

以上のことから、現地指導・調査の実効性を担保するため、定期的な指導・調査の対象とする母集団の妥当性について慎重に検討した上で、指導・調査対象ごとの実施方針（定期的に実施するか否かを含む）、スケジュール、件数などを定めた実施計画を策定することを検討されたい。

(3) 多額の不用額が生じた補助事業

ア 概要

補助事業ごとに令和5年度予算額（当初・最終補正）と決算額を比較したところ、以下に示す事業では不用額が多額に生じている。

表B-3-3 令和5年度における不用額（一部事業のみ）

（単位：百万円）

	予算額	決算額	不用額	
			金額	割合
私立高等学校等就学支援金	23,356	19,407	3,949	16.9%
私立学校安全対策促進事業費補助	当初：3,996	1,888	対当初：2,108	対当初：52.7%
	補正：2,849		対補正：960	対補正：33.7%

（注）四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

各補助事業の概要については、以下のとおりである。

（ア）私立高等学校等就学支援金

私立高等学校等就学支援金は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内の私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を助成するものである。

平成29年度からは、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も継続して授業料の助成を行う私立高等学校等学び直し支援金を実施している。令和2年度からは、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒の授業料を軽減する制度として私立高等学校等専攻科支援金を実施している。令和5年度からは家計が急変した世帯も対象としている。

なお、高等学校等就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金は学校設置者が代理受領する。

（イ）私立学校安全対策促進事業費補助

私立学校安全対策促進事業費補助は、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震診断、耐震化工事（非構造部材の耐震対策工事を含む）及びアスベスト対策工事に要する経費の一部を補助するものである。

令和3年度からは、体育館における空調設備設置工事に要する経費等の一部

も補助しており、令和4年度からは送迎バス等への安全装置の設置等について補助している。また、令和5年度からは災害時における非常用食品の整備に要する費用を補助している。

イ 監査の結果

(ア) 私立高等学校等就学支援金

私立高等学校等就学支援金については、令和5年度の予算額23,356百万円に対して決算額が19,407百万円で3,949百万円の不用額が生じており、内訳は以下のとおりである。

表B-3-4 「私立高等学校等就学支援金」令和5年度予算額の内訳

	推定認定者数 (人)	予算額 (百万円)	決算額 (百万円)	不用額 (百万円)
基準額分	94,850	11,268	9,251	2,017
加算分	44,550	12,349	10,153	2,196
学校による授業料の 減免見込	1,600	△633	-	△633
家計急変世帯見込	940	372	3	369

都提供資料より監査人作成

「基準額分」と「加算分」については、特に予算額と決算額の差異が大きいため、その理由を確認したところ、以下のとおり認定者数の推定値と実績値との乖離による影響が大きいことが分かった。令和5年度においては、基準額分で15,422人、加算分で6,453人の乖離が生じていた。

表B-3-5 生徒数と認定者数の経年推移（推定値と実績の比較）

(単位：人)

	認定者数					
	基準額分			加算分		
	推定値	実績	差異	推定値	実績	差異
令和2年度	97,900	85,273	12,627	47,100	42,113	4,987
令和3年度	95,400	84,264	11,136	43,598	41,385	2,213
令和4年度	95,600	83,039	12,561	45,410	40,638	4,772
令和5年度	94,850	79,428	15,422	44,550	38,097	6,453

都提供資料より監査人作成

予算策定時と決算時の認定者数が乖離する原因を明らかにするため、令和5年度の認定者数の推定値の算出方法を確認したところ、算出方法は以下のとおりであった。

a 基準額分の算出方法

- ① 予算要求時の直近年度である令和3年度の情報を基に、「認定者数実績 93,693 人÷生徒数実績 186,394 人」の算式により、推定認定率(50.3%)を算出する。
- ② 令和5年度の生徒数推定値 188,351 人を基に、これに①で算出した推定認定率を乗じ、認定者数の推定値(94,850 人※)を算出する。

b 加算分の算出方法

- ③ 令和3年度の情報を基に、「住民税基準額未満の認定者数実績 44,036 人÷認定者数実績 93,693 人」の算式により、加算分の推定認定率(47.0%)を算出する。
- ④ 令和5年度の認定者数の推定値(②で算出した 94,850 人)に、③で算出した推定認定率を乗じ、認定者数の推定値(44,550 人※)を算出する。

※ 学種ごとに端数処理の計算を行うため、当該人数になる。

ここで、算出方法のうち、基準額分の推定認定率の計算において令和3年度の認定者数実績には 93,693 人という数値を用いており、当該推定認定率の計算結果が基準額分及び加算分の認定者数の推定値に影響しているが、この認定者数(93,693 人)は、私立高等学校等就学支援金を令和3年度のうち一定期間でも支給した場合は1名として計算した数値とのことであった。一方で、表B-3-5にも示すように、国に提出する実績報告書を基に「年間支給延べ人数÷12」で算出した場合の認定者数実績は 84,264 人であり、現状の認定者数の推定値との間に 9,429 人の差異が生じている。

なお、生徒数については推定値 188,351 人に対して実績 187,638 人であり、差異は 713 人(差異の割合：0.4%程度)とほぼ見込みどおりであった。

(意見3-3) 私立高等学校等就学支援金の不用額の発生について

私立高等学校等就学支援金事業では、都内の私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金として、授業料について一定額を助成している。私立高等学校等就学支援金の令和5年度の予算額と決算額を比較したところ、金額的影響の大きい基準額分と加算分で合計 4,213 百万円の不用額が生じていたため、不用額が生じた主な理由を確認したところ、認定者数の推定値と実績値の乖離による影響が大きいことが原因であった(基準額分：推定値 94,850 人に対して実

績 79,428 人、加算分：推定値 44,550 人に対して実績 38,097 人)。そこで、予算策定時と決算時の認定者数が乖離する原因を明らかにするため、令和 5 年度の認定者数の推定値の算出方法を確認したところ、基準額分については令和 3 年度の実績に基づく推定認定率（認定者数実績÷生徒数実績、50.3%）に、令和 5 年度の生徒数推定値 188,351 人を乗じて算出されており、加算分の認定者数の推定値は、基準額分の計算結果を基に算出されていた。

ここで、推定認定率の分子である認定者数実績については、令和 3 年度の実績 93,693 人を用いているが、この認定者数実績は、私立高等学校等就学支援金を令和 3 年度のうち一定期間でも支給した場合には 1 名として計算した数値であった。

一方で、「年間支給延べ月数÷12 か月」で算出した割合を勘案して計算した場合の認定者数実績は 84,264 人であり、9,429 人の差異が生じていた。

私立高等学校等就学支援金の予算額を算出する際に用いる認定者数実績について、一定期間でも就学支援金を支給した場合は 1 名として計算した場合、予算額が支給の実態よりも過大に計上されるおそれがある。認定者数実績の算定に当たっては、例えば年度のうち 6 か月間のみの支給であれば 0.5 人分とカウントするなど、支給月数に基づく係数を乗じて算出することを検討されたい。

（イ）私立学校安全対策促進事業費補助

令和 5 年度の私立学校安全対策促進事業費補助の内訳は以下のとおりである。

表 B－3－6 令和 5 年度私立学校安全対策促進事業費補助の不用額内訳

（単位：百万円）

	当初 予算額	決算額	不用額	
			金額	割合
耐震工事	1,884	246	1,638	87%
耐震改築工事	1,651	4	1,647	100%
耐震補強工事	233	234	△1	0%
耐震診断	0	9	△9	－
促進啓発	7	2	5	68%
アスベスト	57	11	45	80%
非構造部材耐震対策	246	372	△126	△51%
空調設備設置工事	117	117	0	0%
PCR 検査	0	2	△2	－
送迎バス	1,271	910	361	28%
防災力向上（非常用）	414	228	187	45%

（注）四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

当事業のうち最も不用額の多い「耐震工事」に着目すると、不用額が多額に発生した理由は、令和５年度耐震工事の予定棟数 19 棟に対して実績は 2 棟と大幅に減少しているためであった。過去５年度の耐震工事の予算及び実績は以下に示すとおりであり、各年度において多額の不用額が生じている。

表Ｂ－３－７ 耐震工事の棟数と金額の経年推移（予定と実績の比較）
（耐震改築・補強工事）※事務費を除く

	棟数（棟）			金額（百万円）			
	予定	実績	差異	予算額	決算額	不用額	不用割合
平成 30 年度	61	31	30	5,182	905	4,277	83%
令和元年度	68	20	48	4,182	975	3,207	77%
令和２年度	47	16	31	3,483	740	2,743	79%
令和３年度	20	15	5	2,617	1,026	1,590	61%
令和４年度	23	11	12	2,323	410	1,913	82%
令和５年度	19	2	17	1,882	236	1,646	87%

（注）四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

耐震工事について、予定棟数に対して実績が大幅に減少した理由について担当者にヒアリングを実施したところ、予定棟数は各学校の耐震改修状況等を調査し、耐震工事を実施予定とした学校を基に決められた単価を乗じて計上しているが、資材価格の高騰（輸入価格の高騰や円安等によるもの）や学校法人の資金収支状況の変化等の影響を受けて、多額の経費を要する耐震工事は見送られてしまうためとのことであった。また、耐震改修状況等の調査の回答とヒアリングに基づいて予算を積算しているものの、当該ヒアリングでは学校側での予算措置の状況や中長期的な資金繰りの計画など、資金面から実施の蓋然性を検討するための項目については確認していないとのことであった。

（意見３－４）私立学校安全対策促進事業費補助の不用額の発生について

私立学校安全対策促進事業費補助事業では、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震化工事に要する経費の一部を補助している。当事業のうち耐震改築・補強工事について、令和５年度の予算額（当初予算）1,882 百万円と決算額 236 百万円を比較したところ、1,646 百万円の不用額が生じていた。

不用額が多額に発生した理由は、令和５年度耐震工事の予定棟数 19 棟に対して実績は 2 棟と大幅に減少しているためであった。過去５年度もあわせて確認

したところ、当初予算に対して多額の不用額（1,590 百万円～4,277 百万円）が発生しており、不用割合も 61%から 87%と高い傾向が続いている。

予算の算定に当たっては、耐震改修状況等の調査結果に基づいて各学校にヒアリングを実施しているとのことだが、結果的に多額の不用額及び不用割合が生じている現状に鑑みると、ヒアリングの内容には改善の余地がある。ヒアリングにおいては、学校側における予算措置の状況や中長期的な資金繰りの計画など、資金面から実施の蓋然性を検討するための項目も十分に確認することで、耐震工事の実施可能性について慎重に検討されたい。

（４）補助金の執行における流用手続

ア 概要

（ア）私立高等学校等奨学給付金事業費補助

私立高等学校等奨学給付金事業費補助とは、授業料以外の教育費負担が大きい私立高等学校等の生徒を持つ低所得者層の世帯について、その費用負担の軽減を図るため、私学財団が実施する「私立高等学校等奨学給付金助成事業」に対し補助を行う事業であり、令和２年度からは家計が急変した世帯も対象としている。

令和５年度の事業費と事務費の内訳は以下のとおりであり、事務費については交付申請額（132 百万円）を上回る実績額（152 百万円）が生じていた。

表Ｂ－３－８ 令和５年度私立高等学校等奨学給付金事業費補助の内訳

（単位：百万円）

事業費			事務費		
交付申請	実績	差額	交付申請	実績	差額
1,444	1,048	396	132	152	△20

都提供資料より監査人作成

（イ）私立中学校等特別奨学金補助

私立中学校等特別奨学金補助では、都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者に年額 10 万円まで助成している私学財団の「私立中学校等授業料軽減助成金事業」に対して補助を行っている。なお、令和６年度からは所得制限を撤廃している。

令和５年度の事業費と事務費の内訳は、以下のとおりである。

表B-3-9 「令和5年度私立中学校等特別奨学金補助の内訳」

(単位：百万円)

事業費			事務費		
交付申請	実績	差額	交付申請	実績	差額
3,600	1,439	2,161	400	388	12

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 私立高等学校等奨学給付金事業費補助における事務費

私立高等学校等奨学給付金事業費補助の事務費について、実績額が交付申請額を上回った主な理由は、以下のとおりである。

表B-3-10 交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由

(単位：百万円)

性質別内訳	交付申請	実績	差額	主な増減理由
維持費	60	89	△29	令和6年度所得制限撤廃に向けたシステム改修等による経費増
交付実績人数に基づく経費	12	7	5	郵送関係・振込費用等の実績減
当初想定規模に基づく費用	55	50	5	不測の事態に対応するための追加契約を行わなかったため
その他の費用	5	6	△1	
合計	132	152	△20	

都提供資料より監査人作成

なお、私立高等学校等奨学給付金交付要綱によれば、交付決定内容の変更については、以下のとおり定められている。

私立高等学校等奨学給付金交付要綱

第7 交付決定内容の変更

- 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

担当者によれば、事業費と事務費間の流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更であって、変更交付申請が必要であるとは認識していないとのことであった。

(イ) 私立中学校等特別奨学金補助における事務費

私立中学校等特別奨学金補助の場合、事務費の実績額（総額）では交付申請額を上回らないものの、事務費の費目別内訳では、委託費について実績額（282 百万円）が交付申請額（215 百万円）を上回っていた。

表 B－3－1 1 事務費の費目別内訳

(単位：百万円)

項目		交付申請	実績	差額
旅費交通費		0	0	0
通信運搬費		5	5	0
消耗品費		40	23	17
印刷製本費		5	3	3
光熱水費		1	0	0
賃借料等		68	46	0
租税公課		0	0	22
委託費		215	282	△67
	審査・コール業務費	108	174	△66
	事務所移転費用	0	21	△21
	事務所移転工事費用	0	35	△35
	システム構築費	98	39	59
	その他	9	12	△3
雑支出		29	28	1
人件費		35	－	35
合計		400	388	12

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

私立中学校等特別奨学金補助における事務費について、交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由は、以下のとおりである。

表B－3－12 交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由

(単位：百万円)

性質別内訳	交付申請	実績	差額	主な増減理由
初度・維持経費	210	176	35	都からのあっせん物品の利用等による経費削減
交付実績人数に基づく費用	12	5	7	郵送関係・振込費用等の実績減
当初想定規模に基づく費用	112	178	△66	コールセンターの前倒し開設、申請期間延長対応、事業内容の精査に伴う審査業務等の増加等による審査・コール業務の経費増
その他	65	28	37	有給都派職員の措置等による人件費減
合計	400	388	12	

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

なお、私立中学校等特別奨学金交付要綱によれば、交付決定内容の変更については、以下のとおり定められている。

私立中学校等特別奨学金交付要綱

第7 交付決定内容の変更

- 1 財団は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

担当者によれば、事務費内訳の費目間の流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更であって、変更交付申請が必要であるとは認識していないとのことであった。

（意見３－５）事業費・事務費の執行における流用手続について

私立高等学校等奨学給付金事業費補助では、令和５年度の事務費について、交付申請額（１３２百万円）を上回る実績額（１５２百万円）が生じており、事業費から充当されていた。私立中学校等特別奨学金補助では、事務費のうち委託費について、実績額（２８２百万円）が交付申請額（２１５百万円）を上回っていた。

ここで、いずれの補助についても交付要綱において、交付決定内容を変更しようとするときは、申請者は変更交付申請書を提出し、知事は当該申請書の内容を審査の上で交付の可否を決定することが定められている。一方、担当者によれば、当該流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更として変更交付申請は不要とのことであった。しかし、「軽微な変更」については金額による判断基準が設けられていないため、担当者によって解釈に違いが生じる可能性がある。

交付申請時に予定していた補助事業の実施を担保するとともに不要な経費の支出を防ぐため、変更交付申請を行う必要のない「軽微な変更」について、一定金額又は一定割合以下という金額基準を定めて明文化し、質的な側面のみならず金額面からも検討されたい。

（５）私学財団に対する補助事業に係る検査

ア 概要

私学部は、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減、経営の健全化等を図るために、以下の私立学校教育助成を実施している。

種類	内容
経常費補助	私立学校振興助成法に基づき、私立の幼・小・中・高（全日・定時）・特別支援・通信制に対し経常費補助を行う。
保護者負担軽減	保護者の経済的負担の軽減を目的とする助成を行う。
その他補助	学校施設設備に関する補助等、各種補助を行う。

私学部が行う助成には、私学財団に対する補助事業が多くあるが、形態としては、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業の２種類がある。いずれの形態についても、私学部が私学財団からの提出書類を審査した上で私学財団に交付するが、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業では、最終的な交付先である学校からの提出書類を私学財団が審査しているのに対し、私学財団を最終的な交付先とする補助事業では、最終的な交付先である私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にある。

私学部では、私学財団に対する補助事業について、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）を策定し、検査を実施している。検査計画の内容は表B－3－13のとおりであり、令和5年度における検査の概要は表B－3－14のとおりである。

表B－3－13 私学部による私学財団の実施する事業に対する検査の内容

検査目的	私学財団が、交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していることを確認することで、適正な事業執行を担保する。また、財団が締結した契約が適正に実施されていること及び購入した物品が適正に管理されていることを確認する。
検査対象年度	原則として前年度分
検査対象	（１）財団が東京都から経費補助を受けて執行した助成事業 （２）財団が東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品
検査内容	検査対象（１）（２）の区分に応じ、以下の点を確認 （１）財団が、財団の各交付要綱に則り、交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していること （２）財団が、公益財団法人東京都私学財団財務規程に則り、契約を適正に行っていること及び物品を適正に管理していること
検査項目 （毎年度検査する項目）	（１）補助事業 ア 私立高等学校等授業料軽減助成金事業 イ 私立高等学校等奨学給付金事業 （２）契約・物品等 ア 財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等
検査項目 （各年度で定める項目）	【事業の選定基準】 ① 財団の新規事業のうち東京都から経費補助を受けているもの ② 財団が東京都から新規受託した事業 ③ ①、②以外の財団事業のうち制度改正初年度のもの（軽微な改正を除く） ④ 過去５年検査対象になっていない事業 ⑤ その他私学部が指定する事業 【交付先の選定基準】 ① 交付金額の大きい交付先 ② その他私学部が指定する交付先
事前提出する資料	検査対象事業に係る要綱、審査用チェックリスト、その他私学部が指定する資料
検査する書類	原則として検査対象事業の意思決定に係る書類一式とし、必要に応じてその他の資料（審査に当たり参考とした資料等）
物品検査	現品照合を行う

都提供資料より監査人作成

表B－3－14 令和5年度における私学財団検査の概要

検査日時	令和6年1月19日（金） 午前10時00分から午後4時30分まで
検査事項	（1）毎年度検査する項目 ア 補助事業（私立高等学校等授業料軽減助成金／奨学給付金事業） ・特別申請案件がある2校（各校20件程度） ・奨学給付金申請を含む案件を半数程度含む イ 契約・物品等（私立高等学校等授業料軽減助成金／奨学給付金事業、計4件） （ア）最高額案件（リース契約・購入物品、各1件） （イ）（ア）と対象が異なる案件（リース契約・購入物品、各1件） （ウ）現物照合（台帳記載の全件） （2）各年度で定める項目 ア 私立高等学校新入生端末整備費助成事業（令和4年度新規事業）：交付金額等が大きい案件4件 イ 私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業（令和4年度制度改正：補助率の変更） （ア）空調設備導入費助成のうち交付金額等が大きい案件3件（大規模工事に係る案件1件含む） （イ）LED等導入費助成のうち交付金額等が大きい案件3件
指摘事項等	なし

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

（ア）検査基本計画の目的及び検査対象

私学部では、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づいて検査を実施している。検査の対象について担当者に確認したところ、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業のいずれの形態についても対象に含んでいるとのことであった。一方で、検査基本計画の「検査目的」及び「検査対象」は表B－3－13のとおりであり、検査の対象について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。そのため、担当者の交代などで引き継ぎが十分になされない場合に、本来であれば検査の対象に含めるべき私学財団を最終的な交付先とする補助事業が対象から除かれてしまうおそれがある。

したがって、検査基本計画の検査目的及び検査対象について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むことを明確にすべきと考える。

(意見 3－6) 検査基本計画の目的及び検査対象の明確化について

私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）に基づいて私学財団に対する補助事業の検査を実施している。

私学財団に対する補助事業の形態には、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業があるが、いずれの形態についても検査の対象としているとのことである。一方で、検査基本計画における検査目的及び検査対象によれば、検査の対象について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。

したがって、私学財団を最終的な交付先とする補助事業も検査の対象であることが明確になるよう、検査基本計画の検査目的及び検査対象を見直されたい。

(イ) 検査する事業選定

私学部では、検査基本計画に基づき私学財団に対する補助事業について検査を実施しており、各年度で検査する「事業の選定基準」及び「交付先の選定基準」として、表 B－3－13 における「検査項目（各年度で定める項目）」の内容が定められている。

ここで、検査する事業の選定について、選定過程が記された文書「令和 5 年度財団検査対象事業について」を確認したところ、当該事業の選定基準を基に選定しているものの、以下の 14 事業は、基準の一つに定められている「過去 5 年検査対象になっていない事業」に該当するが、令和 5 年度の検査対象に含まれていなかった。

担当者によれば、過去 5 年検査対象とされていない事業が 14 事業あることについて、当該事業の選定基準に示された 5 項目は、検査する事業を選定するための目安であること、検査を実施できる期間が限られていること、各事業についてチェックリスト等を基に適切に審査が実施されており誤謬も見られないことから、新規事業や制度改正のあった事業を優先的に選定したとのことであった。

表 B－3－15 過去 5 年検査対象になっていない事業

内容	事業名
(1) 施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資	・ 振興資金融資事業（※）
(2) 教育環境等の改善・充実のための助成	・ 私立専修学校教育環境整備費助成事業 ・ 私立専修学校等耐震化事業費助成事業 ・ 私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業 ・ 私立学校耐震化普及啓発事業 ・ 私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業 ・ 私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業 ・ 私立高等学校外部検定試験料助成事業

(3) 都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成	・入学支度金貸付資金融資事業 ・私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成事業 ・東京都育英資金貸付事業 ・私立高等学校海外留学推進助成事業
(4) 教職員の退職金支給に必要な資金の交付	・教職員退職資金事業 (※)
(5) 教職員に対する研修会及び公開講座の企画及び実施	・教職員研修事業 (※)

(注) 表中の(※)は、私学財団を最終的な交付先とする補助事業である。

都提供資料より監査人作成

また、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、検査基本計画における各年度で定める項目に該当すると整理されているが、表B-3-15に示すとおり、いずれも過去5年検査対象になっていない事業に含まれている。

しかし、私学財団を最終的な交付先とする補助事業は、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にあることからすれば、私学財団が提出書類の審査を行う立場にある私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるように毎年度検査を実施する必要があると考える。

(意見3-7) 検査対象の選定方法の適切性及び内容・件数の十分性について

私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画(以下「検査基本計画」という。)に基づき私学財団に対する補助事業について検査を実施している。

検査基本計画では、各年度で検査する「事業の選定基準」の一つに「過去5年検査対象になっていない事業」を定めているが、該当する事業を選定したことは過年度を含めて一度もなく、令和5年度時点において、そのような事業が14事業存在した。検査基本計画で選定基準として定めている以上、過年度から一度も選定されていない状況は当該計画に沿った運用が実施されているとは言い難く、長期にわたって検査が実施されなければ、誤りが生じるリスクも増大する。

また、過去5年検査対象になっていない事業には私学財団を最終的な交付先とする補助事業が含まれるが、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にあることからすれば、私学財団が提出書類の審査を行う立場にある私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるように毎年度検査を実施する必要があると考える。

したがって、「事業の選定基準」に則した運用がなされるように、検査件数の

十分性や対象選定の適切性について検討するとともに、必要に応じて選定基準を見直されたい。また、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を、毎年度検査する補助事業に含めるように検査基本計画を見直されたい。

（ウ）検査内容

私学部では、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づいて検査を実施しており、担当者によれば、私学財団を最終的な交付先とする補助事業についても検査の対象に含んでいるとのことであった。一方で、検査基本計画の「検査内容」は表B-3-13のとおりであり、検査内容について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業の内容に限定しているように読める。したがって、検査基本計画の検査内容について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むことを明確にすべきと考える。

また、私学部は、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づく検査項目チェックリストを活用して検査を行っているが、チェックリストには手続や書類などの確認に関する項目はあるものの、「財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等」の確認に係る項目を除いて、金額の確認に関する項目がなかった。担当者によれば、金額の適切性や支出内容の妥当性の確認は、過年度から実施していないとのことである。しかし、当該検査が補助事業の検査であることを踏まえると、手続や書類などの確認だけでは十分でなく、金額の適切性や支出内容の妥当性についても証憑類を基に確認することが必要と考える。

なお、私学財団に対する補助事業のうち、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を都が初めて審査する立場にあることから、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるような検査内容を定める必要があると考える。

（意見3-8）検査基本計画に基づく検査内容の妥当性について

私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）に基づいて私学財団に対する補助事業の検査を実施しており、検査の対象には、私学財団を最終的な交付先とする補助事業も含んでいるとのことだが、検査基本計画における検査内容によれば、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。

また、私学部は、検査基本計画に基づき検査項目チェックリストを活用して検査を行っているが、チェックリストには「財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等」の確認に係る項目を除いて、金額の確認

に関する項目がなく、金額の適切性や支出内容の妥当性の確認は過年度から行われていないとのことである。しかし、当該検査が補助事業の検査であることを踏まえると、手続や書類などの確認だけでは十分でなく、金額の適切性や支出内容の妥当性についても証憑類を基に確認することが必要と考える。

なお、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にあることから、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるような検査内容を定める必要があると考える。

したがって、検査基本計画の検査内容について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むこと、及び同補助事業についてはより慎重な検査が必要であることを明確にされたい。また、私学財団を通じて行われる補助事業と最終的な交付先とする補助事業のいずれについても、説明責任を十分に果たせるよう、金額の適切性や支出内容の妥当性について証憑類を基に確認することを検査項目チェックリストに追加されたい。

（６）高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託

ア 概要

高等学校等就学支援金制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としたものである。国公立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収約 910 万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、国から高等学校等就学支援金が支給されるが、支給事務については各都道府県が主体で実施している。

私学部では、私立学校に係る支給事務を担当しており、私学財団との間で、「令和 5 年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」（以下「令和 5 年度就学支援金等事務委託」という。）を締結している。当該契約は、都が行う東京都私立高等学校等就学支援金等の支給事務の執行に当たり、各学校の実情に配慮しつつ、申請スケジュールに応じて効率的、安定的な執行体制を確保し、年間を通じて業務が滞りなく行われることを目的としている。

令和 5 年度就学支援金等事務委託は契約締結後に概算払により委託料を支払い、委託業務の完了後に委託完了届及び精算報告書の提出を受け、金額の確定及び精算を行っている。なお、令和 5 年度の東京都私立高等学校等就学支援金（以下「令和 5 年度就学支援金」という。）に係る精算報告書は、以下のとおりである。

表B－3－16 令和5年度就学支援金精算報告書

経費の区分	内訳	金額（円）	精算内容
1. 申請書類確認 業務	作業費	185,240,924	申請書類確認作業費
	印刷製本費	4,825,927	資格認定・交付決定等通知書印刷代等、 事業パンフレット印刷代等
	旅費交通費	15,224	事務連絡用旅費
	通信運搬費	6,090,705	各種印刷物送付用郵券及び発送代
	備品・消耗品費	3,608,596	事務機器・事務用品等購入代
	賃借料	454,069	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	41,942,229	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	242,177,674	
2. 事務処理デー タベース構築 ・管理業務	作業費	95,380,453	データベース構築、管理作業費
	備品・消耗品費	1,804,294	事務機器・事務用品等購入代
	通信運搬費	0	各種書類送付代
	賃借料	227,033	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	20,971,103	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	118,382,883	
3. 年間生徒異動 状況整理業務	作業費	15,436,738	生徒数報告受付・集計作業費
	備品・消耗品費	300,715	事務機器・事務用品等購入代
	通信運搬費	0	各種書類送付代
	賃借料	37,837	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	3,495,180	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	19,270,470	
4. 説明会開催補 助及び問い合 わせ対応業務	作業費	15,436,738	生徒数報告受付・集計作業費
	備品・消耗品費	300,715	事務機器・事務用品等購入代
	通信運搬費	0	各種書類送付代
	賃借料	37,837	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	3,495,180	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	19,270,470	
合計（税抜き）		399,101,497	
賃借料・建物維持管理費		73,025,470	
消費税（10%）		47,212,695	
合計（税抜き）		519,339,662	

都提供資料より監査人作成

また、私学部では、令和5年度就学支援金等事務委託の仕様書に基づき、委託業務の履行上必要な物品として、書庫、テーブル、椅子、パソコンなどを私学財団に貸与している。

イ 監査の結果

(ア) 平成 27 年度包括外部監査の意見と措置

平成 27 年度包括外部監査では、「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」について以下の意見が付されており、平成 30 年 2 月には「包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容」にて、以下に示す措置が講じられていた。

平成 27 年度包括外部監査報告書

（意見 2－3 2）支出計画の検証について

「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」の委託に要する経費には、様々な費目が含まれているが、私学財団が私学部へ提出した「支出計画書」においては、経費区分の内訳のみであり、詳細な費目（例えば、作業費や諸経費の内訳など）が記載されていない。

このような状況では、契約締結時に両者合意した支出計画と私学財団が業務を行った結果としての実績との比較検証を適時適切に実施したとする私学部の主張及びその実効性には疑念を持たざるを得ない。

少なくとも、私学部は明瞭性の観点から、「支出計画書」の経費の区分を適切に定義し、これを「支出計画書」などの様式に反映させることとされたい。その上で、委託費用の精算の合理性を確認するため、計画と実績の比較を行うとともに、事後的に私学部が適時適切な検証を行っていることを疎明できる体制を構築することとされたい。

包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容

（措置の概要）

「生活文化局私学部における委託契約に係る規定」において、委託料の構成費目の内容及び積算について定めるとともに、支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。

このことにより、計画と実績の比較・検証を適切に行っていくこととした。

措置によれば、「支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。」との記載があり、令和 5 年度就学支援金等事務委託の仕様書には以下の記載もあるものの、支出計画書の提出及び精算において内訳書が作成されておらず、平成 27 年度包括外部監査の意見への対応として講じた措置が、当初から実行されていなかった。

令和 5 年度就学支援金等事務委託 仕様書

6 支出計画

本件委託業務の契約に当たり、都の契約相手方となる事業者（以下「受託者」という。）は、経費の見積りのほか、支出計画書（様式 1）及び年間支出計画表（様式 2）を都に提出すること。

また、支出計画書の提出に当たっては、同時に内訳書を提出すること。

（中略）

9 精算

受託者は精算に当たっては、支出計画書に対応した内訳書を付けることとする。

（指摘 3－1）平成 27 年度包括外部監査の意見に係る措置の未実施について

平成 27 年度包括外部監査における「高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」についての意見を踏まえ、措置として「支出計画書の提出及び精算に当たっては、経費の区分ごとの内訳書を提出させることとした。このことにより、計画と実績の比較・検証を適切に行っていくこととした。」とされていた。しかし、令和 5 年度においては支出計画書の提出及び精算において内訳書が作成されておらず、担当者によれば、措置を講じた当初から内訳書を作成・使用していなかったとのことである。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定によって知事が講じた措置が当初から実行されていないため、早急に措置の内容を実行すべきである。また、本件に限らず、今後同様の状況を生じさせないために、講じた措置の実行状況については、私学部において定期的に確認することをルールとして明文化した上で運用されたい。

（イ）私学部による精算報告書の審査

令和 5 年度就学支援金等事務委託は、精算報告書に基づいて金額の確定を行っているため、私学部においては、精算報告書の内容について十分に審査を行う必要がある。ここで、令和 5 年度の精算報告書を閲覧したところ、以下のとおり、経費の区分「3. 年間生徒異動状況整理業務」と「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」に金額や精算内容も含めて全く同じ内容が記載されていた。

表B－3－17 令和5年度就学支援金精算報告書（一部抜粋）

経費の区分	内訳	金額（円）	精算内容
3. 年間生徒異動 状況整理業務	作業費	15,436,738	生徒数報告受付・集計作業費
	備品・消耗品費	300,715	事務機器・事務用品等購入代
	通信運搬費	0	各種書類送達代
	賃借料	37,837	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	3,495,180	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	19,270,470	
4. 説明会開催補 助及び問い合 わせ対応業務	作業費	15,436,738	生徒数報告受付・集計作業費
	備品・消耗品費	300,715	事務機器・事務用品等購入代
	通信運搬費	0	各種書類送達代
	賃借料	37,837	事務機器・事務用品等レンタル代
	諸経費	3,495,180	実施計画等の企画・検討に要する経費等
	小計	19,270,470	

都提供資料より監査人作成

まず、精算内容が同じである点について、支出計画書を閲覧したところ、「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」の作業費は、「説明会開催等補助・問合せ対応作業費」とされていた。一方で、精算報告書では誤って「生徒数報告受付・集計作業費」と記載されていたが、私学部は当該誤りに気付いていなかった。次に、金額が同じである点については、「3. 年間生徒異動状況整理業務」は仕様書の別紙1の4（6）及び別紙5に対応する業務、「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」は仕様書の別紙3、別紙4及び別紙5に対応する業務とのことで、業務内容が異なるにもかかわらず、全く同じ金額（19,270,470円）という不自然な状況であった。なお、本委託では、仕様書に基づき、賃料、光熱水費及び建物維持管理費は実費精算とすることになっている。

ここで、精算報告書をどのように審査しているかについて担当者にヒアリングを実施したところ、委託額の範囲で執行されたことを確認するのみとのことであった。すなわち、不適当な経費が含まれていないかといった観点も含めて、金額を裏付ける根拠資料や実費精算に係る証憑類の確認は行っておらず、十分な審査が行われていると言えるかには懸念がある。

（意見3－9）精算報告書に係る審査の十分性について

「令和5年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」は、精算報告書に基づいて金額の確定を行っているため、精算報告書の内容について十分に審査を行う必要があるが、令和5年度の精算報告書を確認したところ、

「精算内容」欄の記載に誤りが生じていた。また、「3. 年間生徒異動状況整理業務」と「4. 説明会開催補助及び問い合わせ対応業務」は、それぞれ仕様書の異なる箇所に対応する業務であるにもかかわらず、金額や精算内容も含めて全く同じ内容が記載されていた。

担当者によれば、前者については当該誤りを認識しておらず、後者については委託額の範囲で執行されたことを確認するのみで、内訳について金額を裏付ける根拠資料の確認はしておらず、実費精算に係る証憑類の確認も実施していないとのことであった。そのため、精算報告書の内容について十分な審査が行われていると言えるかには懸念がある。

したがって、本委託に限らず、概算払を行う委託契約の精算金額の確定に当たっては、不適当な経費が含まれていないかといった観点も含めて、精算内容について十分に審査を行われない。特に金額については、内訳書等の根拠資料により積算過程を確認すること、中でも実費精算を行う経費については証憑類により確認することを、内規等のルールとして明文化した上で運用されたい。

(ウ) 精算報告書の様式

令和5年度就学支援金等事務委託のうち就学支援金について精算報告書の様式を確認したところ、「経費の区分」に示される4つの項目は、令和4年度までの仕様書の内容とは対応しているものの、令和5年度における仕様書の大幅な見直しが反映されていない様式であった。そこで、精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係について担当者にヒアリングを実施したところ、以下のとおりとのことであった。

表B-3-18 私学部から提示された「経費の区分」と仕様書との対応関係

精算報告書の「経費の区分」	仕様書
1. 申請書類確認業務	別紙1、別紙2、別紙5
2. 事務処理データベース構築・管理業務	別紙1の4(1)～(7)、別紙5
3. 年間生徒異動状況整理業務	別紙1の4(6)、別紙5
4. 説明会開催補助及び問合せ対応業務	別紙3、別紙4、別紙5

都提供資料より監査人作成

ここで、別紙1には下表の委託業務が含まれるが、例えば、「4(11) 家計急変制度申請に係る対応」については、「本制度についても、e-Shienによる申請・審査を予定する」という記載があるため、別紙1の4(1)から(7)までと同様に「2. 事務処理データベース構築・管理業務」にも含むべきである。この点については、監査人からの指摘により対応関係表の誤りが判明した。また、別紙

1や別紙5については、精算報告書の「経費の区分」の複数の項目に関連しているため、どの区分にどの経費を計上するかについて、判断に恣意性が入りかねない。

別紙1 就学支援金に係る審査等業務

1 業務の概要

令和5年度より、就学支援金については高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を導入する。これに伴い、就学支援金に係る審査等の業務はe-Shien上で行うこととなる。ただし、一部e-Shien外で実施する業務も生じる。

(中略)

4 主要な委託業務（抜粋）

- (1) 「宛名新規発番依頼ファイル」及び「税額照会依頼ファイル」等の出力
- (2) 課税証明書による申請案件に係る課税標準額等の入力
- (3) 住民税情報等の照会に係るエラー分の不備修正対応
- (4) e-Shien上における「審査完了」及び「通知発出」処理
- (5) 申請者宛て通知書の作成と発出
- (6) 各交付に係る実績報告
- (7) 支給者台帳一覧の出力
- (8) 困難案件等への対応
- (9) 特定個人情報に係る対応
- (10) 過年度処理に係る対応
- (11) 家計急変制度申請に係る対応

令和5年度より、保護者等において、自己の責めに帰すべき理由によらない離職などにより収入が著しく減少した場合に、前年の住民税情報によらずに就学支援金を支給する制度が新設された。

受託者は、本制度に係る審査等、一連の事務を実施すること。なお、本制度についても、e-Shienによる申請・審査を予定するが、受給要件や審査フローが通常分と異なるため、留意して対応すること。

- (12) 受託者におけるその他保護者負担軽減制度業務担当との情報共有

精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係が複雑であり、前述のように対応関係の整理を誤っていたことを踏まえると、私学部が審査を行うに当たっても、仕様書の内容に鑑みて不要な経費を支払っていないか、及び仕様書の内容が全て実施されて該当する支出が生じているかの両面から、金額の適切性や支出内容の妥当性を確認することが困難な様式であるといわざるを得ない。

(意見 3-10) 精算報告書の様式の適切性について

「令和 5 年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」のうち就学支援金について精算報告書の様式を確認したところ、「経費の区分」について、令和 5 年度における仕様書の大幅な見直しが反映されていなかった。

精算報告書を審査する立場にある私学部からは、精算報告書の「経費の区分」と仕様書との対応関係について説明を受けたが、監査人からの指摘によって対応関係の一部に誤りがあったことが判明した。また、対応関係が複雑であるため、私学部が審査を行うに当たっても、仕様書の内容に鑑みて不要な経費を支払っていないか、及び仕様書の内容が全て実施されて該当する支出が生じているかの両面から、金額の適切性や支出内容の妥当性を確認することが困難な様式であるといわざるを得ない。

支払うべき金額の適切性を担保するため、仕様書の内容との明確な対応関係が確認できるように精算報告書の様式を見直されたい。

(エ) 委託契約に基づいて私学財団に貸与する物品

私学部は、委託業務の履行上必要な物品として、書庫、テーブル、椅子、パソコンなどを受託者である私学財団に貸与しており、令和 5 年度就学支援金等事務委託の仕様書では、「受託者は、備品を購入後、物品が使用・管理されていることについて、年に一回、都の物品管理規定に基づく検査に協力すること」が定められている。私学部では、貸与物品一覧を基に都の所有物品について毎年確認しているとのことであった。

担当者によれば、仕様書に記載の都の物品管理規定とは、東京都物品管理要綱を指しており、私学財団は同要綱第 30 条第 1 項三で定める指定管理者等に該当するため、同要綱に基づく物品管理を行う必要がある。

東京都物品管理要綱第 30 条

(指定管理者等における物品管理)

2 都の所管部署は、指定管理者等との協定又は契約（以下「協定等」という。）を締結するときは、次に掲げるところにより事務を行わなければならない。

一 協定等の際、物品取扱要領等を定め、当該協定等に係る業務の遂行のため当該施設等に備えてある備品（以下「都の所有物品」という。）の管理が適正に行われるよう、指定管理者等を指導すること。なお、新たに物品取扱要領等を定めるときは、その内容について会計管理局に確認すること。

二 都の所有物品の一覧表（物品管理者別物品一覧表又はそれに代わる台帳等）を作成した上、指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させること。

三 都の所有物品の管理が適正に行われるよう、指定管理者等に物品管理の責任者を設置させること

四 指定管理者等と協議し、都の所有物品についても規則第 26 条第 2 項に定める状況確認実施計画に盛り込み、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせ、その結果を報告させた上、第 18 条に定める手続きを行うこと。なお、指定管理者等が行う状況確認は、協定等の期間満了時に行う都の所有物品の現在高確認に併せて実施することができる。

(中略)

3 都の所管部署は、都の所有物品の管理について、必要に応じて検査を行うことができる。

東京都物品管理要綱によれば、指定管理者等との協定又は契約を締結するときは、物品取扱要領等を定める必要がある（第 30 条第 2 項一）が、物品取扱要領等は作成されていなかった。

また、同要綱では、都の所有物品の一覧表を作成して指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させるとともに（第 30 条第 2 項二）、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせる必要がある（同四）旨が定められているが、令和 5 年度就学支援金等事務委託の仕様書に基づいて貸与された物品を監査人が確認したところ、貸与物品一覧と現物との対応関係が明瞭ではなかった。すなわち、同要綱第 30 条第 2 項二に照らして適切な状況とは言えず、同四に定める所有物品の照合を行う際の障害になることも懸念される。

（指摘 3－2）東京都物品管理要綱に基づく物品取扱要領等の作成について

「令和 5 年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」において、私学部は、委託業務の履行上必要な物品を受託者である私学財団に貸与している。私学財団は、東京都物品管理要綱第 30 条第 1 項三で定める指定管理者等に該当するため、同要綱に基づく物品管理を行う必要がある。

東京都物品管理要綱によれば、指定管理者等との協定又は契約を締結するときは、物品取扱要領等を定める必要があるが、物品取扱要領等は作成されていなかった。

私学部においては、貸与物品一覧表を基に物品の照合を毎年実施しているものの、物品取扱要領等が作成されていない状況は、委託契約に係る業務の遂行のために備える備品の管理を適正に行うために必要な対応が実施されているとは言えないため、東京都物品管理要綱の定めに則って早急に作成されたい。

（意見 3－1 1）委託契約の物品管理について

東京都物品管理要綱によれば、都の所有物品の一覧表を作成して指定管理者等に提示し、都の所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握させるとともに、指定管理者等に都の所有物品の照合をすることにより状況確認をさせる必要がある旨が定められている。

「令和 5 年度高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託（概算契約）」について、都から私学財団に貸与された物品を監査人が確認したところ、貸与物品一覧と現物との対応関係が明瞭ではなかった。すなわち、東京都物品管理要綱に照らして適切な状況とは言えず、同要綱に定める所有物品の照合を行う際の障害になることも懸念される。

担当者が替わっても貸与物品一覧と現物との対応関係を識別できるように、資産番号、貸与日付及び使用場所等を記載したラベルを貸与物品に貼付し、貸与物品一覧との対応関係を明確化されたい。

（7）東京都育英資金貸付事業

ア 概要

東京都育英資金貸付事業は都内在住で高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学しており、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対して、無利息で奨学金を貸し付ける制度である。

本制度は昭和 29 年度から都で実施されているが、平成 17 年度の新規貸付分以降は、私学財団に事業を移管して実施し、私学部は、平成 20 年度に貸付事業を終了している。

（ア）東京都育英資金貸付事業に関する補助金

私学部は、東京都育英資金貸付事業を実施する私学財団に対し、東京都育英資金貸付事業に係る補助金として貸付事業費と貸付事務費を補助している。貸付事業費は年々増加しているものの、返還金が貸付金額を上回っていることから、私学財団から余剰分が返還されている。

補助対象経費	交付額の算定方法
貸付事業費	当該年度に必要な貸付原資の総額から当該年度に私学財団が収入した返還金の総額及び前年度繰越金を控除した額
貸付事務費	補助対象事業の実施に必要な経費の合算額（人件費を含み、貸付原資を除く。）

表B－3－19 東京都育英資金貸付事業（事業費・事務費）の経年推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付事業費	1,042,545	943,369	857,103	792,976	723,105
貸付事務費	249,197	250,013	252,587	266,374	240,059

都提供資料より監査人作成

(イ) 育英資金貸付状況

東京都育英資金貸付事業は、平成17年度の新規貸付分以降は、私学財団が所管しており、都内在住の生徒・学生を対象に高等学校等の修業期間に毎月下表の金額を無利子で貸し付けている。ここ数年は支給型の奨学金の拡充や各種補助金の拡大により、貸付額及び貸付人員は減少傾向にある。

表B－3－20 貸付月額及び貸付実績の推移

・貸付月額（令和5年度）

学校種別	区分	貸付月額（円）	
		国公立	私立
高等学校		18,000	35,000
高等専門学校		18,000	35,000
専修学校（高等課程）		18,000	35,000
専修学校（専門課程）		45,000	53,000

・貸付実績の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸付額（千円）		1,604,778	1,297,370	1,042,545
貸付人員（人）		4,042	3,261	2,599
内 訳	高校・高専	3,471	2,798	2,239
	専修（高等）	137	136	123
	専修（専門）	434	327	237
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付額（千円）		943,369	857,103	792,976
貸付人員（人）		2,351	2,135	1,962
内 訳	高校・高専	2,043	1,874	1,700
	専修（高等）	110	91	106
	専修（専門）	198	170	156

都提供資料より監査人作成

(ウ) 育英資金回収状況

育英資金の返還は、貸付終了後6か月は据え置いた上で、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法により行う。なお、平成16年度までに採用した奨学生に対する返還事務は都が実施しており、それ以降は私学財団が実施している。

最近の返還状況については、以下のとおりである。「要回収額」は該当年度中に返還期日が到来した割賦金及び前期末までに返還期日が到来した割賦金の集計金額、「要回収債権総額」は、返還期日未到来分を含む要回収債権額、「延滞債権額」は、延滞のある返還者の未返還債権残高の集計である。

表B-3-21 東京都育英資金回収額等の経年推移

・東京都所管

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要回収額	863,256	776,462	681,246	592,417	515,510
実際回収額	185,776	150,925	109,154	83,989	65,527
要回収債権総額	1,087,146	898,476	743,792	625,125	535,629
延滞債権額	674,585	621,778	562,578	502,922	438,793
延滞率(延滞債権額/要回収債権総額)	62.1%	69.2%	75.6%	80.5%	81.9%

・私学財団所管

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要回収額	2,051,118	2,102,372	2,068,255	2,023,423	1,954,032
実際回収額	1,734,069	1,812,560	1,768,753	1,757,137	1,649,345
要回収債権総額	13,364,285	12,572,533	11,685,223	10,834,369	9,930,561
延滞債権額	1,883,458	1,731,507	1,637,364	1,563,734	1,520,488
延滞率(延滞債権額/要回収債権総額)	14.1%	13.8%	14.0%	14.4%	15.3%

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 第一連帯保証人

育英資金貸付の申込時点では、第一連帯保証人の設定が必要となっている。第一連帯保証人の要件については育英資金貸付事業規程第6条第1項に記されて

おり、親権者若しくはそれに準ずるものであること、かつ、奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があることとされている。

東京都育英資金貸付事業規程

(申込時の連帯保証人)

第6条 申込者は、次の要件を備えた連帯保証人を一名立てなければならない。

(1) 申込者の父若しくは母又はこれらに準ずる者であること。

(2) この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。

(中略)

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する要件を備えていない者であっても、理事長が適当と認めたときは、その者を連帯保証人として定めることができる。

私学部及び私学財団の担当者に対し、「債務を保証する能力」の定義についてヒアリングを実施したところ、弁済可能な資力については要件としておらず、親権者として子である生徒・学生の債権債務関係の樹立を承認する能力であるとのことであった。また、当該解釈に基づき、第一連帯保証人の設定に当たって弁済可能な資力を有していることは確認していないとのことであった。

(意見3-12) 第一連帯保証人の要件について

第一連帯保証人の要件に関しては、東京都育英資金貸付事業規程において、親権者等であること及び債務を保証する能力があることと定められている。私学部及び私学財団では、「債務を保証する能力」とは弁済可能な資力を有する能力ではなく、親権者として子である生徒・学生の債権債務関係の樹立を承認する能力であると解しており、第一連帯保証人の設定時には、弁済可能な資力の有無は確認していない。

しかし、「債務を保証する能力」とは、字句上、弁済可能な資力を有すると解釈することが通常と考える。この点、東京都育英資金貸付事業は経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し奨学金を貸し付ける制度であるという趣旨に鑑みれば、弁済可能な資力を有する連帯保証人を設定することは確かに困難であると言える。

したがって、私学部及び私学財団における「債務を保証する能力」に関する運用について、規程の文言を見直すか、少なくとも引継書等によって明文化されたい。

(イ) 第二連帯保証人

奨学金の貸付額について全額を受領した後は、奨学生は私学財団に借用証書を提出する必要があるが、その際には第二連帯保証人を設定することが求められる。第二連帯保証人の要件に関しては、育英資金貸付事業規程第 15 条第 3 項において、職業を有し、独立の生計を営んでいること、奨学金の貸付けを受けた者又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと、奨学金の返還について保証する能力があること、未成年でないこと、貸付終了日に満 65 歳を超えないことなどが定められている。

東京都育英資金貸付事業規程

(借用証書提出時の連帯保証人)

第 15 条 借用証書には、連帯保証人二人が連署しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人のうち一人は、第 6 条に規定する連帯保証人とする。

3 第 1 項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人（以下「第一連帯保証人」という。）を除く他の一人は、次の要件を備えた者でなければならない。

(1) 第 6 条第 1 項第 1 号に該当する者でないこと。

(2) 職業を有し、独立の生計を営んでいること。

(3) 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと。

(4) 奨学金の返還について保証する能力があること。

(5) 未成年者でないこと。

(6) 奨学金の貸付けを終了した日において満 65 歳を超えないこと。

(7) 日本国籍を有しない場合は、第 3 条第 2 項に該当する者であること。

4 前項第 2 号に規定する職業要件については、借用証書の提出時に限るものとする。

5 第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は第 1 項の連帯保証人について準用する。

ここで、私学部及び私学財団の担当者に対し、「奨学金の返還について保証する能力があること」の解釈についてヒアリングを実施したところ、最終的な弁済義務を含みつつも、滞納時に連絡を取っていただくなど、広く返還について責任を持つといった意味合いであり、弁済可能な資力を有することに限らないとのことであった。また、第二連帯保証人の要件の充足に関する実務上の確認方法としては、借用証書において第二連帯保証人による生年月日や職業等の必要事項の自署及び実印の押印を求めるほか、印鑑証明の添付も求めることで要件の充足を確認しているとのことであった。

（意見 3－13）第二連帯保証人の要件について

東京都育英資金貸付事業規程では、第二連帯保証人の要件として、職業を有し、独立の生計を営んでいること、奨学金の貸付けを受けた者又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと、奨学金の返還について保証する能力があること、未成年者でないこと、奨学金の貸付けを終了した日において満 65 歳を超えないことなどの定めがある。

要件のうち「奨学金の返還について保証する能力」については、私学部及び私学財団の担当者によれば、最終的な弁済義務を含みつつも、滞納時に連絡を取っていただくなど、広く返還について責任を持つといった意味合いであり、弁済可能な資力を有することに限らないとのことである。しかし、「奨学金の返還について保証する能力」とは、字句上、弁済可能な資力を有すると解釈することが通常と考える。

したがって、私学部及び私学財団における「奨学金の返還について保証する能力」に関する運用について、規程の文言を見直すか、少なくとも引継書等によって明文化されたい。

（ウ）育英資金回収業務遂行における管理の妥当性

育英資金のうち私学部が所管する債権について、要回収債権総額を確認したところ、個人別の台帳で要回収債権額を管理しているものの、システム上で期日未到来の債権総額を出すことが難しいとのことから、システム管理会社に確認するまでは要回収債権総額の集計結果を持ち合わせていなかった。

私学部が所管する育英資金については、令和 5 年度における延滞債権額は 439 百万円であるが、その内訳は、①「住所不定」42 百万円（約 200 件）、②「破産等」66 百万円（約 200 件）、③「分割で返還中」132 百万円（約 300 件）、④「返還なし」198 百万円（約 800 件）であり、④のうち 116 百万円（約 300 件）の回収について弁護士法人に電話督促等業務委託を行っていた。

ここで、育英資金の回収目標の設定状況について、担当者にヒアリングを実施したところ、①②は目標設定が困難であり、③は返済が滞った場合は電話連絡を行うため目標設定は不要との考えから、④のうち弁護士法人への業務委託分についてのみ想定回収金額 15 百万円という目標値を設定しており、当該委託を増やせるように毎年度予算額を増額しているとのことであった。

一方で、令和元年度から令和 5 年度にかけて、延滞債権額は毎年度 50～60 百万円程度減少している。令和 5 年度の延滞債権減少額は 64 百万円であるが、その内訳は、回収額 66 百万円、不能欠損額 11 百万円、年度調定額 13 百万円で、弁護士法人への業務委託分の目標値 15 百万円を上回る回収実績であった。

（意見 3－14）育英資金回収業務の管理について

東京都育英資金貸付事業において、平成 16 年度の貸付分までは私学部が所管している。私学部の所管分に係る要回収債権総額を確認したところ、個人別の台帳で要回収債権額を管理しているものの、期日未到来の債権総額についてはシステム上の集計結果を持ち合わせておらず、すぐに回答できない状態であった。

ここで、債権回収を担当する所管先が要回収債権総額を適時に把握できない状況は、管理面で不適切であるといわざるを得ない。特に、令和 5 年度時点で延滞金額が 4 億円を超えている状況下では、延滞金額を少しでも回収するための前提として、債権総額を分母とした延滞率を把握することも重要である。

私学部が所管する貸付分についても、要回収債権総額を適時に把握して適切な管理を実施されたい。

（意見 3－15）育英資金回収に係る目標設定について

私学部が所管している育英資金債権については、弁護士法人と締結している延滞債権 116 百万円（約 300 件）に係る電話督促等業務委託の想定回収金額 15 百万円という目標値を除いて、回収に係る目標値が設定されていなかった。しかし、その他の延滞債権についても可能な限りで目標値を設定しなければ、回収業務が円滑に実施されているか否かを判断することが困難である。また、目標を立てることにより、回収業務の問題点を把握して改善すべき点を見出すことができ、最終的には回収率の改善にもつながると考えられる。

したがって、令和 5 年度における延滞債権額 439 百万円のうち、住所不定や破産等の理由なしに返還がなく弁護士法人にも業務委託を実施していない延滞債権 82 百万円（約 500 件）についても、例えば過去の回収実績等を踏まえて、回収に係る目標値を設定されたい。

（エ）文書管理

東京都育英資金貸付事業について、私学財団では文書管理基準表において借用証書の保存期間を完済後 5 年と定めている。一方で、完済後 5 年が過ぎている案件 2,847 件について借用証書が破棄されずに保存されていた。

（指摘 3－3）文書管理基準で定める年数を超えた借用証書の保管について

東京都育英資金貸付事業について、私学財団では、文書管理基準表で定められた完済後 5 年という期限を超えて借用証書を保管しており、文書管理の状況が不適切であるといわざるを得ない。

保存期限を超えた文書の保管は、業務の効率性や生産性に影響を及ぼすだけでなく、債務者及び連帯保証人の個人情報情報の漏洩リスクを無用に抱えることに

もつながる。よって、私学財団においては、保存期限が過ぎた借用証書については早期に破棄することとされたい。

（意見 3－16）私学財団における文書管理の取扱いに関する私学部の管理体制について

私学財団が所管する東京都育英資金について、都として貸付けに対する補助を行っている以上は、私学部においては私学財団の文書管理の取扱いにも一定の責任を有すると言える。特に保存年限を超えた文書の保管については、情報漏洩のリスクを無用に抱えることになるが、私学部では私学財団の管理状況を特段把握しておらず、積極的な指導も行っていない。

私学部においては、文書管理や個人情報の取扱いに関して、私学財団に適切な指導及び管理を行う体制を構築することを検討されたい。

IV 文化振興部の事業について

(1) 東京文化戦略 2030

ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京 2020 大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、2030 年度までの都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した東京文化戦略 2030 を策定している。東京文化戦略 2030 は、東京都文化振興条例第 17 条に基づき設置された知事の附属機関である東京芸術文化評議会での議論を経て策定され、「未来の東京」戦略とも連動しているものである。

東京文化戦略 2030 の方向性としては、文化プログラムのレガシーやコロナ禍での知見や経験を都市のレガシーとして発展させるため、「都内各所で実施するまちなかアートやオンラインなど新たな手法を用いて、誰もがどこでも気軽に芸術文化を楽しめる取組を強化する。」「国内外のアートのハブとなる芸術文化の拠点を形成し、ネットワークを構築する。」「新技術により都民自ら創造・発信するなど、コロナ禍で生まれた新たな楽しみ方を拡大する。」「コロナ禍を踏まえ、アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みを構築する。」ことが整理されている。そして、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指す 2040 年代の東京の姿（将来像）として、4 つの「戦略」が策定され、この戦略実行のために 10 の「推進プロジェクト」が掲げられている。

そして、この 4 つの戦略の進捗度合いを確認し、10 の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標として K P I（重要業績評価指標）が設定されている。

K P I は、「若者の鑑賞割合」や「鑑賞に関心があるが鑑賞していない人の割合」など、各戦略に応じて計 19 個が設定されており、2021 年度の K P I の状況は、生活文化スポーツ局による「新文化戦略に関する都民アンケート」（2021 年 9 月調査）や「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」（2022 年 1 月調査）などにより計測され、東京文化戦略 2030 の中で公表されている。

表 B－4－1 東京文化戦略 2030 4 つの「戦略」と 10 の「推進プロジェクト」

戦略		推進プロジェクト
戦略 1	誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する～人々のウェルビーイングの実現に貢献する～	地域活性化プロジェクト（芸術文化の敷居を低くする取組）
		だれもが文化でつながるプロジェクト
		キッズ・ユース（Kids and Youth）・プロジェクト

戦略		推進プロジェクト
戦略 2	芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす ～人々をインスパイアする～	スマート・カルチャー・プロジェクト（デジタルテクノロジーを活用する取組）
		「アートのある生活」プロジェクト
		アート&エンターテインメント・プロジェクト
戦略 3	国内外のアートシーンの中心として、世界を魅了する創造性を生み出す ～芸術文化のハブ機能を強化する～	アート・ハブ（Art Hub）・プロジェクト
		海外発信プロジェクト
戦略 4	アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる ～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する～	アーティスト・ステップアップ・プロジェクト
		担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト

東京文化戦略 2030 より監査人作成

表 B－4－2 東京文化戦略 2030 の戦略と K P I の関係

戦略	K P I	概要	2021 年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所
戦略 1	若者の鑑賞割合	都内在住の若者(19歳～25歳)が特定の芸術文化の分野※を文化施設等にて1年間に鑑賞・事業参加した割合※美術、音楽（オーケストラ等）、演劇（現代演劇等）、バレエ・現代舞踊、伝統芸能	21.8% ※鑑賞は2019年3月～2020年2月の状況	キッズ・ユース（Kids and Youth）・プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」（2021年9月調査）
	鑑賞に関心があるが鑑賞していない人の割合	何らかの分野を鑑賞したり事業に参加することに関心はあるが、文化施設等にて1年間に鑑賞・事業参加しなかった都民の割合	24.5% ※鑑賞は2019年3月～2020年2月の状況	各プロジェクトに関連	
	物理的な理由により鑑賞していない人の割合	芸術文化の鑑賞には関心があるが、「近くで展覧会・公演等を行っていないから」鑑賞しなかった都民の割合	9.3%	地域活性化プロジェクト（芸術文化の敷居を低くする取組）	
	金銭的な理由により鑑賞していない人の割合	芸術文化の鑑賞には関心があるが、「入場料・交通費などの費用がかさみ負担だから」鑑賞しなかった都民の割合	19.1%	地域活性化プロジェクト（芸術文化の敷居を低くする取組）	

戦略	K P I	概要	2021 年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所
	育児・介護の理由により鑑賞していない人の割合	芸術文化の鑑賞には関心があるが、「育児や介護を行っているので行くことが難しいから」鑑賞しなかった都民の割合 ※15 歳以下の子あり・介護ありの方	14.8%	だれもが文化でつながるプロジェクト	
戦略 2	関心がある事業がなく鑑賞していない人の割合	芸術文化の鑑賞には関心があるが、「関心がある展覧会・公演等がなかったから」鑑賞しなかった都民の割合	16.5%	アート&エンターテインメント・プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」（2021 年 9 月調査）
	芸術文化が人々の創造力を豊かにする力があると思う人の割合	芸術文化が「人々の創造力を豊かにさせること」に重要な役割を持つと考える都民の割合	71.4%	アート&エンターテインメント・プロジェクト	
	オンラインが芸術文化鑑賞の入り口になっていると考えられる人の割合	特定の芸術文化の分野※の鑑賞に関心はないが、オンラインで 1 年間これらの分野を鑑賞した都民の割合 ※美術、音楽（オーケストラ等）、演劇（現代演劇等）、バレエ・現代舞踊、伝統芸能	2.3% ※鑑賞は 2020 年 3 月～2021 年 2 月の状況	スマート・カルチャー・プロジェクト（デジタルテクノロジーを活用する取組）	
	オンライン鑑賞割合	特定の芸術文化の分野※をオンラインで 1 年間に鑑賞した都民の割合 ※上記と同様	12.4% ※鑑賞は 2020 年 3 月～2021 年 2 月の状況	スマート・カルチャー・プロジェクト（デジタルテクノロジーを活用する取組）	
	アーティストと接する機会	芸術家・アーティストと直接会話したり・接したりする機会があると思う都民の割合（「しばしばある」＋「たまにある」の合計）	14.4%	「アートのある生活」プロジェクト	
戦略 3	国内外アーティスト等の活動場所に関する東京の評価	東京は国内外のアーティスト・芸術関係者が積極的に集まり、活動したいと思う場所となっていると思うアーティスト・従事者の割合（「なっている」＋「どちらかというとなっている」の合計）	48.3%	アート・ハブ（Art Hub）・プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」（2022 年 1 月調査）

戦略	K P I	概要	2021 年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所
	東京における国内外アーティスト等のネットワークの事業・インフラの充実度の評価	東京は国内外のアーティスト・芸術関係者同士がネットワークを行うための環境が整っていると思うアーティスト・従事者の割合（「整っている」＋「どちらかというを整っている」の合計）	26.6%	アート・ハブ（Art Hub）・プロジェクト	
	国内外の知名度・評価向上を重視している芸術文化団体・アーティストの割合	芸術文化に関する活動・仕事を行うに当たって「団体・個人や作品の知名度の向上」、「国内外の専門家・関係者からの評価の向上」を重視している団体・アーティストの割合	61.5%	海外発信プロジェクト	
	世界のアートマーケットにおいて存在感を示す現代アーティストの数	世界のオークション市場において、年間の落札額がトップ500位（1945年以降生まれのアーティスト）までに含まれる日本生まれのアーティストの数	29人 ※2020年	海外発信プロジェクト	Artprice「The Contemporary Art MarketReport 2021」
戦略4	芸術文化団体・アーティスト等の今後の活動継続意向	今後の芸術文化に係る活動を継続したいと考える団体・アーティスト等の割合（「できるだけ継続したい」から「必ずしも継続したいとは思わない」の7段階のうち「できるだけ継続したい」を選択した割合）	86.6%	担い手育成・支援プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する芸術文化団体・アーティスト等アンケート」（2022年1月調査）
	アーティスト等による東京の制作環境の評価	芸術文化の創作や実演を行う際の東京都の環境（創作・練習場所、発表場所の充実度等）が整っていると考えたアーティスト・従事者の割合（「充実している」＋「どちらかという充実している」の合計）	36.4%	創作環境向上プロジェクト	
	芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合	「芸術文化施設」、「芸術文化団体」、「芸術家・アーティスト」、「芸術文化の事業・イベント」、「その他の芸術文化の対象」のいずれかの対象に「寄付をしたことがある」・「寄付をしたことがないが、今後は寄付をしたい」都民の割合	20.0%	担い手育成・支援プロジェクト	東京都「新文化戦略に関する都民アンケート」（2021年9月調査）

戦略	K P I	概要	2021 年度 の状況	関連する推進 プロジェクト	出所
	芸術を対象としたボランティアをしたことがある・今後したい人の割合	同上の対象にボランティアを「経験したことがある」・「経験したことがないが、今後は経験したい」都民の割合	20.5%	担い手育成・支援プロジェクト	
	TOKYO Contemporary Art Award※受賞者の海外展覧会への出展数（累計）	本受賞者が支援終了後に海外展覧会へ出展した数	—	アーティスト・ステップアップ・プロジェクト	東京都「令和3（2021）年度政策評価」

東京文化戦略 2030、都提出資料より監査人作成

また、東京文化戦略 2030 の 10 の推進プロジェクトに基づき、都、歴史文化財団及び都響が重点的に実施する事業の 3 か年計画である「東京文化戦略 2030 アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が定められている。

アクションプランでは、10 の推進プロジェクトごとに文化戦略プロジェクト事業が定められており、令和 5 年度までの実績を踏まえて令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画や目標が設定されている。そして、生活文化スポーツ局は、令和 6 年度に各事業の評価・検証を行い、令和 7 年度から令和 8 年度の事業に反映することを計画している。

表 B－4－3 東京文化戦略 2030 に基づき令和 6 年度に実施する事業一覧

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業	
【戦略 1】 人々のウェルビーイングの実現に貢献する	No.1 地域活性化	1-1	東京大茶会
		1-2	伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル～
		1-3	ヘブンアーティスト
		1-4	大人のための伝統文化・芸能体験事業
		1-5	地域で芸術文化に親しめる環境創出事業
		1-6	地域芸術文化活動応援助成
		1-7	伝統芸能体験活動助成
		1-8	アート・カルチャー体験 100
		1-9	工事現場をキャンバスとした東京都の新たな魅力創出事業
		再掲	ベイエリアにおける芸術文化イベント

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業	
	No.2 だれもが文化で つながる	2-1	クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー
		2-2	アール・ブリュット
		2-3	芸術文化による社会支援助成
		2-4	芸術文化へのアクセシビリティ向上
		2-5	世界陸上・デフリンピックに向けたアートプロジェクト
	No.3 キッズ・ユース	3-1	キッズ伝統芸能体験
		3-2	子どものための伝統文化・芸能体験事業
		3-3	パフォーマンスキッズ・トーキョー
		3-4	Shibuya StreetDance Week
		3-5	TACT フェスティバル
		3-6	Music Program TOKYO (ミュージックワークショップ 他)
		3-7	Museum Start あいうえの
		3-8	ウェルカムユース
		3-9	若年層が主体的に芸術文化を体験する取組
【戦略2】 人々をイン スパイアす る	No.4 スマート・カル チャー	4-1	TOKYO スマート・カルチャー・プロジェクト
		4-2	シビック・クリエイティブ・ベース東京
		4-3	文化振興のDXにおける発信力強化
		再掲	芸術文化魅力創出助成
	No.5 「アートのある 生活」	5-1	現代アートの振興
		5-2	ライフウィズアート事業
			ライフウィズアート助成
		5-3	東京アートブックフェア
	No.6 アート&エンタ ーテインメント	6-1	TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL (サラダ音楽祭)
		6-2	東京芸術祭
		6-3	神楽坂まち舞台・大江戸めぐり
		6-4	六本木アートナイト
		6-5	恵比寿映像祭
		6-6	芸術文化魅力創出助成
		6-7	ベイエリアにおける芸術文化イベント
		再掲	伝承のたまてばこ〜多摩伝統文化フェスティバル〜
		再掲	世界陸上・デフリンピックに向けたアートプロジェクト

戦略	プロジェクト	文化戦略プロジェクト事業	
【戦略３】 芸術文化の ハブ機能を 強化する	No.7 アート・ハブ	7-1	東京アートハブの検討
		7-2	東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」
		再掲	シビック・クリエイティブ・ベース東京
	No.8 海外発信	8-1	Instagram を活用した戦略的海外広報
		8-2	海外都市とのネットワーク形成
		8-3	海外の劇場とのネットワーク形成
		8-4	海外の博物館とのネットワーク形成
		8-5	海外の美術館等諸機関とのネットワーク形成
		8-6	THE TOKYO PASS
		8-7	アートマネジメント人材等海外派遣事業
		再掲	バイエリアにおける芸術文化イベント
		再掲	文化振興のDXにおける発信力強化
【戦略４】 持続性のあ る芸術文化 エコシステ ムを構築す る	No.9 アーティスト・ ステップアップ	9-1	TOKYO Contemporary Art Award (TCAA)
		9-2	TOKAS 本郷「Emerging」「Open Site」
		9-3	TOKAS「キュレーターインレジデンス」「国内レジデンス」
		9-4	スタートアップ助成
		9-5	東京芸術文化創造発信助成
		9-6	東京音楽コンクール
	No. 10 担い手育成・支 援&創作環境向 上	10-1	タレンツ・トーキョー
		10-2	とびらプロジェクト
		10-3	担い手育成の体系整理
		10-4	芸術系大学等との連携
		10-5	芸術文化団体等とのネットワーク会議
		10-6	アート・プロボノ等
		10-7	TOKAS レジデンシー
		10-8	アーティストの創作環境の整備
		10-9	東京ライブ・ステージ応援助成
		再掲	東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」

アクションプランより監査人作成

イ 監査の結果

東京文化戦略 2030 の 4 つの戦略の K P I に対して定量的な目標値や達成時期を設定することは、10 の推進プロジェクトの各施策の進捗状況や効果を測定し、

各施策の有効性を確認する上で重要であると考えられる。

各施策の有効性が確認されない場合は、当該プロジェクトの継続性を再考すべきであり、一方で有効な施策であると評価できる場合は、当該施策に都の行政資源（ヒト（人的資源）、モノ（物的資源）、カネ（財務資源））をより集中的に投入し、プロジェクトを更に邁進させる検討材料となり得ると考えられる。

そのため、まず、東京文化戦略 2030 の K P I がどのような考え方により設定されているかロジックモデルを確認したところ、東京文化戦略 2030 の 4 つの戦略は、定性的な内訳項目を有しており、その内訳項目がそれぞれ連動する関係となっており、この内訳項目の進捗状況や効果を測定するために K P I が設定されている構造となっていた。戦略 1 の「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」を例に挙げると、「経済的状況が不利な人々のアクセシビリティ向上」（K P I：金銭的な理由により鑑賞していない人の割合）、「地理的状況が不利な人々のアクセシビリティ向上」（K P I：物理的な理由により鑑賞していない人の割合）、「子供・若者のアクセシビリティ向上」（K P I：若者の鑑賞割合）、「その他の人々のアクセシビリティ向上」（K P I：育児・介護の理由により鑑賞していない人の割合）が、「誰もが芸術文化に身近に触れられる環境の整備」につながっている。そして、「様々な人々が楽しむプログラムの開発・充実」（K P I：鑑賞に関心があるが鑑賞していない人の割合）と合わせ、人々の幸せに貢献していく関係となっている。なお、ロジックモデルは、個別施策ごとに、投入する行政資源から、行政の活動とその過程、活動によって提供される財・サービス、直接的・最終的な結果に至るまでの論理的なパスを個別具体的に描いたものと一般的にいわれており、プログラムセオリーとも呼ばれている。

「未来の東京」戦略の戦略 15「文化・エンターテインメントと都市戦略」の政策目標では、2030 年度（令和 12 年度）の設定目標として、「東京の文化環境を楽しんでいる人の割合を 70%まで向上」（令和 5 年度の割合 46.0%。中間目標として令和 8 年度 60.0%）、「直近 1 年間で文化活動を行った人の割合を 40%まで向上」（令和 5 年度の割合 25.9%。中間目標として令和 8 年度 32.0%）という定量的な目標値や達成時期が掲げられている。この点、K P I の定量的目標値や達成時期の設定に関して担当者にヒアリングを実施した。

担当者からは、「多様な価値観や解釈が伴う文化分野ではその質的な特性から定量化が困難であり、数値目標で評価することが適切でない場合がある。また、政策効果の時間的測定が難しく、例えば文化芸術の普及や担い手の育成支援では成果が長期的な時間の中で外的要因も含みながら現れるため、具体的な達成時期の設定が困難である。」との回答があり、K P I の定量的な目標値や達成時期の設定は行われていないとのことである。

確かに、文化振興事業の文化芸術の普及や担い手の育成支援等において、定量

的目標値や具体的な達成時期の設定が容易ではないことは考慮事項であると考えられる。また、東京文化戦略 2030 の K P I のうち、例えば「育児・介護の理由により鑑賞していない人の割合」（戦略 1 の K P I の一つ）については、都民の育児・介護の置かれる状況に左右され、文化振興事業の施策のみでは K P I の目標を定めることが難しい側面は理解できる。

一方、10 の推進プロジェクトの各アクションプランにおいては、令和 6 年度に実施が計画されている事業の評価・検証を通じて令和 7 年度から令和 8 年度の計画に反映することとされている。K P I のうち、例えば「関心がある事業がなく鑑賞していない人の割合」（戦略 2 の K P I の一つ）は、「芸術文化の鑑賞には関心があるが、関心がある展覧会・公演等がなかったから鑑賞しなかった都民の割合」であり、生活文化スポーツ局の文化振興事業の施策内容の巧拙が反映されていく面があると考えられる。

当該アクションプランの P D C A サイクル機能の有効性を高めるため、都民に対するアンケート調査等により K P I の再測定を実施するなど、令和 3 年度の K P I の測定結果からの状況変化を把握し、アクションプランの各事業が K P I にどのように影響を与えたのか分析・評価し、その結果を今後の各事業に反映することは文化振興事業に行政資源を有効的に投入していく上で重要である。

（意見 4－1）東京文化戦略 2030 の K P I の測定結果による事業評価について
東京文化戦略 2030 では、「芸術文化で躍動する都市東京」を目指す 2040 年代の東京の姿（将来像）として、4 つの戦略が策定され、この戦略実行のために 10 の推進プロジェクトが掲げられている。

この 4 つの戦略の進捗度合いを確認し、10 の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標として K P I（重要業績評価指標）が設定されている。そして、東京文化戦略 2030 の 10 の推進プロジェクトに基づき、都、歴史文化財団及び都響が重点的に実施する事業の 3 か年計画である「東京文化戦略 2030 アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が定められている。

都の掲げる 2040 年代の東京の姿（将来像）を実現するためには、10 の「推進プロジェクト」に都の行政資源（ヒト（人的資源）、モノ（物的資源）、カネ（財務資源））を有効的に投入し、アクションプランの P D C A サイクル機能の有効性を高める必要がある。

そのため、都民へのアンケート調査等により K P I の再測定を実施するなど、令和 3 年度の K P I の測定結果からの状況変化を把握し、アクションプランの各事業が K P I にどのように影響を与えたのか分析・評価し、その結果を今後の各事業の実施方針等に反映されたい。

（２）文化振興事業の財務情報

ア 概要

（ア）文化施設の施設別財務情報

都の文化施設に係る管理運営の財務情報としては、指定管理者である歴史文化財団が公益法人として作成が求められる法人の財産及び損益の状況を表した財務諸表がある。

歴史文化財団の財務諸表には、指定管理先（博物館・美術館等の文化施設）における都に帰属する資産等のストック情報や費用などのフロー情報が計上されていない。この点、施設別に都の財務情報と指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算した施設別財務情報が、令和５年１１月に公表されている。この施設別財務情報については、Ⅰ（３）にて詳述している。

（イ）文化振興事業財務等連結情報

平成２７年度の包括外部監査では、意見２-37「文化施設に係るＰＤＣＡサイクルと情報開示について」において、文化振興部、歴史文化財団及び都響が実施する組織・人員情報や財務情報などを結合（連結）したセグメント情報を作成すること、またセグメント情報のＰＤＣＡサイクルによる経営管理及び都民への情報開示の活用に関する意見が付されている。

生活文化スポーツ局は、令和５年１１月に、この意見への措置として、文化振興部、歴史文化財団及び都響を連結した令和３年度決算のセグメント情報である「令和３年度文化振興事業財務等連結情報」を公表している。

この連結情報の公表内容は、以下のとおりである。

表Ｂ－４－４ 文化振興事業財務等連結情報（令和３年度）

○令和３年度文化振興事業財務等連結情報

【資産と負債】

資産			負債			正味財産
流動資産	固定資産		流動負債	固定負債		
158,240,265	7,021,082	151,219,184	17,791,968	4,333,994	13,457,974	140,448,297

【収入と費用】

収入			費用			収支
経常収入	特別収入		経常費用	特別費用		
18,945,220	18,944,809	411	23,640,466	23,640,286	181	△ 4,695,246

【人員体制】

常勤	511人
再雇用非常勤	86人

（注１）政策連携団体である東京都歴史文化財団及び東京都交響楽団を連結の範囲に含む
（注２）連結した数値には、国や団体からの助成事業や都費を原資としない自主事業等の情報を含む

都ホームページより監査人抜粋

イ 監査の結果

文化振興事業財務等連結情報では、「資産と負債」として令和3年度末の資産（流動資産・固定資産）、負債（流動負債・固定負債）及び正味財産の金額が、「収入と費用」として令和3年度中の収入（経常収入・特別収入）、費用（経常費用・特別費用）及び収支の金額が公表されている。

しかし、これ以上の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、文化振興部、歴史文化財団及び都響という文化振興事業全体での資産の内訳（所有する建物等）、負債の内訳（対外的に負っている債務等）、収入（入場料、施設利用料、演奏事業に係る収益、都税、寄附金等）や費用の内訳について、都民や一般情報利用者が把握や比較などを行うことができないと考えられる。

ここで、参考になるものとしては、I（3）で述べた会計管理局や建設局などのものがある。建設局では、政策連携団体を連結の範囲に含めた、道路・河川・公園に係る事業別の連結財務情報を公表しており、行政コスト計算書の行政費用では、給与関係費、扶助費、補助費等、投資的経費、減価償却費の勘定科目が区分掲記され、金融費用では公債費（利子）の勘定科目が区分掲記されている。また、貸借対照表の固定資産では、行政財産、インフラ資産、建設仮勘定、負債については都債の勘定科目が区分掲記されている。さらに、1規模当たりの行政コストとして、行政コスト（行政コスト計算書の行政費用と金融費用の合計）を都人口で除した「都民1人当たりの行政コスト」も公表されている。

（意見4－2）文化振興事業の財務情報の公表内容の充実について

文化振興部、歴史文化財団及び都響の令和3年度の財務情報等を連結した文化振興事業財務等連結情報については、令和5年11月に公表され、資産（流動資産・固定資産）、負債（流動負債・固定負債）、正味財産、収入（経常収入・特別収入）、費用（経常費用・特別費用）の金額が開示されている。しかしながら、これ以上の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、都民や一般情報利用者が文化振興事業全体の財務情報の把握・分析・評価を十分に行うことができていないと考えられる。

都民や一般情報利用者へ有用性のある情報提供を行い、都の文化振興事業への理解を更に促すために、令和4年度以降の決算情報に関しても毎年度、文化振興事業財務等連結情報を作成及び公表するとともに、会計管理局や建設局が公表している財務情報も参考にしつつ、文化振興事業財務等連結情報の貸借対照表と行政コスト計算の勘定科目について、より明瞭に開示することを検討されたい。

また、都民や一般情報利用者の文化振興事業の財務状況等の理解に資するために、都民や一般情報利用者の目線に更に寄り添った公表内容も検討されたい。

（３）文化施設の管理運営の方法

ア 概要

文化振興部の所管施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び各館設置条例の規定により、指定管理者制度を導入している。

令和 5 年度の都の文化施設における指定管理者制度の対象施設は、7 施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）であり、指定管理者は、歴史文化財団である。

歴史文化財団は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間の指定管理者として特命にて選定されている。この特命選定の条件は、「東京都指定管理者制度に関する指針」にて定められている。

公の施設の管理については、平成 15 年度の地方自治法の改正により、普通地方公共団体が指定する者に管理権限を委任する指定管理者制度が導入され、公の施設の管理は、直営か指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないことになった。また、平成 25 年 10 月に地方独立行政法人法施行令が改正され、政令に定める公共的な施設に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加されたことで、これらの施設については、地方独立行政法人による設置及び管理が可能となっている。

表 B－4－5 指定管理者制度と地方独立行政法人 制度比較

項目	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
制度概要	地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる。	地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。
業務範囲	公の施設の管理 （道路・学校等、個別法において地方公共団体に管理者を限定している施設については対象外）	○試験研究 ○大学の設置・管理 ○公営企業相当事業（病院事業等） ○社会福祉事業 ○窓口関連業務 ○公共的な施設の設置・管理（博物館、動物園等）
公権力の行使	施設の使用許可を行うことが可能	法律上の根拠が必要

項目		指定管理者制度	地方独立行政法人制度
職員の身分 (公務員/非公務員)		非公務員 (みなし公務員等の規定なし)	○特定地方独立行政法人：公務員 (ただし、特定地方独立行政法人職員には地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され、地方公共団体の一般の行政職員と比較して、給与・勤務条件について団体交渉で決定する等の違いがある。) ○一般型地方独立行政法人：非公務員 (みなし公務員等の規定あり)
ガバナンスの仕組み	設立・認可・指定の手続	○指定管理者の指定に係る条例(指定の手続、管理の基準、業務の範囲等)、利用料金に係る条例の制定 ○議会の議決 ○指定管理者の指定 ○利用料金の承認	○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可
	その他	○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可	○目標による管理と評価の仕組み ・中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。 ・中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可 ・毎事業年度終了後、法人の業務実績を設立団体の長が評価。評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表 ・設立団体の長は、法人に対して評価結果を通知・公表、議会に報告 ・法人は評価結果を中期計画、業務運営の改善等に適切に反映・公表 ・設立団体の長は、中期目標期間終了時まで、業務継続、組織存続の必要性等を検討・所要の措置を講じる。 ○財務・会計 ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認 ○定款変更、解散及び合併に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の認可等が必要 等

項目	指定管理者制度	地方独立行政法人制度
管理者、法人の長等の権限	○指定管理者が管理運営の業務を実施する。 ○仕様書、協定書等に基づき、民間事業者等の裁量によりそのノウハウを活用して業務を実施	理事長が置かれ、法人を代表してその業務を総理する。
職員の任命・人事管理	指定管理者が定める。	理事長が定める。
組織・定数	指定管理者が定める。	理事長が定める。
財源措置	必要な指定管理料を地方公共団体から支払	地方公共団体が、業務財源の全部又は一部を交付することが可能
予算制度	指定管理者が収支計画等を作成し、地方公共団体と協議	○中期計画で予算、収支計画及び資金計画を定め、これに基づき年度計画を定め設立団体の長に届出 ○利益を翌事業年度の使途に充てることが可能
運営コスト等	地方公共団体から支払われる管理料及び施設利用者の支払う使用料から、指定管理者が運営経費を負担	地方公共団体から独立した法人としての運営が求められる。

（注）地方独立行政法人制度には、公立大学法人・公営企業型地方独立行政法人・申請等関係事務処理法人に関する特例は記載していない。

総務省ホームページ「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」報告書（参考資料）・「令和5年度地方財政審議会（6月13日）議事要旨」説明資料、長野県ホームページ「第2回民間協働専門部会」資料3より監査人作成

ここで、平成27年度の包括外部監査報告書において都の博物館・美術館に係る地方独立行政法人の設置及び管理について検討が促されているが、生活文化スポーツ局（当時は生活文化局）の見解は、指定管理者制度と地方独立行政法人の制度を比較した結果、指定管理者制度に替え、地方独立行政法人の設立や財産整理、様々な制度改正など時間や大きなコストをかけて地方独立行政法人制度を導入する意義は乏しいというものであった。

イ 監査の結果

（ア）地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立を受けて

大阪市において、博物館・美術館の公共的な施設の管理運営における地方独立行政法人の初めての事例となる「地方独立行政法人大阪市博物館機構」（以下「機構」という。）が、平成31年4月1日に設立された。

機構は、大阪市立科学館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館、大阪市立美術館及び大阪中之島美術館を運営している。

大阪市立科学館については、平成18年から平成30年度まで大阪科学振興協会を指定管理者として運営がなされており、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史

博物館、大阪市立自然史博物館及び大阪市立美術館については、大阪市博物館協会を指定管理者として平成 22 年から平成 30 年度まで管理運営がなされていた。

都以外の地方公共団体において、指定管理者が管理運営していた博物館・美術館に対して地方独立行政法人の設立がなされた初めての事例が生じたことを受け、都の文化施設のうち博物館・美術館に対する地方独立行政法人の設置及び管理に関する見解について、担当者にヒアリングを実施した。

生活文化スポーツ局の見解としては、「知事の附属機関である東京芸術文化評議会に諮った東京文化戦略 2030 において、戦略を実現するための推進体制として、歴史文化財団は戦略的かつ効果的な政策連携を行うイコールパートナーとして位置付けられている。また、同様に都立文化施設の運営指針も同評議会に諮ったものであり、指定管理者である歴史文化財団は、運営指針に基づき 7 館（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）やアーツカウンシルと一体になって戦略の実現に向けた取組を行っている。」とのことであった。

また、「東京文化戦略 2030 の実現に向け、都立文化施設は、芸術文化の創造発信拠点として中核的役割を果たすものであり、その運営を行うに当たっては、都の方向性に連動し、時代の要請に柔軟かつ迅速に対応することが求められている。また、都立文化施設は、幅広い分野における資料・作品の収集、保存、管理や調査研究を行うとともに、魅力的で創造性豊かな事業の展開等を行う必要があり、専門性・学術性が極めて高く、運営者には幅広い分野の専門人材、ノウハウ、他機関とのネットワークを豊富に有することが求められる。そのため現時点では歴史文化財団が指定管理者として管理運営を行うことが最善であると考えられ、地方独立行政法人制度の導入に関しては、平成 27 年度の包括外部監査の時点から方針の変更はない。」とのことであった。

（イ）指定管理者の特命選定

歴史文化財団は、都の文化施設の指定管理者であるとともに、都の政策連携団体である。政策連携団体とは、都の事業協力団体（事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体）であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体と位置付けられている。

都の文化施設の令和 3 年度から令和 8 年度までの指定管理者の候補者選定に当たって歴史文化財団が特命により選定されている理由として、指定管理先の

文化施設が「都の政策等との密接な関連性及び施設の管理運営における団体の適格性の観点から、東京都政策連携団体による管理運営が適切である施設」に該当しているとの判断である。

ここで、歴史文化財団は、指定管理者の選定時に都に提出している提案書類（事業計画書）及び指定期間に行う中間見直しの事業計画書に基づいた達成目標を設定し、各施設の達成目標の進捗状況等を管理しているが、特命で選定されている以上、他の民間事業者が指定管理者として参入する余地は排除されており、歴史文化財団において文化施設の管理運営を自律的に行うインセンティブが生じ難くなる可能性もあると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解では、指定管理者の管理運営の内容は、指定管理先の各館の外部評価や都の指定管理者評価などにより適正な評価を行っており、評価に基づくPDCAサイクルにより自律的なインセンティブが働いているとのことであった。

しかし、歴史文化財団の指定管理者の指定期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたPDCAサイクルとならないのであれば、PDCAの効果も損なわれかねない。より自律的なインセンティブを期待する上では、毎年度、歴史文化財団の自主的かつ専門的な事業予測に基づいた目標を定めることが有用である。歴史文化財団の予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動の必要などから毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて、適時かつ適切に反映させることが重要となる。

（ウ）収蔵品の購入予算の取扱い

a 収蔵品の状況について

都が保有する令和5年度末時点の収蔵品（美術品、生活民俗資料等の資料の総称）の状況は、以下のとおりである。

表B－4－6 都が保有する収蔵品の状況（令和5年度末）

文化施設名	収蔵点数（点）
東京都江戸東京博物館	347,988
東京都写真美術館	37,849
東京都現代美術館	5,825
東京都美術館	49
東京都庭園美術館	198

（注）東京都江戸東京博物館の収蔵品は、江戸東京たてもの園の復元建造物30棟を含む。

歴史文化財団提供資料より監査人作成

担当者によると、幅広い分野における資料・作品の収集、保存、管理や調査研究を行うため、歴史文化財団を指定管理者とする管理運営を継続しているとのことであり、収蔵品の収集に関しては、文化振興部が直接購入するのではなく、美術作品等の学術的価値や市場の動向に係る専門的な知見を有する歴史文化財団に対して委託する形をとっている。

具体的には、「東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都庭園美術館収蔵品購入経費に関する協定」を歴史文化財団と締結している。

歴史文化財団は、都が館ごとに定める収集方針に従い、情報収集、調査及び折衝を行い、収蔵すべきと判断した資料をリスト化し、都に報告する。都は、報告に基づき、学識経験者により構成する収蔵委員会に必要な案件を付議し、資料の購入等に係る調査検討や資料の価格評価などを行う。収蔵委員会の結果を考慮し、都が購入すべき資料や購入価格の上限等を決定して、歴史文化財団に通知する。歴史文化財団は、通知に基づき購入すべき資料の所有者等と折衝し、都からの指示に基づき購入を行う。協定は年度ごとの締結であり、各年度の計画額と実績額との差額は、都に返還される。

上記のフローに基づき、収蔵品の収集に関して、委託料として歴史文化財団に措置された令和5年度の予算額と実績額の推移は、以下のとおりである。

表B-4-7 令和5年度 収蔵品収集に係る計画と実績

(単位：円)

施設	計画額	実績額	差引返還額
東京都江戸東京博物館	30,000,000	29,860,365	139,635
東京写真美術館	50,000,000	49,999,400	600
東京現代美術館	70,000,000	69,709,666	290,334
東京庭園美術館	3,000,000	3,000,000	0
計	153,000,000	152,569,431	430,569

都提供資料より監査人作成

b 収蔵品の予算編成について

収蔵品については、一般的な市場価格が存在しないものが多く、購入予算の編成に当たっては見積の要素が存在すると考えられるが、担当者によると、毎年度の収蔵品の購入の予算額（歴史文化財団への委託料の予算額）は、1億5,300万円を基本にしているとのことである。

この収蔵品の購入予算は、都の単年度予算主義により単年度で精算され、未執行額は歴史文化財団から都に返還されるが、美術品等は市場に出回る点数やそ

の価値の変動が大きく、計画額の策定後に突発的なニーズや調達価格の変更が生じる可能性がある。こうした状況においては、単年度の予算では十分に対応できないことが想定される。また、予算が単年度であることで、その執行に重点を置くあまり短期的なニーズが優先され、中長期的な視点での収集が難しくなることも想定される。例えば、特定の芸術家の作品を数年間かけて収集することを計画する場合に、各年度に計画額を分割した場合、特定の期に集中的に入手する機会があっても、予算上対応することができない。

一方、地方独立行政法人の場合は、使途制限のない運営費交付金等の交付について、中期目標期間内において財源の繰越しは可能となっており、収蔵品の購入予算の中期的な活用に関して地方独立行政法人の制度に利点はあると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解としては、都民の宝であるコレクションを継続的に充実していけるよう、都立文化施設運営指針において収集・保管・活用に関する方針を打ち出しており、都と歴史文化財団では、都のコレクション全体を横断的に管理し、都の収集方針に基づき中長期的な視点で毎年度の収集を行えるようにするほか、保管や活用についても見直し等を行うなど、既に検討を開始し、調整を進めているとのことであり、収蔵品の購入予算の単年度措置の弊害に対する取組を行っているとのことである。そうした取組については評価できるものの、やはり、単年度予算主義により収蔵品の購入予算（歴史文化財団への委託料の予算）の繰越しを行うことができない点は、突発的なニーズや中長期的な収集方針に沿った収蔵品の購入の制約とならないか、当該取組の実効性を今後見極める必要はある。

（エ）文化施設の管理運営から生じた利益の使途に係るガバナンス

公益法人は、公益目的事業を行うに当たり、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないという収支相償が求められ、損益計算書（正味財産増減計算書）における公益目的事業会計の収益は、費用を上回らないように法人経営を行うことが基本となる。

収益が費用を上回り黒字となる場合には、特定費用準備資金への積立てを行うことにより収支相償を達成することはできる。特定費用準備資金への積立ては、公益法人において認められている取扱いであり、黒字の結果として増加する正味財産を財源とするものである。

歴史文化財団の特定費用準備資金は、令和5年度末残高で約16億7千万円であり、財源としては正味財産から全て充当されている。

表B－4－8 特定費用準備資金（令和5年度末）

（単位：円）

勘定科目	残高
東京都写真美術館 30 周年記念事業積立資産	65,000,000
東京都現代美術館 30 周年記念事業積立資産	17,019,296
東京都美術館 100 周年記念事業積立資産	50,279,504
東京都江戸東京博物館大規模改修中特別展積立資産	63,000,000
東京都美術館展覧会・アートコミュニケーション事業積立資産	49,000,000
発信力強化事業積立資産	762,465,874
芸術文化未来共創事業積立資産	667,666,250
合計	1,674,430,924

歴史文化財団提出資料より監査人作成

特定費用準備資金のうち、令和5年度末残高が1億円を超えている発信力強化事業積立資産、芸術文化未来共創事業積立資産の内容及び使用計画は、歴史文化財団によると以下のとおりである。

a 発信力強化事業積立資産

東京2020大会終了後、各館連携事業の実施及び広報の拡大、展覧会・公演等の文化事業の更なる充実などに取り組むことにより、東京における芸術文化の一層の振興とともに、歴史文化財団の認知度やブランド力の向上を図り、また、展覧会と連動したコンサートなど美術館とホール等複数施設が企画実施に携わる連携事業の新規実施、新規の広報媒体等を活用した財団運営施設全体の一括広報の実施、展覧会等の海外巡回の企画実施など、事業の更なる拡大、充実を図っていくもの。

表B－4－9 発信力強化事業積立資産 使用計画

（単位：円）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
176,463,000	242,092,850	343,910,024

歴史文化財団提出資料より監査人が作成

b 芸術文化未来共創事業積立資産

東京文化戦略2030を推進するために、芸術文化の輝く未来を創出する。そのために芸術文化の継承、次世代の育成、先端的取組への挑戦、連携による活性化、共生社会の実現などの取組を充実・拡大することで、芸術文化により新

たな発想を促し、東京の持続可能な発展を支え、また、これらの取組による芸術文化の力で人々の想像力を高め、誰もが互いの違いを認めあい、一人ひとりが自分らしく居られる社会の実現につなげていくもの。

表B－4－10 芸術文化未来共創事業積立資産 使用計画

(単位：千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
341,500	321,500	319,500	333,300	357,500	326,700

歴史文化財団提出資料より監査人が作成

公益目的事業会計で生じた単年度の黒字は特定費用準備資金（令和5年度末残高は約16億円）へ積立てを行っているが、歴史文化財団内の意思決定により完結するものであり、都側で都の文化振興政策（東京文化戦略2030等）と整合した積立状況・使用計画となっているかの検討が十分に機能するとは限らないと考えられる。

一方、地方独立行政法人は、設立団体の長が議会の議決を経て定めた中期目標により中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、設立団体の長への届出を行った年度計画に基づき経営を行うが、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、設立団体の長に提出及びその承認を受けることになっている。また、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度に損益計算で利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理しなければならないが、設立団体の長の承認を受け、残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができることとされている。さらに、中期目標の期間の最後の事業年度に積立金があるときは、設立団体の長の承認を受けて、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができることとされており、それでもなお残余がある場合は、残余の額を設立団体に納付しなければならないとされている。

このように、地方独立行政法人では、毎事業年度に損益計算で生じた利益については積立金として整理され、中期目標の期間を超えて積立金を繰越しする場合には、設立団体の長の承認までが必要となり、さらに、その際に残余額がある場合は設立団体へ納付する仕組みがある。文化施設の管理運営から生じた利益の使途について、歴史文化財団内の意思決定で完結する特定費用準備資金の積立てと比べ、地方独立行政法人制度においては設立団体の長までの承認を得る

必要があり、文化施設の管理運営から生じた利益の使途に対して、都民により高い透明性をもって説明責任を果たすことができると考えられる。

この点、生活文化スポーツ局の見解としては、特定費用準備資金を活用する事業について、都の施策と連動性を持たせ、戦略的な文化事業の原資として活用していくため、令和4年度より新たに開始した生活文化スポーツ局と歴史文化財団との政策連携会議に都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせているとのことである。この点、そもそも特定費用準備資金の活用の検討以前に、収支の均衡を基調とした決算を見据えた予算となるよう、十分な議論も期待される。

ただ、政策連携会議における協議の機能が、地方独立行政法人制度の利益の使途に係るガバナンスと比較し得るものであることが必要であり、そのためには、生活文化スポーツ局のしかるべき責任者が適切な会議体で協議を行い、協議に当たっては、予算についての議論も含め、特定費用準備資金の積立理由及び使用計画の妥当性、特に都の施策との整合性などの観点で十分な検討が行われ、その検討内容を文書で残すことが必要である。

（意見4－3）文化施設の管理運営について

都の文化施設である東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館及び東京都庭園美術館は、指定管理者制度により管理運営されており、東京文化会館及び東京芸術劇場と併せ、令和3年度から8年度までの期間の指定管理者として、歴史文化財団が特命にて選定されている。地方公共団体が所有する博物館・美術館については、地方独立行政法人を設置して管理することが地方独立行政法人法令上で可能となっており、大阪市では、美術館・博物館の管理運営を、地方独立行政法人である大阪市博物館機構が行っている。このように、他の地方公共団体において博物館・美術館の管理運営を行う地方独立行政法人の設立実例があるものの、生活文化スポーツ局としては、博物館・美術館の管理運営について現時点では歴史文化財団が指定管理者として管理運営を行うことが最善の見解としている。この点、歴史文化財団は、特命で指定管理者として選定されており、他の民間事業者の指定管理者としての参入余地が排除され、文化施設の管理運営を自律的に行うインセンティブが生じ難くなる可能性もあると考えられる。生活文化スポーツ局の見解では、都の指定管理者評価などに基づくPDCAサイクルにより自律的なインセンティブが働いているとのことであった。しかし、歴史文化財団の指定管理者の指定期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたPDCAサイクルとならないのであれば、PDCAの効果も損なわれかねない。より自律的なインセンティブを期待する上では、毎年度、歴史文化財

団の自主的かつ専門的な事業予測に基づいた目標を定めることが有用である。歴史文化財団の予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動もあり毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて、適時かつ適切に反映させることが重要となる。

また、収蔵品（美術品、生活民俗資料等の資料の総称）の購入予算については、生活文化スポーツ局から歴史文化財団に委託料として単年度で措置されており、収蔵品の中期的な購入計画の立案や突発的なニーズへの対応の点で課題もあると考えられる。地方独立行政法人の場合は、使途制限のない運営費交付金等の交付について中期目標期間内において財源の繰越しは可能となっており、収蔵品の購入予算の中期的な活用に関して地方独立行政法人の制度に利点はあると考えられるが、生活文化スポーツ局と歴史文化財団では、都のコレクション全体を横断的に管理し、都の収集方針に基づき中長期的な視点で毎年度の収集を行えるようにするほか、保管や活用についても見直し等を行うなど、取組の検討を進めているとのことであり、当該取組の実効性を今後見極める段階である。

さらに、歴史文化財団は、公益認定上で要求される収支相償を図るため、公益目的事業会計で生じた利益を特定費用準備資金として積立てを行っているが、歴史文化財団内で利益使途の意思決定が完結するため、都側で都の文化振興政策（東京文化戦略 2030 等）と整合した積立状況・使用計画となっているかの検討が十分に機能するとは限らない。一方、地方独立行政法人制度では、毎年度の利益を積立金として中期目標期間を超えて繰越しをする際には設立団体の長までの承認が必要であり、利益使途のガバナンスの面で、都民に対してより透明性の高い利益使途の説明責任が果たせると考えられるが、生活文化スポーツ局は、令和 4 年度より新たに開始した歴史文化財団との政策連携会議に都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせているとのことである。また、そもそも特定費用準備資金の活用の検討以前に、収支の均衡を基調とした決算を見据えた予算となるよう、十分な議論が期待される。やはり当該取組の実効性を今後見極める段階である。

以上、都の文化施設の指定管理者制度での管理運営について、収蔵品の購入予算の繰越しなど対応が難しい課題を残しつつも、生活文化スポーツ局は、地方独立行政法人制度の利点を実質的に取り込む形で様々な取組を図っている。博物館・美術館とホール系文化施設（東京文化会館・東京芸術劇場）との一体的な管理運営という強みもあるとすれば、博物館・美術館について直ちに地方独立行政法人化の検討を行う必要は必ずしもないと言えるが、一方、各々の取組の成否によっては、地方独立行政法人化の検討も有用と言える。

したがって、各々の取組において、より実効性のある対応を図られたい。

（４）寄附金

ア 概要

文化振興部において、都民等から寄附金を直接受け入れる独自の取組は特段設けられていない。

一方で、文化振興部における寄附に関する取組として、東京文化戦略 2030 では、戦略 4「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」において、K P I として「芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられている。また、戦略実行のための推進プロジェクトとして、「担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト」が設定され、プロジェクトの方向性として、芸術文化活動を支えていくため、都民や民間企業の支援を後押しするとともに、企業で培った経験やスキルを生かしたボランティア活動であるプロボノを増やす取組を推進すると記載されている。

さらに、東京文化戦略 2030 に基づき実施する事業の 3 か年計画（アクションプラン）の 2023-2025 年版では、上記プロジェクトの方向性を具体化した「10-7 アート・プロボノ等」事業が策定されている。同事業では、3 年後に芸術文化活動を支えるための効果的な施策を検討し、事業構築を行うことを目標としており、令和 5 年度の実績として「アート・プロボノ事業について検討」と記載されている。

イ 監査の結果

（ア）都民や民間企業の支援を後押しする取組

芸術・文化については、行政のみならず、企業や篤志家による芸術・文化団体や個人の芸術家への支援も重要である。

その観点では行政による支援には限界があり、むしろ行政が企業や篤志家による支援を後押しし、芸術・文化の分野における寄附の文化を東京都に根付かせるための取組を行う必要があると考えられる。

例えば、京都市では文化芸術の振興に活用する寄附の受け皿についての情報をまとめたポータルサイト「Kyoto Art Donation」を開設している。同サイトには、京都市の文化施策に対する寄附のみならず、企業や個人からの寄附のうち 70%をアーティスト等の活動へ補助金として交付し、30%を京都市が行う文化芸術振興策へ活用する「Arts Aid KYOTO（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）」という制度も紹介されている。また、「Kyoto Art Donation」のポータルサイトでは、施設を管理する公益法人への寄附も併せて紹介しており、自治体が企業・個人と芸術・文化団体や個人の芸術家を結ぶハブの機能を果たしていると言える。

この点、東京文化戦略 2030 では戦略 4「持続性のある芸術文化エコシステム

を構築する」において、K P Iとして「芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられており、東京文化戦略 2030 に基づき実施する事業の 3 か年計画（アクションプラン）でも「10-7 アート・プロボノ等」事業が策定されている。そのため、同事業において都民や民間企業による支援の後押しがどのように実行されているか、事業の有効性について担当者にヒアリングを実施したところ、令和 5 年度の実績としてアート・プロボノ事業について検討と記載されているものの、具体的に都民や民間企業による支援の後押しとして実施または検討された取組は存在しなかった。

（意見 4－4）都民や民間企業による支援を後押しする取組について

東京文化戦略 2030 では、戦略 4「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」において、K P Iとして「芸術を対象とした寄付をしたことがある・今後したい人の割合」が掲げられており、東京文化戦略 2030 に基づき実施する事業の 3 か年計画（アクションプラン）でも「10-7 アート・プロボノ等」事業が策定されている。

しかしながら、同事業の令和 5 年度の実績として、アート・プロボノ事業について検討と記載されているものの、具体的に都民や民間企業による支援の後押しとして実施または検討された取組は存在しなかった。

持続性のある芸術文化エコシステムを構築する上で、行政の役割には限界があり、都としては企業・個人と、芸術・文化団体や個人の芸術家を結ぶハブの機能を果たすことで、企業や篤志家による支援を後押しし、芸術・文化の分野における寄附を含む支援の裾野を広げる取組を行う必要があると考えられる。

したがって、上記の観点から、都民や民間企業による支援の後押しとなる取組を実施することを検討されたい。

（イ）寄附の取組に関する政策連携団体との連携

上記のとおり、文化振興部において、寄附金を直接受け入れる取組は特設設けられていない。

一方で、政策連携団体である歴史文化財団と都響は、それぞれ美術・工芸等と音楽の分野で寄附金の制度を設け、企業及び個人からの支援を集めている（歴史文化財団の制度については、「政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について」第 3, II, (5) にて詳述している）。

歴史文化財団が管理する博物館・美術館等の施設や館内で展示等されている美術・工芸品等の収蔵品は都の保有物であり、また、都響の活動を支える運営費は都から補助金が拠出されている。このように、東京文化戦略 2030 においてイ

コールパートナーとも位置付けられる両団体と都は、政策連携団体として美術・工芸等と音楽の分野で密接に結びついている。

そのため、両団体に対する寄附や支援についても、都と一体的に連携することが効果的かつ効率的と考えられるが、現状は都と両団体において寄附の取組に関する連携は特段取られておらず、それぞれ独自の取組を実施しているにとどまる。

（意見４－５）寄附の取組に関する政策連携団体との連携について

文化振興部において、寄附金を直接受け入れる取組は特段設けられていない。

一方で、政策連携団体である歴史文化財団と都響は、それぞれ美術・工芸等と音楽の分野で寄附金の制度を設け、企業及び個人からの支援を集めている。

歴史文化財団が管理する博物館・美術館等の施設や館内で展示等されている美術・工芸品等の収蔵品は都の保有物であり、また、都響の活動を支える運営費は都から補助金が拠出されている。このように、東京文化戦略 2030 においてイコールパートナーとも位置付けられる両団体と都は、政策連携団体として美術・工芸等と音楽の分野で密接に結びついているが、現状は都と両団体において寄附金に関する連携は特段取られておらず、それぞれ独自の取組を実施しているにとどまっている。

両団体に対する寄附や支援についても、都と一体的に連携することが効果的かつ効率的と考えられることから、両団体と寄附金制度に関して連携していくことを検討されたい。

（５）補助金・助成金の手続

ア 概要

文化振興部が所管する補助・助成事業のうち、令和５年度の補助金及び助成金の交付決定額と確定額の一覧は、以下のとおりである。

表Ｂ－４－１１ 補助金・助成金の交付決定額・確定額（令和５年度）

（単位：円）

事業名	交付決定額	確定額
東京都歴史文化財団自主事業の実施に係る運営費補助金	1,703,442,000	1,457,397,399
東京都歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金	81,553,000	64,518,144
東京都歴史文化財団財団本部アーツカウンシル東京の事業に係る補助金	783,052,000	734,645,195

地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金（文化会館）	10,000,000	10,000,000
地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金（芸術劇場）	5,000,000	5,000,000
東京都交響楽団運営費補助金	1,023,000,000	1,023,000,000
隅田川花火大会事業補助金	67,788,000	60,576,804
地区花火大会事業補助金	13,250,000	13,000,000
合計	3,687,085,000	3,368,137,542

都提供資料より監査人作成

文化振興部が所管する補助金・助成金では、事業ごとに交付要綱が定められており、当該要綱に基づき交付申請、交付決定、実績報告、精算などが行われる。補助事業を実施する団体は、補助・助成事業の完了時・精算時に実績報告書・精算報告書を文化振興部へ提出する。

イ 監査の結果

文化振興部が管轄する補助金・助成金に関する資料を閲覧した結果、「東京都歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金」について、補助事業者である歴史文化財団から提出された精算報告書に記載されている補助金交付決定額が、正しくは81,553,000円であるべきところ、783,052,000円となっており、記載の不備が確認された。

（意見４－６）補助金の精算報告書の記載誤りについて

「東京都歴史文化財団東京文化会館の事業に係る補助金」について、補助事業者である歴史文化財団から提出された精算報告書に記載されている補助金交付決定額が783,052,000円となっていたが、正しくは81,553,000円であった。

補助金額が確定する精算報告書の審査で、金額誤りにより正確な補助金の精算が行われない可能性があることから、精算報告書の記載金額は、文化振興部における補助金・助成金の審査等の手続において重点的に確認されるべき事項であると考えられる。

精算報告書の記載金額に誤りが確認されたことを鑑みて、補助・助成事業の審査・補助金支給の手続上の誤りを防止・発見するため、審査手続等において誤りが生じないように再発防止策を検討し、補助金・助成金の審査等の手続や書類記載上の誤りの防止・発見に努められたい。

V スポーツ総合推進部及びスポーツ施設部の事業について

(1) 東京都スポーツ推進総合計画

ア 概要

(ア) 東京都スポーツ推進総合計画の概要

生活文化スポーツ局は、平成30年3月にスポーツを通じてどのような都市を目指していくのかという考えの下、東京都スポーツ推進計画及び東京都障害者スポーツ振興計画を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして「東京都スポーツ推進総合計画」を策定した。同計画に基づき、都は引き続き「スポーツ都市東京」の実現を目指し、スポーツ振興施策を推進していくこととしている。

東京都スポーツ推進総合計画は、平成30年度から令和6年度までを計画期間としており、「スポーツ都市東京」の実現に向け、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念として、3つの政策目標を設定している。また、3つの政策目標の実現に向けては、「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の3つの視点から課題を整理し、30の政策指針を示している。これらの政策目標と政策指針は、以下のとおりである。

政策目標1 スポーツを通じた健康長寿の達成 将来イメージ 都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活している。		
するスポーツ ・スポーツをすることへの関心喚起 ・スポーツを始める機会の創出 ・スポーツを身近でできる場の確保 ・成長段階にある児童・生徒の体力向上 ・競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	みるスポーツ ・スポーツをみることの魅力発信 ・スポーツをみる機会の創出	支えるスポーツ ・スポーツを支える人材の育成 ・スポーツによる事故防止等の推進 ・スポーツを支える都民の顕彰等

政策目標2 スポーツを通じた共生社会の実現 将来イメージ 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生している。		
するスポーツ ・誰もが楽しめるスポーツへの理解促進 ・障害の有無に関わらないスポーツ振興	みるスポーツ ・障害者スポーツの更なる魅力発信 ・誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	支えるスポーツ ・多様なスポーツの振興に向けた人材の育成 ・多様なスポーツを支える基盤づくり

・幼児・子供のスポーツ振興 ・高齢者のスポーツ振興 ・性別に関わらないスポーツ振興		・スポーツを通じた被災地支援
---	--	----------------

政策目標3 スポーツを通じた地域・経済の活性化 将来イメージ 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化している。		
するスポーツ ・スポーツクラスターを核とした地域の活性化 ・官民連携によるスポーツ気運の醸成 ・東京を活性化させるスポーツイベント等の展開 ・地域におけるスポーツ活動の推進	みるスポーツ ・スポーツ観戦の魅力発信 ・アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 ・スポーツ施設における顧客の満足度向上	支えるスポーツ ・スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 ・地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 ・スポーツを通じた国際交流

(イ) 計画全体の目標値と9つの達成指標

東京都スポーツ推進総合計画における計画全体の目標値は、令和2年までにスポーツ実施率を70%にまで引き上げ、それ以降はこれを維持することとしている。この目標は、世界でスポーツ実施率がトップと言われているオーストラリア(69.5%)やスウェーデン(69.1%)を超えて、世界一を目指そうとするものである。

また、当該全体目標の下に、それぞれの政策目標においても、進捗状況を的確に把握するため、達成指標を3つずつ設定し、合計9つの達成指標を掲げている。9つの達成指標は、以下のとおりである。

表B-5-1 東京都スポーツ推進総合計画の達成指標

	達成指標		
	項目	令和2年 (目標値)	令和6年度 (目標値)
政策目標1	1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合	7.5%	7.5%を維持
	スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	—	男子 5% 女子 10%
	1年間にスポーツを支える活動(注1)を行った都民(18歳以上)の割合	20%	20%を維持

	達成指標		
	項目	令和 2 年 (目標値)	令和 6 年度 (目標値)
政策目標 2	障害のある都民（18 歳以上）のスポーツ実施率	—	40% (注 2)
	20～30 歳代女性（都民）のスポーツ実施率	50%	55%
	60 歳以上の都民のスポーツ実施率	75%	75%を維持
政策目標 3	1 年間にスポーツを直接観戦した都民（18 歳以上）の割合	50%	50%を維持
	東京 2020 大会に出場する都が 発掘・育成・強化したアスリート数	オリンピック 100 人 パラリンピック 25 人	成果等を 踏まえ検討
	都内のスポーツ市場規模 (スポーツ GDP)	1.04 兆円	1.46 兆円

(注 1) スポーツを支える活動：スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動

(注 2) 令和 3 年までの達成を目指す

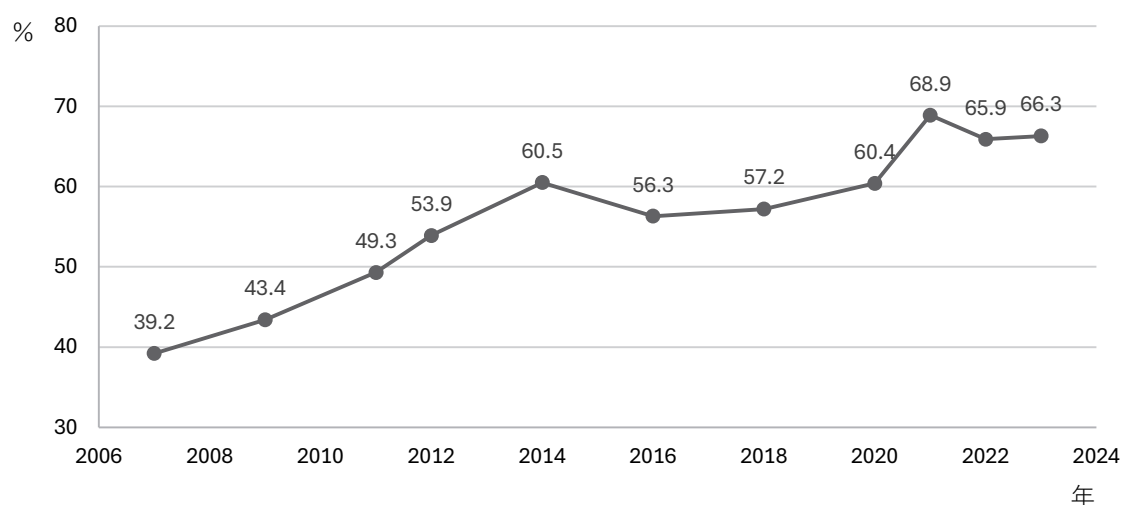
「東京都スポーツ推進総合計画」より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 東京都スポーツ推進総合計画に関する進捗管理について

東京都スポーツ推進総合計画における計画全体の目標値である都民のスポーツ実施率について、令和 5 年度実績は 66.3%である。なお、都民のスポーツ実施率の推移は、以下のとおりである。

図 B－5－1 都民のスポーツ実施率の推移



都提供資料より監査人抜粋

また、令和5年度における達成指標の実績は、以下のとおりである。なお、これら9つの達成指標は、中間年度の令和2年度と最終年度の令和6年度にのみ目標値が設定されている。そのため、令和5年度の実績と令和6年度の目標を比較している。

表B-5-2 東京都スポーツ推進総合計画の達成指標の進捗状況

	達成指標		
	項目	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)
政策目標1	1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合	5.1%	7.5%を維持
	スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	男子 11.5% 女子 22.7%	男子 5% 女子 10%
	1年間にスポーツを支える活動を行った都民(18歳以上)の割合	14.8%	20%を維持
政策目標2	障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率	46.3%	40%
	20～30歳代女性(都民)のスポーツ実施率	54.5%	55%
	60歳以上の都民のスポーツ実施率	74.9%	75%を維持
政策目標3	1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合	42.7%	50%を維持
	「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」(注1)	—	定量的な指標なし
	都が発掘・育成・強化したアスリートで、新たなJPC強化指定選手・次世代育成選手数(注1)	41人 (注2)	75人 (注2)
	都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)	非公表	1.46兆円

(注1) 東京2020大会の成果等を踏まえ、新たな目標を設定している。

(注2) 令和5年度実績は、令和4年度から5年度までの累計人数。令和6年度目標は、令和4年度から6年度までの累計人数。

都提供資料より監査人作成

令和5年度における達成指標の進捗状況を見ると、「1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合」及び「障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率」は、令和5年度の実績時点において令和6年度に掲げた指標を達成している。また、「20～30歳代女性(都民)のスポーツ実施率」は、目標値55.0%に対して54.5%と目標値に近い水準であり、「60歳以上の都民のスポ

ーツ実施率」も、目標値 75.0%に対して 74.9%と目標値に近い水準であった。

一方、「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合」は、男子で目標値 5.0%に対して 11.5%、女子で目標値 10.0%に対して 22.7%であった。生活文化スポーツ局としては、生涯を通じてスポーツに親しむ都民の増加に向け、学齢期から運動習慣を身に付けさせ、男子・女子共にスポーツ好きを増やしていくことが必要であると認識している。

「1年間にスポーツを支える活動を行った都民（18歳以上）の割合」は、目標値 20%に対して 14.8%であった。生活文化スポーツ局としては、コロナ禍での落ち込みから復調傾向にあるものの目標値には達しておらず、引き続き情報や機会の提供、研修会の開催などにより、ボランティアや指導者など支える人材の増加や質の向上を図っていくことが必要であると認識している。

「1年間にスポーツを直接観戦した都民（18歳以上）の割合」は、目標値 50%に対して 42.7%であった。生活文化スポーツ局としては、スマートフォン等のデジタル機器を活用した観戦環境の整備が一層進んできているため、多様なメディアで観戦する都民の割合も含めて総合的に分析する必要があると認識している。

また、「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」については、定量的な達成目標が設定されていないため、実績についても定量的な評価はされていない。

スポーツGDPについては、定量的な達成目標が示されているものの、当該目標に対する実績値が公表されていなかった。東京都スポーツ推進総合計画に記載されているスポーツGDPの現状（2012年実績値）は、計画策定当時（2017年度）において政府関係金融機関が推計したものであったが、その後、2018年にスポーツGDPの新たな推計方法を同金融機関が開発し、それ以降、新たな推計方法によって日本国内全体のスポーツGDPを公表している。一方、都のスポーツGDPについては、都が推計することになるが、新たな手法において全国の推計から東京都内の推計値を測定する手法が確立されていない。担当者によると、目標に対する実績値が公表されていなかったのは、正確な成果分析を行うことが困難な状況となったためとのことである。

（意見5-1）次期計画における政策目標に対する定量指標の設定について

平成30年に策定された東京都スポーツ推進総合計画において、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」という政策目標に対し、東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数をオリンピック100人、パラリンピック25人とする定量的な達成指標を掲げていた。

東京 2020 大会後、「①東京 2020 大会に向けて構築した競技力向上施策の体系を大会のレガシーとして活用し、引き続き、アスリートの競技力を向上する、②アスリートが地元や地域に応援され、また都のスポーツ推進に貢献できるよう、活躍する場を創出する」とする方向性の下、新たな目標として「東京のアスリートの競技力を高め、アスリートの経験を地域に還元し、スポーツの裾野拡大や世界最高水準のスポーツ実施率につなげる」が設定された。

当該目標は定性的なものであり、定量的な目標は設定されなかった。取組をより効果的なものとするためには、定量的な達成指標を設定し、目標達成状況を見える化した上でPDCAサイクルを運用することが望ましい。

次期計画における政策目標（政策の柱）に係る指標を設定する際には、可能な限り定量的な達成指標を設定することを検討されたい。

（意見 5－2）成果分析が可能な指標の設定について

東京都スポーツ推進総合計画において、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」という政策目標に対し、定量的な達成指標として都内のスポーツ市場規模である「スポーツGDP」を掲げ、令和 2 年度には 1.04 兆円、令和 6 年度には 1.46 兆円を目標としている。

しかし、生活文化スポーツ局は、政府関係金融機関の推計方法の変更により、新たな手法において全国の推計から東京都内の推計値を測定する手法が確立されていないためスポーツGDPの実績を公表していなかった。

本来であれば、目標と実績を比較の上、成果分析を行い、その結果を公表することが望ましい。次期計画における政策目標（政策の柱）に係る指標を設定する際には、可能な限り目標と実績を比較し、成果分析を行うことが可能な指標とすることを検討されたい。

（イ）個別事業における進捗管理

政策目標を達成するための個々の事業については、表 B－5－2 に掲げる達成指標とは別に、事業ごとに目標、取組予定、実績、効果・課題の区分で整理され、効果分析が行われている。

しかし、目標については、定量的な数値目標が掲げられている事業もあるが、一部には実績では定量的な実施結果が記載されているにもかかわらず、以下のように定性的な記載にとどまっており、目標になじまないものがあった。

「継続的な協力先の確保」

「パンフレット等を引き続き配布」

「区市町村等におけるマニュアルの活用を促進」

また、効果・課題についても一部の事業においては、当該年度の取組内容の記

載にとどまり、効果・課題に触れられていないものや、目標として定量的な数値が設定されている場合であっても定性的なコメントにとどまっているものがあった。これらは、取りまとめ部署と事業担当部署との間の調整を経た上で整理をしているが、その粒度は様々で、必ずしも比較分析の手法が統一されているとは言えない状況であった。

（意見５－３）各事業の目標と実績との比較分析の実施について

政策目標を達成するための個々の事業については、それぞれ目標、取組予定、実績、効果・課題の区分で整理され、効果分析が行われている。しかし、実績では定量的な実施結果が記載されているにもかかわらず目標は定性的な記載にとどまっているものや、目標値になじまないもの（目標「継続的な協力先の確保」、「パンフレット等を引き続き配布」、「区市町村等におけるマニュアルの活用を促進」）など、その粒度は様々であった。また、効果・課題についても、一部の事業においては、当該年度を取組内容の記載にとどまり、効果・課題に触れられていないものや、目標として定量的な数値が設定されている場合であっても実績では定性的なコメントにとどまっているものなどがあり、必ずしも比較分析の手法が統一されているとは言えない状況であった。

定量的な数値データをもって分析結果を深掘りすることによって、当該分析結果を次年度以降の施策により効果的に反映させることが可能になる。施策の事業内容によっては、定量的な目標設定が難しいケースがあることも理解できるが、可能な限り定量的な目標設定を行った上で、目標と実績との比較分析は定量的な数値データをもって行うことを検討されたい。

（意見５－４）東京都スポーツ推進総合計画における未達成の政策目標に対する取組について

東京都スポーツ推進総合計画の政策目標のうち「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学２年生の割合」、「１年間にスポーツを支える活動を行った都民（１８歳以上）の割合」、「１年間にスポーツを直接観戦した都民（１８歳以上）の割合」については、令和５年度実績の段階で令和６年度の目標に届いていない状況にある。

それぞれの政策目標には複数の事業が紐づいている。例えば、「１年間にスポーツを支える活動を行った都民（１８歳以上）の割合」を増加させるという政策目標のためには、「スポーツイベントにおける活動機会の提供」等の事業が関連している。

そのため、政策目標と各事業の関連性を整理し重要な事業を把握した上で、政策目標達成に向けた取組を検討されたい。

(2) TOKYOスポーツレガシービジョン

ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京 2020 大会の成果を今後のスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくため、令和 4 年 1 月に「TOKYO スポーツレガシービジョン」を策定した。TOKYO スポーツレガシービジョンでは、以下の 7 つの方向性が示されている。

それぞれの項目における今後の取組は、以下のとおりである。

1. 都立スポーツ施設の戦略的活用
・ 18 施設のネットワークでポテンシャルを最大限発揮 発信力の強化、ニーズ対応力の強化、一体的取組によるスポーツ振興 ・ 各施設を最大限活用するための 3 つの取組 スポーツでの更なる活用、多様な活用による新たな体験の提供、施設・地域との連携 ・ 各施設の特性を活かし、多様な活用を推進 最新の国際水準の設備を有する新規恒久施設、長年都民に親しまれてきた既存施設、それぞれの特性を活かし、多様な活用を推進
2. 国際スポーツ大会の誘致・開催
・ 多種多様な国際スポーツ大会の誘致に向けて都立スポーツ施設を戦略的に活用 ・ 国際スポーツの誘致・開催を促進 ・ 観戦機会の拡大のためスポーツの力に触れる場を広げる ・ 東京のプレゼンス向上のため国際スポーツ都市・東京の魅力を P R
3. スポーツの場を東京の至る所に拡大
・ これまでの取組を発展させ、スポーツの魅力を拡大 ・ パートナーと協力し、オール東京でスポーツを推進 ・ 様々なニーズに応じて、スポーツとの新たな接点を創出
4. パラスポーツの振興
・ 幅広いパラスポーツの普及と人材の育成のためファンの拡大と交流 ・ きっかけを提供するためパラスポーツに取り組む障害のある人を応援 ・ 場を確保するため「だれでも、どこでも、いつまでも」を実現
5. 東京のアスリートの活躍
東京のアスリートを強化し、競技力向上の成果を、アスリートの地域での活躍に活かす

・競技人口の拡大 ・アスリートの発掘・育成 ・東京のアスリートの強化 ・アスリートが、その経験をもとに地域で活躍
6. ボランティア文化の定着
・ボランティア気運をつなげるため多彩な情報・活動フィールドの提供 ・スポーツを支える活動の充実のためスポーツ分野の活動機会の確保 ・ボランティアマインドの更なる醸成のため各学校でのボランティア活動の実施 ・大会で得られた経験・ノウハウの発信
7. 未来へのメッセージ
・身近な場所で大会の記憶に触れる場を創出 ・大会のアーカイブ資産とメッセージを後世に伝達 ・大会のメモリアルとして「東京レガシーハーフマラソン」の創設 ・大会で得た知識や知見を他都市と分かち合う

イ 監査の結果

TOKYOスポーツレガシービジョンでは、東京2020大会の実施の振り返りと今後の取組、将来の方向性を示している。例えば、7つの方向性のうち「1. 都立スポーツ施設の戦略的活用」においては、大会のレガシーを活かし、スポーツ振興の拠点として更なる活用を図りつつ、エンターテインメントやユニークベニュー、最先端技術の活用などで新たな体験を提供するとともに、施設や地域との連携を進め、施設が持つポテンシャルを最大限発揮するために、「スポーツでの更なる活用」、「多様な活用による新たな体験の提供」、「施設・地域との連携」などの観点から具体的な取組を示しているところが特徴である。

一方で、TOKYOスポーツレガシービジョンは将来に向けたスポーツ施策の方向性を示すものであり、各取組に対して成果指標等は設定されていない。

（意見5-5）TOKYOスポーツレガシービジョンの次期東京都スポーツ推進総合計画への反映について

TOKYOスポーツレガシービジョンでは、今後都が取り組むべき事業や施策の方向性が示されている。その上で、各方向性について具体的な取組を示しているところが特徴である。しかし、TOKYOスポーツレガシービジョンは将来に向けたスポーツ施策の方向性を示すものであり、各取組に対して成果指標等が掲げられているわけではない。

東京 2020 大会の成果を今後のスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくため、T O K Y Oスポーツレガシービジョンで示されている取組内容について、取組の進行状況を振り返り、現在検討されている次期東京都スポーツ推進総合計画において反映した上で、各事業に取り組まれない。

(3) スポーツ施設の利用促進

ア 概要

(ア) 都のスポーツ施設

都のスポーツ施設のうち以下の 6 施設（以下「東京アクアティクスセンター外 5 施設」という。）は、東京 2020 大会の開催において新規に整備した施設である。

- ・東京アクアティクスセンター
- ・海の森水上競技場
- ・有明アリーナ
- ・カヌー・スラロームセンター
- ・大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
- ・夢の島公園アーチェリー場

また、東京アクアティクスセンター外 5 施設以外の都立スポーツ施設は、以下の 10 施設（以下「東京体育館外 9 施設」という。）である。

- ・東京体育館
- ・駒沢オリンピック公園総合運動場
- ・東京武道館
- ・有明テニスの森公園テニス施設
- ・若洲海浜公園ヨット訓練所
- ・武蔵野の森総合スポーツプラザ
- ・味の素スタジアム
- ・東京都障害者総合スポーツセンター
- ・東京都多摩障害者スポーツセンター
- ・東京都パラスポーツトレーニングセンター

令和 5 年度におけるそれぞれの施設のコスト、利用者数、利用者数一人当たりコストの状況は、以下のとおりである。

表B-5-3 都が保有するスポーツ施設のコスト等

	指定 管理料 (百万円)	減価 償却費 (百万円)	合 計 (百万円) 注 2	年間 利用者数 (人)	一人当たり 指定管理料 (千円) 注 2	一人当たり コスト (千円) 注 2
東京アクアティクスセンター	505	2,282	2,787	696,652	0.7	4.0
海の森水上競技場	171	1,317	1,488	58,357	2.9	25.5
有明アリーナ	-	1,326	1,326	1,282,350	-	1.0
カヌースラロームセンター	159	170	329	52,363	3.0	6.3
大井ふ頭中央海浜公園 ホッケー競技場	72	221	293	97,403	0.7	3.0
夢の島公園アーチェリー場	13	15	28	10,583	1.2	2.7
東京体育館	219	677	897	1,066,879	0.2	0.8
駒沢オリンピック公園 総合運動場	641	316	957	935,779	0.7	1.0
東京武道館	277	152	429	319,563	0.9	1.3
有明テニスの森公園 テニス施設	50	172	222	578,081	0.1	0.4
若洲海浜公園ヨット訓練所	54	23	78	1,437	37.8	54.1
武蔵野の森総合 スポーツプラザ	269	687	956	773,610	0.3	1.2
味の素スタジアム	-	680	680	1,565,974	-	0.4
東京都障害者総合 スポーツセンター	564	123	686	81,346	6.9	8.4
東京都多摩障害者 スポーツセンター	369	205	574	73,188	5.0	7.8
東京都パラスポーツ トレーニングセンター	211	60	271	14,293	14.8	19.0

(注1) 有明アリーナはPFI事業であり、味の素スタジアムは財産貸付であるため、指定管理料は発生していない。

(注2) 端数処理の関係上、表に記載の指定管理料、減価償却費から算出した額とは一致しない場合がある。
都提供資料より監査人作成

(イ)「新規恒久施設の施設運営計画」の概要

生活文化スポーツ局は、平成26年12月、外部有識者等で構成するアドバイザリー会議を設置し、民間事業者、競技団体、地元自治体等の意見を幅広く聴きながら、東京2020大会後の施設の活用方策について検討を進め、さらに、平成28年9月から都政改革本部のオリンピック・パラリンピック調査チームと連携しながら詳細な検討を重ねた。「新規恒久施設の施設運営計画」は、こうした検討結果を取りまとめたものであり、大会後の施設運営の指針となるものである。

同計画は、①点（施設）から面（地域）へ、②コストから将来への投資へ、③官から民へ、という3つの視点の下、東京アクアティクスセンター外5施設について施設別に大会開催数と競技利用及び一般利用等に区分された年間来場者数が目標として設定されている。

表B－5－4 東京アクアティクスセンター外5施設で設定されている目標
（「新規恒久施設の施設運営計画」作成時）

	設定されている目標		
	大会開催数 (回)	年間来場者数（人）	
		競技利用	一般利用
東京アクアティクスセンター	100	850,000	150,000
海の森水上競技場	30	310,000	40,000
カヌー・スラロームセンター	7	30,000	70,000

	設定されている目標		
	大会開催数 (回)	年間来場者数（人）	
		メインアリーナ (スポーツ大会)	スポーツ大会以外の メインアリーナ利用、 サブアリーナ利用他
有明アリーナ	10	90,000	1,310,000

	設定されている目標		
	大会開催数 (回)	年間来場者数（人）	
		大会利用	練習・合宿等利用
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	23	130,000	70,000

	設定されている目標		
	大会開催数 (回)	年間来場者数（人）	
		競技利用	多目的利用
夢の島公園アーチェリー場	20	3,000	30,000

「新規恒久施設の施設運営計画」より監査人作成抜粋

一方で、東京体育館外9施設については、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスの提供に努めているが、「新規恒久施設の施設運営計画」のような目標は設定されていない。

イ 監査の結果

(ア) 東京アクアティクスセンター外 5 施設

東京アクアティクスセンター外 5 施設の令和 5 年度における大会開催数と来場者数の目標と実績の状況は、以下のとおりである。なお、年間来場者数の実績については競技利用と一般利用等に区分して集計されていないため、両者を合算した来場者数となっている。

表 B-5-5 東京アクアティクスセンター外 5 施設の大会開催数目標と実績の比較
(単位：回)

	目標	令和 5 年度 実績	比較
東京アクアティクスセンター	100	82	△18
海の森水上競技場	30	31	+1
有明アリーナ	10	17	+7
カヌー・スラロームセンター	7	8	+1
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	23	40	+13
夢の島公園アーチェリー場	20	41	+21

都提供資料より監査人作成

表 B-5-6 東京アクアティクスセンター外 5 施設の入場者数目標と実績の比較
(単位：人)

	年間来場者数目標		令和 5 年度 実績	比較
	競技利用	一般利用等		
東京アクアティクスセンター	850,000	150,000	696,652	△303,348
海の森水上競技場	310,000	40,000	58,357	△291,643
カヌー・スラロームセンター	30,000	70,000	52,363	△47,637

(単位：人)

	年間来場者数目標		令和 5 年度 実績	比較
	メインアリーナ (スポーツ大会)	スポーツ大会以外 のメインアリーナ利用、サブ アリーナ利用他		
有明アリーナ	90,000	1,190,000	1,282,350	2,350

(単位：人)

	年間来場者数目標		令和5年度 実績	比較
	大会利用	練習・合宿等 利用		
大井ふ頭中央海浜公園 ホッケー競技場	130,000	70,000	97,403	△102,597

(単位：人)

	年間来場者数目標		令和5年度 実績	比較
	競技利用	多目的利用		
夢の島公園 アーチェリー場	3,000	30,000	10,583	△22,417

(注) 有明アリーナの「スポーツ大会以外のメインアリーナ利用、サブアリーナ利用他」に含まれる「レストラン・カフェ」利用者数(12万人：集計困難)を除いている。同利用者数を含めると新規恒久施設の施設運営計画の年間来場者数目標の1,310,000人となる。

都提供資料より監査人作成

大会開催数では、東京アクアティクスセンターが目標を下回ったが、海の森水上競技場、有明アリーナ、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場については目標を上回った。一方で、年間来場者数(競技利用及び一般利用等の合計数)については、東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場において目標を下回った。

年間来場者数については、計画時と同様の区分で実績を集計していないため、各施設において競技利用に関連する来場者数が少ないのか、一般利用等の来場者数が少ないのかは把握できない。そのため、競技利用の来場者数の増加に注力すればよいのか、一般利用等の来場者数の増加に注力すればよいのか、両方に注力する必要があるのかは実績データからは判明しない状況である。なお、担当者によると、現在は各施設とも競技利用や一般利用等にとどまらず、イベントやロケ撮影など多様な利用の促進を進めており、同様の区分で集計・分析することが、必ずしも現状にはなじまないと考えているという説明であった。

ここで、表B-5-3の利用者一人当たりコストを見ると、若洲海浜公園ヨット訓練所については主に指定管理者によるヨット教室の開催を目的とする施設であるため議論に適さないが、その他の施設では、海の森水上競技場の利用者数一人当たりコストが高い状況にある。これは、減価償却費負担が大きいにもかかわらず利用者数が少ないことが理由と考えられる。一方で、同施設も計画において目標としている年間来場者数の水準に到達すると利用者数一人当たりコスト

は約 4,300 円の水準になるため、年間来場者数の拡大に努めることで利用者数一人当たりコストの低下が見込まれる。

海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場については、大会数の実績が目標を上回っているものの、年間来場者数の実績が目標を下回っているため、特に一般利用等、多目的利用を含めて来場者数の底上げを図ることで年間来場者数の拡大に努めることが考えられる。

有明アリーナについては、PFI（コンセッション）方式を採用し、運営権者が独立採算で運営を行っている施設であることから、都の定める要求水準書において施設の利用実態や稼働率など年間来場者数とは異なる指標で評価している。都は事業に係るモニタリングを通じて、要求水準の未達状態がないかなど確認を行っている。

東京アクアティクスセンターについては、大会開催数の実績及び年間来場者数の実績が目標を下回っているが、施設利用日数が多い状況にある。そのため、年間来場者数の実績について、計画と同様に競技利用及び一般利用等に区分して集計・分析した上で、効果的な対応が検討・実施される必要がある。

（意見 5－6）年間来場者数の集計・分析及び年間来場者数の拡大について

東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場について、計画公表時には、大会開催数と競技利用及び一般利用等に区分された来場者数を目標値としているが、年間来場者数の実績については、目標と同じ区分で集計されていない。

PDC Aサイクルを効果的に運用するためには、目標とその達成度合いを測るための実績を同一の基準で集計し、分析を行うことが望ましい。担当者によると、現在は各施設とも競技利用や一般利用等にとどまらず、イベントやロケ撮影など多様な利用の促進を進めており、同様の区分で集計・分析することが、必ずしも現状にはなじまないと考えているということである。

実績集計方法の工夫などにより効果的な分析方法を検討されたい。その上で、これまでの枠組みに囚われない利用実態に応じた目標値を設定するなど、競技利用等のほか多目的利用を含めて来場者数の底上げを図る取組を推進されたい。

(イ) 東京体育館外 9 施設

東京体育館外 9 施設については、指定管理者制度による民間事業者の活用等により、利用者の満足度を高めるサービスの提供に努めているが、東京アクアティクスセンター外 5 施設のような運営目標は設定されていない。

各施設の状況としては、例えば、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館などのようにコストが相対的に低く、来場者数も多いスポーツ施設や、若洲海浜公園ヨット訓練所、東京都パラスポーツトレーニングセンターのようにコストが相対的に高く、来場者数の少ないスポーツ施設など、様々な状況にある。なお、味の素スタジアムについては、都が株式会社東京スタジアムに無償で貸し付け、運営費は収益で賄わせる事業スキームをとっていることから、目標等の設定も含めた経営に係る事項は同社の経営権の範疇となっている。

(意見 5－7) 東京体育館等の目標値の設定について

東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナ、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、夢の島公園アーチェリー場については、施設ごとに大会開催数、年間来場者数の目標値を設定していたが、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンターについては、目標値は設定されていない。

都立スポーツ施設は、スポーツを通じた健康長寿の達成、共生社会の実現、地域・経済の活性化を実現するためには不可欠な施設であることから、東京体育館等においても、目標値を設定することを検討されたい。

なお、目標値の設定に当たっては、各施設のコストや施設稼働率、来場者数が様々な状況であることから、例えば、施設稼働率が高く、来場者数も多い施設においては、苦情件数の削減による利用者満足度向上や安全な施設運営のための指標を設定するなど、適切な目標値を設定することを検討されたい。

(ウ) スポーツ施設の利用状況

各スポーツ施設の利用状況は以下のとおりである。

・東京体育館

	メインアリーナ		サブアリーナ		
施設稼働率 (%)	99.5		99.8		
	陸上競技場	プール・トレーニングルーム	月額固定利用者	健康体力相談室	合計
個人利用者数 (人)	21,252	294,410	68,657	391	384,710

・駒沢オリンピック公園総合運動場

	体育館	屋内球技場	第一球技場	第二球技場	補助球技場
施設稼働率 (%)	改修中	96.2	84.1	99.3	98.1
	トレーニングルーム		弓道場	合計	
個人利用者数 (人)	154,695		2,729	157,424	

・東京武道館

	大武道場				
施設稼働率 (%)	93.7				
	トレーニングルーム	弓道場	第一武道場	第二武道場	合計
個人利用者数 (人)	57,604	2,727	1,115	1,207	62,653

・有明テニスの森公園テニス施設

	体育館	屋内球技場
施設日数 (日)	157	232
	テニスコート (47 面)	
年間利用者数 (人)	243,538	

・武蔵野の森総合スポーツプラザ

	メインアリーナ	サブアリーナ	
施設稼働率（%）	86.3	96.2	
	プール・トレーニングルーム	月額固定利用者	合計
個人利用者数（人）	137,336	35,219	172,555

・年間利用者数 (その他の施設)

施設名称	集計区分	人数 (人)
若洲海浜公園ヨット訓練所	ヨット訓練所	1,437
海の森水上競技場	施設合計	58,357
夢の島公園アーチェリー場	芝生広場	10,583
カヌー・スラロームセンター	施設合計	52,363
大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	施設合計	97,403
東京アクアティクスセンター	施設合計	696,652
東京都パラスポーツトレーニングセンター	施設合計	14,293
東京都障害者総合スポーツセンター	施設合計	81,346
東京都多摩障害者スポーツセンター	施設合計	73,188

これらの施設使用率の算出方法は、使用コマ数の扱いについて、1日を1コマとしてカウントしている場合や、料金体系で設定される使用枠に合わせて使用コマ数としている場合など、施設ごとに若干異なる状況であった。担当者にヒアリングを実施したところ、使用率の算定方法は施設ごとの利用形態に合わせているとのことであった。

一方、個人利用については使用率ではなく利用者数のみで管理されている場合もあり、また、競技人口の多くないスポーツ施設もあることから、使用率のみでは各施設の利用実態を正確に把握することができず、施設間で比較しても、一概に各施設利用の多寡を論ずることができない状況であった。

（意見5－8）都立スポーツ施設の使用率の算定方法について

施設使用率の算出方法は、使用コマ数の扱いなどが施設ごとに若干異なる状況であった。また、個人利用については使用率ではなく利用者数のみで管理されている場合もあり、競技人口の多くないスポーツ施設もあることから、使用率のみでは各施設の利用実態を正確に把握することができず、施設間で比較しても、一概に各施設利用の多寡を論ずることができない状況であった。

比較可能性の観点からは、他の施設と同じ使用率の算定方法を採用することもあると考えられる。また、競技人口が少なく、全国的にも類似施設の少ない場合には、他県との比較可能性も考慮した使用率の算定方法を採用することもあると考えられる。

本格開業から間もない施設も複数あることから、今後、各施設の利用状況を確認の上、使用率の算定方法が利用実態と適合していないのであれば、算定方法を再検討されたい。

（意見5－9）東京都パラスポーツトレーニングセンターの有効活用について

令和5年3月より稼働している東京都パラスポーツトレーニングセンターの年間利用人数は、低い状況にある。本施設は、障害者スポーツセンターとは異なり障害者専用施設ではないため、パラスポーツの拠点としての機能を確保しつつ、健常者の利用促進も力を入れている。

稼働から間もない施設であるため、引き続き関連団体と連携を強化して施設利用者の拡大に努めるとともに、近隣施設との連携や近隣住民への広報活動による認知度向上などにより、パラスポーツの拠点としての機能を確保しつつ、健常者利用の拡大についても更に取り組まれることを検討されたい。

(4) スポーツ施設の改修

ア 概要

都のスポーツ施設の改修計画は、施設の規模に合わせて計画が策定されている。

都の財務局は、令和4年に「第三次 主要施設 10 か年維持更新計画」を策定している。同計画においては、二次計画から事業継続中の施設のほか、①おおむね築35年、延床面積3,000㎡以上の施設（大規模改修又は改築により維持更新を検討）、②おおむね築10年、延床面積10,000㎡以上の施設（設備機器等の改修を中心に維持更新を検討）、③その他、維持更新が特に必要な施設（改修・改築の必要性が上記と同等として検討）を検討対象としている。

次に、一定規模の建築物がある施設については、政府のインフラ長寿命化基本計画に定める長寿命化計画（個別施設計画）により個別施設計画を策定している。

上記以外の施設（付帯施設等）では、本体施設の改修計画に合わせて修繕する等それぞれの状況に応じて対応することとしている

これらを要約すると以下のとおりである。

表B-5-7 都が保有するスポーツ施設の改修計画

改修計画	対象となるスポーツ施設
第三次主要施設 10 か年維持更新計画	・有明テニスの森公園テニス施設 ・駒沢オリンピック公園総合運動場（体育館、陸上競技場） ・東京武道館 ・東京体育館 ・東京スタジアム（味の素スタジアム） ・東京辰巳アイスアリーナ
長寿命化計画（個別施設計画）	・海の森水上競技場 ・カヌー・スラロームセンター ・大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場 ・東京アクアティクスセンター ・有明アリーナ ・武蔵野の森総合スポーツプラザ ・東京都障害者総合スポーツセンター ・東京都多摩障害者スポーツセンター
長寿命化計画（個別施設計画）対象外	・夢の島公園アーチェリー場 ・若洲海浜公園ヨット訓練所 ・東京都パラスポーツトレーニングセンター ・有明アーバンスポーツパーク

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

スポーツ施設の改修計画の策定状況について担当者にヒアリングを実施したところ、長寿命化計画（個別施設計画）の対象となる施設の区分に該当するカヌー・スラロームセンターについては、現在、個別施設計画を策定中とのことであった。

また、長寿命化計画（個別施設計画）の対象外となる施設の区分に該当する施設のうち、東京都パラスポーツトレーニングセンターについては、東京スタジアムと併せて修繕計画が策定されるものであり、夢の島公園アーチェリー場は、付帯施設であるため長期修繕計画が必要とされるような施設ではないとのことであった。また、有明アーバンスポーツパークについては、アーバンスポーツ施設（スケートボード、スポーツクライミング（ボルダリング）、3 x 3 バスケットボール施設）が対象となるが、令和5年6月30日に有明アーバンスポーツパーク整備運営事業の契約を締結し、PFI事業期間中は事業者修繕となるため、現時点において、都としては長期修繕計画を策定していないとのことであった。

一方、若洲海浜公園ヨット訓練所は、第一艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）については長期修繕計画が策定されているが、第二艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）については長期修繕計画が策定されていなかった。今後、施設の経年劣化対応及びアクセシビリティ対応のため既存建物の改修が検討されており、当該工事完了後に長期修繕計画を策定するとのことであった。

（意見5－10）若洲海浜公園ヨット訓練所の長期修繕計画の策定について

若洲海浜公園ヨット訓練所の第二艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）は、長期修繕計画が策定されていなかった。しかし、今後、施設の経年劣化対応及びアクセシビリティ対応のため予定している既存建物の改修後に長期修繕計画を策定するとのことであるので、工程表等により実施計画を明確にすることを検討されたい。

（５）スポーツ施設の指定管理

ア 概要

平成 15 年の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度により、公の施設である体育施設の管理を民間の団体にも行わせることができるようになり、都のスポーツ施設については、現在、以下の施設に指定管理者制度を導入している。

東京体育館	夢の島公園アーチェリー場
駒沢オリンピック公園総合運動場	カヌー・スラロームセンター
東京武道館	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
有明テニスの森公園テニス施設	東京アクアティクスセンター
若洲海浜公園ヨット訓練所	東京都パラスポーツトレーニングセンター
武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都障害者総合スポーツセンター
海の森水上競技場	東京都多摩障害者スポーツセンター

直近では、令和 6 年度に東京辰巳アイスアリーナ、令和 4 年度にそれ以外の施設の指定管理者を公募しており、選定委員会の審査を経て、指定管理者が決定、公表されている。

指定管理者の決定後は、都と指定管理者とが事業開始に当たって協定を締結し、業務の内容や指定管理料の額など、管理運営に関する詳細な事項を確定する。協定は、指定期間を通じた事項を定める基本協定と、各年度の管理運営に関する事項を定める年度協定の 2 種類がある。

また、指定管理者は、応募時に提出した事業計画を踏まえ、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュールなどを記載した年度計画を、当該事業年度開始前に作成し、都に提出している。

業務の運営に当たって、都は、指定管理者に対して施設管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。指定管理者の報告は、履行確認書を毎月又は四半期ごとに都に提出するとともに、年度終了後には、事業報告書と財務諸表を都に提出することで行われている。また、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるため、所管局は各指定管理者に対して実地調査を行っている。

月次報告書では、施設別利用状況報告が提出される。四半期報告書では、報告書概要（各項目の結果分析、今後の取り組み又は改善策）、四半期別収支計画・実績報告、年間業務実施計画・報告、施設別利用状況報告、苦情等の状況報告、スポーツ振興事業四半期毎実施計画・実績報告、スポーツの日記念事業四半期毎実施計画・実績報告、自主事業四半期毎実施計画・実績報告、周辺連携事業四半期毎実施計画・実績報告、提案事項等への実施状況報告、工事・修繕等実績報告、

エネルギー使用量・使用料金実績等報告が提出される。事業報告書では、四半期報告書の内容に加えて、利用者サービス事業実施計画・実績報告が提出される。

指定管理者の管理運営状況については、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項、サービス実施状況や利用者満足度等を確認の上で評価が行われる。当該評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定している。

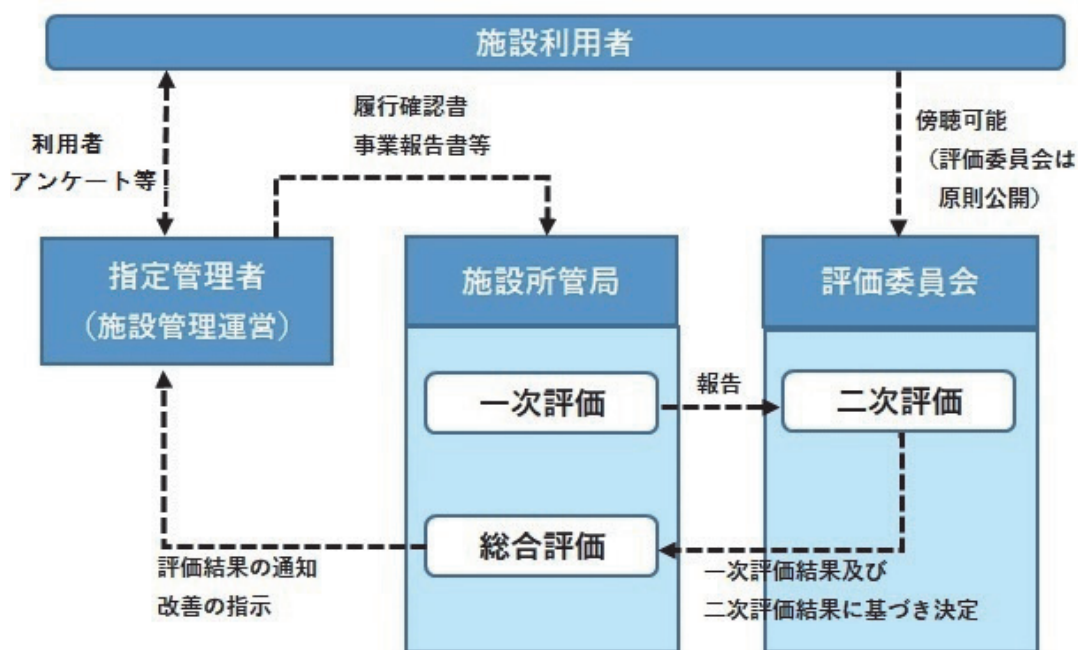
一次評価者は局が各確認項目について「水準を上回る」、「水準どおり」、「水準を下回る」の3段階で評価した上で、各確認項目の評価の得点の合計点に基づき、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で評価を行う。

その後、指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して客観的・専門的に評価するため、局は評価委員会を設置し二次評価を行っている。評価委員会は、各種資料を基に一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行い、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で評価を行う。

最終的に、所管局は、一次評価結果及び二次評価結果に基づき、総合評価を決定している。

これら評価の仕組みは、以下のとおりである。

図B－5－2 指定管理者の管理運営状況評価



都ホームページより監査人抜粋

イ 監査の結果

(ア) 指定管理施設の提案課題のモニタリング

指定管理者の公募において、応募者は施設ごとに定められた提案課題に基づいて事業計画書を作成して5年間の事業の提案を行い、都の選定委員会の審査を経て、指定管理者が選定される。指定管理者は、応募時に作成した事業計画書の提案内容に基づいて、年度ごとに事業計画書を作成し、都に提出の上、業務を実施している。また、指定管理者の管理運営状況評価は、指定管理者が提出した各年度の事業計画書と実績の記載がされた事業報告書等を踏まえて実施されている。

ここで、武蔵野の森総合スポーツプラザの提案課題が記載された事業計画書においては、「プールスタッフが初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得する」と記載されているが、各年度に作成される事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、提案内容が実施されていることを確認することができなかった。なお、別途担当者にヒアリングを実施したところ、年度の事業計画書への記載内容は、提案課題が記載された事業計画書を念頭に都と指定管理者とで調整するものであり、また、当該事項については、実地調査の際に確認したとのことであった。

(意見5-11) 指定管理施設における提案課題の実施状況の確認について

都では、指定管理者の選定に当たり、提案課題が記載された事業計画書の提案内容等を審査して選定を行っている。そのため、応募の際の提案内容が実施されているか確認する必要がある。

しかし、武蔵野の森総合スポーツプラザの提案課題が記載された事業計画書においては、「プールスタッフが初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得する」と記載されているが、各年度に作成される事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、提案内容が実施されていることを確認することができなかった。そこで担当者にヒアリングを実施したところ、年度の事業計画書への記載内容は、提案課題が記載された事業計画書を念頭に都と指定管理者とで調整するものであり、また、当該事項については、実地調査の際に確認したとのことであった。

指定管理者が応募時に作成した事業計画書には多くの提案項目が記載されているが、提案項目の実施状況をモニタリングできるようにするため、提案事項については年間の事業計画書に適切に記載し実績を報告するよう、指定管理者と調整されたい。

(イ) 事業報告書の結果分析

指定管理者から都へ提出される事業報告書の報告書概要（別記第10号様式）では、収支実績、施設利用状況、事業実施状況及び施設維持管理状況について、結果分析と今後の取組又は改善策について報告される。結果分析の項目では、収

支実績、施設利用状況、事業実施状況、施設維持管理状況について指定管理者が自身の分析を記載しており、結果分析の収支実績の項目では、予算と実績の差異分析が記載される。

しかし、一部において、人件費について「給与規程等に基づき、適切に執行した。」との記載のみで計画額と実績額の分析がされていない、人件費について計画額と実績額の差額が30百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされている、管理運営費について計画額と実績額の差額が60百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされているなど、分析が記載されていないかった。

（意見5－12）事業報告書の記載について

指定管理者から都へ提出される事業報告書の報告書概要（別記第10号様式）には、予算と実績の差異に関する指定管理者自身の分析を記載する項目として、「収支実績」欄が設けられている。

しかし、一部において、人件費について「給与規程等に基づき、適切に執行した。」との記載のみで計画額と実績額の分析がされていない、人件費について計画額と実績額の差額が30百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされている、管理運営費について計画額と実績額の差額が60百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされているなど、分析が記載されていないものがあつた。

事業報告書の報告書概要における「収支実績」欄について、指定管理者が予算と実績に関する差異分析を行った結果を記載するように指導の上、モニタリングを実施することを検討されたい。

（ウ）管理運営状況評価結果の事業報告書への反映

指定管理者の管理運営状況評価においては、各施設の総合評価のほかに、特記事項として「特に評価すべき点」、「改善が望まれる点」、「今後取り組むべき点」が記載される。毎年9月の管理運営状況評価結果の公表を受け、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」については、その直後の四半期報告書において、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容と取組状況、今後の取組又は改善策を記載して管理していく運用となっている。

しかし、以下の施設については、令和5年度の管理運営状況評価において指摘された「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」について、その直後の四半期報告書では、エネルギー節約や利用促進など施設個別の課題などの一部を除き記載がされていないかった。なお、各担当者におけるモニタリングは実施されていた。

- ・有明テニスの森公園テニス施設
- ・若洲海浜公園ヨット訓練所
- ・海の森水上競技場
- ・夢の島公園アーチェリー場
- ・カヌー・スラロームセンター
- ・東京都パラスポーツトレーニングセンター

（意見５－１３）管理運営状況評価結果の事業報告書への反映について

指定管理者の管理運営状況評価において「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」に記載された内容については、その直後の四半期報告書において、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容と取組状況、今後の取組又は改善策を記載して管理していく運用となっている。

しかし、以下の施設については、令和５年度の管理運営状況評価の結果が、直後の四半期報告書では、エネルギー節約や利用促進など施設個別の課題などの一部を除き、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容、取組状況、今後の取組又は改善策が記載されていなかった。

- ・有明テニスの森公園テニス施設
- ・若洲海浜公園ヨット訓練所
- ・海の森水上競技場
- ・夢の島公園アーチェリー場
- ・カヌー・スラロームセンター
- ・東京都パラスポーツトレーニングセンター

管理運営状況評価において「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」とされた事項については、その直後の四半期報告書において取組状況、今後の取組又は改善策を記載するよう指導・管理されたい。

（６）補助金

ア 概要

（ア）スポーツ総合推進部の有する補助事業の概要

スポーツ総合推進部で実施している補助金とその目的は以下のとおりである。

a スポーツ空間バージョンアップ補助金

誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、都民の日常にスポーツが溶け込んでいる「スポーツフィールド・東京」と、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すため、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のバージョンアップに係る取組を支援することを目的とする。

b 区市町村スポーツ実施促進事業費補助金

区市町村が「スポーツフィールド・東京」実現に向けた区市町村支援事業実施要綱」に基づき、地域の実情に応じて主体的に実施する事業に要する経費の一部について、都が補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

c 公益財団法人東京都体育協会（※）に対する補助金

東京都におけるスポーツの普及とその健全な発展を図るため、公益財団法人東京都体育協会が行う事業に対して補助金を交付する。

※ 令和6年4月より「公益財団法人東京都スポーツ協会」に改称

d 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（地域スポーツ振興事業）に係る運営費補助金

地域スポーツの振興を通じ、都民の生涯にわたるスポーツの普及振興を図り、文化的生活の向上に寄与することを目的に補助金を交付する。

e 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業）に係る運営費補助金

誰でも気軽に参加できる参加型スポーツイベントの開催により、スポーツの場を東京の至る所に広げることがを目的に補助金を交付する。

f 地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金

公益財団法人が行う、都内地域スポーツクラブへの各種支援事業及び「公益財団法人東京都体育協会総合型地域スポーツクラブ東京都協議会」諸規程に基づく「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の実施に対して補助金を交付する。

g 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

都における障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、パラスポーツの奨励振興を行う事業に関し補助金を交付する。

h デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会に加盟しているデフスポーツ中央競技団体が都内で行う事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

また、各補助金の令和５年度の当初予算額、執行額、執行率は以下のとおりである。

表Ｂ－５－８ 令和５年度の補助金の当初予算額、執行額、執行率一覧

(単位：千円)

No	補助金名称	当初 予算額	執行額	執行率
1	スポーツ空間バージョンアップ補助金	401,000	269,681	67.3%
2	区市町村スポーツ実施促進事業費補助金	347,000	178,228	51.4%
3	公益財団法人東京都体育協会に対する補助金	235,436	197,164	83.7%
4	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（地域スポーツ振興事業）に係る運営費補助金	126,861	119,770	94.4%
5	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業）に係る運営費補助金	148,817	125,935	84.6%
6	地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金	68,816	54,465	79.1%
7	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金	127,606	111,383	87.3%
8	デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金	40,000	23,198	58.0%

都提供資料より監査人作成

(イ) スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続のデジタル化

都では、「東京デジタルファースト推進計画（第二期）」に基づいて行政手続のデジタル化を推進している。都では、行政手続のデジタル化の着実かつ計画的な推進のため、行政手続のデジタル化の進捗状況、今後のデジタル化の予定、ＱＯＳ向上に向けた取組等について管理するために、棚卸調査を実施している。

スポーツ総合推進部において、棚卸調査の対象のうち令和５年度時点において、公印付の賞状の送付それ自体に価値があるものや申請者の私印が省略できない文書を除くと、対応が完了していない項目は、以下のとおりである。

- ・スポーツ空間バージョンアップ補助金
- ・区市町村スポーツ実施促進事業費補助金
- ・公益財団法人東京都体育協会に対する補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団運営費補助金
- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

イ 監査の結果

(ア) 補助金の額の確定

東京都補助金等交付規則第 16 条において、都は「実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」すると規定されている。

その補助金の額の確定について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、以下の補助金については現地調査を行っていた。

- ・公益財団法人東京都体育協会に対する補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（地域スポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金
- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

その現地調査では、サンプル抽出した上で、請求書などの証憑の閲覧、職員が補助事業以外にも従事している場合の補助事業分の案分計算の正確性の確認、補助対象外経費が含まれていないか支出内容の詳細の確認などを行っているとのことであった。

現地調査等の結果は、「共催分担金等に係る会計経理に関する監査（検査）報告書」等によりまとめられている。しかし、現地調査の実施内容の記載は、「6 監査（検査）資料等」欄に「事業完了報告に係る以下の書類。補助金収支決算書。事業実施報告書。」と閲覧した主な書類の記載があるのみであった。

現地調査の具体的な手続を記載したマニュアル等の作成状況をサンプルで確認したところ、公益財団法人東京都体育協会に対する補助金については現地調査に関する検査チェックリストが作成されており、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金については「実地検査について」の案内において確認事項が記載されていたが、以下の補助金については現地調査の具体的な手続を記載した文書は作成されていなかった。

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（地域スポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金

(意見 5-14) 補助金の額の確定に係る現地調査について

スポーツ総合推進部で実施している補助金では、補助事業が完了し、その実績報告を受けた場合、必要に応じて現地調査等を行うこととしており、その現地調査等の結果は「共催分担金等に係る会計経理に関する監査（検査）報告書」等により報告がされている。

監査（検査）報告書における現地調査の実施内容の記載は、「6 監査（検査）資料等」欄に「事業完了報告に係る以下の書類。補助金収支決算書。事業実施報告書。」と閲覧した主な書類の記載のみにとどまっており、一部の補助金については、現地調査の際のマニュアル等が作成されていないため、実施された現地調査手続が不明確であった。

現地調査に必要な手続を明確化・可視化するため、現地調査に関するマニュアル等の体系的な整備を検討されたい。

(イ) 補助金の当初予算額に対する執行率

補助金の当初予算額に対する執行率については、スポーツ空間バージョンアップ補助金 (67.3%)、区市町村スポーツ実施促進事業費補助金 (51.4%)、デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金 (58.0%) の3つが低い状況であった。

各補助金について確認すると、スポーツ空間バージョンアップ補助金 (67.3%) と区市町村スポーツ実施促進事業費補助金 (51.4%) については、前年度から執行率が大きく増加していた。また、デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金は令和5年度に新たに行われた補助金であった。

次年度の予算編成時において、補助対象先である区市町村への意向調査や補助限度額の見直しなども行われており、所要の対応が図られていた。

(ウ) 補助事業に係る手続のデジタル化

スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続のデジタル化の状況について確認したところ、都から区市町村や団体への書類（交付決定通知、額確定通知など）の通知については、デジタル化が対応済であった。

一方で、区市町村や団体から都への書類（交付申請、実績報告など）の提出についてはデジタル化が未了であった。

そのため、以下の補助事業については、手続のデジタル化が完全には完了していない状況であった。

- ・ スポーツ空間バージョンアップ補助金
- ・ 区市町村スポーツ実施促進事業費補助金
- ・ 公益財団法人東京都体育協会に対する補助金

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（地域スポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業（参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業）に係る運営費補助金
- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

今後の方針について担当者にヒアリングを実施したところ、全庁的なデジタル化の状況等を踏まえ、現在は、電子署名を用いた申請書等の利用について検討しているとのことであり、東京デジタルファースト推進計画（第二期）の計画期間内に対応する予定であるとのことであった。

（意見５－１５）補助事業に係る手続のデジタル化について

スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続については、東京デジタルファースト推進計画（第一期）の計画期間中において、都から区市町村や団体への書類の通知については、デジタル化が完了していた。

しかし、区市町村や団体から都への書類の提出についてはデジタル化が未完了であり、デジタル化が未完了の部分については、全庁的なデジタル化の状況等を踏まえて課題整理を行っているとのことであった。

したがって、東京デジタルファースト推進計画（第二期）の計画期間である令和８年度内を目標に、着実にデジタル化への対応を進められたい。

(7) 東京スタジアムの施設利用権

ア 概要

株式会社東京スタジアムは、三鷹、府中、調布の3市にまたがる調布基地跡地における「武蔵野の森総合スポーツ施設」の中心施設である総合陸上競技場の建設及び管理運営等を目的として設立された。その後、平成12年10月に「東京スタジアム」建設工事が竣工し、平成13年3月10日より開業している。

事業としては、総合陸上競技場の建設及び管理運営、商業施設等の各種施設の運営及び管理、施設内広告スペースの販売、各種イベントの企画及び開催等を行っている。

施設の配置は、以下のとおりである。

図B-5-3 東京スタジアムの配置図



都提供資料より監査人抜粋

平成12年10月にメインスタジアムが竣工し、都は同年12月にメインスタジアム及び商業施設（ポケットガーデン）等を株式会社東京スタジアムから約307億円で買い取っている。その際、都は同社に対して44億円の施設利用権を設定し、買取価格から相殺した。株式会社東京スタジアムは、その施設を平成12年から45年間利用することになる。

また、都は、メインスタジアム（味の素スタジアム）、セカンドフィールド（アミノバイタルフィールド）、AGFフィールド、商業施設（ポケットガーデン、

ユーロスポーツ)、スポーツ施設(ミズノフットサルプラザ味の素スタジアム、ミズノフットサルプラザ調布、駐車場、北側広場(あじペン広場)、南側広場(アジパンダ広場)について株式会社東京スタジアムに貸付けを行っている。

イ 監査の結果

都は、株式会社東京スタジアムからメインスタジアム及び商業施設(ポケットガーデン)等を買取り、同社に対して施設利用権を設定した後、主な追加整備として以下を行っている。

年度	内容	金額
平成 22 年度	国体を見据えた整備 フィールド陸上競技施設工事、ユニバーサルデザイン工事、太陽光発電屋根工事等	約 21.6 億円
平成 30 年度	ラグビーワールドカップを見据えた整備 アクセシビリティ改修工事、水廻り改修工事、ラグビーゴールポスト交換工事	約 15.8 億円
平成 31 年度	オリンピックを見据えた整備 車椅子席増設工事、サイン改修工事	約 7.6 億円

これらの追加整備に対して施設利用権の金額変更は行っていない。その理由について担当者にヒアリングを実施したところ、施設利用権の性格・金額の根拠については基本協定に明示されていないため、追加整備分を個別に反映することはしていないとのことであった。

施設利用権の性格や金額の根拠等の記録がなかったため、追加整備の際に施設利用権の増額をする必要があるのか、増額しなくてよいのかが不明確な状態である。

(意見 5-16) 東京スタジアムの施設利用権について

都は、平成 12 年に株式会社東京スタジアムが建設したメインスタジアム及び商業施設(ポケットガーデン)等を同社から買取った。その際、都は同社に対して 44 億円の施設利用権を設定し、買取価格から相殺している。株式会社東京スタジアムは、その施設を平成 12 年から 45 年間利用することになる。

施設利用権の設定後、都は追加整備を行っているが、施設利用権の増額は行っていない。しかし、施設利用権の性質や金額の根拠等の記録がないため、施設利用権の増額を行わなかった根拠が不明確である。今後の追加整備に向けて、施設利用権の性質を改めて確認の上、施設利用権の増額をする必要があるのかどうかについて整理をされたい。

（８）一時滞在施設の備蓄品管理

ア 概要

都では、首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者等について帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことを想定し、そのような帰宅困難者を一時的に受け入れる施設として一時滞在施設の指定を行っている。

表 B－５－９ 一時滞在施設の概要

設置時期	発災から 72 時間程度まで
目的	帰宅困難者等の受入れ
施設管理者の主な役割	・施設の安全確認後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。 ・水や食料などの支援物資を配布する。 ・トイレやごみ処理などの施設の衛生管理を行う。 ・周辺の被害状況や鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者へ情報提供を行う。
備蓄品	・備蓄品は都総合防災部が用意する。 ・施設管理者は、備蓄品の保管場所を確保するとともに、備蓄品の適切な管理を行う。

「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5」より監査人作成

イ 監査の結果

「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5」によると、その一時滞在施設の施設管理者は、総務局総合防災部が配備した備蓄品の適切な管理を行う必要がある。特に、非常用発電機については、年に 1 回以上、試運転を行い発災時に使用可能な状態を保つことが求められている。

一時滞在施設に指定されている東京都パラスポーツトレーニングセンターにおいて、備蓄品の管理状況を確認したところ、非常用発電機の使用方法を施設担当者が把握しておらず、当該発電機は令和 5 年 3 月に配備されてから令和 5 年度中に試運転が実施されていない状況であった。

（指摘 5－1）非常用発電機の使用方法的把握について

東京都パラスポーツトレーニングセンターは、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設として都の指定を受けている。「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5」によると、一時滞在施設には、受入予定の帰宅困難者の 3 日分の備蓄品が総務局総合防災部より配備され、施設管理者はその備品の適切な保管が求められている。特に、非常用発電機については、一年に 1 回以上、試運転を行い発災時に使用可能な状態を保つことが求められている。

非常用発電機の使用方法について担当者にヒアリングを実施したところ、使用方法を把握していない施設担当者もあり、また、令和5年3月に配備されてから令和5年度中に試運転は実施されていないとのことであった。

発災時に円滑に使用できるように、非常用発電機の使用方法を改めて周知徹底するとともに、年に1回以上試運転を確実にを行い、使用可能な状態に保たれていることを確認されたい。

（９）公有財産台帳の管理

ア 概要

都の所有している財産は、公有財産、物品、債権、基金の4種類に分けられ、このうち公有財産は土地、建物をはじめ、工作物、船舶、航空機、地上権、特許権、株式、出資による権利、不動産の信託の受益権などの財産とされている。

公有財産の取得、管理及び処分に関しては東京都公有財産規則において規定されており、第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しなければならないとされている。同規則において、公有財産台帳は、「財産情報システムに記録された、局長等の所管に属する公有財産の価格その他の財務局長が別に定める公有財産の管理、運用等に必要な事項の電磁的記録」と定義され、財産種類、台帳名称、施設管理名称、数量、取得年月日などが登録されている。

また、東京都公有財産台帳等処理要綱において、公有財産台帳に記録する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに財産情報システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うこととされている。

イ 監査の結果

東京都公有財産規則第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備しなければならないとされているが、スポーツ施設についてその記録状況を確認したところ、東京辰巳国際水泳場昇降機棟やカヌー・スラロームセンター多目的棟など計7件について、施設管理名称が空欄であった。

図 B－5－4 公有財産台帳（「施設管理名称」が空欄を抜粋）

財産種名	台帳名称	施設管理名称	数量	単位	取得年月日
建物（本体）	東京辰巳国際水泳場昇降機棟		47.61	m ²	20190930
建物（本体）	カヌー・スラロームセンター多目的棟		196.82	m ²	20230214
工作物	大井ふ頭中央海浜公園築庭（サブピッチ外周）		1.00	個	19960329
工作物	カヌー・スラロームセンター（看板）		2.00	個	20240328
建物（附属設備）	カヌー・スラロームセンター多目的棟（電気設備）		1.00	式	20230214
建物（附属設備）	カヌー・スラロームセンター多目的棟（給排水設備）		1.00	式	20230215
建物（附属設備）	カヌー・スラロームセンター多目的棟（冷暖房設備）		1.00	式	20230214

都提供資料より監査人抜粋

また、以下のとおり、施設管理名称が旧調布飛行場用地、旧調布基地跡地整備関連事業用地、調布基地跡地整備関連事業用地となっているものが計5件あり、現況を表す表示となっておらず、適時に補正がされていなかった。

図 B－5－5 公有財産台帳（「施設管理名称」が現況不一致を抜粋）

財産種名	台帳名称	施設管理名称	数量	単位	取得年月日
土地	旧調布基地跡地整備関連事業用地	旧調布基地跡地整備関連事業用地	29,264.34	m ²	19390305
土地	旧調布基地跡地整備関連事業用地	旧調布基地跡地整備関連事業用地	12,022.18	m ²	19390305
土地	旧調布飛行場用地	旧調布飛行場用地	3,825.24	m ²	20020118
土地	調布基地跡地整備関連事業用地	調布基地跡地整備関連事業用地	7,590.12	m ²	19980605
土地	調布基地跡地整備関連事業用地	調布基地跡地整備関連事業用地	10,887.15	m ²	19980605

都提供資料より監査人抜粋

（指摘5－2）公有財産台帳の不備について

公有財産台帳の記録状況を確認したところ、東京辰巳国際水泳場昇降機棟やカヌー・スラロームセンター多目的棟など計7件について、施設管理名称が空欄であった。また、施設管理名称が旧調布飛行場用地、旧調布基地跡地整備関連事業用地、調布基地跡地整備関連事業用地となっているものが計5件あり現況を表す表示となっていなかった。

適切な財産管理の遂行のため、上記記録については是正されたい。また、公有財産台帳については、正確かつ漏れのない記録となるよう、公有財産台帳の管理方法について改めて局内及び部内に周知徹底をされたい。

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の
経営管理について

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について

3 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象団体

公益財団法人東京都歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団
公益財団法人東京都つながり創生財団

5 外部監査の実施期間

令和6年6月27日から令和7年2月12日まで

6 包括外部監査人及び補助者

（1）包括外部監査人

公認会計士 山下 康彦

（2）補助者

公認会計士	浜田	陽介	公認会計士	木子	裕美
公認会計士	屋島	伸彦	公認会計士	来栖	寛明
公認会計士	三枝	和臣	公認会計士	平野	清秀
公認会計士	遠部	佳孝	公認会計士	太田	雅紀
公認会計士	川越	靖彦	公認会計士	森田	省吾
公認会計士	吉田	峻介	公認会計士	菅田	裕之
公認会計士	土屋	紗喜子	その他	高橋	瑠美
公認会計士	柏崎	あゆみ			

7 特定の事件を選定した理由

生活文化スポーツ局の政策連携団体のうち、公益財団法人東京都歴史文化財団は、局から1,629百万円（令和4年度）の運営費補助や多くの文化施設の指定管理料を受けつつ局と一体となって文化振興を行っており、公益財団法人東京都交響楽団は、局から1,023百万円（令和4年度）の運営費補助を受けつつ文化振興に重要な役割を果たしていることから、監査対象とすることが適当と考えた。

また、公益財団法人東京都つながり創生財団は、局から513百万円（令和4年度）の運営費補助を受けつつ局と一体となって多文化共生社会づくり等の推進を行っていることから、監査対象とすることが適当と考えた。

8 外部監査の方法

（1）基本的な視点

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性（合規性）の観点に加え、いわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、当該団体に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）が行っている事業の中には、例えば、文化振興のように、成果そのものに、より焦点を当てべきものもある。

各団体が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

（２）主な監査手続

ア ヒアリング

各種事業の内容等について、政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）を訪問し、当該団体が実施する事業の概要や課題などを把握した。その上で、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

エ 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめる。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第２条第１４項及び第１５項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与しているかといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

オ 報告書の作成

本報告書では、監査対象とした団体ごとに区分の上、指摘及び意見を記載している。

公益財団法人東京都歴史文化財団では、主に指定管理者としての対応や財団の事業について取り上げている。

公益財団法人東京都交響楽団では、主に演奏会事業や事務執行について取り上げている。

公益財団法人東京都つながり創生財団では、主に経営計画や事務執行について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における各団体等の記載については、表題を除き、以下の略称を用いる。

正式名称	略称
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響
公益財団法人東京都つながり創生財団	つながり創生財団
東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市 東京を目指して～	東京文化戦略 2030

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について	6	16	22

10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 公益財団法人東京都歴史文化財団

1 歴史文化財団の概要

歴史文化財団は、平成7年10月に財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団を統合し、「財団法人東京都歴史文化財団」として設立された団体で、平成22年4月には、公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行している。

歴史文化財団は、東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

表C-1-1 歴史文化財団の概要

設立	平成7年10月 財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団が統合して財団法人東京都歴史文化財団として発足 平成22年4月 公益財団法人に移行
基本財産	1,551,498 千円
出捐者	東京都 (200,000 千円 12.9%)
理事長	日枝 久
役員・評議員	理事10名、監事2名、評議員13名
職員数	473 名 (常勤 430 名、非常勤 43 名、令和6年4月1日現在) (うち都派遣職員 34 名)

歴史文化財団提供資料より監査人作成

表C-1-2 歴史文化財団の主な沿革

昭和57年度	財団法人東京都文化振興会設立
平成2年度	財団法人江戸東京歴史財団設立
平成7年度	両法人が統合し財団法人東京都歴史文化財団が発足
平成20年度	東京文化発信プロジェクトを開始
平成22年度	都の公益認定を得て公益財団法人へ移行
平成24年度	アーツカウンシル東京を設置

歴史文化財団提供資料より監査人作成

2 歴史文化財団の事業

(1) 公益目的事業

ア 作品・資料の保存・活用、鑑賞機会の提供

本事業は、都の所有する美術館、博物館、劇場等において、都民に美術品や歴史遺産の鑑賞の機会や、音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興と、その国際交流促進の場の提供と共に、次世代への継承を図り、もって、東京の文化の一層の振興と文化遺産の継承、発展に寄与する事業である。

(ア) 常設展示、建物公開

東京都江戸東京博物館は、令和4年4月から大規模改修工事に伴い休館中であるが、工事を計画どおり実施できるよう都と連携・協力するとともに、令和8年春のリニューアルオープンに向け、常設展示の準備を行っている。

江戸東京たてもの園では、現地保存が不可能な文化的・歴史的価値の高い建造物30棟を移築し、復元・保存・展示し、広く都民に公開するとともに、園の特色に合わせた展覧会を開催している。

東京都美術館では、都が所蔵する美術コレクションを中心に展示している。

東京都庭園美術館では、朝香宮邸として建てられた建物の歴史と様式を紹介する展覧会を開催している。また、四季の変化に応じた庭園の樹木等の管理・育成を行い、庭園を公開している。

東京都写真美術館では、37,000点以上の収蔵作品からテーマに即し選定した作品を公開している。また、ホールにて芸術性の高い上質な映画作品の上映等を実施している。

東京都現代美術館では、5,800点以上の収蔵作品からテーマに即した収蔵品を紹介する「MOTコレクション」を開催している。

(イ) 特別企画展示

各館で独自の企画や新聞社等との共催等による展覧会を実施している。

東京都江戸東京博物館は、令和4年4月から大規模改修工事に伴い休館中であるが、国際交流事業を実施のほか、令和8年春のリニューアルオープンに向け、特別企画展示の準備を行っている。

東京都美術館では、世界と日本の名品を紹介する特別展と、館の自主企画による企画展等多彩な展覧会を開催している。

東京都庭園美術館では、館の事業テーマである「装飾」を様々な視点から捉え深める企画展を開催している。

東京都写真美術館では、収蔵作家の個展や国内外の機関等と連携した展覧会、恵比寿映像祭等を開催している。

東京都現代美術館では、幅広いテーマやジャンルにわたる企画展を開催している。

(ウ) 新進若手アーティスト等による展示

若手アーティスト等による様々な表現の展示等を行っている。

東京都渋谷公園通りギャラリーでは、アール・ブリュット等の作品展示及び交流事業等を実施している。

トーキョーアーツアンドスペースでは、若手芸術家の発掘・育成のための展覧会や企画公募、世界との文化交流や海外への発信を目指す展覧会等を開催している。

(エ) 作品・資料の収集、保存管理

美術、歴史、写真・映像文化など各館の特性に合致する作品・資料を収集し、保存管理することにより、文化資産の伝承に努めている。また、作品・資料の状態記録のため、二次媒体資料（写真や映像等）を作成したほか、これをデジタル化してウェブサイト等で広く一般に公開している。なお、二次媒体資料は博物館、美術館、検定教科書及び学術論文に活用できるよう無償貸出を行っている。

(オ) 調査研究、資料公開

展示テーマに関する調査研究を行うほか、各館の専門領域における特定のテーマや、保存 科学に関する研究等も実施し、その成果を図録や研究報告、書籍等の発行、監修等を通じて公表している。また、図録や研究報告書は、博物館、美術館、図書館及び研究機関へ無償で頒布しているほか、希望者には有償で頒布し、成果を広く公表している。

(カ) 図書室の運営

各館の専門領域に沿った文献資料のほか、一般書店に流通していない図録類や洋書、古書等を多数収蔵する専門図書館を運営し、芸術文化や学術の振興に寄与している。東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京文化会館では、館の専門領域に沿った文献、資料を所蔵する図書室を運営している。

イ 音楽・舞台芸術の振興

(ア) 音楽・演劇・歌劇・舞踊等振興事業及び舞台芸術作品の創造発信

ホールの特性に合わせたオーケストラや室内楽、オペラや演劇、ダンス等の公演を実施している。また、発信力が高く実験的・前衛的な舞台芸術作品の企画制

作を行っている。

東京文化会館では、国内外の団体と連携しながら、発信力の高い実験的・前衛的な舞台芸術作品を企画制作・公演するとともに、都民が身近に触れることができる機会を提供している。

東京芸術劇場では、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術を独自に企画・公演するとともに、国内外からの招聘も行い、優れた作品を鑑賞する機会を提供している。

(イ) 伝統芸能公演の普及継承等

伝統芸能の発展と継承を目指し、多くの都民が伝統芸能に親しむ機会を提供することを目的として、アーツカウンシル東京及び東京都江戸東京博物館による伝統芸能に関する公演及びフェスティバルを開催している。

ウ 人材育成・教育普及等

(ア) 教育普及事業

美術館及び博物館では、展示解説のほか、専門知識の普及啓発を図っている。また、展示に関連するワークショップを行っているほか、各館の特性に合致したテーマの体験事業、ワークショップを学校団体や一般向けに実施している。

アーツカウンシル東京では、子供や外国人を対象とした伝統芸能を体験する事業を実施している。

東京都美術館では、双方向的なコミュニケーションを重視した「アート・コミュニケーション事業」等を行っている。

東京文化会館及び東京芸術劇場では、多くの人に音楽を「聴く」「感じる」楽しみを提供するコンサートや、ワークショップ等を企画制作している。

また、美術館及び博物館で、展示解説やワークショップの実施を通して、歴史及び芸術文化の知識の習得や異文化コミュニケーション等の能力の習得を支援するために、ボランティアの育成を行い、東京都江戸東京博物館及び江戸東京たてもの園友の会と協力関係を構築しながら、生涯学習の機会の拡充に努めている。

(イ) 人材育成事業

新人、若手をはじめとする作家・演奏家等アーティストへの発表の機会の提供と、学芸員実習生やインターンの受入等、文化に携わる人材の養成のための事業を行っている。

エ 芸術文化の基盤整備・発信等

(ア) 都立文化施設の維持管理運営

来場者の安全を確保し、快適性を向上させるとともに、収蔵品等の貴重な作品及び資料を適切に管理保管できるよう、施設の維持管理を行っている。

(イ) 芸術文化活動への施設貸出

芸術文化の振興と歴史的遺産の継承と発展に資する事業を主催する団体に、ホール、講堂、研修室、学習室等を貸し出し、都民に鑑賞や学習の機会を提供している。

(ウ) 芸術文化活動への支援、助成

東京の芸術文化の魅力を向上させ世界に発信していく創造活動や、地域の文化の振興、社会や都市の様々な課題に取り組む芸術活動を支援している。

(エ) 文化創造拠点の形成及び芸術文化体験の機会提供

各地での文化創造拠点の形成や、幅広い分野におけるフェスティバルの開催等を通じて、新たな東京の文化を創造するとともに、多くの人が文化に触れることができる基盤の整備を進めている。

(2) 収益事業

本事業は、来場者の利便性向上等を目的にショップ、飲食施設等、各館の特性に合わせたサービスを提供する事業であり、以下の事業を実施している。

なお、収益は公益目的事業の財源に充当している。

ア 利用者サービスの向上

(ア) ミュージアムショップの運営

(イ) レストラン、カフェ等の飲食施設の運営

(ウ) その他利用者への利便性向上のためのテナント等の運営（自動販売機・駐車場・公衆電話等）

イ 施設の有効活用

(ア) 収蔵作品写真商用貸出（イメージライセンス）

(イ) 施設商用撮影貸出（ロケ撮影）

(ウ) 芸術文化活動以外への施設貸出

(エ) ユニークベニユー事業

3 歴史文化財団の財務状況

歴史文化財団の令和3年度から令和5年度までの財務状況は、表C-1-3の正味財産増減計算書、表C-1-4の貸借対照表のとおりである。

表C-1-3 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,211	2,211	2,211
① 特定資産運用益	16	11	5
② 事業収益	2,591,138	2,974,011	3,455,796
③ 受取補助金	2,132,059	2,377,247	2,300,743
④ 受取助成金	36,277	35,865	52,828
⑤ 受取負担金	2,322,573	1,502,210	1,693,268
⑥ 受託収益	8,338,873	8,735,152	8,146,387
⑦ 受取寄付金	13,111	20,928	15,818
⑧ 受取出えん金	1,803,427	360,184	1,008,237
⑨ 雑収益	30,396	40,049	33,180
経常収益 計	17,270,083	16,047,867	16,708,472
(2) 経常費用			
① 事業費	17,116,863	15,583,121	15,822,569
② 管理費	26,137	23,732	25,258
経常費用 計	17,143,001	15,606,854	15,847,828
当期経常増減額	127,082	441,013	860,644
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 受取出えん金	0	466,675	58,032
経常外収益 計	0	466,675	58,032
(2) 経常外費用			
① 棚卸資産減耗損	94	11	7
② 棚卸資産評価損	5,918	430	1,091
③ 棚卸資産除却損	1,833	4,246	163
④ 固定資産除却損	0	25,593	5,407
⑤ 固定資産寄贈額	0	0	5,500
⑥ 出えん金返還額	0	466,675	58,032
⑦ 過年度修正損	0	0	2,959
経常外費用 計	7,845	496,955	73,159

当期経常外増減額	△7,845	△30,280	△15,127
法人税等	31,349	49,067	70,032
当期一般正味財産増減額	87,889	361,666	775,485
一般正味財産期首残高	7,255,264	7,343,152	7,704,818
一般正味財産期末残高	7,343,152	7,704,818	8,480,303
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金	400	1,600	60,734
② 受取出えん金	508,705	906,000	1,297,000
③一般正味財産への振替額	△1,804,627	△827,258	△1,067,869
当期指定正味財産増減額	△1,295,522	80,342	289,865
指定正味財産期首残高	2,467,431	1,171,909	1,252,250
指定正味財産期末残高	1,171,909	1,252,250	1,542,115
Ⅲ 正味財産期末残高	8,515,061	8,957,068	10,022,418

歴史文化財団「財務諸表」より監査人抜粋

表C－1－4 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 資産の部			
1. 流動資産	6,490,184	6,145,487	6,698,328
2. 固定資産	5,683,866	6,053,338	7,760,689
(1) 基本財産	1,551,498	1,551,498	1,551,498
(2) 特定資産	3,705,920	3,901,047	4,536,179
(3) その他固定資産	426,448	600,793	1,673,012
資産合計	12,174,050	12,198,825	14,459,017
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	2,995,859	2,629,119	2,839,577
2. 固定負債	663,130	612,639	1,597,021
負債合計	3,658,989	3,241,757	4,436,599
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1,171,909	1,252,250	1,542,115
2. 一般正味財	7,343,152	7,704,817	8,480,303
正味財産合計	8,515,061	8,957,068	10,022,418
負債及び正味財産合計	12,174,050	12,198,825	14,459,017

歴史文化財団「財務諸表」より監査人抜粋

Ⅱ 公益財団法人東京都交響楽団

1 都響の概要

都響は、東京オリンピックの記念文化事業として都が昭和 40 年に設立しており、平成 23 年度に公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行した団体である。

都響は、交響楽を通じて都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的としている。

表 C－2－1 都響の概要

設立	昭和40年2月 東京オリンピックの記念文化事業として発足 平成23年4月 公益財団法人に移行
基本財産	22,951 千円
出捐者	東京都（1,000 千円 4.4%）
理事長	近藤 誠一
役員・評議員	理事 9 名、監事 2 名、評議員 9 名
職員数	129 名（令和 6 年 3 月 31 日現在）（うち都派遣職員 4 名）

都響提供資料より監査人作成

2 都響の事業

(1) 自主公演

都響は、楽団が主催する自主公演を主たる事業としている。

定期演奏会は、芸術活動の中軸をなすものとして、1965 年の楽団創立以来、創造性に満ちた幅広い内容の企画による演奏会開催を目標とし、日本の音楽創造活動の牽引力となるべく、公演を継続している。令和 5 年度は、A シリーズを東京文化会館で 8 回、B シリーズをサントリーホールで 8 回、C シリーズを東京芸術劇場で 8 回（うち 3 回は平日昼開催）、合計 24 回開催している。

プロムナードコンサートは、親しみやすい名曲と第一級の出演者がステージを彩る休日マチネのコンサートとして、令和 5 年度は、サントリーホールで 5 回実施し、クラシック音楽入門者も楽しめるプログラムでオーケストラ音楽の一層の浸透を図っている。

また、特別演奏会として、令和 5 年度は都響スペシャルを 5 回、第九公演を 3 回開催している。

(2) 共催・提携公演

共催・提携公演として、都内を中心に他の団体と共同で公演を実施している。

都響調布シリーズは、身近な会場での演奏会開催を求める音楽ファンのニーズに応えるとともに、多摩地域の活性化を意図したシリーズで、ホールと連携することにより地域とのつながりを深めている。

オーケストラキャラバンは、文化庁のアートキャラバン 2（統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業）の一環として日本オーケストラ連盟に加盟するオーケストラが参加し、全国各地で開催された事業である。

ボクとわたしとオーケストラは、東日本大震災後の 2012 年 2 月に、福島県いわき市内全域の小中学生を対象とした初めてのオーケストラ公演を開催して以来、いわき市の子供たちを音楽で励ます目的で実施している。

ふれあいコンサートは、障害を持つ方やその家族を対象とした演奏会を、都及び公益財団法人日本チャリティ協会と連携して実施している。

また、地方公共団体や文化振興団体等からの依頼を受けてオーケストラを派遣する依頼公演を実施している。

令和 5 年度において、都内における依頼公演は計 15 回実施しており、東京・春・音楽祭（4 月）、八王子「ドラゴンクエスト」公演（6 月）、湯浅譲二 作曲家のポートレート（8 月）、メトロポリス・クラシックス公演（11 月）、日赤チャリティコンサート（1 月）、都民芸術フェスティバル公演（2 月）、新国立劇場 2023/2024 シーズンオペラ『トリスタンとイゾルデ』（3 月）に出演している。加えて、東京文化会館の「響の森」コンサート（5・1 月）と「夏休み子ども音

楽会」(7月)に出演している。

地方・東京近郊における公演は計6回で、フェスタサマーミュージア KAWASAKI 2023(7月)、福井公演(9月)、長野公演(10月)、静岡公演(11月)に出演し、都響の認知拡大とともにオーケストラ音楽の一層の浸透と裾野の拡大を図っている。

TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL [サラダ音楽祭]は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を文化の面から盛り上げる取組「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の一環として2018年に誕生した音楽祭である。サラダ=SaLaDの由来であるSing and Listen and Dance〜歌う!聴く!踊る!をコンセプトに、誰もが音楽の楽しさを体感・表現できるプログラムを展開している。

(3) 青少年のための演奏

次代を担う子供たちに質の良い音楽を提供し、音楽・文化を愛する若者を育てていくことは、青少年育成に力を注ぐ都響の重要な使命の一つであるとして、小中学生を対象に音楽鑑賞教室を実施している。令和5年度は都内16区市の各小中学生を対象に、各地のホールにて38回実施している。

また、都響の指揮者(マエストロ)自らが、楽員と共に都内小・中学校等を訪問して特別授業を行い、子供たちとの対話を通じて音楽とオーケストラへの理解と音楽を創り上げていく楽しさや興味を深めるマエストロ・ビジットを平成16年度より実施しており、令和5年度は音楽監督の大野和士氏が都立西高等学校を訪問し、特別授業を行っている。

(4) その他の事業

その他の事業として、映像コンテンツの需要拡大に伴い、YouTube等での映像配信を継続して実施し、自主公演における新規の収録配信のほか、過去公演の映像等を配信。都響の演奏に触れる機会を創出し、ファンの拡大を図っている。また、依頼公演(2公演)において、ライブ配信を実施している。

また、顔の見えるオーケストラとしてより多くの方々へ音楽を届けることを目指し、平成14年度から小規模アンサンブルを中心としたアウトリーチ型の演奏会を積極的に実施している。東京都以外の地域にも出向いており、被災地支援として岩手県野田村での演奏会を令和5年度に実施している。そのほか、八丈島、御蔵島、新島、式根島、三宅島、青ヶ島、父島、母島、利島といった島しょ地域や多摩地域等、様々な場所で演奏会を実施し、活動の幅を広げている。

そのほか、TMSOサポーターを対象とした公開ゲネプロを主催公演にて実施している。

また、放送・録音として、令和3年にスタートしたTOKYO MX2の番組

『アンコール!都響』では、過去の演奏会から厳選した曲がノーカットで放送された（9回）。このほか、CD化を想定し同時録音を実施している。

3 都響の財務状況

都響の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表C-2-2の正味財産増減計算書、表C-2-3の貸借対照表のとおりである。

表C-2-2 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1	1	0
③ 特定資産運用益	6	6	8
④ 事業収益	344,656	530,226	569,251
⑤ 受取補助金等	1,149,905	1,156,700	1,102,500
⑥ 受取負担金	124,784	82,235	140,990
⑦ 受取寄附金	28,817	44,268	34,050
⑧ 雑収益	3,531	65	2,684
経常収益 計	1,651,701	1,813,501	1,849,483
(2) 経常費用			
① 事業費	1,641,983	1,668,355	1,785,926
③ 管理費	61,927	68,538	63,988
経常費用 計	1,703,910	1,736,893	1,849,914
当期経常増減額	△52,209	76,608	△431
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	220	1,161	0
② 演奏会中止による入場料戻入益	0	0	4,348
経常外収益 計	220	1,161	4,348
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	0	0	0
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	220	1,161	4,348
法人税等	70	165	128
当期一般正味財産増減額	△52,059	77,604	3,790
一般正味財産期首残高	698,845	646,787	724,390
一般正味財産期末残高	646,787	724,390	728,180

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000	1,000	1,000
指定正味財産期末残高	1,000	1,000	1,000
Ⅲ 正味財産期末残高	647,787	725,390	729,180

都響「財務諸表」より監査人抜粋

表C－2－3 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産	530,554	498,788	510,367
2. 固定資産	427,251	578,031	570,503
(1) 基本財産	22,951	22,951	22,951
(2) 特定資産	372,816	524,728	521,764
(3) その他固定資産	31,484	30,353	25,788
資産合計	957,805	1,076,820	1,080,870
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	204,202	237,702	242,926
2. 固定負債	105,816	113,728	108,764
負債合計	310,018	351,430	351,690
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1,000	1,000	1,000
2. 一般正味財	646,787	724,390	728,180
正味財産合計	647,787	725,390	729,180
負債及び正味財産合計	957,805	1,076,820	1,080,870

都響「財務諸表」より監査人抜粋

Ⅲ 公益財団法人東京都つながり創生財団

1 つながり創生財団の概要

つながり創生財団は、都が令和2年度に設立しており、令和5年度に一般財団法人から公益財団法人に移行した団体である。都は、政策連携団体としてその運営に要する経費の補助を行っている。

つながり創生財団は、多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人と人とのつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的としている。

表C－3－1 つながり創生財団の概要

設立	令和2年10月 一般財団法人として発足 令和5年4月 公益財団法人に移行
基本財産	88,675 千円
出捐者	東京都（88,675 千円 100%）
理事長	マリ クリスティース
役員・評議員	役員8名、評議員8名
職員数	42名（令和6年3月31日現在）（うち都派遣職員10名）

令和6年版生活文化スポーツ局事業概要、つながり創生財団ホームページより監査人作成

2 つながり創生財団の事業

(1) 多文化共生社会づくりに関する事業

ア 東京都多言語相談ナビ

都内の外国人からの相談を、やさしい日本語を含む15言語で受け付けるとともに、各自治体窓口の依頼により電話等での通訳支援を行うことで相談者の課題解決を支援している。また、東京三弁護士会と連携した無料法律相談に加えて、東京出入国在留管理局と連携した在留相談を実施し、相談機能の充実を図っている。

財団の多言語支援員の技能向上のための研修や、区市町村等窓口の相談員向け研修の実施に加え、「東京都外国人相談サポートサイト（T-NETs）」の構築を行い、相談に役立つ最新情報等を提供することにより、地域の相談窓口を支援する機能の強化に取り組んでいる。

さらに、ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口においては、引き続き避難民や支援者からの相談に対応するとともに、東京都、日本YMCA同盟、つながり創生財団の三者協定「ポプートヌィク・トーキョー」（東京都ウクライナ避難民マッチング支援事業）により、避難民が地域で自立して安定した日常生活を送れるように、一人ひとりに寄り添った支援を実施している。

イ 情報発信

令和5年4月1日にリニューアル公開した「東京都多文化共生ポータルサイト（Tokyo Intercultural Portal Site: T I P S）」の運営を通して、都内在住外国人に向けて生活情報・防災情報・相談会の情報等を提供し、SNS（X・Facebook・LINE）を活用して情報の展開を行っている。また、ニュースレターには、都内で多文化共生に携わる活動をしている団体の取材記事や東京で生活する外国人の声を座談会形式で紹介する記事を毎月、掲載するなど、外国人支援に携わる人や多文化共生に関心を持つ人たちに向けた情報を提供している。

さらに、都知事のメッセージ動画や018サポート・オンライン申請用ガイド動画のやさしい日本語版台本を作成するなど、都の在住外国人向け情報発信に協力している。

ウ 地域日本語教育の推進

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に都と参加し、財団内に配置した総括コーディネーターが都の調整会議に参加して、東京都の地域日本語教育について有識者と共に検討するほか、区市町村の地域日本語教育コーディネーター等が参加する「地域日本語教育コーディネーター連携会議」を実施している。地域日本語教育を担当している職員等を対象とした研修会や意

見交換会も実施している。

地域の日本語教室で活動する支援者等には、スキルアップを図る研修を実施している。

また、初期日本語教育のオンライン教室を昼夜2コースでモデル事業として実施し、有識者と共に初期日本語教育の実施方法等について検討を行った。

在住外国人やボランティア希望者が容易に都内の日本語教室を探すことができる「東京日本語教室サイト」については、やさしい日本語のほか、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語等に多言語化している。

エ やさしい日本語の活用促進

多様な組織・分野における活用事例を掲載した「やさしい日本語ブックレット」を作成し、公的機関や外国人支援団体等に配布している。さらに、子育て・教育分野の「やさしい日本語用語集・イラスト集」を新たに作成し、サイトで公開している。

また、やさしい日本語に関する講演と事例発表を行うオンラインイベント「やさ日フォーラム」を開催している。

さらに、やさしい日本語活用を推進するために、職場や活動の場において、その取組をけん引する人材の育成研修として、「やさしい日本語リーダー」養成研修を実施している。修了生から寄せられた勉強会・研修実施報告はサイトに掲載し、普及啓発を図っている。

オ 多文化共生コーディネーター研修

地域における外国人の多様なニーズにきめ細かく対応し、多文化共生推進の中核となる専門人材の育成を目的として、平成28年から継続している「多文化共生コーディネーター研修」を開催し、「情報提供」、「災害対応」、「子どもの教育」など様々な分野にわたる講義、フィールドワーク及びワークショップを実施している。さらに、同研修の受講者を対象に、多文化共生分野における最新情報を踏まえた講演や意見交換を行う「フォローアップ研修」を実施している。

また、4月には多文化共生事業を新たに担当する行政職員等を主な対象として、在住外国人を取り巻く課題に関する講義や事例紹介を行う「多文化共生基礎研修」を実施している。

カ 多文化共生社会を担う次世代の人材育成

次世代を担う中高生に、国際理解・国際協力・多文化共生の意識を醸成してもらう目的で、外務省・公益財団法人日本国際連合協会が主催する全国中学生作文コンテスト及び高校生の主張コンクールの東京都大会を開催している。

キ 多文化共生を促進するためのネットワーク構築

国際交流や多文化共生に関する事業の円滑な推進とその発展を目的に地域の国際交流協会等が連携する「東京国際交流団体連絡会議」の事務局として、研修会・総会・情報交換会・定例会を開催している。

また、外国人支援活動を行う諸団体等で構成される「東京外国人支援ネットワーク」の事務局として、運営会議を実施するとともに、地域の国際交流協会等が実施するリレー専門家相談会に協力している。

さらに、NPO・NGO、都及び区市の国際交流協会と共同で運営する「国際交流・協力TOKYO連絡会」において運営会議を実施するとともに、国際化市民フォーラムを開催している。なお、令和5年度の同フォーラムでは、「こどもの成長を支える～ことばと文化～」、「外国につながる子どもたちが活躍できる東京を目指して～進学・学習の環境を考える～」、「福祉の観点からみる在住外国人の生活と課題～多文化ソーシャルワーカーの役割とその必要性について～」の3つの分科会を設定して、幅広い層からの多くの参加者に多文化共生について多角的に考察する機会とした。

令和5年度から、近隣の複数自治体で多文化共生のネットワークを構築する事業（多文化共生中域ネットワーク）に取り組み、北多摩南部ブロック（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）を形成している。初めてのブロック会議には、6市5団体19名が参加し、各自治体・団体の多文化共生事業の取組紹介や情報交換を行った。また協働事業としては、武蔵野市国際交流協会が提案する講演会を令和5年12月に開催し、他の加盟自治体・団体は、同地域内での広報活動に協力した。

ク 災害時の外国人支援ネットワーク構築の検討

自治体及び国際交流協会との災害時の外国人支援体制づくりの推進を目的に、翻訳シミュレーション訓練及び翻訳シミュレーション振り返り研修を実施している。

その他、災害時に避難所での必要な対応を学ぶために、避難所における外国人被災者支援の研修を実施している。

また、災害時に発信する情報の多言語テンプレート地震編（全16言語）を作成し、自治体や支援者もダウンロードして活用できるよう東京都多文化共生ポータルサイトに掲載している。さらに「災害時の外国人支援のためのQ&Aマニュアル」（旧東京都国際交流委員会作成）を改訂し、タイトルを「外国人のための災害時Q&A集」（日本語版・英語版）と改め、東京都多文化共生ポータルサイトで公開している。改訂に当たっては、災害に備えた準備や風水害の情報を新たに追加する等内容を見直すとともに、イラストや、URLとQRコードを添付

するなどして分かりやすくしている。

ケ 多文化キッズコーディネーターの支援

令和5年度から、日本語を母語としない子供等とその保護者への支援活動を行う多文化キッズコーディネーターを設置する区市町村への補助事業が都により新たに開始されている。この事業に取り組む多文化キッズコーディネーター等を支援するために、専門的な内容を相談できるスーパーバイザーを設置し、寄せられた相談についてアドバイスを行っている。

また、多文化キッズコーディネーター制度の活用事例を紹介するとともに、担当者間のネットワーク化を進めるために連絡会を開催している。さらに多文化キッズが直面する課題について意見交換し、新たな知見やアイデアを取得するために研修を開催している。

(2) 財団の運営基盤の整備

令和5年4月1日に一般財団法人から公益財団法人へ移行したことから、社会的信用性を更に向上させるため、外部監査制度を新たに導入している。具体的には、外部の監査法人によって四半期ごとの帳簿調査や期中・期末監査が行われ、財務会計等が適切に事務処理されているかが確認された。また、情報セキュリティに関する規程類を整備するとともに、全職員を対象とした知的財産権に関する研修を開催し、情報資産等の取扱いに係る職員一人ひとりの意識啓発を図っている。

さらに、人脈の可視化を目的とした名刺管理ツールの導入や、イベントで使用するのぼり・テーブルクロス作成等、財団の認知度向上に向けた取組を推進するなど、職員からの意見を柔軟に取り入れながら、財団運営の基盤強化に継続して取り組んでいる。

3 つながり創生財団の財務状況

つながり創生財団の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表C-3-2の正味財産増減計算書、表C-3-3の貸借対照表のとおりである。

表C-3-2 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
② 事業収益	0	0	45
③ 受取補助金等	323,517	491,577	603,228
④ 固定資産受贈益	3,413	10,055	2,575
⑤ 流動資産受贈益	42	12	0
⑥ 雑収益	13	2	45
経常収益 計	326,986	501,647	605,893
(2) 経常費用			
⑩ 事業費	285,879	431,892	547,576
⑪ 管理費	44,403	64,956	58,182
経常費用 計	330,282	496,848	605,758
当期経常増減額	△3,297	4,799	135
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益 計	9,057	4,921	0
(2) 経常外費用			
経常外費用 計	9,057	4,921	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	70	70	0
当期一般正味財産増減額	△3,367	4,729	135
一般正味財産期首残高	△1,498	△4,864	△135
一般正味財産期末残高	△4,864	△135	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	415,586	514,083	651,136
東京都補助金返還額	0	△16,813	△4,371
流動資産受贈益	18	0	0
一般正味財産への振替額	△336,029	△506,565	△605,803

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期指定正味財産増減額	79,575	△9,295	40,962
指定正味財産期首残高	145,377	224,952	215,657
指定正味財産期末残高	224,952	215,657	256,619
Ⅲ 正味財産期末残高	220,088	215,521	256,619

つながり創生財団「財務諸表」より監査人抜粋

表C－3－3 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産	195,897	225,626	327,726
2. 固定資産	231,867	227,556	275,173
(1) 基本財産	88,675	88,675	88,675
(2) 特定資産	136,277	136,576	186,498
(3) その他固定資産	6,915	2,305	0
資産合計	427,765	453,182	602,900
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	205,237	237,661	341,413
2. 固定負債	2,440	0	4,868
負債合計	207,677	237,661	346,281
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	224,952	215,657	256,619
2. 一般正味財	△4,864	△135	0
正味財産合計	220,088	215,521	256,619
負債及び正味財産合計	427,765	453,182	602,900

つながり創生財団「財務諸表」より監査人抜粋

第3 監査の結果

I 公益財団法人東京都歴史文化財団について

1 指定管理者としての対応

(1) 指定管理者の提案課題

A 概要

歴史文化財団は、都の文化施設である7施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）の令和3年度から令和8年度までにおける指定管理者候補者選定の際、事業計画書を提出し各種の提案を行っている。

その中で、総合調整・共通事項事業計画書において、財団全体の取組や文化施設間の連携を提案課題としており、例えば、東京都庭園美術館と分けて提案されている6館の提案課題2〔運営戦略〕では、6館一括の規模的スケールメリットとして、「指定管理対象6館の連携にとどまらず、12の都立文化施設と1機構の連携協力によって、他の事業者ではなしえない事業面での複合効果」、「単館でなしえない柔軟な資金投入」、「単独ではなしえない、幅広く、多彩で、複合的な事業」が挙げられている。また、提案課題3〔事業等の連携〕においても、「各館連携の促進、各館相互の連携により、ジャンル横断的な取組を機会に応じて行い、東京都歴史文化財団のスケールメリットを発揮する」との記載がなされている。

イ 監査の結果

指定管理施設の7館を一括で管理することによるスケールメリットは、歴史文化財団の事業計画における提案課題であり、指定管理者として選定を受ける上で重要な要素を占めていることから、実際にスケールメリットを発揮するためにどのような取組がなされているか、担当者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業間の連携として、若者向けの共通優待期間の設定や、美術館・博物館を会場とした劇場ホール企画のコンサートなどが実施されているとのことであった。また、設備投資の面では、財団本部での各館の予算調整の中で、施設管理システムについて、複数の館で共通のシステムを一括調達する取組がみられた。

一方で、設備投資の意思決定は基本的に各館でなされており、調達に係る全館横断的な面での検討や意思決定を目的とした会議体は存在していないとのことであった。

（意見 6－1）指定管理施設の 7 館のスケールメリットについて

指定管理施設の 7 館を一括で管理することによるスケールメリットは、歴史文化財団の事業計画における提案課題であり、指定管理者として選定を受ける上で重要な要素を占めている。

この点、担当者によると、事業間の連携として、若者向けの共通優待期間の設定や、美術館・博物館を会場とした劇場ホール企画のコンサートなどが実施されているとのことであった。また、設備投資の面では、財団本部での各館との予算調整の中で、施設管理システムについて、複数の館で共通のシステムを調達する取組がみられた。

一方で、設備投資の意思決定は基本的に各館でなされており、調達に係る全館横断的な面での検討や意思決定を行う会議体は存在していないとのことであった。

設備投資の面でのスケールメリットについて、例えばシステムの統合や物品の一括発注など、全館横断的な会議体の設置により共通的な調達を検討し、財団全体としてコストを抑制することが可能となると考えられる。

指定管理施設の 7 館を一括で管理することによるスケールメリットをより効果的・経済的に発揮していく観点から、全館横断的な目線で調達に係る協議を定期的に行う会議体の設置、あるいは、既存の定期的な会議体の中での協議事項とすることを検討されたい。

2 歴史文化財団の事業

(1) 各施設の管理運営目標と予算との関係

ア 概要

歴史文化財団は、都の文化施設である7施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）の令和3年度から令和8年度までの6年間の指定管理者として、各施設の事業の具体的な達成目標を定め、その実施結果を評価等するPDCAサイクルにより管理運営を行っている。

また、各施設の予算はその達成目標に基づき策定される。予算の策定スケジュールは、おおむね以下のとおりである。各施設に収支予算の策定を依頼し、それを集約調整した上で、都に指定管理料や助成金などの収入予算を要求し、財団としての収支予算を策定する。歴史文化財団の理事会・評議員会で収支予算が承認された後、都へも提出している。

- ・各施設への収支予算の策定依頼：4月～6月頃
- ・都へ指定管理料や助成金等の収入予算を要求：5月～1月頃
- ・収支予算策定：5月～1月頃
- ・収支予算承認：3月頃（理事会・評議員会）
- ・都へ収支予算提出：3月頃（理事会・評議員会の終了後）

収支予算の策定に当たって前提となるのが、指定管理者の選定時に歴史文化財団が都に対して提出した提案書類（事業計画書）及び指定期間中に行う中間見直しの事業計画書である。これらの事業計画書では、歴史文化財団の全体で力を入れて取り組む方針を重点目標として設定しており、各施設では当該重点目標を踏まえて各年度に取り組む事業と達成目標を設定している。

歴史文化財団は、各施設の達成目標の進捗状況等を管理し、PDCAサイクルを回すために、PDCAシートという資料を作成しており、このシートにて歴史文化財団内で各施設の管理・運営状況を自己評価するとともに、外部の有識者で構成する外部評価委員会等による外部評価にも利用されている。

達成目標のうち収支に影響を与える目標値は、予算の基礎ともなっている。

ここで、ホール系文化施設と美術館・博物館系文化施設に区分した各施設の令和5年度の収支予算は、以下のとおりである。なお、収支予算は、各施設の経常的な収支予算として「経常収益」及び「経常費用」、これらの差額である「当期経常増減額」を記載している。また、収益事業等会計で計上された利益（当期経常増減額）を公益目的事業会計で使用する場合は繰入額である「他会計振替額」を記載している。

(ア) ホール系文化施設

a 東京文化会館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、施設利用者から収入する施設利用料等と、当該利用料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てる予算となっている。

自主事業は、「創造発信事業」、「人材育成事業」及び「教育普及・社会包摂事業」という3つの柱で事業展開を行っており、具体的にはプログラムの制作、東京音楽コンクール入賞者等の各事業への起用、シアター・デビュー・プログラムの実施など、芸術文化の振興に積極的に貢献するための各種公演やワークショップを実施している。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（館内設置のレストランやショップ等の管理手数料等）で生じた収入を全て充てる予算となっている。

表D-1-1 東京文化会館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	1,096,371	1,096,317	54	—
自主事業	公益目的事業会計	376,245	441,965	△ 65,720	43,179
収益事業等	収益事業等会計	63,363	20,184	43,179	△ 43,179
合計		1,535,979	1,558,466	△ 22,487	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

b 東京芸術劇場

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、施設利用者から収入する施設利用料等と、当該利用料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てる予算となっている。

自主事業は、「芸術文化の創造・発信の拠点」「人材育成の拠点」「教育普及の拠点」「賑わいの拠点」を4つの柱として事業展開を行っており、具体的には、オペラや演劇作品の国内外共同制作、国内外劇場との提携、海外演出家との協働、ファミリー向けフェスティバル開催など多彩なプログラムを提供し

ている。また、稽古場としてのスタジオ貸出、地域のイベント実施運営への協力を実施している。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（館内設置のレストランやショップの管理手数料等）で生じた収入を全て充てる予算となっている。

表D－1－2 東京芸術劇場 令和5年度収支予算

（単位：千円）

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	1,785,493	1,785,444	49	—
自主事業	公益目的事業会計	992,287	1,109,568	△ 117,281	78,085
収益事業等	収益事業等会計	97,403	19,318	78,085	△ 78,085
合計		2,875,183	2,914,330	△ 39,147	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

（イ）美術館・博物館系文化施設

a 東京都江戸東京博物館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。令和4年4月1日から令和8年春の期間において、大規模改修工事のため全館休館となっているが、館外や他会場を活用した事業の実施、オンラインコンテンツの提供などを実施している。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、収蔵品の収集・保管・管理・展示等に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種展示を実施している。なお、大規模改修工事に伴い、常設展示室は休室しており、令和5年度においては、館外での特別展示等の実施のみとなっている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（オンラインショップの運営等）で生じた収入の一部（50%超）を充てる予算となっている。

表D－1－3 東京都江戸東京博物館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	3,818,555	3,818,509	46	—
自主事業	公益目的事業会計	79,262	168,585	△ 89,323	6,057
収益事業等	収益事業等会計	19,446	9,334	10,112	△ 6,057
合計		3,917,263	3,996,428	△ 79,165	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

b 東京都写真美術館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、収蔵品管理、収蔵展運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する収蔵展の入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種展覧会の実施、映像上映などの実施であり、展覧会による入場料により収入を得る。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（ミュージアムショップ、カフェの管理手数料、当館所蔵作品の画像利用によるライセンス料等）で生じた収入の一部（50%超）を充てる予算となっている。

表D－1－4 東京都写真美術館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	988,435	989,532	△ 1,097	—
自主事業	公益目的事業会計	210,692	277,081	△ 66,389	1,778
収益事業等	収益事業等会計	6,655	3,692	2,963	△ 1,778
合計		1,205,782	1,270,305	△ 64,523	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

c 東京都現代美術館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、コレクション展示や美術館教育としての学校団体鑑賞等に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、展覧会事業として企画展等入場料、共催事業による収益を主な収入源としている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（ミュージアムショップ、レストラン・カフェの管理手数料、当館所蔵作品の画像利用によるライセンス料等）で生じた収入の一部（50%超）を充てる予算となっている。

表D-1-5 東京都現代美術館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	1,287,353	1,287,394	△ 41	—
自主事業	公益目的事業会計	331,070	387,219	△ 56,149	15,869
収益事業等	収益事業等会計	40,500	13,485	27,015	△ 15,869
合計		1,658,923	1,688,098	△ 29,175	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

d 東京都美術館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、当館と新聞社及びテレビ局が共催する特別展（共催展）の実施、その他各種企画展を実施することにより、入場料、共催による収益を主な収入源としている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（レストラン運営、特別展グッズ販売、ロケ撮影による施設の一部貸出等）で生じた収入の一部（50%超）を充てる予算となっている。

表D－1－6 東京都美術館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	982,667	982,620	47	—
自主事業	公益目的事業会計	94,174	169,809	△ 75,635	42,935
収益事業等	収益事業等会計	97,583	26,024	71,559	△ 42,935
合計		1,174,424	1,178,453	△ 4,029	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

e 東京都庭園美術館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務の他、旧朝香宮邸を紹介する建物公開展、庭園の公開であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種企画展の実施をすることで集客を図ることとしている。

自主事業で生じた収支赤字は、収益事業（ミュージアムショップ・飲食施設の管理、駐車場管理、施設の貸出等）で生じた収入の全部を充てる予算となっている。

表D－1－7 東京都庭園美術館 令和5年度収支予算

(単位：千円)

事業・会計		経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	557,213	557,213	0	—
自主事業	公益目的事業会計	127,910	217,369	△ 89,459	22,772
収益事業等	収益事業等会計	28,938	6,166	22,772	△ 22,772
合計		714,061	780,748	△ 66,687	0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 各施設の予算の策定上の仮定や条件等

P D C Aサイクルの達成目標は、指定管理者の選定時に歴史文化財団が都に提出した事業計画書の目標値（基準値）に基づいており、収支に影響を与える目標は予算の基礎となっている。

そこで、歴史文化財団の令和5年度の予算と実績を比較することで、目標値（基準値）に基づいた予算の策定上の仮定や条件等が、歴史文化財団を取り巻く経営環境等に即しているか検討を行った。

a ホール系文化施設

(a) 東京文化会館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-8のとおりである。

受託事業は、大ホール稼働率が予算90%に対して実績94.0%、小ホール稼働率が予算80%に対して実績85.2%となり、ホール貸出による施設使用料の増加が主な要因となり、経常収益の実績値は予算比で増加している。なお、受託事業の収入に関連する達成目標は「コマ稼働率」であり、コマ稼働率の目標値と予算・実績の推移は表D-1-9のとおりである。

自主事業は、予算策定時に申請していた補助金が不採択となったことにより経常収益は予算比で減少し、それに伴う実施事業の見直しにより経常費用も予算対比で減少している。結果として、予算比で当期経常増減額の赤字は減少し、その分、収益事業等会計からの他会計振替額が減少している。

収益事業は、予算を上回る経常収益により、当期経常増減額は予算比で増加し、さらに、自主事業への他会計振替額の充当額の減少もあり、予算を上回る利益の繰越しが生じている。

表D-1-8 東京文化会館 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位：千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	1,096,371	1,096,317	54	—
実績	1,203,158	1,142,156	61,002	—
差異	106,787	45,839	60,948	—

・自主事業

(単位：千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	376,245	441,965	△ 65,720	43,179
実績	332,356	377,909	△ 45,553	22,760
差異	△ 43,889	△ 64,056	20,167	△ 20,419

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	63,363	20,184	43,179	△ 43,179
実績	76,158	19,049	57,109	△ 22,760
差異	12,795	△ 1,135	13,930	20,419

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-9 東京文化会館 コマ稼働率

(単位:%)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
		予算	実績	予算	実績	予算
コマ稼働率	大ホール 90%以上	90%	86.2%	90%	94.0%	90%
	小ホール 80%以上	80%	84.9%	80%	85.2%	80%

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(b) 東京芸術劇場

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-10のとおりである。

受託事業は、舞台機構設備に係る工事を追加で実施し、工事費相当額を都から指定管理料として収入した結果、経常収益、経常費用共に予算比で増加となっている。なお、東京芸術劇場の受託事業の収入に関連する達成目標は「コマ稼働率」であり、コマ稼働率の目標値と予算・実績の推移は表D-1-11のとおりである。

自主事業は、予算策定後の共催先との調整の結果、共催事業の内容が変更となり、予算策定時に申請していた補助金の不採択を受け、事業内容の見直しを行ったことにより、想定していた出演料の支出が減少した。その結果、予算比で経常費用が減少したことにより、当期経常増減額の赤字が減少した。

収益事業は、他会計振替額が減少した。

表D-1-10 東京芸術劇場 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	1,785,493	1,785,444	49	—
実績	1,951,253	1,913,601	37,652	—
差異	165,760	128,157	37,603	—

・自主事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	992,287	1,109,568	△ 117,281	78,085
実績	982,414	1,047,148	△ 64,734	41,667
差異	△ 9,873	△ 62,420	52,547	△ 36,418

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	97,403	19,318	78,085	△ 78,085
実績	91,311	18,975	72,336	△ 41,667
差異	△ 6,092	△ 343	△ 5,749	36,418

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-1-1 東京芸術劇場 コマ稼働率

(単位:%)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
		予算	実績	予算	実績	予算
コマ稼働率	大ホール 70%以上	52%	83.9%	52%	76.8%	70%
	中ホール 87%以上	73%	96.3%	73%	99.2%	87%
	小ホール1 96%以上	80%	95.9%	80%	97.0%	96%
	小ホール2 94%以上	78%	95.6%	78%	97.2%	94%

歴史文化財団提出資料より監査人作成

b 美術館・博物館系文化施設

(a) 東京都江戸東京博物館

令和5年度の予算実績対比は、表D-1-1-2のとおりである。

受託事業は、3年間の複数年契約による工事である常設展示室改修工事について、令和5年度分の支出（予算時は費用計上）を長期前払金に、その支出に対応する指定管理料（予算時は管理運営受託収益に計上）を長期前受金として会計処理したことにより、経常収益・経常費用共に予算比で減少となっている。その他、給与手当の支払実績の減少等により、予算比で当期経常増減額が黒字となっている。

自主事業は、経常費用のうち委託費が予算比で減少したことにより、当期経常増減額の赤字は減少となっている。なお、東京都江戸東京博物館は、大規模改修工事中であり、自主事業である常設展示の代替として特別展を実施している。当該特別展の収入に関連する主な達成目標は「入場者数」であり、入場者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-1-3のとおりである。大規模改

修工事による休館中であり、令和５年度以降の予算上の入場者数は見直しがなされている一方で、令和５年度においては千代田区立日比谷文化図書館や東京都美術館で出張展示を行った結果、予算を上回る実績となっている。

表D－１－１２ 東京都江戸東京博物館 令和５年度収支 予算実績対比
・受託事業 (単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	3,818,555	3,818,509	46	—
実績	2,579,527	2,347,675	231,852	—
差異	△ 1,239,028	△ 1,470,834	231,806	—

・自主事業 (単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	79,262	168,585	△ 89,323	6,057
実績	76,101	108,379	△ 32,278	7,854
差異	△ 3,161	△ 60,206	57,045	1,797

・収益事業 (単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	19,446	9,334	10,112	△ 6,057
実績	20,966	8,580	12,386	△ 7,854
差異	1,520	△ 754	2,274	△ 1,797

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D－１－１３ 東京都江戸東京博物館 入場者数
(単位:人)

達成目標	目標値	令和４年度		令和５年度		令和６年度
		予算	実績	予算	実績	予算
入場者数	1,400,000 人/年 (見直し後: 1,500,000 人/年)	70,000	95,127	12,500	25,204	12,500

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(b) 東京都写真美術館

令和５年度収支の予算実績対比は、表D－１－１４のとおりである。

受託事業は、委託費の契約内容の実績差、電気・ガス価格激変緩和対策による水道光熱費の減少により経常費用が予算比で減少し、予算策定時に赤字であった当期経常増減額は、黒字に転じている。

自主事業は、経常費用のうち委託費が予算比で減少したことにより、当期経

常増減額の赤字は減少している。自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であり、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D－1－15のとおりである。目標値は380,000人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して令和5年度の予算上の観覧者数は見直しを行っていたところ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行の影響もあり、結果として観覧者数は増加し、予算上の観覧者数を上回る実績となった。観覧者数には入場料無料の恵比寿映像祭も含まれ、自主事業の入場料収入の増加の全てに寄与したわけではなかったこと、さらに、協賛金等の収入実績が予算比で減少となったことも重なり、経常収益全体で見ると結果的におおむね予算どおりの実績となったことによる。

収益事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額はゼロとなっている。

表D－1－14 東京都写真美術館 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	988,435	989,532	△ 1,097	—
実績	983,570	917,691	65,879	—
差異	△ 4,865	△ 71,841	66,976	—

・自主事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	210,692	277,081	△ 66,389	1,778
実績	201,561	244,496	△ 42,935	—
差異	△ 9,131	△ 32,585	23,454	△ 1,778

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	6,655	3,692	2,963	△ 1,778
実績	8,645	2,138	6,507	—
差異	1,990	△ 1,554	3,544	1,778

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D－1－15 東京都写真美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
		予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	380,000	228,000	318,262	225,000	335,721	380,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(c) 東京都現代美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-16のとおりである。

受託事業は、展覧会の入場者数等の実績が予算を上回ったことで経常収益が増加、また、その他経費の実績減により、当期経常増減額は予算では赤字であったが、黒字に転じている。

自主事業は、当期経常増減額は予算では赤字であったが、大きく黒字に転じた。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-17のとおりであり、令和5年度は、観覧者数の実績が予算を上回る人数となったことによる。また、東京都現代美術館の展覧会の経費が、共催先との調整の結果、共催先負担となったことも寄与している。

収支事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額はゼロとなっている。

表D-1-16 東京都現代美術館 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	1,287,353	1,287,394	△ 41	—
実績	1,320,047	1,240,917	79,130	—
差異	32,694	△ 46,477	79,171	—

・自主事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	331,070	387,219	△ 56,149	15,869
実績	450,796	214,174	236,622	—
差異	119,726	△ 173,045	292,771	△ 15,869

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	40,500	13,485	27,015	△ 15,869
実績	66,395	14,325	52,070	—
差異	25,895	840	25,055	15,869

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-17 東京都現代美術館 観覧者数

(単位：人)

達成目標		目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
			予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	企画展	300,000	300,000	359,433	300,000	504,602	300,000
	コレクション展示	130,000	130,000	104,290	130,000	160,243	130,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(d) 東京都美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-18のとおりである。

受託事業は、経常収益がおおむね予算どおりの計上となっている一方で、経常費用の実績が予算比で減少となり、当期経常増減額の実績は予算を上回っている。

自主事業は、当期経常増減額の赤字が予算比で減少している。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-19のとおりであり、予算値は850,000人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して予算の算定基礎とした観覧者数は550,000人としていたところ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、展覧会の観覧者数の実績が予算を大きく上回ったことによる。

収益事業は、経常収益の実績が予算を上回っている。また、自主事業の結果もあり、他会計振替額も減少している。

表D-1-18 東京都美術館 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位：千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	982,667	982,620	47	—
実績	965,441	931,812	33,629	—
差異	△ 17,226	△ 50,808	33,582	—

・自主事業

(単位：千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	94,174	169,809	△ 75,635	42,935
実績	158,880	206,639	△ 47,759	15,612
差異	64,706	36,830	27,876	△ 27,323

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	97,583	26,024	71,559	△ 42,935
実績	170,777	35,313	135,464	△ 15,612
差異	73,194	9,289	63,905	27,323

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-19 東京都美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
		予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	850,000 (令和6年度以降 700,000)	550,000	643,683	550,000	921,379	700,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(e) 東京都庭園美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-20のとおりである。

受託事業は、経常収益の実績は予算比で増加、経常費用の実績は予算比で減少となり、当期経常増減額は予算ではゼロであったが、黒字となっている。

自主事業は、当期経常増減額の赤字が予算比で減少している。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-21のとおりであり、令和4年度及び令和5年度の予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による観覧者数の減少を見込み目標値から変更を行っていたところ、令和5年度の観覧者数の実績が予算を大きく上回ったことで、経常収益の実績値が予算値を上回る結果となったことによる。また、経常費用が予算比で減少となったことも寄与している。

収益事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額が減少している。

表D-1-20 東京都庭園美術館 令和5年度収支 予算実績対比

・受託事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	557,213	557,213	0	0
実績	563,438	545,421	18,017	0
差異	6,225	△ 11,792	18,017	0

・自主事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	127,910	217,369	△ 89,459	22,772
実績	142,337	174,392	△ 32,055	3,861
差異	14,427	△ 42,977	57,404	△ 18,911

・収益事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	28,938	6,166	22,772	△ 22,772
実績	49,553	8,789	40,764	△ 3,861
差異	20,615	2,623	17,992	18,911

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-21 東京都庭園美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標		目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度
			予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	企画展	145,000	101,500	119,240	96,000	121,899	145,000
	建物公開	40,000	36,000	32,297	36,000	44,295	40,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(イ) 公益目的事業会計の収支相償

公益法人は、公益目的事業を行うに当たり、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないという収支相償が求められ、損益計算書(正味財産増減計算書)における公益目的事業会計の収益が費用を上回らないように法人経営を行うことが基本となる。

収益が費用を上回り黒字となる場合には、特定費用準備資金への積立てを行うことにより収支相償を達成することはできる。特定費用準備資金への積立ては、公益法人において認められている取扱いであり、黒字の結果として増加する正味財産を財源とするものである。

例えば、歴史文化財団では、令和5年度において単年度に収支相償となるように予算を策定していたが、実績は経常収益が経常費用を上回り黒字となっている。この要因の一つは、東京都現代美術館において予算の策定の前提とした展示会の観覧者数の目標値に対し、実績の集客が上回ったことが考えられる。このように予算上は単年度で収支相償を図る一方、実績の収支が黒字となり正味財産が増加する場合、歴史文化財団はその正味財産を財源として特定費用準備資金を積み立て収支相償の達成を図っているが、結果として、法人内に正味財産が積

み上がる傾向になっている。

なお、歴史文化財団の特定費用準備資金は、令和5年度末残高で約16億7千万円であり、財源としては正味財産から全て充当されている。

表D－1－22 特定費用準備資金（令和5年度末）

（単位：円）

勘定科目	残高
東京都写真美術館 30 周年記念事業積立資産	65,000,000
東京都現代美術館 30 周年記念事業積立資産	17,019,296
東京都美術館 100 周年記念事業積立資産	50,279,504
東京都江戸東京博物館大規模改修中特別展積立資産	63,000,000
東京都美術館展覧会・アートコミュニケーション事業積立資産	49,000,000
発信力強化事業積立資産	762,465,874
芸術文化未来共創事業積立資産	667,666,250
合計	1,674,430,924

歴史文化財団提出資料より監査人作成

（ウ）PDCAサイクルの目標値と予算との関係

歴史文化財団は、都の文化施設である7施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）の令和3年度から令和8年度までの6年間の指定管理者として、各施設の事業の具体的な達成目標を定め、その実施結果を評価等するPDCAサイクルにより管理運営を行っている。

東京都現代美術館及び東京都美術館では、その目標値の一つとして自主事業の観覧者数を掲げ、当該観覧者数に基づき収入予算を策定しているが、令和5年度は観覧者数の実績が目標値を上回っている。

担当者によれば、毎年度の目標値も予算も、指定管理の提案時の設定目標を前提としているとのことである。

しかし、歴史文化財団の指定管理者の指定期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたPDCAサイクルとならないのであれば、その効果も損なわれかねない。より効果的なPDCAサイクルを期待する上では、毎年度、歴史文化財団の自主的かつ専門的な事業予測に基づいた目標を定めることが有用である。予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動もあり毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて適時かつ適切に反映させるほか、令和4年度より新たに開始した都と歴史文化財

団との政策連携会議において、収支の均衡を基調とした決算を見据えた予算となるよう、十分な議論が期待される。

（意見 6－2）事業計画の目標値と予算との関係について

東京都現代美術館及び東京都美術館では、その目標値の一つとして自主事業の観覧者数を掲げ、当該観覧者数に基づき収入予算を策定しているが、令和5年度は観覧者数の実績が目標値を上回っている。予算の算定基礎に目標値を使用し、目標値を超える観覧者数の実績が続く単年度の収支が黒字となり正味財産が増加する場合、歴史文化財団は、その正味財産を財源として特定費用準備資金を積み立て収支相償の達成を図っているが、結果として、法人内に正味財産が積み上がる傾向になっている。

担当者によれば、毎年度の目標値も予算も、指定管理の提案時の目標値を前提としているとのことである。しかし、歴史文化財団の指定管理者の指定期間は6年間の長期であり、指定管理の提案時の設定目標を尊重するあまり直近の把握された諸条件を踏まえたPDCAサイクルとならないのであれば、その効果も損なわれかねない。

より効果的なPDCAサイクルを期待する上では、毎年度、歴史文化財団の自主的かつ専門的な事業予測に基づき積算を行った上で目標を定められたい。また、その目標と実績との差異を、翌年度以降の目標設定に向けた経営管理上の有用な情報として財団内で共有されたい。予算についても事業予測に基づいた目標を反映させることが望まれるが、都の予算との連動などから毎年度の対応が難しい場合、指定管理の中間の見直しなどの機会を捉えて適時かつ適切に反映させるほか、令和4年度より新たに開始した都と歴史文化財団との政策連携会議において、毎年度の予算について十分な議論を行われたい。

（2）負担金・助成金制度

ア 概要

（ア）負担金・助成金制度

歴史文化財団は、都の文化行政の一翼を担い、展覧会・舞台芸術公演の実施、新進アーティストの支援、教育普及、鑑賞・発表の場の提供、芸術創造活動の支援、先駆的なアート・プロジェクトの実施、文化プログラムの推進等、多種多様な文化事業を展開するとともに、助成等を通じ様々な芸術文化活動を支援している。

その支援業務として、歴史文化財団は、負担金制度と助成金制度を実施している。負担金制度とは、毎年度採用団体を公募し、審査結果に基づき採択された団体と共催協定を締結し実施する事業であり、助成金制度とは、毎年度採用団体を

公募し、審査結果に基づき採択された団体に対し採択結果に基づき助成金を支出する事業である。これらの制度は、都から歴史文化財団への出えん金を主な財源として、事業採択団体に負担金・助成金を支出している。

歴史文化財団の負担金・助成金制度の令和5年度の予算額と交付額は、以下のとおりである。

表D－1－23 負担金・助成金の予算と交付額（令和5年度）

（単位：円）

事業名	予算額	交付額
都民芸術フェスティバル（負担金）	52,825,000	51,842,000
都民芸術フェスティバル（助成金）	126,020,000	127,001,000
東京芸術文化創造発信助成	210,000,000	196,646,000
芸術文化魅力創出助成	547,000,000	546,228,000
芸術文化による社会支援助成	30,000,000	28,820,000
スタートアップ助成	100,000,000	100,668,000
伝統芸能体験活動助成	10,000,000	10,000,000
ライフウィズアート助成	40,000,000	36,445,000
地域芸術文化活動応援助成	60,000,000	61,510,000
東京ライブ・ステージ応援助成	300,000,000	299,760,000
合計	1,475,845,000	1,458,920,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

（イ）採択に関する審査手続

歴史文化財団は、負担金・助成金の交付に当たって、採択の審査手続を実施しており、その審査では事業ごとに制定された審査基準に従い行うこととされている。

（ウ）実績の評価手続及び予算策定手続

歴史文化財団は、負担金制度と助成金制度について、実績の評価手続及び予算策定手続を以下のように行っている。

まず、年度の事業実績に対して、それぞれ内部評価と外部の有識者で構成する外部評価委員会等による外部評価を行い、事業の評価を行っている。そして、その事業評価を、翌年度以降の事業計画に反映し、必要に応じて都に予算要求を行い、予算を策定している。また、それぞれの内部評価、外部評価を財団本部で集約し、事業統括した結果を都に報告している。

イ 監査の結果

審査基準及び審査結果の資料を閲覧したところ、おおむねの事業が、審査基準に従い審査が行われていることを確認できた。

一方、「東京ライブ・ステージ応援助成」について、東京ライブ・ステージ応援助成審査要領に定められている審査会の審査委員の再審議の取扱いが、実際の採択基準と異なっていることを確認した。

その理由について担当者にヒアリングを実施したところ、東京ライブ・ステージ応援助成審査要領の再審議の取扱いに係る記載が、歴史文化財団が実際に運用する採択基準と異なるものとなっており、東京ライブ・ステージ応援助成審査要領に記載誤りの不備が認められた。

（指摘 6－1）採択基準の改訂について

東京ライブ・ステージ応援助成において、東京ライブ・ステージ応援助成審査要領に定められている審査会の審査委員の再審議の取扱いが、一部、歴史文化財団が実際に運用する採択基準と異なる記載となっていることを確認した。

東京ライブ・ステージ応援助成審査要領は、審査会の委員への採択基準を共有するためのものであり、一般公開していない状況を鑑みて採択基準の詳述は控えるが、東京ライブ・ステージ応援助成審査要領の採択基準に記載誤りが認められることから、実際の運用に合わせて同要領を改訂し、当該不備を是正されたい。

（3）施設の利用料金

ア 概要

歴史文化財団が指定管理者として管理する各文化施設の貸出施設等の利用料は、各施設の条例の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。例えば、東京都美術館においては、東京都美術館条例第4条の別表に以下の金額が掲げられている。

表D－1－24 東京都美術館条例 第4条別表

区分		単位	金額
施設	公募展示室	全階全室一日	912,000 円
		一室一日	76,000 円
	企画展示室	一日	196,880 円
	ギャラリー	全室一日	118,450 円
		一室一日	41,220 円
	搬入出審査室	全室一日	270,000 円
		一室一日	67,500 円
	搬入出倉庫	全室一日	11,700 円
		一室一日	3,900 円
	展覧会事務室	全室一日	49,990 円
		一室一日	4,900 円
	作品収納室	全室一日	40,500 円
		一室一日	4,500 円
	講堂	一日	35,200 円
	スタジオ	全室一日	35,240 円
		一室一日	15,260 円
	ロビー、エントランスホールその他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	一平方メートル一日	100 円
附帯設備		一台、一組、一式又は一キロワット一日	6,400 円

東京都美術館条例より監査人抜粋

また、東京都美術館の運営について必要な事項を定める東京都美術館運営要綱の第5において、東京都美術館条例第4条第2項の規定により、利用料金の額を承認する基準が以下のとおり定められている。

- ①条例の規定に反しないものであること。
- ②原価又は類似の施設の料金と比較して著しく高額又は低額でないこと
- ③料金の区分が合理的であり、必要以上に細分化されるなど利用者にとって複雑なものとなっていないこと。
- ④指定管理者の経営上必要と認められること。

これらを踏まえて、歴史文化財団では東京都美術館利用料金要綱を定め、展示室等の具体的な利用料金を定めている。

表D－1－25 東京都美術館利用料金表

展示室等

区分		単位	金額
展示室	公募展示室	全展示室	全室1日 684,000円
		地階第一展示室	各室1室1日 57,000円
		地階第二展示室	
		地階第三展示室	
		地階第四展示室	
		一階第一展示室	
		一階第二展示室	
		一階第三展示室	
		一階第四展示室	
		二階第一展示室	
		二階第二展示室	
		二階第三展示室	
		二階第四展示室	
	企画展示室	全室1日 147,700円	
ギャラリー	全ギャラリー	全室1日 64,000円	
	ギャラリーA	各室1室1日 22,300円	
	ギャラリーB		
	ギャラリーC		
搬入出作業室	全作業室	全室1日 90,700円	
	第一作業室A	各室1室1日 10,000円	
	第一作業室B		
	第二作業室A		
	第二作業室B		
	第三作業室A		
	第三作業室B		
	第四作業室A		
	第四作業室B		
作品審査室	全審査室	全室1日 49,700円	
	第一審査室	各室1室1日 7,100円	
	第二審査室A		
	第二審査室B		
	第三審査室A		
	第三審査室B		
	第四審査室A		
搬入出倉庫	全倉庫	全室1日 7,300円	
	第一倉庫	各室1室1日 2,900円	
	第二倉庫		
	第三倉庫		
作品収納室	全収納室	全室1日 30,600円	
	地階収納室A	各室1室1日 3,400円	
	地階収納室C		
	一階収納室A		
	一階収納室C		
	二階収納室A		
	二階収納室C	各室1室1日 1,700円	
	地階収納室B1		
	地階収納室B2		
	一階収納室B1		
	一階収納室B2		
	二階収納室B1		
	二階収納室B2		

展示室等

区分		単位	金額
展覧会事務室	全事務室	全室1日	28,800円
	第一事務室	各室1室1日	2,400円
	第二事務室		
	第三事務室		
	第四事務室		
	第五事務室		
	第六事務室		
	第七事務室		
	第八事務室		
	第九事務室		
	第十事務室		
	第十一事務室		
	第十二事務室		
ギャラリー事務室	全事務室	全室1日	6,200円
	ギャラリーA	各室1室1日	2,000円
	ギャラリーB		2,600円
	ギャラリーC		1,600円

講堂・スタジオ等

区分		単位	(新)金額	
講堂		1室	全日	24,300円
			午前	12,200円
			午後	12,200円
スタジオ	スタジオ1	各室1室	全日	7,200円
			午前	3,600円
			午後	3,600円
	スタジオ2		全日	6,900円
			午前	3,500円
			午後	3,500円
	スタジオ3		全日	2,500円
			午前	1,300円
			午後	1,300円
ロビー・エントランス		1㎡	75円	

付帯設備

区分		単位	金額	
展示設備	陳列ケース	各設備1台1日	800円	
	審査台			
	フォークリフト	1台1時間	1,600円	
映写機	プロジェクター	1台	全日	1,600円
			午前	800円
			午後	800円
音響設備	マイクセット	1組	全日	1,600円
			午前	800円
			午後	800円
持ち込み機材 使用電気料		1KW／h	40円	

東京都美術館利用料金要綱より監査人抜粋

イ 監査の結果

歴史文化財団が指定管理者として管理する各文化施設における貸出施設の利用料金については、各施設の条例が定める範囲内において、指定管理者である歴史文化財団が決定している。

利用料金は、いずれも各施設の利用料金要綱により決定したものであるが、歴史文化財団における利用料金の決定プロセスについて担当者にヒアリングを実施したところ、各施設の運営要綱等に基づき、近隣又は競合する施設等の利用料金等を勘案し設定しているが、具体的な積算過程が記載されている文書は残されていないとのことであった。

また、料金の見直しの頻度について同じくヒアリングを実施したところ、定期的な見直し機会は特段設けておらず、利用料金の範囲を定める条例の改正時など必要な都度実施しているとのことであった。

各館の利用料金要綱における料金部分の最終改定は以下のとおりであり、20年近く料金の改定が行われていない館も見受けられる。各館の運営要綱等に基づき、近隣または競合する施設等の利用料金等を勘案し設定しているとのことであるが、文書の保存年限もあり、具体的な算定において勘案した文書は残されていないとのことであり、同一の館で見直しのたび、まちまちな考え方で算定ともなりかねない。

館名称	料金部分の最終改訂
東京都江戸東京博物館	平成 30 年 9 月 1 日
東京都美術館	平成 22 年 4 月 1 日
東京都庭園美術館	令和 3 年 4 月 1 日
東京都写真美術館	平成 14 年 4 月 1 日
東京都現代美術館	平成 25 年 4 月 1 日
東京芸術劇場	平成 24 年 6 月 1 日
東京文化会館	平成 18 年 4 月 1 日

（意見 6－3）利用料金の算定要素について

歴史文化財団が指定管理者として管理運営している各館の貸出施設の利用料金は、いずれも条例が定める範囲内において歴史文化財団が館ごとの利用料金要綱により決定したものである。担当者によると、歴史文化財団における利用料金の決定プロセスは、各館の運営要綱等に基づき、近隣または競合する施設等の利用料金等を勘案し設定しているが、具体的な算定において勘案した文書は残されていないとのことである。

各館の利用料金は、貸出施設の稼働率と歴史文化財団の収益に直結する重要

な要素である。条例の範囲内においてどのような要素を勘案して設定するかという一貫性及び客観性を有する算定の諸条件を定めるとともに、利用料金の決定の際の根拠として必要に応じて改訂しつつ継続して活用することを検討されたい。

（意見 6－4）利用料金の見直しについて

担当者によると、各館の利用料金の見直しの頻度については、定期的な見直し機会は特段設けておらず、利用料金の範囲を定める条例の改正時など必要な都度実施しているとのことである。実態として、20 年近く料金の改定が行われていない館も見受けられる。

条例で定める利用料金の範囲が変更となった場合に見直しを実施することは当然であるが、利用料金の改定を行わないという結果としての判断に至る場合があるとしても、定期的（5 年程度）に利用料金の見直しの機会を設けることを検討されたい。

（4）文化施設の貸会議室等の有効利用

ア 概要

都の文化施設の貸出施設には、ホール等の主要な施設以外に、会議室や応接室、研修室などの施設が存在する。

東京文化会館や東京芸術劇場のホームページを確認すると、貸出施設の利用に当たっては使用団体登録が必要であり、一定の利用制限はあるものの、芸術文化活動を行う団体以外の一般団体も会社等の会議・研修・講座等の目的で利用することができることになっている。会議室については、芸術文化団体は学術・芸術・文化に関する会議等に、一般団体はその他（会社等）の会議・研修・講座等の目的で利用することができる。

令和 5 年度における都の文化施設の貸出実績は、以下のとおりである。なお、東京都江戸東京博物館もホールや会議室などの貸出施設を有するが、令和 5 年度は大規模改修により休館中である。

表D－1－26 文化施設における会議室等貸出実績（令和5年度）

（単位：％）

施設名	貸出施設	稼働率
東京文化会館	大ホール	94.0
	小ホール	85.2
	大会議室	46.7
	中会議室 1	
	中会議室 2	
	小会議室 1	
	小会議室 2	
	応接室 1	
	応接室 2	
東京芸術劇場	大ホール	76.8
	中ホール	99.2
	小ホール 1	97.0
	小ホール 2	97.2
	リハーサル室	63.4
	大会議室	66.8
	小会議室 1	52.5
	小会議室 2	62.7
	小会議室 3	48.9
	小会議室 4	51.0
	小会議室 5	57.8
	小会議室 6	48.0
	小会議室 7	61.0
東京都江戸東京博物館	ホール	大規模改修工事のため休館中
	会議室	
	学習室 1	
	学習室 2	
東京都美術館	公募展示室	97.0
	ギャラリー	99.2
	講堂	51.4
	スタジオ	77.4
東京都現代美術館	講堂	50.8
	研修室	21.3
東京都写真美術館	ホール	71.3
	スタジオ（創作室）	7.6

歴史文化財団作成資料より監査人作成

イ 監査の結果

演劇等を行う公演者への施設貸出を行っている東京文化会館や東京芸術劇場のホールの稼働率は、同施設の指定管理者である歴史文化財団の「令和３年度～８年度指定管理者提案書（事業計画書）」にて目標が定められており、令和５年度の稼働率の実績は、この目標を達成している状況であった。

一方、令和５年度の東京文化会館の会議室・応接室の稼働率は４６．７％、東京芸術劇場の会議室の稼働率は４０％台後半から６０％台前半の範囲であり、同施設のホールと比べて稼働率は低い。その理由について担当者にヒアリングを実施したところ、稼働率が低い理由は以下のとおりである。

（ア）東京文化会館

会議室・応接室は大ホール・小ホールとセットで利用されることが多く、まず３か月前に優先的に芸術文化団体からの申込みを受け付け、抽選を行う。その後、２か月前から抽選に外れた芸術文化団体と一般団体の双方から先着順で受け付けているが、人気のない曜日や時間帯しか選択できなくなってしまうことなどから、稼働率が上がりづらい状況である。

（イ）東京芸術劇場

新型コロナウイルス感染症拡大の対策のため会議室利用に必要な新規団体登録の手続きを中止しており、令和５年５月より再開したが、稼働率は回復していない。オンライン会議が定着し、対面での会議室利用に影響していると思われる。また、大ホール同様に、会議室についても貸出区分が午前・午後・夜間の一日３コマの枠のうち、午後夜間２コマ、午前午後２コマの利用（３コマの内２コマ）が大半を占めているため、稼働率が上がりづらい状況である。

施設の有効利用の観点から、芸術文化団体・一般団体に会議室・応接室の利用が可能であるという情報提供を更に積極的に行い、利用を検討できる門戸を更に拡大することも重要であると考えられる。

この点、担当者にヒアリングを実施したところ、東京文化会館及び東京芸術劇場共にホームページ及び館内案内で周知するほか、東京文化会館ではリーフレットを作成し、館内で配架及び周知を行っているとのことであった。しかし、東京文化会館はＪＲ上野駅近く、また、東京芸術劇場はＪＲ池袋駅近くという立地条件を鑑みると、両館の会議室・応接室の現状の稼働率では、施設が十分有効に使用されているとは必ずしも言えない。

また、一般団体の利用も想定され得るその他の貸出施設のうち、その稼働率が５０％未満となっている東京都現代美術館の研修室は、自館の展覧会関連事業や

教育普及事業などでの使用、及び文化の振興に資する講演会、講座、研究会などの実施のために使用する者に貸出を行う施設であるが、その稼働率の実績は21.3%となっている。担当者にヒアリングを実施したところ、稼働率が低い理由としては、東京都現代美術館は、乗降客の多いターミナル駅付近に立地しておらず、最寄り駅から20分程度の距離があり貸出条件に不利な面があるとの説明であったが、ホームページによれば、確かに東西線木場駅や都営新宿線菊川駅からは徒歩15分であるものの都営バスも使える。また、半蔵門線清澄白河駅からは徒歩9分であった。

なお、東京都写真美術館のスタジオ（創作室）は、自館の展覧会関連事業や教育普及事業などでの使用が中心となり外部への貸出は基本的に行われないことから、他の貸出施設と同様に稼働率をあえて算定するとその実績は7.6%になるとのことであった。

（意見6－5）文化施設の貸会議室等の有効利用について

令和5年度の東京文化会館の会議室・応接室の稼働率は46.7%、東京芸術劇場の会議室の稼働率は40%台後半から60%台前半の範囲と、同施設のホールと比べて稼働率は低い。

担当者によると、東京文化会館及び東京芸術劇場共にホームページ及び館内案内で周知するほか、東京文化会館ではリーフレットを作成し、館内で配架及び周知を行っている状況とのことである。しかしながら、東京文化会館はJR上野駅近く、また、東京芸術劇場はJR池袋駅近くという立地条件を鑑みると、両館の会議室・応接室の現状の稼働率では、施設が十分有効に使用されているとは必ずしも言えない。

また、一般団体の利用も想定され得る東京都現代美術館の研修室の令和5年度の稼働率は21.3%であり、当該施設の稼働率は他の施設と比べて低い状況である。立地条件や使用条件に起因する点があるとしても、十分に施設が利用されているとは必ずしも言えない。

したがって、一般団体も含めた利用者への更なる周知のあり方、受付期間やコマの見直しなど貸出依頼に対する柔軟な対応等を検討し、施設の有効利用に努められたい。

(5) 寄附金等

ア 概要

歴史文化財団は、都の文化施設の活性化のための諸事業の運営費や、文化施設の事業運営費等に充てることを用途として、法人・団体及び個人から寄附や支援を募っている。

具体的な寄附金等の制度は、以下のとおりである。

表D－１－２７ 歴史文化財団における寄附金等の制度

	本部	東京都写真美術館	東京文化会館	東京芸術劇場
寄附金等制度	(個人・法人) 寄附 (個人) オンライン寄附 (法人・個人) 支援金 (大学等) パートナースhip会員校	(法人) 支援会員制度	(法人) オフィシャル・パートナー (個人) 賛助会員制度	(法人) パートナー企業・団体
寄附金等の用途	(1) 当財団が実施する、文化施設活性化のための諸事業の運営費 (2) 当財団が運営する、上記施設の事業運営費 (3) その他、当財団の事業費	支援会費は写真・映像収蔵品を充実させるとともに新進作家の発掘と育成、自主企画展等の充実、国際交流の促進、国内関係先との交流等の活動に充当	(法人) 新たな舞台芸術の創造発信、新進音楽家の発掘、育成など、東京文化会館の様々な主催事業をより充実、発展させるために活用 (個人) (1) 舞台芸術の創造発信拠点として作品を創造し発信する創造発信事業費 (2) 新進・若手音楽家を発掘し、演奏機会を提供する等の支援を行う人材育成事業費 (3) 次世代への音楽文化の継承や社会包摂に係る教育普及事業費 (4) その他、東京文化会館の主催事業費	東京芸術劇場の実施する公益目的事業のうち、下記の用途に使用 (1) 若手アーティスト育成のための事業費 (2) 高校生・学生割引やシニア割引、障害者割引などのサービス実施のための補てん事業費 (3) 地域活性化のためのにぎわい事業費 (4) 教育普及プログラムや人材育成プログラムのための事業費 (5) その他、東京芸術劇場の事業費

歴史文化財団提供資料及び同財団・各文化施設ホームページより監査人作成

表D－1－28 制度ごとの寄附金等の推移

(単位：円)

運営施設	名称	対象	令和３年度	令和４年度	令和５年度
財団本部	寄附（一般）	法人・個人	380,300	1,210,000	1,602,000
	オンライン寄附	個人	176,000	134,000	470,000
	支援金受入制度	法人・個人	1,300,000	1,300,000	950,000
	パートナーシップ会員校	学校	9,200,000	9,712,000	10,716,000
東京都写真美術館	写真映像文化振興支援協議会	法人（寄附）	5,580,000	4,150,000	4,150,000
		法人(協賛金)	65,010,000	61,732,000	58,927,000
東京文化会館	東京文化会館オフィシャル・パートナー（令和２年度～）	法人	4,650,000	10,200,000	13,975,000
	賛助会員制度（令和３年度～※オンライン受付は令和５年度～）	個人	320,000	330,000	1,110,000
東京芸術劇場	東京芸術劇場パートナー企業・団体	法人（寄附）	5,600,000	16,165,250	7,800,000
		法人(協賛金)	11,022,502	11,974,998	12,000,000
合計			103,238,802	116,908,248	111,700,400

歴史文化財団提供資料より監査人作成

なお、歴史文化財団の本部のオンライン寄附では、寄附をする美術館・博物館・劇場等を選択できる。また、東京都現代美術館を通じて館が所管する組織であるトーキョーアーツアンドスペース及び東京都渋谷公園通りギャラリーへの寄附も受け付けている。

表D-1-29 オンライン寄附の寄付先

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財団総務課	54,000	15,000	162,000
東京都江戸東京博物館 (江戸東京たてもの園含)	32,000	23,000	62,000
東京都美術館	30,000	34,000	130,000
東京都庭園美術館	0	6,000	8,000
東京都写真美術館	0	10,000	100,000
東京都現代美術館	20,000	0	2,000
東京文化会館	40,000	6,000	4,000
東京芸術劇場	0	40,000	2,000
合計	176,000	134,000	470,000

歴史文化財団提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

施設別の寄附等の制度の有無や寄附・支援の継続・拡大のためどのような取組を行っているか、担当者にヒアリングを実施した。

まず、施設別の寄附金等の制度については、東京都写真美術館、東京文化会館及び東京芸術劇場は館単位で寄附金等の制度を有し、一定数の寄附・支援を獲得しているものの、その他の館については独自の制度は持たず、財団全体の寄附金等の制度及び取組により実施している状況であった。

また、支援会員や寄附者等による支援の継続・拡大の観点では、財団全体の支援金等の制度及び各館における支援金等の制度や取組について、特段内部的な目標は立てておらず、そのため目標と実績の比較による進捗管理は行われていないと言える。

さらに、寄附金等の利用について、歴史文化財団のホームページや寄附趣意書・支援会員募集要項には以下のように大まかな使途が記載されているものの、具体的な対象事業や成果は、特段事業報告やホームページに記載されていない。

「公益財団法人東京都歴史文化財団 寄附趣意書」(抜粋)

3 寄附金の使途

当財団の実施する公益目的事業のうち、下記の用途に使用させていただきます。

- (1) 当財団が実施する、文化施設活性化のための諸事業の運営費
- (2) 当財団が運営する、上記施設の事業運営費
- (3) その他、当財団の事業費

「東京都写真美術館 支援会員募集要項」(抜粋)

支援会費の主な用途

支援会費は写真・映像収蔵品を充実させるとともに新進作家の発掘と育成、自主企画展等の充実、国際交流の促進、国内関係先との交流等の活動に充当させていただきます。

(意見 6－6) 各館への支援等の継続・拡大について

東京都写真美術館、東京文化会館及び東京芸術劇場は館単位で寄附金や支援金の制度を有し、一定数の寄付・支援を獲得しているものの、その他の館については独自の寄附金・支援金の制度及び取組は持たず、歴史文化財団全体の寄附金・支援金の制度及び取組により実施している状況であった。

現行の財団本部を介した寄附の仕組みは、一元的な管理による効率性といった利点はあるものの、寄附・支援と館単位の事業のつながりが必ずしも明確でなく、寄附者・支援者の共感を得にくいことが課題と言える。

また、寄附金・支援金の利用については、歴史文化財団のホームページや寄附趣意書・支援会員募集要項に大まかな用途が記載されているものの、具体的な対象事業や成果は、特段事業報告や財団ホームページに記載されていない。

寄附金・支援金がどのように利用され、具体的な事業や成果につながったかを確認できることは、寄附者・支援者が継続的な支援を行う上で重要である。

したがって、寄附・支援と館単位の事業のつながりをより明確にするとともに、具体的な対象事業やその成果について事業報告や財団ホームページに記載するなど、支援者の共感を得て支援等の継続・拡大につながる取組を検討されたい。

(意見 6－7) 支援等の取組に関する目標管理について

歴史文化財団における支援等の取組について、支援会員等による支援の継続・支援の拡大の観点では特段内部的な目標は立てておらず、そのため目標と実績の比較による進捗管理も行われていない。

支援等の継続・拡大に係る内部目標を定め、進捗管理を実行することを検討されたい。

3 歴史文化財団の事務執行

(1) 物品管理

ア 概要

都の文化施設には、都からの委託品や指定管理料により購入した物品（以下「保全物品」という。）及び歴史文化財団が指定管理料以外で独自に購入した物品（以下「持込物品」という。）が存在する。

保全物品は毎年度、保全物品一覧表に基づいて物品の使用状況を調査（照合）し、調査日を記載して物品管理責任者の記名、押印したものの写しを都へ提出することとなっている。

持込物品は固定資産及び物品があり、公益財団法人東京都歴史文化財団財産管理規程において、固定資産については第 15 条に基づき毎会計年度 1 回以上、物品については第 25 条に基づき毎会計年度末（什器備品について毎会計年度末又は随時）に現物照合を実施するとともに、帳票と現物の照合確認を実施しなければならない旨を定めている。

また、歴史文化財団が所有する財産の取得・管理・処分及び物品の管理事務については、同規程第 27 条にて財団の財産及び物品の使用状況についての検査に係る定めがあり、固定資産・物品の有無に加えて、実際の使用状況についても確認する内容となっている。

イ 監査の結果

公益財団法人東京都歴史文化財団財産管理規程第 27 条によると、歴史文化財団の財産及び物品の検査において、総務部長による検査員の任命及び立会人の指名、検査員による検査報告書の作成と総務部長への報告が求められている。

令和 5 年度の財産及び物品の検査に関して、総務部長による検査人の任命及び立会人の指定が確認できる資料、検査報告書の有無を確認したところ、いずれも確認できなかった。

（指摘 6－2）検査員による財産及び物品の検査について

公益財団法人東京都歴史文化財団財産管理規程第 27 条に基づき、歴史文化財団の財産及び物品の使用状況について毎会計年度 1 回以上検査を実施すべきところ、同規定に定められている総務部長による検査員の任命及び立会人の指名がなされておらず、検査員による検査報告書の作成及び総務部長への報告がなされていなかった。

公益財団法人東京都歴史文化財団財産管理規程第 27 条の定めに準拠した検査を実施されたい。

Ⅱ 公益財団法人東京都交響楽団について

1 都響の事業

(1) 都響の演奏会事業

ア 概要

(ア) 自主公演

都響は、自ら主催する自主公演を主たる事業としている。令和5年度における自主公演の実績は、以下のとおりである。

表D-2-1 令和5年度自主公演の実績

演奏会名	演奏回数	入場者数	入場料収益	備考
定期演奏会	24 回	38,677 人	178,883 千円	【会員数】 Aシリーズ 754 席 東京文化会館 8 回 Bシリーズ 1,134 席 サントリーホール 8 回 Cシリーズ 861 席 東京芸術劇場 8 回
プロムナードコンサート	5 回	8,748 人	40,334 千円	【会員数】 827 席 サントリーホール 5 回
特別演奏会	11 回	16,998 人	99,140 千円	〈都響スペシャル〉 サントリーホール 3 回 東京文化会館 1 回 東京芸術劇場 1 回 〈第九〉 すみだトリフォニーホール 1 回 東京文化会館 1 回 サントリーホール 1 回 〈八王子シリーズ〉 J:COM ホール八王子 1 回 〈その他〉 名古屋特別公演 1 回 大阪特別公演 1 回
合計	40 回	64,423 人	318,357 千円	

都響提供資料、事業報告書・財務諸表より監査人作成

自主公演のうち、定期演奏会及びプロムナードコンサートを対象として、会員券制度が設けられている。これは、シリーズ全公演を一括で購入することで、定期A・B・C会員は1回券の定価より約37%割引、プロムナードメンバーズは1回券の定価より約30%割引という価格面の優遇に加え、都合のつかない公演を発売中の他の公演に振り替える日程振替サービスや、年間を通じた同一の指定席、都響の主催公演の1回券を一般販売に比して先行かつ割引価格で購入可能といった特典が設けられている。

会員券を購入した定期会員数の直近５年間の推移は、以下のとおりである。

表D－２－２ 定期会員数の推移（直近５年）

（単位：席）

シリーズ名	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期演奏会A	1,141	1,001	新型コロナウイルス感染症の影響で、会員券の継続手続、新規入会を休止	761	754
定期演奏会B	1,275	1,257		985	1,134
定期演奏会C	960	936		823	861
プロムナードコンサート	1,043	909		765	827
合計	4,419	4,103		3,334	3,576

都響提供資料より監査人作成

（イ）依頼公演

都響は、自主公演や他団体との共催・提携公演とは別に、地方公共団体や文化振興団体等からの依頼を受けてオーケストラを派遣する依頼公演を事業としている。令和５年度の依頼公演の実績は、以下のとおりである。

表D－２－３ 令和５年度依頼公演の実績

演奏回数	入場者数	事業収益
31回	37,892人	120,873千円

都響提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

（ア）自主公演における定期会員数

自主公演における定期会員数は、各シリーズにおいて年間の参加者数が確保されるため、安定的な入場者数と入場料収益の確保につながる一方、１回券の単価と比較すると割引がなされているため、利益の確保という観点も考慮して会員数と割引率のバランスとして適切な水準が求められる。

適切な定期会員数の水準について担当者にヒアリングを実施したところ、定期演奏会の最大収容人数と定期会員数の関係により試算可能とのことであり、その試算結果は監査人に提示された（事業活動への影響を踏まえて本報告書で試算結果の具体を記載することは控える）。定期会員券の継続手続・新規入会の休止があった新型コロナウイルス感染症の影響後、都響の定期会員の獲得努力の継続により定期会員数は増加傾向にあり、今回の監査を通じて試算された定期会員数の水準についても中長期的に達成を目指すとのことであった。

また、割引率については、頻繁に改定するものではなく、平成 28 年度に現行の 37%に変更以降は改定していないが、公演ごとにチケット料金を設定することにより、世の中の物価等を反映しているとのことであった。

都響の活動理念「最高の音楽を都民に、そして世界へ」を考慮すると、必ずしも自主公演の入場者数及び売上の最大化が至上命題とはならないものの、活動方針に記載のある「低廉なチケット価格で質の高い演奏をより多くの人々へ届け続ける」という使命を果たす上では、定期会員数の安定的な増加は重要であると言える。そのためにも、都響は、今回の監査を通じて試算された定期会員数の水準を法人内で引継書等により残し、その水準の達成を中長期的に目指すべきと考える。

（意見 7－1）定期会員数について

都響の活動理念である「最高の音楽を都民に、そして世界へ」を考慮すると、必ずしも自主公演の入場者数及び売上の最大化が至上命題とはならないものの、活動方針に記載のある「低廉なチケット価格で質の高い演奏をより多くの人々へ届け続ける」という使命を果たす上では、定期会員数の安定的な増加は重要であると言える。

適切な定期会員数の水準は、定期演奏会の最大収容人数と定期会員数の関係により試算可能とのことであるため、適切な定期会員数の水準の試算結果を法人内で引継書等により残し、その水準の達成を中長期的に目指されたい。

（イ）依頼公演の単価

依頼公演については、チケット料金に入場者数を乗じて収入が算出される自主公演等とは異なり、オーケストラ派遣に係る標準単価が定められており、そこに交通費等の実費を加えて請求がなされる。

標準単価の具体的な数値については、事業活動への影響を踏まえて本報告書で記載することは控えるが、単価の設定は依頼公演の回数や事業収益に直結するため、その算定方法や見直しの頻度は合理性や有効性の観点から重要となる。また、都との共同事業等における演奏負担金や、ひいては運営費補助金の積算にも影響を与える可能性もある。この点、単価の設定に関して当初の設定根拠や見直しの頻度、現在の価格水準に対する見解について、担当者にヒアリングを実施した。

まず、金額の設定根拠については、平均的な編成のオーケストラによる演奏を想定して設定しており、それを基に交通費や楽器運搬費等の追加経費を積み上げているとのことであったが、現在の標準単価の設定当初の具体的な金額の積算過程は確認できなかった。

また、見直しの頻度については、依頼公演等を安定的に受注することができなくなってしまうおそれがあるため、出演料の改定は慎重に検討すべきものであると考えており、楽団全体の収支を検討するに当たっては、出演料の単価を変動させることよりも、依頼公演の回数や定期公演における入場者数を増やすことを重視しているとのことであり、定期的な見直しの機会は特段設けていないとのことであった。

さらに、現在の価格水準に対する見解としては、設立趣意書における「楽団は、都民にできるだけ低廉な料金でより多数に演奏を公開し、積極的に音楽の普及をはかる。」を踏まえた適当な額であると認識しているとのことであった。

上記の回答を踏まえ、現在の標準単価の水準について、各依頼公演における原価との比較を実施したところ、原価分を回収する出演料を得ており、直ちに出演料を改定する必要はないとも考えられる。

しかし、現在の経済環境における人件費や原価の高騰を踏まえると、今後も同様に原価を回収できるとは限らず、他のオーケストラ団体でも出演料の見直しが行われる可能性があると考えられる。

そういった中で、依頼公演に係る標準単価を適切な水準に保つ上では、各公演の原価率を踏まえ、各依頼公演及び全体収支における依頼公演による収益が適正規模かを定期的に確認する必要があると考えられる。

（意見 7－2）依頼公演の標準単価について

担当者によると、依頼公演の標準単価は、平均的な編成のオーケストラによる演奏を想定して設定されており、それを基に交通費や楽器運搬費等の追加経費を積み上げているとのことであるが、現在の標準単価について設定当初の具体的な金額の積算過程は確認できなかった。また、依頼公演の標準単価の見直しの頻度については、定期的な見直しの機会は特段設けていないとのことであった。

依頼公演の標準単価は、収益に直結する重要な要素であり、都との共同事業等における演奏負担金や、ひいては運営費補助金の積算にも影響を与える可能性もある。依頼公演の安定的な受注のために標準単価の改定は慎重に検討すべきものである一方で、現在の経済環境における人件費や原価の高騰を踏まえると、今後も同様に原価を回収できるとは限らず、他のオーケストラ団体でも出演料の見直しが行われる可能性があると考えられる。

したがって、依頼公演に係る標準単価を適切な水準に保つため、各依頼公演の原価率を踏まえ、各依頼公演及び全体収支における依頼公演による収益が適正規模かを定期的に確認されたい。

（２）中期経営計画

ア 概要

都響は、都の政策連携団体として、都の東京文化戦略 2030 と綿密な連携を図りながら、中期経営計画「都響 2022→2025 最高の音楽を都民に、そして世界へ～一層、人々に必要とされ、愛されるオーケストラを目指して～」を定め、楽団の 60 周年（2025 年）に向けて、音楽芸術の普及向上と教育活動や社会貢献を通じ、人々に必要とされ、愛されるオーケストラを目指して経営を行っている。

イ 監査の結果

都の東京文化戦略 2030 で掲げられている 4 つの戦略のうち、戦略 2 では「芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす～人々をインスパイアする～」が掲げられており、この戦略を実行するための推進プロジェクトとして、「アート&エンターテインメント・プロジェクト」では、「TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL（サラダ音楽祭）」の施策がある。

この「アート&エンターテインメント・プロジェクト」の「TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL（サラダ音楽祭）」は、「Sing and Listen and Dance～歌う！聴く！踊る！」をコンセプトに都響と東京芸術劇場を中心とした実行委員会の下、民間企業等と連携して誰もが楽しめる音楽祭を開催し、ファミリー・子供向け音楽企画や、障害のある方も一緒に鑑賞できるコンサートに、都響の楽員と子供たちの合同演奏や演奏指導などを実施し、多様性と調和（社会的包摂）の推進・次世代育成を目指すオリンピックレガシー事業として展開し、また、地域コミュニティ等と連携し、多摩や島しょでも地域差なく音楽に触れられる機会を提供するものである。

ここで、都響の中期経営計画の活動方針に「サラダ音楽祭の開催」の施策は掲げられているが、東京文化戦略 2030 の「アート&エンターテインメント・プロジェクト」と直接つながっていることは、明示的な記述としては確認できなかった。

一方、東京文化戦略 2030 では、4 つの戦略の進捗度合いを確認し、戦略を実行するための 10 の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標として K P I（重要業績評価指標）が設定されている。

そこで、中期経営計画と都の東京文化戦略 2030 の「アート&エンターテインメント・プロジェクト」の関係性について担当者にヒアリングを実施したところ、都の「アート&エンターテインメント・プロジェクト」の「TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL（サラダ音楽祭）」の施策については、都響の中期経営計画の活動方針に当該施策は反映しているが、東京文化戦略 2030 の「アート&エンターテイン

メント・プロジェクト」の関係性は明記していないとのことであった。

（意見 7－3）中期経営計画への東京文化戦略 2030 のプロジェクト内容の反映について

都響は、都の政策連携団体として、都の東京文化戦略 2030 の戦略及び戦略実行のための推進プロジェクトと連携した経営を展開している。

都の東京文化戦略 2030 で掲げられている 4 つの戦略のうち、戦略 2 で掲げられている「芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす～人々をインスパイアする～」の戦略を実行するための推進プロジェクトの「アート&エンターテインメント・プロジェクト」には、「TOKYO MET SaLaD MUSIC FESTIVAL（サラダ音楽祭）」の施策があり、都響の役割に言及されている。

しかし、都響の中期経営計画の活動方針には当該施策の記載はあるものの、東京文化戦略 2030 の「アート&エンターテインメント・プロジェクト」の直接的な関係性は明記されていない。

一方、東京文化戦略 2030 では、4 つの戦略の進捗度合いを確認し、戦略を実行するための 10 の推進プロジェクトの施策の評価や見直しに反映するため、目標の達成度合いを計測・監視するための定量的な指標として K P I（重要業績評価指標）が設定されており、都響の経営は、当該 K P I に影響を与える。

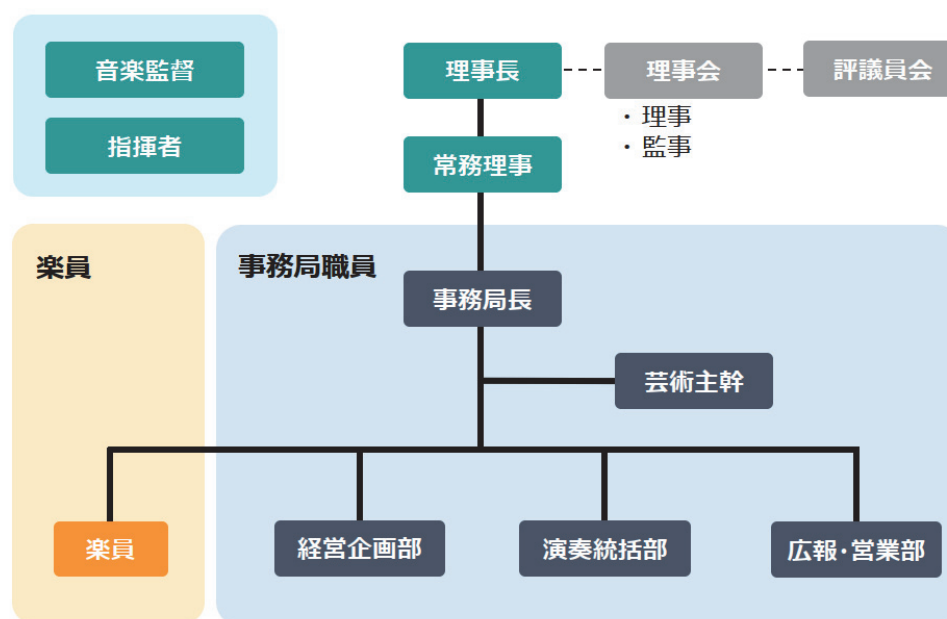
したがって、東京文化戦略 2030 の K P I に都響の経営が影響しているとの認識の下、都響の中期経営計画において、都の東京文化戦略 2030 における都響の具体的な役割を明記し、都と更なる綿密な連携を行い、適切に経営を進めることを検討されたい。

(3) 都響のリスク管理とガバナンス体制

ア 概要

都響の組織図は、以下のとおりである。

図D－2－1 都響 組織図



都響提供資料より監査人抜粋

都響の組織上、ガバナンスの責任者として監事が置かれている。監事の職務及び権限は定款第23条に定められており、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。」、「監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」とされている。現在、監事は2名で、いずれも非常勤となっている。監事による監査としては、理事会等への出席のほか、期末時における決算報告・事業報告の場で質疑応答等が行われているとのことである。なお、都響は、業務執行や会計処理に関して疑義が生じた場合は、都度、監事に相談を行っているとのことである。

また、公益法人では、原則として会計監査人を置くことが定められているが、以下のいずれにも該当しない法人は、この限りではない（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号ただし書き、同法施行令第6条）。

- ・収益の額が1,000億円以上
- ・費用及び損失の額の合計額が1,000億円以上
- ・負債の額が50億円以上

都響は上記のいずれにも該当しないため、会計監査人を設置しておらず、監査法人・公認会計士による外部監査は受けていない。また、内部監査部署は設置されておらず、内部監査は行われていない。

なお、法人の税務に関しては、税理士と顧問契約を締結しており、税金計算を委嘱している。また、顧問業務の範囲内で会計処理の相談等は実施している。

イ 監査の結果

現状、都響において非常勤の監事による監査は実施されているものの、内部監査部署の設置を含め、各担当者・各部署の業務を独立した立場で点検しリスク管理する体制は構築されていない。

法人におけるリスク管理・ガバナンス体制においては、各担当者・各部署とは独立した立場で業務の適正性を点検する機能が一般的に重要視され、業務上のリスク低減と不祥事の防止にとどまらず、業務の有効性・効率性の向上や経営目標の達成にも寄与するものと考えられる。

上記の観点から、現状のリスク管理・ガバナンス体制について担当者にヒアリングを実施したところ、監事監査等により適切な監視体制は構築されていると考えているが、リスク管理やガバナンス強化の観点から、内部における点検体制の構築を検討するとのことであった。

（意見 7－4）リスク管理・ガバナンス体制について

都響において、非常勤の監事による監査は実施されているものの、内部監査部署の設置を含め、各担当者・各部署の業務を独立した立場で点検しリスク管理する体制は構築されていない。

法人におけるリスク管理・ガバナンス体制においては、各担当者・各部署とは独立した立場で業務の適正性を点検する機能が一般的に重要視され、業務上のリスク低減と不祥事の防止にとどまらず、業務の有効性・効率性の向上や経営目標の達成にも寄与するものと考えられる。

したがって、都響内において各担当者・各部署の業務を独立した立場で点検しリスク管理する体制を構築することを検討されたい。

（４）特定資産の積立て

ア 概要

公益法人における特定資産については、内閣府公益認定等委員会が定める「公益法人会計基準注解」の注４の３において、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする」と定義されている。

公益法人は、収益事業等から生じた利益の 50%を公益目的事業財産に繰り入れる必要があることから（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 18 条第 4 号、同法施行規則第 24 条）、特定資産は当該利益（一般正味財産）と対応させて積み立てられることが多い。

日本公認会計士協会が定める「公益法人会計基準に関する実務指針」によると、「一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、特定の負債の支払いに充てるために、対応する負債を限度として、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。」と例示されている。

また、同指針では、特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。

- ・ 目的
- ・ 積立ての方法
- ・ 目的取崩の要件
- ・ 目的外取崩の要件
- ・ 運用方法
- ・ その他

都響は、令和 5 年度末において以下の特定資産を計上している。

表D－2－4 特定資産の残高とその財源（令和5年度末）

（単位：円）

科目	令和5年度末残高	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
退職給付引当資産	108,763,820	—	108,763,820
減価償却引当資産	27,000,000	27,000,000	—
2025 年海外公演準備積立資産	170,000,000	170,000,000	—
楽器購入資金積立資産	6,000,000	6,000,000	—
楽器運搬トラック購入資金 積立資産	20,000,000	20,000,000	—
練習環境確保準備積立資産	10,000,000	10,000,000	—
執務環境整備積立資産	180,000,000	180,000,000	—
合計	521,763,820	413,000,000	108,763,820

都響財務諸表より監査人作成

イ 監査の結果

特定資産については、「公益法人会計基準に関する実務指針」に記載のとおり、取扱要領に基づいて適切な積立てや取崩しが行われていることが財産の有効活用の面で重要となる。

また、都響は、都の政策連携団体として、東京都文化戦略 2030 といった各種文化戦略の一翼を担うものであり、運営費補助金も経常費用の 50%を超える規模で受領している。

こうした都の文化政策としての公共性・公平性の観点からも、留保金の活用については、より透明性や有効性が求められると考えられる。

上記の観点から、各特定資産の要領及び積立て・取崩しの計画について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

練習環境確保準備積立資産についての概要は以下のとおりであり、積立上限額と積立額・取崩額の計画を比較すると、リハーサル経費が 259 百万円に対して、積立額は計画額で 90 百万円となっている。

表D－2－5 練習環境確保準備積立資産の概要（令和5年度末時点）

内容	・ 楽団が現在練習拠点として使用している東京文化会館内リハーサル室について、2026 年度から一時的に使用できなくなる見込みであるため、必要な練習環境を確保するための積立てを行う。 ・ 期間は3 年を想定
積立上限額	当該期間中のリハーサルは、主にホール等の施設を使用し実施 リハーサル経費：259 百万円（積立上限額） （施設使用料、通勤手当区域外交通費、その他経費）
積立額・取崩額の計画	積立額合計 90 百万円 ・ 2023 年度 10 百万円 積立（今回の積立額） ・ 2024 年度 40 百万円 積立（積立予定額） ・ 2025 年度 40 百万円 積立（積立予定額） ・ 2026 年度 40 百万円 取崩、事業実施 ・ 2027 年度 45 百万円 取崩、事業実施 ・ 2028 年度 5 百万円 取崩、事業実施

都響提供資料より監査人作成

積立上限額まで必ず積立てがなされるべきというものではないが、リハーサル経費として想定される費用に対して計画されている積立額は半分にも満たないため、事業の実施に際して十分な資金的な裏付けがなされるかに疑問が残る。

また、令和5年度の一般正味財産増減額、すなわち都響の利益は3百万円程度、令和6年度の積立計画が40百万円のところ予算では31百万円の赤字となっており、積立てを計画的に実施できるかという点も検討する必要がある。

（意見7－5）練習環境確保準備積立資産について

練習環境確保準備積立資産の積立上限額と積立額・取崩額の計画を比較すると、リハーサル経費が259百万円に対して、積立額は計画額で90百万円となっている。上限額まで必ず積立てがなされるべきというものではないが、リハーサル経費として想定される費用に対して計画されている積立額は半分にも満たないため、事業の実施に際して十分な資金的な裏付けがなされるかに疑問が残る。

また、令和5年度の一般正味財産増減額、すなわち都響の利益は3百万円程度、令和6年度の積立計画が40百万円のところ予算では31百万円の赤字となっており、積立てを計画的に実施できるかという点も検討する必要がある。

積立ての目的である練習場の確保費用は、東京文化会館の改修に伴い確実に必要となることが見込まれることから、積立計画について予算等との比較の中で実現可能なものとなるよう、都と連携した運営費補助金の増額等による積立財源の確保の選択肢も含め、事業のために必要となる積立額や各年度の積立額・取崩額を再検討されたい。

2 都響の事務執行

(1) 楽器購入資金貸付金

ア 概要

都響は、公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程に基づき、楽員に対して楽器購入資金貸付事業を実施している。楽員が演奏の質に見合った高価な楽器を取得するため、低利で資金を貸し付けることによって楽器取得を支援し、もって音楽芸術普及活動をサポートするための事業である。

楽器購入資金貸付を受けている楽員は10名であり、貸付金額は合計3,950万円、令和5年度末の貸付金残高は合計1,727万円である。

同規程第5条によると、申込人の要件は、3か月以上欠勤していないこと、本給その他の給与を譲渡し、又は差し押さえられていないこと、既に楽器購入資金貸付を受けていないこととしている。また、同規程第9条において、楽器購入資金貸付金の未返済者である同一の楽員に対して、複数貸付は認められていないことが定められている。

イ 監査の結果

(ア) 同一楽員に対する複数貸付

楽員への楽器購入資金の貸付が、公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程に準拠して適切に実施されているか、都響の貸付金償還表から10名分への貸付（計12件）の令和5年度末時点の貸付状況を確認した。

その結果、以下のとおり、同一楽員に対する複数貸付が4件（2名分）検出されたことから、複数貸付の審査状況を確認するため、楽器購入資金の貸付に係る書類を閲覧し、また、同一楽員に対する複数貸付が承認された理由について担当者にヒアリングを実施した。

表D-2-6 楽器購入資金貸付金の貸付状況について

氏名	楽器	貸付金額	貸付年度	償還終了予定年度
A氏	弦楽器の弓	250万円	2006年度	2026年度
	弦楽器	500万円	2006年度	2026年度
B氏	弦楽器の弓	310万円	2004年度	2024年度
	弦楽器の弓	250万円	2010年度	2030年度

都響提供資料より監査人作成

同一の楽員に対する複数貸付は、通常の貸付と同様の方法・内容にて貸付の起案及び審査が行われ、貸付の承認がなされていた。

A氏への貸付については、弦楽器と弓のセットであり、一体で演奏するもので

あること、B氏への貸付については、楽員の特性に見合った楽器が常に市場に出回っているわけではなく、その時点で購入する必要性があったことが、同一の楽員に対する複数貸付を行った理由であった。

（指摘 7－1）楽器購入資金貸付金の同一楽員に対する複数貸付について

公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程では、同一楽員に対する複数貸付は認められていないが、楽器購入資金貸付金の未返済者（同一楽員）に対して複数貸付が行われていた。

同一楽員に対する複数貸付を承認した理由（弦楽器と弓のセット購入の必要性、演奏者のレベルに合う楽器の購入機会の逸失を防ぐ必要性）については一定程度理解できるものの、自ら定めた同規程に準拠できていない。

同規程に準拠して、楽器購入資金貸付金の未返済者である同一楽員に対しては複数貸付を認めない現行規定を徹底するか、あるいは、複数貸付の必要性及び複数貸付の償還の安全性を鑑みて、当該規程を改訂し複数貸付を認める定めを反映するか検討されたい。

（イ）貸付手続

楽員への楽器購入資金の貸付手続として、公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程第 15 条にて「借受人が貸付金の償還を完了したときは、直ちに借用証書を返還するものとする。」と借用書の返還が定められている。

同規程に基づき貸付手続が行われているか貸付手続に関する資料を閲覧したところ、都響で保管している借用書において、①償還済みの貸付金の借用書の借受人への未返還、②借用書の貸付日の誤り、③借用書の利率・貸付日の記載欄が空欄といった事項を検出した。

（指摘 7－2）楽器購入資金貸付金の借用書の不備について

公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程に基づき貸付手続が行われているか資料を閲覧したところ、都響で保管している借用書において、①償還済みの貸付金の借用書の借受人への未返還、②借用書の貸付日の誤り、③借用書の利率・貸付日の記載欄が空欄といった事項を検出した。

同規程第 15 条にて「借受人が貸付金の償還を完了したときは、直ちに借用証書を返還するものとする。」と定められており、借受人が貸付金の償還を完了した際、直ちに借用書を借受人に返還しなければならないが、都響の本部事務所内に償還済みの貸付金の借用書が保管されていた。

したがって、規程に準拠し、償還済みの貸付金の借用書は直ちに借受人に返還されたい。

加えて、借用書は、借受人が都響に対して将来の弁済を約束するために交付する書類であり、借受人の返済が滞った場合において返還を要求する際の重要な証拠書類である。また、借用書に記載漏れや不備があった場合は、貸借当事者間で貸借条件等の認識相違により紛争が生じるおそれがある。そのため、借用書の取扱いや記載事項の誤り・漏れをチェックするための確認項目リストを作成するなど、借用書の取扱いや記載の不備を防止又は発見する体制を整備及び運用されたい。

（２）物品の現物管理

ア 概要

都響の本部は、東京文化会館に所在しており、事務所のほか、楽員の演奏の練習場として、東京文化会館内のリハーサル室を使用している。このような状況から、東京文化会館内には、都の所有品及び都響が所有する物品が存在する。

都の所有品には、都の所有物であることを示すための整理番号等が記載されたラベルが貼付されており、東京文化会館の指定管理者である歴史文化財団が、毎年度、使用状況を調査している。

一方、都響が所有する物品のうち、楽器及び備品（楽器以外のもので、耐用年数が１年以上、かつ、取得価額が１０万円以上の財産。以下「備品等」という。）については、公益財団法人東京都交響楽団備品等管理規程第９条に基づき、取得した際に整理番号等を記載したラベルを貼付し、備品等管理台帳に登録しなければならないとされている。また、同規程第１８条に基づき、毎年度末に備品等管理台帳と現物とを審査照合し、その結果を備品等管理責任者に報告しなければならないとされている。

このように、東京文化会館内に所在する物品は、都と都響とで所有者が異なり、これらの物品については明確に所有者を区別した上で適切な管理を行うことが求められている。

イ 監査の結果

東京文化会館への視察の際、東京文化会館内の大リハーサル室にある都響の備品等の管理状況を検証するため、現物と備品等管理台帳との照合を実施した。

大リハーサル室には、都の所有品と都響の備品等が保管されていたが、都の所有品にはラベルが貼付されていた一方で、都響の備品等のうち、ラベルが貼付されていない備品等（コントラバスケースやティンパニ用椅子など）が確認された。

公益財団法人東京都交響楽団備品等管理規程第９条ただし書きには、ラベルの貼付を省略することが認められる例外規定がある。そこで、例外規定の適用について担当者にヒアリングを実施したところ、例外規定の適用はラベルの貼付

により資産性を損なうものが対象であり、基本的に楽器を想定しているとのことであった。

視察時に現物照合を行った都響の備品等（コントラバスクースやティンパニ用椅子など）は、ラベルの貼付により資産性を損なうものではないと考えられ、ラベルを貼付すべきであると考えられる。

（指摘 7－3）備品等に係るラベル管理について

都響が所有する物品のうち、楽器及び備品（楽器以外のもので、耐用年数が1年以上、かつ、取得価額が10万円以上の財産。以下「備品等」という。）については、公益財団法人東京都交響楽団備品等管理規程第9条に基づき、取得した際に整理番号等を記載したラベルを貼付し、備品等管理台帳に登録しなければならないとされている。また、同規程第18条に基づき、毎年度末に備品等管理台帳と現物とを審査照合し、その結果を備品等管理責任者に報告しなければならないとされている。

しかしながら、東京文化会館内の大リハーサル室に保管されている都響の備品等のうち、ラベルが貼付されていない備品等（コントラバスクースやティンパニ用椅子など）が確認された。備品等にラベルが貼付されていなければ、所有者を識別できず、誤って撤去される等の紛失リスクが高まるほか、備品等管理台帳との紐付きが担保できず、紛失事実気付かないおそれや、都響の決算書に紛失した備品等が計上され続けてしまうおそれもある。

したがって、同規程第9条に基づき、東京文化会館内の大リハーサル室に保管されている都響の備品等のうち、ラベルが貼付されておらず、かつ、ラベルの貼付により資産性を損なうものではない備品等（コントラバスクースやティンパニ用椅子など）に対し、ラベルを貼付し、備品等の管理を適切に行われたい。

（3）有償配布用CD等の管理

ア 概要

都響は、令和5年度末時点で商品を1.5百万円分保有している。

この商品の内容は、都響の演奏が収録されたCD及びDVDであり、楽員・職員への有償配布用として保管され、公益財団法人東京都交響楽団CD等管理実施要領により在庫管理を行っている。

同要領によると、楽員・職員への有償配布用のCD及びDVDを「商品CD」として年度末に棚卸表を作成し、保有している商品CDは、10年を目安として滞留在庫として認識し、棚卸資産滞留一覧表及び報告書を作成の上、保管・処分の方針を検討することとなっている。

イ 監査の結果

有償配布用CDの長期滞留在庫の検討・報告が、公益財団法人東京都交響楽団CD等管理実施要領に従い運用されていることを確かめるため、同要領第6条に定める棚卸資産滞留一覧表及び報告書の令和5年度における作成状況について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

棚卸資産滞留一覧表は、「CD及びDVD在庫表」として作成されており、都響内で滞留状況を把握している。一方で、報告書は作成されておらず、「CD及びDVD在庫表」に記載の発売年月日に基づく滞留状況を確認する運用にとどまっていた。

なお、有償配布用CDの廃棄処分の実績としては、過去に一度実施したことがあるのみで、直近年度で廃棄処分は実施していないとのことであった。

（指摘7－4）滞留在庫に関する報告書について

公益財団法人東京都交響楽団CD等管理実施要領第6条では、滞留在庫になっている有償配布用のCD及びDVDについて、棚卸資産滞留一覧表及び報告書を作成の上、保管・処分の方針を検討する定めとなっている。

しかしながら、令和5年度末の有償配布用のCD及びDVDの在庫に対して、報告書は作成されていない。

販売用のCD及びDVDの滞留在庫に関する報告書は、滞留在庫の保管・処分の方針について組織内の判断を確定させるために必要であり、会計上も棚卸資産の評価損の計上を判断するための基礎となることから、要領に基づき速やかに報告書を作成されたい。

（4）公演案内のチラシ

ア 概要

都響は、公演ごとに都民へ公演を案内するためのチラシを作成している。令和5年度は、年間累計として688,200枚のチラシを発行し、その印刷費の合計額は3,787,626円である。

イ 監査の結果

印刷部数の決定方法について担当者にヒアリングを実施したところ、公演ごとの入場者数見込みや過去の公演のチラシの廃棄実績を参考にしており、いずれの公演においても、廃棄数が印刷部数の1%以下に収まるよう努めているとのことであったが、一方で、公演ごとのチラシの廃棄実績については、概数は把握しているものの、記録は残っておらず、精緻な個別管理ができていない状況であった。

（意見 7－6）公演案内のチラシの部数管理について

都響は、公演ごとの都民へ公演を案内するためのチラシの印刷枚数を、入場者数見込みや過去の公演のチラシの廃棄実績を参考にして、廃棄数が印刷部数の 1 % 以下に収まるよう努めているとのことである。しかし、公演ごとのチラシの廃棄実績については、概数は把握しているものの、記録は残っておらず、精緻な個別管理ができていない。

公演の案内用チラシの廃棄分の印刷費は、経費ロスになるため、できるだけ廃棄数を少なくすることが望ましい。

したがって、チラシの印刷に当たっての適正部数を把握するため、チラシの廃棄数は公演ごとに管理されたい。

Ⅲ 公益財団法人東京都つながり創生財団について

(1) 経営計画の策定

ア 概要

つながり創生財団は、東京都において多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人と人のつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを事業目的としている。当事業目的の達成に当たっては、その特徴から、中長期的な視点で事業を展開する必要がある。

この点、つながり創生財団の事業計画として取りまとめられたものとして、「経営改革プラン」、「T O K Y O 政策評価・事業評価・グループ連携事業評価見える化ボードグループ連携事業評価」、「事業計画」を公表している。

経営改革プランは、総務局が主導し、政策連携団体が経営改革に資する取組を3か年計画（令和3年度から令和5年度）としてまとめたものである。大きく4つの戦略を掲げており、戦略ごとに数値目標が掲げられている。

T O K Y O 政策評価・事業評価・グループ連携事業評価見える化ボードグループ連携事業評価は、財務局が主管しており、政策連携団体が実施している事業について、都の施策目標につながる協働目標を設定し、有識者意見を踏まえて具体的な事業の見直しの方向性を評価しているものであり、毎年度目標設定が行われている。

事業計画は、毎年度つながり創生財団が独自に作成し公表している。

経営改革プランは表D-3-1、令和5年度のT O K Y O 政策評価・事業評価・グループ連携事業評価見える化ボードグループ連携事業評価は表D-3-2、令和5年度の事業計画は表D-3-3のとおりである。

表D-3-1 経営改革プラン（令和3年度～令和5年度）

戦略	目標
多文化共生社会のための都内在住外国人への支援	【目標①】 ・ 情報提供の充実 ・ 多文化共生ポータルサイトアクセス数を前年度比5%以上増加（令和3年度 699,734） 【目標②】 ・ 外国人相談窓口の周知、相談件数2,200件以上（令和3年度 2,078件） 【目標③】 ・ 東京日本語教室サイトの地域日本語教室の掲載数230教室以上 【目標④】 ・ やさしい日本語の認知度40%

戦略	目標
多文化共生社会づくりに取り組む団体等への支援	【目標①】 ・情報提供の充実 ・多文化共生ポータルサイトアクセス数を前年度比５％以上増加（令和３年度 699,734） 【目標②】 ・地域の外国人相談窓口への支援件数 300 件以上（令和３年度 250 件） 【目標③】 ・情報共有や研修の実施等による各地域日本語教育の連携支援 【目標④】 ・やさしい日本語の認知度 40％
共助社会づくりの推進	【目標①】 ・システム稼働による情報提供充実等を通じた参加者の裾野拡大とボランティア団体の連携強化による活性化 【目標②】 ・新たな課題への対応を含めた地域コミュニティの活性化事業の本格実施 ・参加自治体数累計 9 自治体（パイロット事業実績により見直し）
財団の運営基盤の整備	【目標①】 ・文書の電子決定率 100％ 【目標②】 ・令和２年度比一人当たり紙使用量 70％削減 【目標③】 ・採用から退職までに必要な人事制度の確立 【目標④】 ・公益認定の取得

都提供資料より監査人作成

表D－３－２ グループ連携事業評価（令和５年度）

事業分野	協働目標	事業目標
多文化共生社会づくり	東京に暮らす外国人が日本の文化や生活ルールを理解し、日本人自らも外国人の生活習慣等を理解するなど、双方が相互理解を深め、共に快適に暮らすまちを実現する。	①外国人相談：自治体等への通訳・翻訳支援件数 令和 8（2026）年度 200 件 ②地域日本語教育：日本語学習支援者スキルアップ研修修了者数 令和 11（2029）年度累計 210 名 ③都民の「やさしい日本語」の認知度 令和 9（2027）年度 50％ ④多文化キッズコーディネーター支援事業の促進：スーパーバイザーの配置 10 名（機関）

共助社会づくり	地域と多様な主体との連携やボランティア文化の定着を通じて、地域の「つながり」と、つながりを支える「人材」を創出し、地域コミュニティの活性化を図る。	①プラットフォームとなるシステム（東京ボランティアレガシーネットワーク：VLN）の運用を通じ、ボランティアの活動継続・裾野拡大を図る。（VLNから、募集团体のウェブサイト等への遷移数年間 30,000 件以上） ②町会・自治会等に地域を支える人材を派遣し、地域コミュニティを活性化するとともに、新たな支え合いの形を創出 令和 12(2030)年度累計 300 件
---------	---	---

都提供資料より監査人作成

表D－3－3 事業計画（令和5年度）

事業	分野	計画
多文化共生社会づくりに関する事業	東京都多言語相談ナビ	・15 言語対応の多言語相談及び専門家相談の継続 ・相談支援システムの構築 ・ウクライナからの避難民への相談事業の継続
	情報発信	・東京都多文化共生ポータルサイトの充実 ・SNSを活用した情報発信
	地域日本語教育の推進	・東京日本語教室サイトの継続運営 ・文化庁の実施する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」への共同参加 ・日本語学習支援者スキルアップ研修の実施 ・初期日本語教育のオンライン教室をモデル事業として実施
	やさしい日本語の活用促進	・日本語の最新活用事例の収集と発信 ・やさ日リーダー養成研修」の拡大実施 ・やさしい日本語の活用に関与する用語集やイラスト集などのコンテンツ提供
	多文化共生コーディネーター研修の実施	・在住外国人の課題解決に取り組む人材の育成とネットワーク化 ・区市町村職員宛、多文化共生の基礎知識研修の開催 ・過去の受講者を対象とした多文化共生に関わるより専門的な知識や最新の情報を踏まえた研修の実施
	国際交流・国際協力等を促進するための連絡調整及び普及啓発	・関連団体間の連携推進 ・「国際交流・協力TOKYO連絡会」を運営し、「国際化市民フォーラム in TOKYO」を開催 ・多文化共生に関する課題等を共有する中域ネットワークの構築

事業	分野	計画
	災害時の外国人支援ネットワーク構築の検討	・災害時の外国人支援に関わる団体間のネットワーク構築 ・訓練と研修 ・「災害時の外国人支援 Q&A マニュアル」の内容刷新
	多文化キッズコーディネーターの支援	・スーパーバイザーチームを構築し、担当職員の研修の実施や相談アドバイス等の区市町村へのサポートを実施
	多文化共生社会を担う次世代の人材育成	・国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト」・「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」の東京都大会を開催
に 共 関 助 す 社 る 会 事 づ 業 くり	東京ボランティアレガシーネットワークの運営	・東京ボランティアレガシーネットワークを通じ、ボランティア活動に関心のある人に役立つ情報を提供
	地域コミュニティ活性化事業	・地域コミュニティの中核である町会・自治会の活動を支援

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

監査に当たっては、適切な事業計画を策定しているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

その結果、アで記載したとおり都からの要請に基づく計画や単年度の事業計画はあるものの、財団独自で作成した中長期計画はないとのことであった。ただし、令和6年度に中長期計画の土台となるものとして、「今後の戦略」を策定し、都に報告している。この「今後の戦略」は、財団の目指す方向性や役割、体制などに対する考えを整理している。財団によると、これをベースに令和7年度めどで中長期計画の策定を行う予定であるとのことであった。

（意見8－1）中長期計画の早期策定について

中長期計画は、つながり創生財団の事業目的達成のための道しるべとなるものであることから、本来であれば財団設立時または設立後速やかに策定すべきものである。確かに、経営改革プランやグループ連携事業評価、単年度の事業計画は立てられているものの、中長期計画に代替するものではない。経営改革プランは3年という短い期間の戦略であり、財団全体の計画というよりも重点戦略を複数記載しているものにすぎない。また、グループ連携事業評価や事業計画は、単年度の計画である。むしろ、経営改革プランやグループ連携事業評価、単年度の事業計画は、中長期計画を基礎として短期的な視点で落とし込んで策定される性格のものであると言える。

中長期計画は、財団の団体目標を達成するために必要となる取組を可視化し、効果的効率的な経営を可能にする。逆に、中長期計画がなければ、財団としての目標管理にも支障が生じる。また、中長期計画を策定することにより、都民の財団に対する理解が深まり、多文化共生の実現という目標にも近づくこととなる。財団においても、中長期計画の必要性は認識されており、既にその土台となる「今後の戦略」は策定しているとのことではあるが、令和5年度の段階で財団設立から4年が経過していることから、早期に策定することを検討されたい。

（２）固定資産の管理

ア 概要

つながり創生財団の令和5年度決算では、特定資産として建物付属設備 18 百万円、什器備品 7 百万円（帳簿価額）、ソフトウェア 90 百万円が計上されている。

固定資産の管理については、公益財団法人東京都つながり創生財団財産管理規程に規定されている。同規程第8条第1項では、財産の管理については常に最善の注意を払い、経済的効率的に利用すること、同2項では台帳を備え付け、変動の都度補正することが定められている。また、同規程第15条及び16条には、毎会計年度1回以上は財産台帳と現物を照合し、事務局長へ報告することを定めている。

固定資産は、取得後長期間にわたり使用することが想定されることから、損害や紛失などが生じていないことを確かめるために、定期的・継続的に現物を確認することが必要である。固定資産の現物照合は、固定資産の現物を確認し、また物理的な劣化や損害などを把握するために重要な手続である。

（管理）

第8条 事務局長は、財団の財産（固定資産）の管理について、常に最善の注意を払い、経済的かつ効率的に利用されるようにしなければならない。

2 事務局長は、財団の財産（固定資産）について、財産（固定資産）台帳を備え付け、変動のあった都度、補正しておかななければならない。

3 財産（固定資産）台帳の記入及び整理の方法については、事務局長が別に定める。

（現物の照合）

第15条 毎会計年度1回以上は、財産（固定資産）台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行われなければならない。

(報告等)

第 16 条 財産管理責任者は、固定資産に変動があった都度及び毎会計年度末日現在の固定資産の状況について、事務局長に報告しなければならない。

イ 監査の結果

固定資産の現物照合について、適切に実施がなされているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

具体的には、令和 5 年度の実施状況について、財団による実査時の書類を確認し、担当者にヒアリングを実施したところ、総務課総務担当の職員が固定資産台帳をシステムから出力し、当台帳と固定資産に貼付されたシールを照合した上で、突合の結果（チェックマーク）を出力した固定資産台帳に残して報告書として取り扱っているとのことであった。実際に突合結果を記載した固定資産台帳を確認したところ、突合した形跡（チェックマーク）は確認できたが、固定資産台帳に上長の押印はなかった。

（意見 8－2）固定資産実査の報告について

財産管理規程において、固定資産の現物実査を実施し、事務局長へ報告することが明文化されているが、運用上は総務課総務担当の職員が実査を行い、突合の結果（チェックマーク）を出力した固定資産台帳に残して報告書として取り扱っている。この報告書を事務局長へ報告しているものの、事務局長の承認印は確認できなかった。

これでは、照合が実施され、事務局長に報告されているかを客観的に把握することができず、組織として固定資産の実在性や利用状況を十分に確認したことを事後的に検証することが困難となる。

固定資産の現物照合は、最終的には資産の維持管理、ひいては適切な財務諸表の作成につながるものであり、適正な実施が求められるため、固定資産実査結果について、上長が確認した証跡を残す運用とすることを検討されたい。

（3）決算プロセス

ア 概要

（ア）つながり創生財団の会計

つながり創生財団は、「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日 最終改正 令和 2 年 5 月 15 日 内閣府公益認定等委員会）を採用し、財務諸表として貸借対照表、正味財産増減計算書及び、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）の別表に準拠して資金収支計算書を作成している（貸借対照表、正

味財産増減計算書は内訳表を含む)。また、財務諸表に対する注記及び附属明細書も作成し、財務諸表と併せて監査法人の監査を受け、財団ホームページにも公表している。

つながり創生財団は収益事業を実施していないため、会計区分は公益目的事業会計と法人会計のみである。

(イ) 特定資産

つながり創生財団は、令和5年度末において以下の特定資産を計上している。

表D-3-4 令和5年度末における特定資産の残高とその財源

(単位：円)

科目	令和5年度末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
前払費用	5,324,055	5,324,055	-
貯蔵品	56,494	56,494	-
建物附属設備	18,481,840	18,481,840	-
什器備品	7,076,073	7,076,073	-
ソフトウェア	90,108,843	90,108,843	-
敷金	46,896,600	46,896,600	-
賞与引当資産	13,686,408	-	13,686,408
退職給付引当資産	4,868,000	-	4,868,000
合計	186,498,313	167,943,905	18,554,408

つながり創生財団財務諸表より監査人作成

イ 監査の結果

つながり創生財団は、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表を作成しているが、それぞれの作成に当たっては、複数の会計で共通的に発生する収益・費用、資産・負債が存在する。これらの取扱いについては、「非営利法人委員会研究資料第4号 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」において次のように記載されている。

共通収益については、認定法第18条の定め及び定款、会費規程、運用規則等に従って各会計に配賦する。

共通費用については、使用割合や従事割合等、合理的な配賦基準に基づき各会計に配賦することが求められており、特に公益財団法人の場合には、公益目的事業比率の算定に影響することが考えられるため、原則として適正な配賦基準に基づく配賦を行わなければならない。

共用資産・共用負債については、可能な限り特定の会計への物理的な跡付けを行い、その跡付けに従って、直接、当該会計に計上する。物理的に特定の会計への跡付けが困難な場合には、使用割合等が高い特定の会計の資産・負債として一括計上し、共通的に発生する収益・費用を各会計へ使用割合、従事割合等の配賦基準により按分することが可能である。

上記の研究資料に基づき、つながり創生財団の共通収益・費用、共用資産・負債の処理を確認したところ、共通費用については、要員数及び面積割合を基準として勘定科目ごとに設定し、配賦計算を実施していることを確かめた。また、共通収益として受取補助金の振替額が挙げられるが、これは会計基準注13の定めのとおり、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて、正味財産から収益に振替を実施している。

しかし、共用資産・共用負債については共通費用の配賦基準を参考にして特定の会計への跡付けを行っているものの、その取扱いを明文化まではしていない。

なお、令和5年度の貸借対照表内訳表上で、代表的な共用資産・負債を挙げると以下のとおりである。建物附属設備や敷金は共通費用の按分で使用している面積比に基づいており、賞与引当金は職員の所属部署により跡付けがなされている。

表D－3－5 令和5年度末における代表的な共用資産・負債

(単位：円)

科目	件名	公益目的事業会計	法人会計
建物附属設備	スチールパーテーション・システム天井	7,381,505	2,216,083
什器備品	机・シュレッダー・モニター他	3,712,261	954,576
敷金	執務室賃借に係る敷金	36,068,175	10,828,425
未払金	ヘルプデスク業務委託料	315,000	81,000
賞与引当金	期末勤勉手当	11,068,686	948,855

つながり創生財団提供資料より監査人作成

（意見８－３）共用資産・共用負債の取扱いについて

共用資産・共用負債については、可能な限り特定の会計への物理的な跡付けを行い、その跡付けに従って、直接、当該会計に計上する。物理的に特定の会計への跡付けが困難な場合には、使用割合等が高い特定の会計の資産・負債として一括計上し、共通的に発生する収益・費用を各会計へ使用割合、従事割合等の配賦基準により按分することが可能とされている。

しかし、つながり創生財団では、共用資産・共用負債については共通費用の配賦基準を参考にして特定の会計への跡付けを行っているものの、その取扱いを明文化まではしていない。この場合、特定の会計への跡付けの判断に当たり、首尾一貫した処理や判断過程の振り返りが困難となることが考えられる。

したがって、共用資産・共用負債について取扱いを定めた内部的な基準・マニュアルの作成を検討されたい。

